

中種子町地域防災計画

令和6年3月



中種子町防災会議

目 次

第 1 編 総則

第 1 節	計画の目的及び構成	1
第 2 節	防災の基本方針	3
第 3 節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	6
第 4 節	中種子町の地勢	11
第 5 節	町の上位・関連計画	16
第 6 節	中種子町の災害履歴	20
第 7 節	災害の想定	25

第 2 編 一般災害対策編

第 1 章 災害予防

〈災害に強い施設等の整備〉

第 1 節	土砂災害の防止対策	27
第 2 節	河川災害・高潮災害等の防止対策	29
第 3 節	防災構造化の推進	30
第 4 節	建築物災害の防止対策	31
第 5 節	ライフライン施設等の機能確保	32
第 6 節	防災研究の推進	33

〈迅速かつ円滑な災害応急対策への備え〉

第 7 節	防災組織の整備	34
第 8 節	通信・広報体制（機器等）の整備	36
第 9 節	消防体制の整備	37
第 10 節	避難体制の整備	38
第 11 節	救急・救助体制の整備	44
第 12 節	交通確保体制の整備	45
第 13 節	輸送体制の整備	47
第 14 節	医療体制の整備	48
第 15 節	その他の災害応急対策事前措置体制の整備	49

〈住民の防災活動の促進〉

第 16 節	防災知識の普及・啓発	52
第 17 節	防災訓練の効果的实施	54
第 18 節	自主防災組織の育成強化	56
第 19 節	防災ボランティアの育成強化	58
第 20 節	要配慮者の安全確保	59

第 2 章 災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第 1 節	応急活動体制の確立	61
-------	-----------	----

第2節	情報伝達体制の確立	71
第3節	災害救助法の適用及び運用	73
第4節	広域応援体制	75
第5節	自衛隊の災害派遣要請	76
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	80
第7節	ボランティアとの連携等	82
〈警戒避難期の応急対策〉		
第8節	気象警報等の収集・伝達	83
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	85
第10節	広報	91
第11節	河川災害・土砂災害等の応急対策	95
第12節	消防活動	97
第13節	避難指示、誘導	98
第14節	救急・救助	107
第15節	交通の確保及び規制	108
第16節	緊急輸送	110
第17節	緊急医療	113
第18節	要配慮者への緊急支援	115
〈事態安定期の応急対策〉		
第19節	避難所の運営	117
第20節	食料の供給	119
第21節	給水	121
第22節	生活必需品の給与	122
第23節	医療	125
第24節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	127
第25節	動物保護対策	129
第26節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	130
第27節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	133
第28節	住宅の供給確保	136
第29節	文教対策	138
第30節	義援物資等の取扱い	141
第31節	農林水産業災害の応急対策	142
〈社会基盤の応急対策〉		
第32節	電力施設の応急対策	145
第33節	ガス施設の応急対策	146
第34節	上水道施設の応急対策	148
第35節	電気通信施設の応急対策	149
第36節	道路・河川等公共施設の応急対策	150
第3章 特殊災害対策		
第1節	海上災害等対策	151
第2節	空港災害等対策	155
第3節	道路事故対策	157
第4節	危険物等災害対策	159

第5節 林野火災対策	163
------------	-----

第4章 災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	165
------------------------	-----

第2節 激甚災害の指定	167
-------------	-----

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第3節 被災者の生活確保	168
--------------	-----

第4節 被災者への融資措置	171
---------------	-----

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害予防

〈地震・津波災害に強い施設等の整備〉

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策	173
--------------------	-----

第2節 津波災害防止対策の推進	175
-----------------	-----

第3節 防災構造化の推進	176
--------------	-----

第4節 建築物災害の防止対策の推進（耐震診断・耐震改修の促進等）	177
----------------------------------	-----

第5節 施設等の災害防止対策の推進	178
-------------------	-----

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	179
----------------------	-----

第7節 地震防災研究の推進	180
---------------	-----

〈迅速かつ円滑な震災応急対策への備え〉

第8節 防災組織の整備	181
-------------	-----

第9節 通信・広報体制（機器等）の整備	181
---------------------	-----

第10節 消防体制の整備	181
--------------	-----

第11節 避難体制の整備	181
--------------	-----

第12節 救急・救助体制の整備	182
-----------------	-----

第13節 交通確保体制の整備	183
----------------	-----

第14節 輸送体制の整備	183
--------------	-----

第15節 医療体制の整備	183
--------------	-----

第16節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備	183
--------------------------	-----

〈住民の防災活動の促進〉

第17節 防災知識の普及・啓発	184
-----------------	-----

第18節 防災訓練の効果的实施	184
-----------------	-----

第19節 自主防災組織の育成強化	185
------------------	-----

第20節 防災ボランティアの育成強化	185
--------------------	-----

第21節 要配慮者の安全確保	185
----------------	-----

第2章 災害応急対策

〈活動体制の確立〉

第1節 応急活動体制の確立	187
---------------	-----

第2節 情報伝達体制の確立	187
---------------	-----

第3節 災害救助法の適用及び運用	188
------------------	-----

第4節 広域応援体制	188
------------	-----

第5節	自衛隊の災害派遣要請	188
第6節	技術者、技能者及び労働者の確保	188
第7節	ボランティアとの連携等	188

〈初動期の応急対策〉

第8節	地震情報・津波予報等の収集・伝達	189
第9節	災害情報・被害情報の収集・伝達	192
第10節	広報	193
第11節	河川災害・土砂災害等の応急対策	195
第12節	消防活動	196
第13節	避難指示、誘導	196
第14節	救急・救助	197
第15節	交通の確保及び規制	197
第16節	緊急輸送	197
第17節	緊急医療	197
第18節	要配慮者への緊急支援	197

〈事態安定期の応急対策〉

第19節	避難所の運営	198
第20節	食料の供給	198
第21節	給水	198
第22節	生活必需品の給与	198
第23節	医療	199
第24節	感染症予防、食品衛生、生活衛生対策	199
第25節	し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策	199
第26節	行方不明者の捜索、遺体の処理等	199
第27節	住宅の供給確保	200
第28節	文教対策	200
第29節	義援物資等の取扱い	200

〈社会基盤の応急対策〉

第30節	電力施設の応急対策	201
第31節	ガス施設の応急対策	201
第32節	上水道施設の応急対策	201
第33節	電気通信施設の応急対策	201
第34節	道路・河川等公共施設の応急対策	202

第3章 災害復旧・復興

〈公共土木施設等の災害復旧〉

第1節	公共土木施設等の災害復旧事業等の推進	203
第2節	激甚災害の指定	203

〈被災者の災害復旧・復興支援〉

第3節	被災者の生活確保	204
第4節	被災者への融資措置	204

第4編 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節	推進計画の目的	205
第2節	推進計画の位置づけ	205
第3節	推進地域の指定	205
第4節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	205

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節	資機材、人員等の配備手配	206
第2節	他機関に対する応援要請	206
第3節	帰宅困難者への対応	206

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節	津波からの防護	207
第2節	津波に関する情報の伝達等	207
第3節	避難指示等の発令基準	208
第4節	津波対策等	208
第5節	消防機関の講ずる措置	209
第6節	水道、電気、ガス、通信及び放送関係	210
第7節	交通対策	210
第8節	町が自ら管理等を行う施設等に関する施策	210
第9節	迅速な救助	211

第4章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第1節	基本の方針	212
第2節	平時における対策	214
第3節	南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合の対応	215
第4節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応(巨大地震警戒対応)	215
第5節	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合の対応(巨大地震注意対応)	219

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第6章 防災訓練計画

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節	町職員に対する教育	223
第2節	地域住民等に対する教育	223
第3節	相談窓口の設置	223

※資料編(別冊)

第1編 総則

第1節 計画の目的及び構成

第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、中種子町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

第2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を一般災害対策編、第3編を震災・津波対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、本計画に必要な関係資料等を資料編として掲げた。



第3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正するものとする。

第4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、住民、防災関係機関、並びにその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底させる。

第5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておく。

第6 用語

本計画において、次節以降に掲げる用語の意味はそれぞれ次のとおりとする。

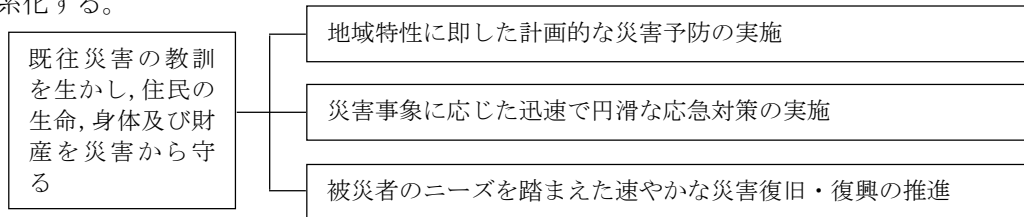
No	用語	定義
1	基本法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2	救助法	災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3	津波法	津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）をいう。
4	特措法	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）をいう。
5	町	中種子町をいう。
6	県	鹿児島県をいう。
7	町防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、中種子町防災会議が作成した、中種子町地域防災計画をいう。
8	県防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、鹿児島県防災会議が作成した鹿児島県地域防災計画をいう。
9	推進計画	南海トラフ地震に係る防災対策の推進に関する特別措置法第3条に基づき、指定された南海トラフ地震防災対策推進地域が、同法第5条第2の規定に基づき定める推進計画をいう。
10	推進基本計画	南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年中央防災会議）をいう。
11	町災害対策本部	災害対策基本法第23条の2に基づき設置する中種子町災害対策本部をいう。
12	県災害対策本部	災害対策基本法第23条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部をいう。
13	本部長	中種子町災害対策本部長をいう。
14	県本部長	鹿児島県災害対策本部長をいう。
15	消防本部	熊毛地区消防組合をいう。
16	防災関係機関	県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
17	消防署	熊毛地区消防組合中種子分遣所をいう。
18	消防団	中種子町消防団をいう。
19	要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する者をいう。
20	避難行動要支援者	要配慮者のうち災害発生時避難等において特に支援を要する者をいう。

第2節 防災の基本方針

第1 計画の理念と方針

本町は、東は太平洋、西は東シナ海に面しており、自然条件からみて台風、高潮、地震、津波等による被害を受けやすく、これらの災害防止と住民の安全を守ることは町の基本的な責務であり、防災関係機関の協力を得て、あらゆる手段、方法を用いて万全を期さなければならない。早急かつ安全な対策の樹立については、本町の現況に即し、総合的、長期的視野に立った防災対策の計画的推進を図る。

町の地域特性や過去の災害の経験等を踏まえ、「既往災害の教訓を生かし、住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という鹿児島県の防災施策上の基本理念に習い、この理念に基づく施策の基本方針を以下のように体系化する。



なお、施策の実施にあたっては、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方をもとに、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備える。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

1 地域特性に即した計画的な災害予防の実施

町は離島に位置し、東西に海岸線を有し、北部に山間部が多い等の地域特性があるため、一旦災害が発生すると様々な被害が生じ、住民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に即し、災害時の被害を最小限にとどめるため、防災施設等の整備事業等の施策を第一に推進し、併せて、災害発生時の応急対策に備えるための施策と住民の防災活動を促進するための施策を推進するものとする。

また、施策の推進にあたっては、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し、適宜、地域防災計画等を見直すとともに、施策の充実に努めるものとする。

2 災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害が発生した場合、被害の程度や状況の推移によっては、職員の動員配備、情報の収集・伝達、各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され、住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し、災害事象に応じた迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう、発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し、災害による人命危険の解消等の活動を実施する必要がある。

また、事態が落ち着いた段階においても、引き続き組織的な応急対策を実施することにより、住民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め、社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。なお、災害対応は行政機関や住民、関係機関等のそれぞれの役割分担が重要となるため、各種救援活動における役割分担・ルールに基づき、それぞれの役割に応じた対策を推進するものとする。

3 被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

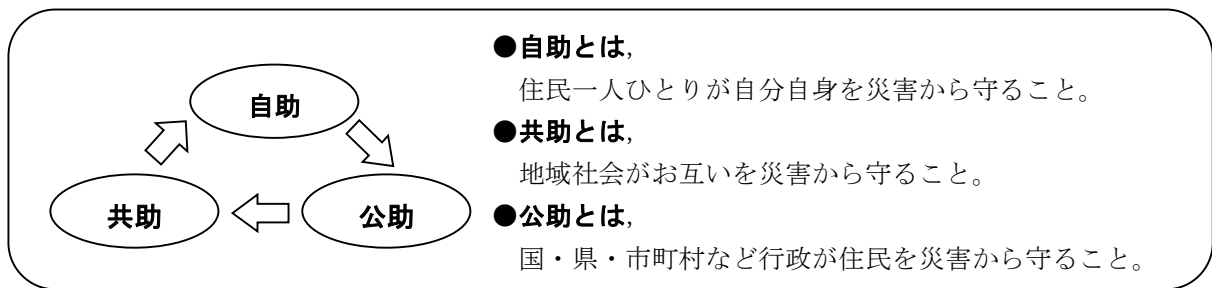
過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると、災害の程度によっては、膨大な量の施設・公共土木施設等の早期復旧事業を処理したり、弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては、復旧・復興のあらゆる場所・組織に女性や要配慮者の参画を促進し、男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに各種制度等を効果的に活用し、住民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第2 防災の方針

「自らの身の安全は、自ら守る」のが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。災害時には、近隣の負傷者、要配慮者及び観光客等を助け、避難所の運営の協力、あるいは県、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災活動に寄与することが求められる。

災害による被害を減らすためには、「自助・共助・公助」の連携が大切であり、このため町は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。



第3 風水害

本町における風水害については、6月から7月にかけての梅雨期と台風による大雨が大きな被害をもたらしている。また、海岸部においては、台風時の高潮にも十分注意する必要がある。特に台風が種子島の西方海上を北上している場合は、東方海上を通過する場合に比べて風雨が強い傾向があるので、十分警戒しなくてはならない。

また、梅雨期と台風に伴う一時的な豪雨により災害を起こしやすい状況にあるため、山間部も含め、河川堤防の危険地域、急傾斜地等での被害に注意する必要がある。そのため、今後の開発計画、森林伐採計画については、防災の視点にたった検討を行うことをはじめ、予防治山や河川工事の促進などについて関係機関、関係団体との協議を深め、住民の生命と財産を保護するという認識に立って総合的な施策を推進する。また、災害時にあっては、防災行政無線等を活用し、災害対策本部から避難等についての的確な指示を送り、被害を最小限にとどめるように努める。

第4 火災

火災については、住民の生活様式の多様化に伴い、その発生要因も多種多様になってきている。建築物については、耐火構造物が増加してはいるものの、住宅密集地は大部分が木造家屋のため、大火によって大きな損害を受けることも予想される。火災を未然に防止するため、住民の火災予防思想の高揚に努めるとともに、自主防災組織の育成強化と民間企業の自衛消防組織の確立を図る。消防力の充実強化については、熊毛地区消防組合消防計画により消防施設及び装備の充実を努めるとともに、団員の研修及び訓練の強化に努める。

第5 震災

本町は、比較的有感地震の発生の少ない地域ではあるが、いつ発生するかわからない突発的な自然現象であるので、平常時から災害に備える体制を整えておくことが必要である。

第6 要配慮者への配慮・地理的条件への対応

すべての災害に対して、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国人、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）あるいは観光客等への万全の安全対策を講ずる。また、町は、防災関係機関、関係団体との連携を密にし、災害発生の際は即応できるよう体制づくりに努める。この際、中山間地域における孤立化集落対策に留意する。

第7 住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は、各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに、町が実施する防災業務について、自発的に協力するものとする。

1 町民の基本的責務

「自らの身の安全は、自ら守る」自助と「地域の安全は、地域住民が互いに助け合って確保する」共助が防災の基本である。

町民は、自らが防災対策の主体であることを認識し、日頃から食料、飲料水等の備蓄など自主的に風災害等に備えるとともに、防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする町・県等防災関係機関が行う防災活動と連携・協働する必要がある。

また、町民は、被害を未然に防止し、あるいは最小限にとどめるため、地域において相互に協力して防災対策を行うとともに、町及び県と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

2 事業所の基本的責務

事業所の事業者（管理者）は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、経済活動の維持を図るとともに、その社会的責務を自覚し、自主防災組織、町、県及びその他の行政機関と連携・協働し、町民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県及び町が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等、防災施策の実施に協力するよう努める。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

本節は、中種子町並びに鹿児島県及び町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第1 町

町は、第1段階の防災機関としておおむね次の事項を担当し、また災害救助法が適用された場合は、県（知事）の委任に基づき必要な救助の実施にあたる。

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 中種子町防災会議に係る業務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。 (6) 被災した町管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時における文教、保健衛生対策に関する事。 (8) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (9) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関する事。 (10) 被災施設の復旧に関する事。 (11) 町内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関する事。 (12) 災害対策に係る広域応援協力に関する事。 (13) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。

第2 消防本部

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
熊毛地区消防組合	(1) 中種子町地域防災計画の作成への協力に関する事。 (2) 中種子町防災会議委員への就任及び当該会議への参加に関する事。 (3) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (4) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (5) 災害の防御と拡大の防止に関する事。 (6) 被災施設の復旧に関する事。 (7) その他、災害対策に必要な事務又は業務に関する事。

第3 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
鹿 児 島 県	(1) 鹿児島県防災会議に係る事務に関する事。 (2) 防災に係る施設、組織の整備と訓練等の災害予防の対策に関する事。 (3) 災害に係る情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。 (4) 災害の防御と拡大の防止に関する事。 (5) り災者の救助、医療、防疫等の救助保護に関する事。 (6) 被災した県管理施設の応急対策に関する事。 (7) 災害時の文教、保健衛生、警備対策に関する事。 (8) 災害対策要員の供給、あっせんに関する事。 (9) 災害時における交通輸送の確保に関する事。 (10) 被災者に対する融資等被災者復興対策に関する事。 (11) 被災施設の復旧に関する事。 (12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導、指示、あっせん等に関する事。 (13) 災害対策に係る「九州・山口9県災害時相互応援協定」、「緊急消防援助隊」等広域応援協力に関する事。
種 子 島 警 察 署	(1) 災害時における住民の生命、身体及び財産の保護に関する事。 (2) 災害時における社会秩序の維持及び交通に関する事。

第4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九 州 農 政 局 鹿 児 島 農 政 事 務 所	(1) 農地、農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の応急復旧に関する事。 (2) 災害時における応急食料の需給対策に関する事。
九 州 森 林 管 理 局 屋 久 島 森 林 管 理 署	(1) 国有林野並びに民有林直轄区域内の治山事業の実施に関する事。 (2) 保安林、保安施設等の保全に関する事。 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の需要に関する事。
九 州 運 輸 局 鹿 児 島 運 輸 支 局	(1) 自動車運送事業者に対する輸送命令に関する事。 (2) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 (3) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶の調達あっせんに関する事。 (4) 港湾荷役の確保に関する事。 (5) 船舶運航事業者に対する航海命令に関する事。 (6) 港湾運送事業者に対する公益命令に関する事。 (7) その他、防災に関し運輸局の所掌すべき事。
九 州 地 方 整 備 局 鹿 児 島 港 湾、 空 港 整 備 事 務 所	(1) 港湾、海岸災害対策に関する事。 (2) 高潮、津波災害等の予防に関する事。 (3) その他、防災に関し整備局の所掌すべき事。

大阪航空局 鹿児島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> (1) 航空運送事業者に対する輸送の協力要請に関する事。 (2) 航空機の運航に係る情報の収集及び提供に関する事。 (3) 航空機による代替輸送に関する事。 (4) 被災者、救済用物資等の輸送調整に関する事。 (5) その他、防災に関し空港事務所の所掌すべき事。
鹿児島地方気象台	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測その成果の収集、発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
鹿児島海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海上防災訓練及び海上防災指導の実施に関する事。 (2) 警報等の伝達に関する事。 (3) 情報の収集に関する事。 (4) 海難救助等に関する事。 (5) 排出油の防除に関する事。 (6) 海上交通安全の確保に関する事。 (7) 治安の維持に関する事。 (8) 危険物の保安措置に関する事。 (9) 緊急輸送に関する事。 (10) 物資の無償貸付又は譲与に関する事。 (11) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関する事。 (12) 警戒区域の設定に関する事。

第5 自衛隊

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人命救助、消防、水防、救助物資、道路の応急復旧、医療、感染症予防、給水等のほか災害通信の支援に関する事。 (2) その他、防災に関し自衛隊の所掌すべき事。

第6 指定公共機関及び指定地方公共機関

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵政業務の確保に関する事。 (2) 災害時における為替預金、簡易保険等の非常取扱及び災害つなぎ資金の融資に関する事。
西日本電信電話株式会社 (鹿児島支店)	<p>電信電話施設の保全と重要通信の確保に関する事。</p>

日本赤十字社 (鹿児島県支部)	(1) 災害時における医療救護（医療、助産及び一時保存を除く死体の処理等）に關すること。 (2) 救援物資の備蓄と配分に関すること。 (3) 災害時の血液製剤の供給に関すること。 (4) 義援金の受付に関すること。 (5) 災害時の赤十字奉仕団をはじめとする防災ボランティアによる活動に関すること。 (6) 災害時の外国人の安否調査に関すること。
日本放送協会及び 放送関係機関	(1) 気象予警報、災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に關すること。 (2) 社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
九州電力株式会社 熊毛営業所	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力供給確保に関すること。
自動車運送機関 (日本通運株式 会社、県トラ ック協会等)	災害時における貨物自動車による救助物資及び避難者の輸送協力に関すること。
海上輸送機関	災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
ガス供給機関	(1) ガス施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時におけるガス供給確保に関すること。 (3) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
熊毛地区医師会	災害時における助産、医療救護に関すること。
熊毛郡歯科医師会	(1) 災害時における歯科医療に関すること。 (2) 身元確認に関すること。

第7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	処理すべき事務又は業務の大綱
種子屋久農業 協同組合	(1) 被災農家の農作物災害復旧用肥料及び農薬の確保融資に関すること。 (2) 被災農家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
種子島漁業 協同組合	(1) 漁船遭難防止の対策に関すること。 (2) 被災漁家に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
中種子町商工会	(1) 被災者に対する衣料、食料の融資及びあっせんに関すること。 (2) 被災会員等に対する資金の融資及びあっせんに関すること。

中 種 子 町 土 地 改 良 区	(1) 農業用たん水防除施設等の整備及び防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の災害調査及び災害復旧に関すること。
中 種 子 町 社 会 福 祉 協 議 会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 (2) 救援ボランティアに関すること。
病 院 等 経 営 者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 (3) 被災負傷者等の収容保護に関すること。 (4) 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 (5) 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社 会 福 祉 施 設 経 営 者	(1) 防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防の対策に関すること。 (2) 災害時における収容者の避難誘導に関すること。
金 融 機 関	被災事業者に対する資金の融資及びあっせんに関すること。
その他公共的団体 及び防災上重要な 施 設 の 管 理 者	それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

第4節 中種子町の地勢

第1 自然的条件

1 位置

本町は、鹿児島県大隅半島南端から約40km南に位置し、北は西之表市、南は南種子町に隣接、東は太平洋、西は東シナ海に面している。

東西7km、南北22kmで、総面積は137.18k㎡である。

2 地勢

本町の地勢は、一般に緩やかな丘陵をなし、北部は山林地帯が多く、最も高い山が標高282mで、中央部から南部にかけて比較的平坦で、耕地が多くなっている。

3 地質

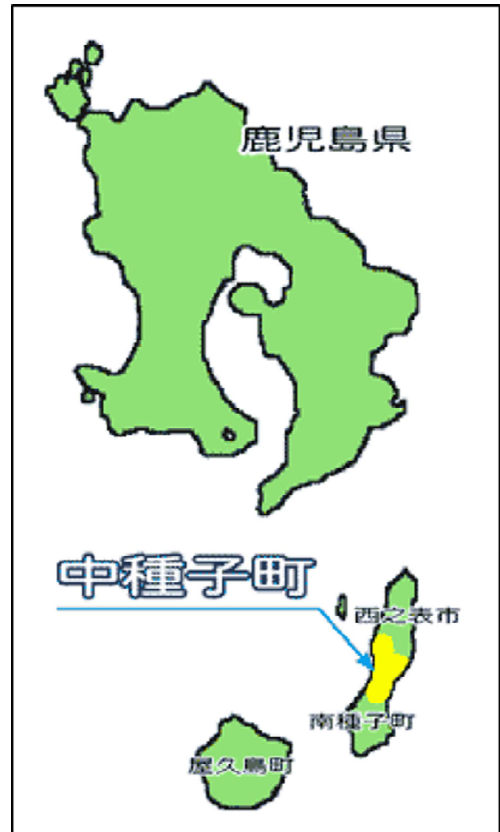
本町の地質は、古第三紀層及び新第三紀層よりなり、砂岩及び粘板岩の互層で西海岸に沿って沖積砂土地帯もあり、土の大部分は南九州特有の火山灰土壌が多く、特殊土壌の地質となっている。

4 気象

(1) 気温

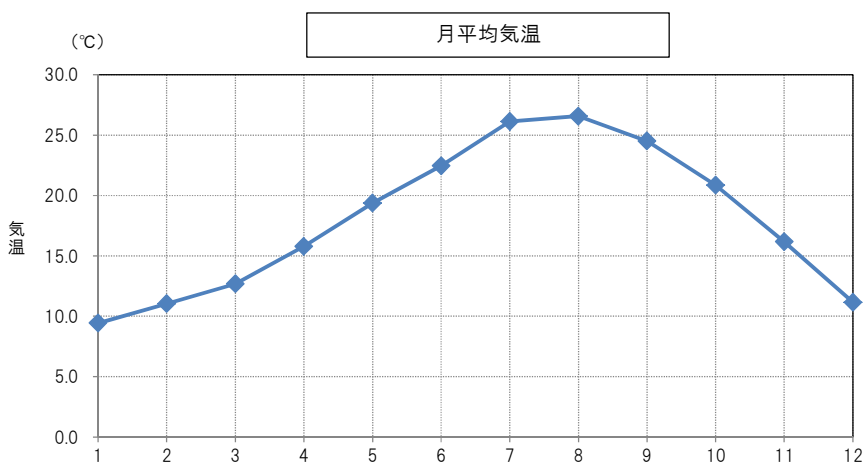
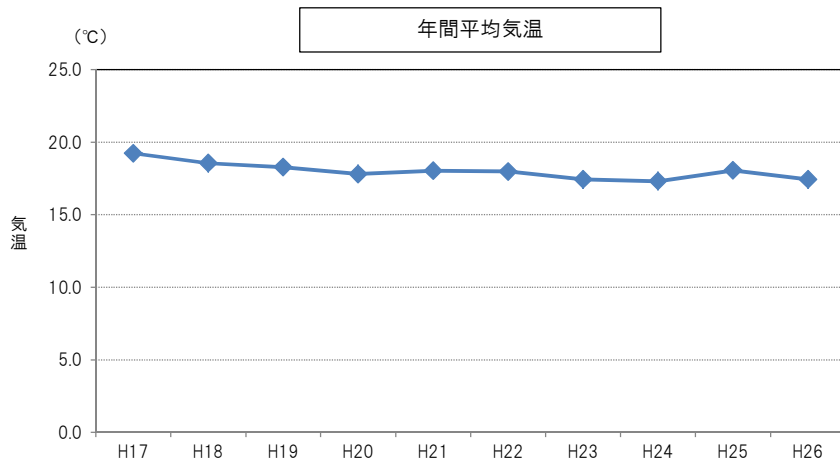
本町の平成17年から平成26年の10年間の年平均気温は18.0℃で、月平均気温は、1月が9.4℃と最も低く、最も高くなる8月には26.6℃まで上昇する。

夏期（5月～10月）にかけては月平均気温が20℃を超え、冬期（12～2月）の平均気温は10℃以上あり、0℃を下回ることはほとんどない。年間を通じて温暖な気候である。



(単位：℃)

年	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2005	H17	10.5	11.5	12.5	17.9	21.3	23.9	27.8	28.1	26.4	22.6	17.9	10.4	19.2
2006	H18	11.6	12.7	12.4	15.7	19.7	22.4	26.7	26.8	24.1	21.2	16.9	12.5	18.6
2007	H19	10.3	11.8	12.8	15.1	19.0	22.6	26.0	26.6	25.3	21.4	15.9	12.6	18.3
2008	H20	10.7	8.2	12.9	15.9	19.0	22.2	26.1	26.1	24.5	21.0	15.7	11.4	17.8
2009	H21	9.3	12.7	13.0	15.9	19.3	22.2	25.7	26.3	24.5	20.0	16.1	11.5	18.0
2010	H22	9.3	12.1	13.2	15.4	19.2	22.3	25.5	26.5	25.0	20.6	15.3	11.4	18.0
2011	H23	5.9	11.0	10.3	15.2	19.2	23.1	25.5	26.1	24.0	20.5	17.8	10.7	17.4
2012	H24	8.6	9.7	12.8	15.5	19.0	22.4	25.9	26.1	23.1	19.5	14.5	10.7	17.3
2013	H25	8.6	10.7	14.4	15.8	19.2	22.7	26.7	27.2	24.7	21.3	15.0	10.4	18.1
2014	H26	9.5	10.0	12.6	15.5	18.8	20.8	25.5	25.9	23.6	20.5	16.6	10.0	17.4
平均		9.4	11.0	12.7	15.8	19.4	22.5	26.1	26.6	24.5	20.9	16.2	11.2	18.0



資料：気象庁（観測地点：中種子）

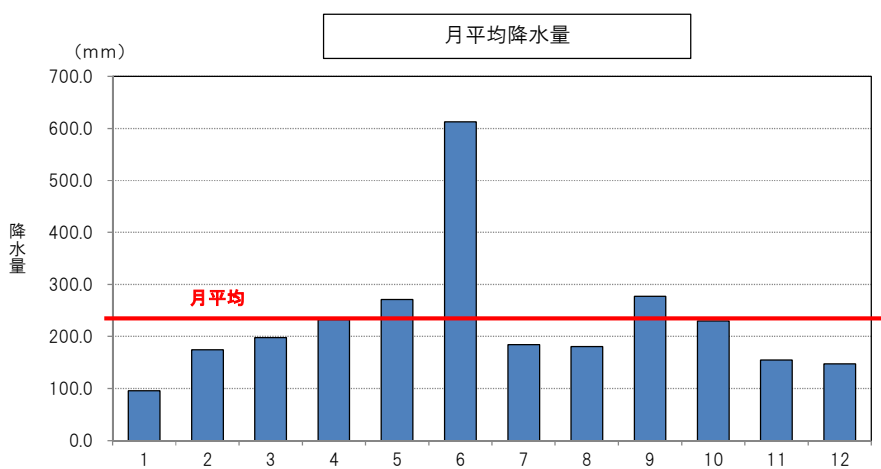
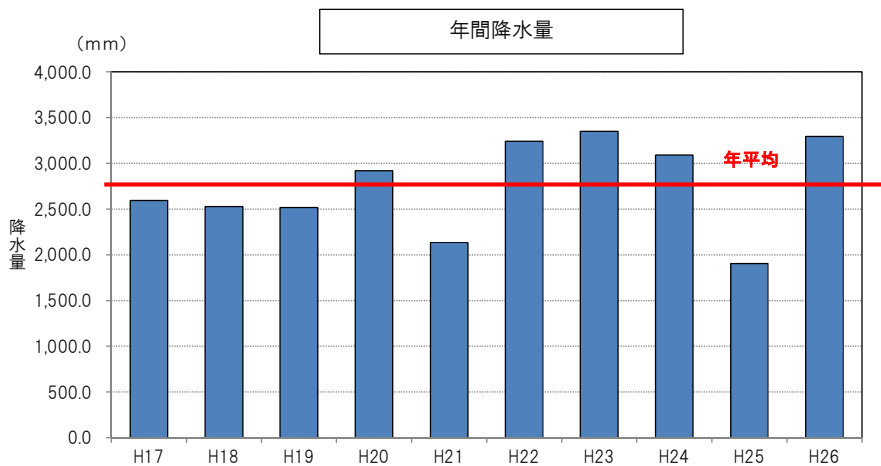
(2) 降水量

本町の平成17年から平成26年の10年間の年平均降水量は2,758mmで、全国平均の1,718mm(国交省水資源部調べ)を上回っている。

本町は夏から秋にかけて、毎年のように台風に見舞われる。また、豪雨や干ばつの害を受けることもしばしばある

(単位：mm)

年	月												合計	平均
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
2005 H17	130.0	286.0	153.0	162.0	173.0	640.0	140.0	91.0	342.0	240.0	93.0	144.0	2,594.0	216.2
2006 H18	125.0	138.0	103.0	302.0	319.0	564.0	190.0	64.0	212.0	29.0	239.0	242.0	2,527.0	210.6
2007 H19	104.0	148.0	273.0	192.0	209.0	331.0	441.0	296.0	164.0	32.0	122.0	207.0	2,519.0	209.9
2008 H20	88.0	79.0	103.5	185.0	471.5	728.5	72.0	372.0	529.5	212.5	56.0	23.5	2,921.0	243.4
2009 H21	91.5	42.0	276.0	162.0	140.0	221.5	75.5	78.5	183.0	377.0	274.5	212.5	2,134.0	177.8
2010 H22	95.5	241.5	347.0	361.0	198.5	943.0	345.5	80.0	104.5	270.5	96.5	158.5	3,242.0	270.2
2011 H23	32.0	228.5	86.0	163.0	658.5	673.5	265.5	144.5	373.0	424.5	251.0	50.5	3,350.5	279.2
2012 H24	145.0	191.5	237.0	414.0	165.5	621.5	169.5	262.0	479.0	82.5	161.0	165.0	3,093.5	257.8
2013 H25	108.0	127.5	152.0	202.5	118.5	526.0	8.0	140.5	85.0	207.5	97.0	131.0	1,903.5	158.6
2014 H26	38.5	261.5	245.0	178.0	261.5	878.5	137.0	276.0	304.0	421.0	157.0	137.5	3,295.5	274.6
平均	95.8	174.4	197.6	232.2	271.5	612.8	184.4	180.5	277.6	229.7	154.7	147.2	2,758.0	229.8



資料：気象庁（観測地点：中種子）

(3) 風速・風向

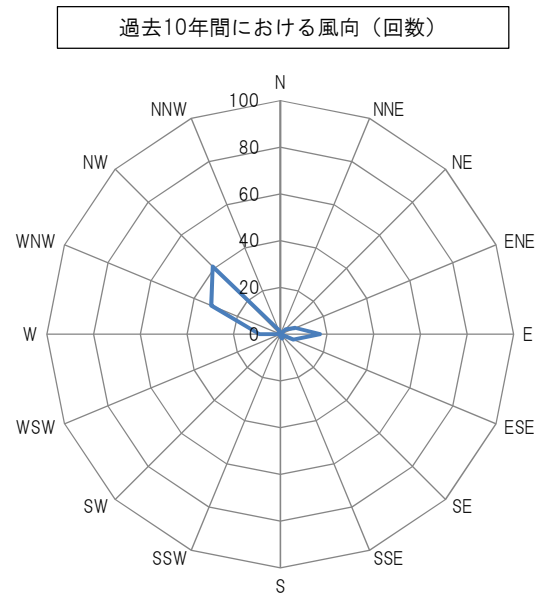
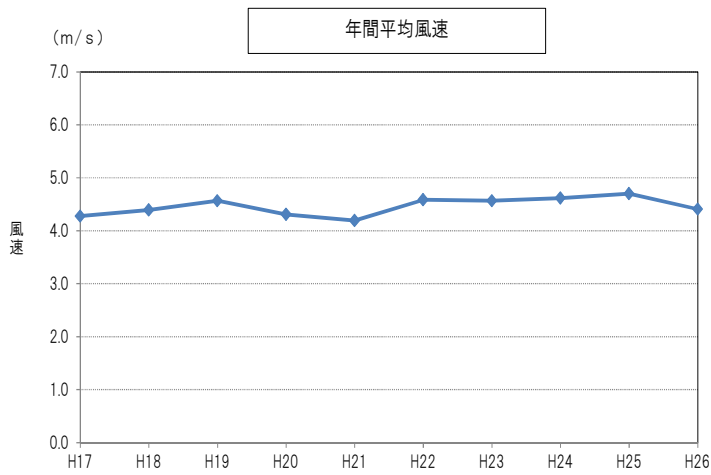
風速は、年平均風速4.5m/sで、月別風速を見ると、3月が5.4m/sと強く、9月と10月が3.6～3.7m/sと弱い。

風向きは、年間を通して北西の風が最も多く、次いで西北西の風が多い。

(単位：m/s)

年	月												平均
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
2005 H17	4.7	4.9	5.3	4.3	3.9	3.8	4.2	3.7	4.3	3.7	3.6	4.9	4.3
2006 H18	4.3	5.2	5.8	5.9	4.8	4.4	4.4	3.3	3.1	3.0	4.2	4.3	4.4
2007 H19	4.5	5.1	5.2	4.2	5.4	4.3	5.8	4.3	3.8	3.0	3.7	5.5	4.6
2008 H20	4.6	5.6	5.7	4.9	4.1	4.2	3.4	3.8	3.6	3.5	3.9	4.4	4.3
2009 H21	5.1	4.3	5.0	5.1	4.5	3.9	3.7	3.2	3.2	3.8	3.9	4.6	4.2
2010 H22	5.8	5.1	5.5	5.1	4.0	3.9	3.7	4.1	3.8	3.7	4.0	6.3	4.6
2011 H23	5.4	4.1	5.7	5.1	4.7	4.0	4.5	4.3	5.2	3.6	4.2	4.0	4.6
2012 H24	3.9	5.1	5.7	5.9	4.4	4.6	3.9	4.6	3.2	3.2	5.4	5.5	4.6
2013 H25	5.3	5.2	5.0	5.9	4.1	3.8	4.6	5.1	3.6	4.1	4.7	5.0	4.7
2014 H26	4.3	4.2	5.1	4.6	4.8	4.4	4.1	4.4	2.8	4.4	3.7	6.1	4.4
平均	4.8	4.9	5.4	5.1	4.5	4.1	4.2	4.1	3.7	3.6	4.1	5.1	4.5

年	月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2005	H17	NNW	NW	NW	WNW	WNW	ENE	W	WNW	ENE	NE	NW	NW
2006	H18	NNW	NW	WNW	WNW	WNW	W	W	E	ENE	ENE	NW	NW
2007	H19	NW	WNW	NW	WNW	WNW	W	WNW	ESE	E	NE	NW	NW
2008	H20	NW	NW	WNW	WNW	WNW	WNW	ESE	W	WNW	ENE	NW	NW
2009	H21	NW	NW	WNW	WNW	WNW	W	S	E	E	ENE	NW	NW
2010	H22	NW	NW	WNW	WNW	ESE	E	ESE	E	W	NW	NW	NW
2011	H23	NW	NW	NW	WNW	WNW	SSE	ESE	E	E	E	E	NW
2012	H24	NW	NW	NW	WNW	WNW	E	W	E	ESE	ENE	NW	NW
2013	H25	NW	NW	WNW	WNW	WNW	E	W	WNW	E	E	NW	NW
2014	H26	NW	NE	NW	WNW	WNW	WNW	WNW	SSE	E	E	NW	NW

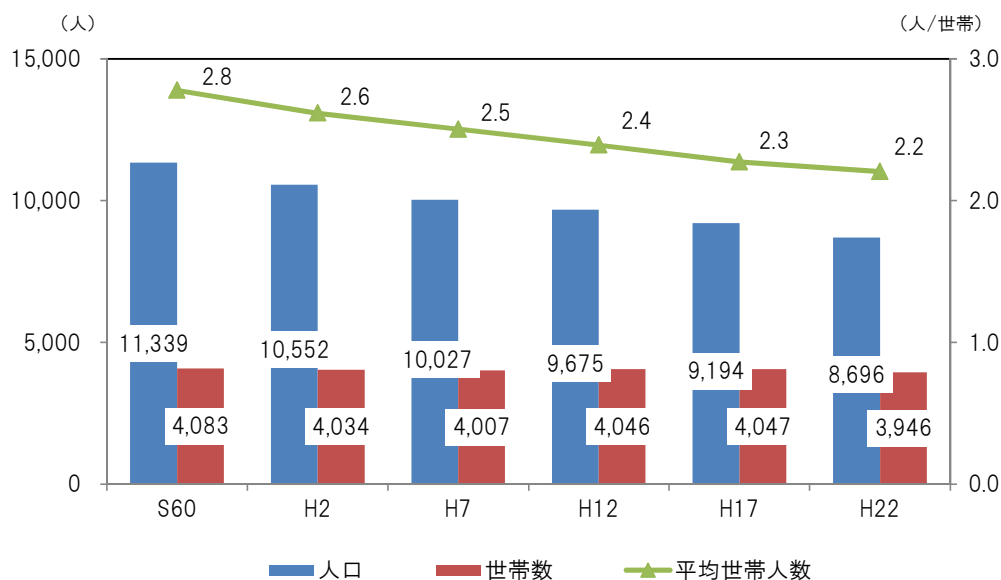


資料：気象庁（観測地点：中種子）

第2 社会的条件

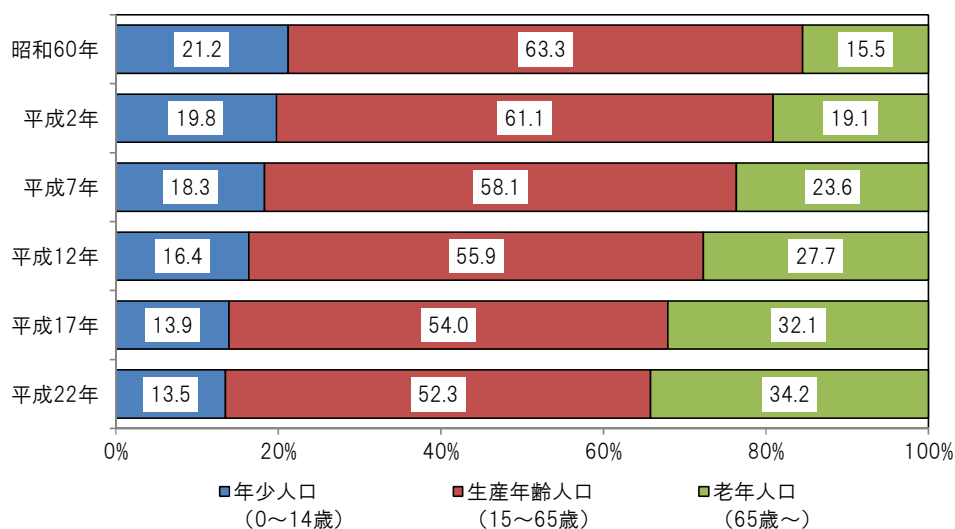
1 人口・世帯数等

本町の平成22年国勢調査の人口は8,696人で、鹿児島県の総人口(1,706,242人)の約0.5%である。世帯数は3,946世帯、平均世帯人数は2.2人である。人口、世帯数ともに昭和60年から減少している。



2 年齢3区分別人口

本町の国勢調査の年齢3区分別の人口の推移をみると、老年人口(65歳以上)比が年々増加し、平成7年には年少人口(0~14歳)比を上回り、平成22年には34.2%となっており、少子、高齢化が進んでいる。

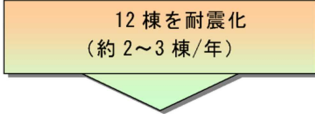


第5節 町の上位・関連計画

計 画 書 名	第5次中種子町長期振興計画
策 定 主 体	中種子町
策 定 年 月	平成23年3月
目 標 年 次	平成32年度
将 来 推 計 人 口	平成32年：7,800人
町 の 将 来 像	人の和と豊かな実りに新たな希望が持てるまち なかたね
基 本 目 標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 活気の種子あふれるまちづくり 2. 地域に根づく人づくり 3. 心豊かに実りある地域づくり 4. 参画と協働でよいらーいきの里づくり
大 綱	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. 活気あふれる産業づくり 1-2. 快適な生活を支える基盤づくり 2-1. 生涯学び続ける人づくり 2-2. 共に暮らす地域の和を活かして 3-1. 安心して住める生活環境づくり 3-2. 共につくる生きがいに満ちた保健・医療・福祉のまちづくり 4-1. 計画の推進体制の充実
防 災 関 連 施 策	<ol style="list-style-type: none"> 3-1. 安心して住める生活環境づくり <p>●安心・安全な環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 消防・救急体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> ① 安心・安全な生活に向けた広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・本町では、畑地等での火入れによる火災出動が多く発生していることから、町民に対し、火の取り扱いについて十分注意するよう、意識の高揚を図っていく。 ② 訓練計画 <ul style="list-style-type: none"> ・各地域で、住民参加型の防災・避難訓練を定期的実施するとともに、消防機関による、災害非常時の応急措置が迅速確実に行使できるよう、定期的訓練の強化を図る。 ・防災・避難訓練時等を活用して、AEDの使用方法等最新の情報提供を行うことで、町民の安心・安全の確保に向けた取組を拡充する。 (2) 自然災害対策 <ol style="list-style-type: none"> ① 治山・治水等対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各河川の未改修区間を計画的、重点的に改修するとともに、危険箇所等の定期点検を実施し、災害の防止に努める。 ・予防治山の促進に努める。 ② 災害警報等の伝達の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線システムのデジタル化や災害発生時の情報伝達システムの充実を図る。 ・風速等の気象データ観測体制の強化を図る。

防 災 関 連 施 策	<ul style="list-style-type: none">・防災マップ等による危険箇所の周知に努める。 <p>③ 防災機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none">・地震, 台風・集中豪雨などの自然災害に対し, 迅速かつ適切に対処するための総合的かつ計画的な防災対策を進めていく。・集中豪雨や台風などによる被害を考慮し, 自然災害から町民の生命と財産を守るため, 関係機関と協働し, 各種の安全対策を充実していく。
-------------	--

計 画 書 名	中種子町建築物耐震改修促進計画																																																																																
策 定 主 体	中種子町																																																																																
策 定 年 月	平成 23 年 2 月																																																																																
目 標 年 次	平成 27 年度																																																																																
対 象 建 築 物	①住宅 ②特定建築物 ・ 多数の者が利用する建築物 ・ 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ・ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物																																																																																
耐 震 改 修 等 の 現 状 と 目 標	<p>①住宅の目標</p> <p>□現状(平成 22 年度) (単位:棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総 数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td> <td>3,171</td> <td>1,665</td> <td>1,506</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>1,128</td> <td>1,008</td> <td>120</td> <td>89%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,299</td> <td>2,673</td> <td>1,626</td> <td>62%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">約 819 棟を施策による耐震化 (約 164 棟/年)</p> <p>■目標(平成 27 年度) (単位:棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総 数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td> <td>3,100</td> <td>2,790</td> <td>310</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>非木造</td> <td>1,100</td> <td>990</td> <td>110</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,200</td> <td>3,780</td> <td>420</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②特定建築物の目標</p> <p>・ 多数の者が利用する建築物の耐震化の目標</p> <p>□現状(平成 22 年度) (単位:棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総 数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共建築物</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>2</td> <td>86%</td> </tr> <tr> <td>民間建築物</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>33%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>4</td> <td>76%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">2 棟を耐震化</p> <p>■目標(平成 27 年度) (単位:棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総 数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公共建築物</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>1</td> <td>93%</td> </tr> <tr> <td>民間建築物</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	木 造	3,171	1,665	1,506	53%	非木造	1,128	1,008	120	89%	計	4,299	2,673	1,626	62%		総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	木 造	3,100	2,790	310	90%	非木造	1,100	990	110	90%	計	4,200	3,780	420	90%		総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	公共建築物	14	12	2	86%	民間建築物	3	1	2	33%	計	17	13	4	76%		総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	公共建築物	14	13	1	93%	民間建築物	3	2	1	67%	計	17	15	2	90%
	総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																																																													
木 造	3,171	1,665	1,506	53%																																																																													
非木造	1,128	1,008	120	89%																																																																													
計	4,299	2,673	1,626	62%																																																																													
	総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																																																													
木 造	3,100	2,790	310	90%																																																																													
非木造	1,100	990	110	90%																																																																													
計	4,200	3,780	420	90%																																																																													
	総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																																																													
公共建築物	14	12	2	86%																																																																													
民間建築物	3	1	2	33%																																																																													
計	17	13	4	76%																																																																													
	総 数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																																																													
公共建築物	14	13	1	93%																																																																													
民間建築物	3	2	1	67%																																																																													
計	17	15	2	90%																																																																													

<p>耐震改修等の現状と目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 本町においては、該当無し。 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物の耐震化の目標 <p>□現状(平成22年度) (単位:棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県指定道路</td> <td>17</td> <td>9</td> <td>8</td> <td>53%</td> </tr> <tr> <td>町指定道路</td> <td>21</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>62%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38</td> <td>22</td> <td>16</td> <td>58%</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>12棟を耐震化 (約2~3棟/年)</p> </div> <p>■目標(平成27年度) (単位:棟)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>総数</th> <th>耐震性有り</th> <th>耐震性無し</th> <th>耐震化率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県指定道路</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>2</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>町指定道路</td> <td>21</td> <td>19</td> <td>2</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>38</td> <td>34</td> <td>4</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	県指定道路	17	9	8	53%	町指定道路	21	13	8	62%	計	38	22	16	58%		総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率	県指定道路	17	15	2	90%	町指定道路	21	19	2	90%	計	38	34	4	90%
	総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																					
県指定道路	17	9	8	53%																																					
町指定道路	21	13	8	62%																																					
計	38	22	16	58%																																					
	総数	耐震性有り	耐震性無し	耐震化率																																					
県指定道路	17	15	2	90%																																					
町指定道路	21	19	2	90%																																					
計	38	34	4	90%																																					
<p>町有建築物の耐震化の促進</p>	<p>■町有建築物の耐震化の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時の拠点となる庁舎や避難場所となる小学校・公民館などの耐震化の促進は最も重要であることから、これらの建築物については優先的に耐震化を進める。 地震発生後における火災の発生への対応も重要であることから、消防施設についても優先的に耐震化を進めていく。 その他の町有建築物についても耐震化を進め、平成27年までに、町有建築物全体で耐震化率90%以上の目標を設定し、これに近づけるように計画的な耐震化を進める。 																																								

第6節 中種子町の災害履歴

第1 風水害

本町において平成19年～平成27年9月末現在で被害を受けた風水害は、6月～10月にかけての大雨、台風によるもので、下表の通りである。

年月日	災害種別	中種子町の被害状況
平成19年 7月14日	台風4号	総降水量：147mm 最大風速：21m/s（南東） 最大瞬間風速：欠測 ・家屋一部損壊：6棟
平成20年 5月1日	突風	総降水量：148.5mm 最大風速：8m/s（東北東） 最大瞬間風速：欠測 ・家屋一部損壊：1棟（住家の屋根瓦が飛散）
平成22年 6月18日～23日	大雨	総降水量：481.5mm ・床下浸水：26件 ・がけ崩れ（道路）：2件 ・その他（住家の裏山等）：1件 ・道路冠水：1件
平成23年 6月7日～8日	大雨	総降水量：322.5mm ・床下浸水：1棟
平成23年 7月18日	台風6号	総降水量：43.0mm 最大風速：8.9m/s（北北東） 最大瞬間風速：19.0 m/s（北） ・農作物等被害あり
平成24年 8月1日	台風10号	総降水量：95.5mm 最大風速：24.2m/s（東南東） 最大瞬間風速：39.6m/s（東南東） ・家屋一部損壊：1棟
平成25年 6月9日	大雨	総降水量：212.5mm ・床下浸水：7棟

年月日	災害種別	中種子町の被害状況
平成26年 8月8日～9日	台風11号 7/29発生 8/11 熱帯低気圧へ変 わった	総降水量：116.5mm 8/8 最大風速：11.9m/s（東） 最大瞬間風速：26.7m/s（北東） 8/9 最大風速：16.5m/s（西北西） 最大瞬間風速：24.7m/s（北西） ・公共施設等被害：中種子中学校 鉄筋コンクリート3階建校舎（普通教室棟）の屋根材 （アルミメッキ合金破損飛散） ・農作物等被害あり
平成26年 8月1日	台風12号 7/30発生 8/4 熱帯低気圧へ変 わった	総降水量：23.5mm 最大風速：13.2m/s（南東） 最大瞬間風速：22.1m/s（東南東） ・人的被害：重傷1人 中種子町増田にて風にあおられバイクで転倒
平成26年 10月5日	台風18号	総降水量：336.5mm 最大風速：16.7m/s（北西） 最大瞬間風速：30.9m/s（北北西） ・住家被害：一部損壊8棟 ・非住家被害：その他全壊1棟 ・公共施設等被害 ・中央公民館：大ホール用空調室外機破損 ・中種子中学校 鉄筋コンクリート3階建校舎（普通教室棟）の屋 根材（アルミメッキ鋼板破損飛散） ・林地崩壊：中種子町坂井梶潟 ・農作物等被害あり ・停電：6.7千戸（10/5 15時時点）
平成26年 10月12日	台風19号	総降水量：42.5mm 最大風速：14.8m/s（東南東） 最大瞬間風速：25.2m/s（東南東） ・農作物等被害あり
平成27年 6月23日～26日	大 雨	総降水量：392.5mm ・住家被害：一部損害1棟

資料：総降水量, 最大風速, 最大瞬間風速は, 気象庁データ（観測地点：中種子）
その他は, 鹿児島県災害関連情報

第2 地震及び津波

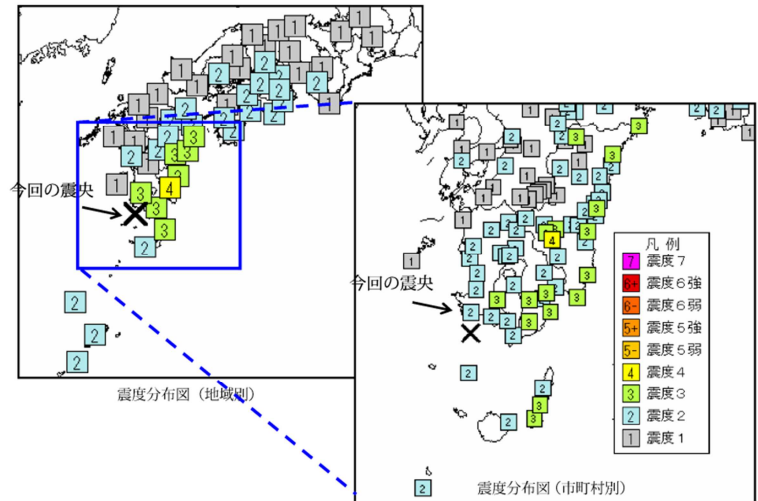
鹿児島県は、九州では比較的有感地震の発生が少ない地域である。平成19年以降に、本町が被害を受けた大きな地震及び津波はない。地震は震度1～3の小規模地震で、死者や家屋、津波等の被害はでていない。

平成19年以降に本町で震度3以上を観測した地震は、「平成21年薩摩半島西方沖地震」, 「平成22年大隅半島東方沖地震」, 「平成26年種子島近海地震」の3つである。

【平成21年9月3日の薩摩半島西方沖地震（マグニチュード6.0）】

宮崎県都城市で震度4を観測したほか、九州・山口県で震度3～1を観測した。

本町は震度3を観測したが、被害はなかった。

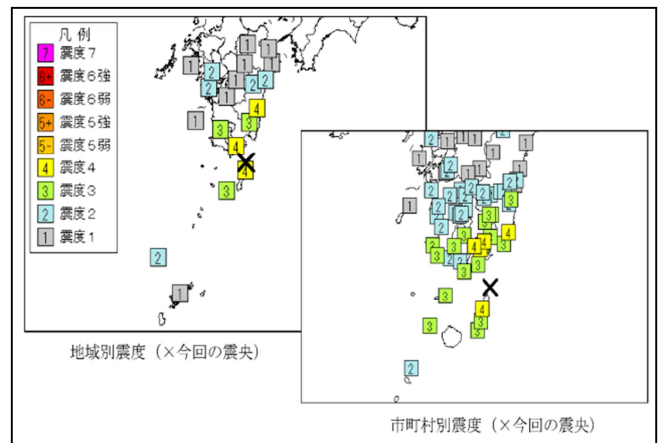


H21年 薩摩半島西方沖地震

【平成22年1月25日の大隅半島東方沖地震（マグニチュード5.4）】

鹿児島県鹿屋市、大崎町、肝付町、西之表市及び宮崎県日南市で震度4を観測したほか、鹿児島県を中心に九州地方で震度1～3を観測した。

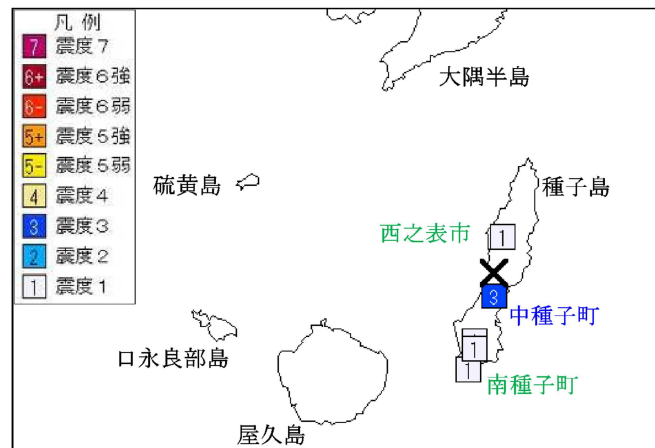
本町は震度3を観測したが、被害はなかった。



H22年 大隅半島東方沖地震

【平成26年10月15日の種子島近海地震（マグニチュード3.4）】

西之表市と南種子町は震度1を観測し、本町では震度3を観測したが、被害はなかった。



H26年 種子島近海地震

資料：鹿児島地方気象台

第3 火災

本町において過去10年間（平成17年～平成26年）の火災発生件数は221件で、建物の火災では「一般住宅」が最も多い。

原因別でみると、「その他」を除くと「たき火」が最も多く、次いで「火遊び」が多い。

年間の平均出火発生件数は22件となっている。

火災の発生状況の推移

年次	総数	建物の火災件数					非住家	車両	山林原野	その他
		一般住宅	店舗併用住宅	アパート 旅館	会社 工場	官公庁 学校・病院				
平成17年	23	4	2	-	-	-	-	2	1	14
平成18年	31	4	1	-	-	-	1	-	2	23
平成19年	27	-	2	2	1	-	-	2	2	18
平成20年	23	1	3	-	-	-	1	1	-	17
平成21年	25	3	-	-	-	-	-	-	1	21
平成22年	21	3	-	-	-	-	1	-	-	17
平成23年	17	-	-	-	-	-	-	-	-	17
平成24年	11	-	-	-	-	-	2	1	-	8
平成25年	23	2	-	-	-	-	1	-	-	20
平成26年	20	-	-	-	-	-	2	1	-	17
合計	221	17	8	2	1	-	8	7	6	172

原因別火災発生件数の推移

年次	総数	失火原因									放火	不明
		電気	たばこ	コンロ	かまど	たき火	火遊び	煙突	車両	その他		
平成17年	23	1	-	2	2	2	-	1	2	11	-	2
平成18年	31	1	1	2	-	-	-	-	-	26	-	1
平成19年	27	1	1	1	-	-	-	-	2	19	-	3
平成20年	23	1	1	-	1	12	-	-	-	5	-	3
平成21年	25	-	1	-	1	2	2	-	-	16	1	2
平成22年	21	-	1	-	-	12	-	-	-	5	-	3
平成23年	17	-	-	-	-	-	10	-	-	7	-	-
平成24年	11	-	1	-	-	1	-	-	-	9	-	-
平成25年	23	-	-	1	-	14	1	-	-	6	-	1
平成26年	20	-	-	-	-	3	-	-	-	16	-	-
合計	221	4	6	6	4	46	13	1	5	120	1	15

資料：統計なかたね（平成26年度版），各年12月31日現在

第7節 災害の想定

本計画の策定にあたっては、災害対策基本法第2条に定められる災害のうち、特に暴風、豪雨、洪水、高潮、大規模な火事、その他特殊災害を想定し、規模は災害救助法適用程度（第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照）の災害、並びに「中種子町防災アセスメント調査(平成27年11月)」における危険性評価における危険箇所での災害及び想定地震における災害を想定する。

第2編 一般災害対策編

第1章 災害予防

災害に強い施設等の整備

風水害等の災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限にとどめられるよう整備しておくことが基本となる。このため、災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 土砂災害の防止対策

総務課 建設課 農林水産課

第1 土砂災害の防止対策

1 危険箇所の調査・把握

本町は、自然条件から台風・豪雨に襲われる頻度が高いため、土石流、崖崩れ、地すべり等による土砂災害を受けやすい。そのため、危険箇所の調査・把握を行い、梅雨期、台風期の豪雨時には巡回して監視するなどの災害予防に必要な措置を行う。

- (1) 山地災害危険箇所等
- (2) 土石流危険渓流等
- (3) 地すべり危険箇所
- (4) 急傾斜地崩壊危険箇所等
- (5) 建築基準法に基づく災害危険区域
- (6) 交通途絶予想箇所
- (7) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等
- (8) 自然災害危険箇所

(資料編「3 危険箇所等に関する資料」参照)

2 砂防施設等の維持管理

砂防施設等(砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設等)が整備されている箇所は、施設の機能を確保する必要がある。このため、砂防施設等管理者は、日頃から巡視や点検を行い、その結果必要な場合には、修繕事業等により施設の機能回復を図る等維持管理に努める。

第2 災害危険箇所等の調査結果の周知

1 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県等の防災関係機関の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施にあたっては、当該危険箇所のある地域の自主防災組織のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

2 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、県等の調査結果を周知・公表する。また、危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、町は、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

3 災害危険箇所等の警戒避難体制の整備

災害危険箇所のある地区の自主防災組織や住民は、常日頃から危険箇所の状態について監視し、災害の発生する危険性がある場合、早めに避難できるように心がける。町は、気象予警報等が出された場合、災害危険箇所のある地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

また、町は、土砂災害が発生した時の住民の自主的避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて指導するとともに、雨量等の情報をできる限り、住民に提供するよう努めるものとする。

第3 農業災害の防止対策

1 農作物等被害予防対策の確立

各地域の特性と発展の方向に応じて選択された作目及びその組合せ、作付体系等、防災営農の積極的な推進に努め、農作物等被害予防対策を確立するとともに、農業災害対策に関する知識の普及・啓発に努める。

2 作目別被害予防対策

町の地理的条件による災害の発生状況を考慮した作目ごとの予防対策指導を徹底するとともに、事前事後対策指導を実施し、被害を最小限にとどめる。

3 防災営農施設の整備

台風による大雨、土砂崩壊等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽したため池の補強、降雨等による農地の侵食対策等について、土地改良長期計画等に即し総合的に事業を推進し、災害の発生防止を図る。特に豪雨等により決壊した場合に下流の人家・公共施設等に影響を及ぼすおそれのあるため池（防災拠点ため池）のうち、対策が必要なものについては計画的な整備に努める。

第2節 河川災害・高潮災害・等の防止対策

建設課 農林水産課

第1 河川災害の防止対策

1 河川災害の防止事業の推進

(1) 河川及び治水施設等の整備状況

本町は、台風常襲地帯という厳しい自然条件のもとにあることから、河川整備にあたっては、緊急度の高いはん濫区域の洪水防御を主眼とし、河川環境にも十分配慮しながら整備事業を推進する。

(2) 河川及び治水施設等の整備方策

護岸施設等の老朽化が進行しているところでは、堤防の被害が生じた際、大きな浸水被害をもたらすおそれが予想されるため、河川堤防の災害防止対策の必要な区間について整備を進める。

第2 高潮災害等の防止対策

1 海岸保全施設整備事業の推進

台風による波浪、高潮等の被害に対処するため、海岸環境にも配慮しながら海岸保全施設の整備を推進する。

2 既存海岸保全施設の老朽度点検、改修

町は、既存海岸施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に推進する。
また、情報伝達手段の整備等の防災機能に優れた海岸保全施設の整備を推進する。

第3節 防災構造化の推進

総務課 建設課

第1 防災的土地利用の推進

1 都市基盤施設整備の推進

町は、既成市街地及び周辺地域において、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難等の機能を有する防災拠点施設との連携が図られるように、道路、公園等の都市基盤施設の整備を進める。

2 新規開発に伴う指導・誘導

町は、新規開発等の事業に際して、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行う。

第2 建築物の不燃化の推進

1 消火活動困難地域の解消

町は、避難場所・避難路等の整備を行い、道路・空地を確保・拡充し、消火活動困難地域の解消に努める。

2 公営住宅の不燃化推進

町は、木造及び準耐火構造の公営住宅について、建替え等による住宅不燃化の推進を図る。

3 消防水利・貯水槽等の整備

町は、消防力の整備指針等に照らし、消防施設等の整備を図るとともに、市街地等の火災に対応できるよう、各種事業により、市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進する。

4 その他の災害防止事業

町は、火災時の効果的な消防活動を念頭において、消防活動路等の確保について検討しておく。また、公園や防災拠点施設の整備を進め、火災時の消防・避難・救護活動の円滑な実施を図る。

第3 道路・公園・緑地・空地等の防災空間の確保

1 道路の整備（延焼遮断帯機能の確保）

道路は、住民の生活と産業の基盤施設として重要であるとともに、風水害等の災害時において、人員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断帯としての機能を発揮する。このため、町は、災害に強い道路の整備を計画的に推進し、避難路、緊急輸送道路の確保及び消防活動困難区域の解消に努めるとともに、多重性・代替性の確保が可能となるよう体系的に整備する。

2 公園・緑地・空地等の整備・確保

町は、都市公園等を計画的に配置・整備し、避難地としての機能を強化する。

山麓部などの斜面地等については、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業等と連携し、土砂災害防止、延焼遮断等の機能を有する緑地・空地の体系的な整備・保全を推進する。

第4 擁壁・ブロック塀等の工作物対策

1 擁壁の安全化

町は、道路部の擁壁等の点検を行い、その結果に基づき必要な補強・補修等の対策を講ずる。宅地に擁壁を設置する場合については、建築基準法に基づく安全化指導を従来に引き続き実施する。

2 ブロック塀等の安全化

町は、建築物防災週間等において新設のブロック塀等の安全化対策や既存のブロック塀等の修繕、補強等の改修について住民及び事業所を指導する。

第4節 建築物災害の防止対策

総務課 地域福祉課 建設課 教育委員会

第1 公共施設及び防災基幹施設の安全性の確保

町の庁舎、消防等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等が、災害時に有効に活用できるように、関係機関と協力し、施設の機能の保持と安全性を確保する。

第2 一般建築物の安全性の確保

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応じる。このほか、講習会等を実施することにより、不燃化等の必要性を啓発する。

(2) 崖地近接等危険住宅の移転の啓発

崖地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する医療機関、旅館・ホテル、物品販売業を営む店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物等多人数に供される施設については、「建築物防災週間」（火災予防週間と協調して実施）において消防組合等の協力を得て、防災査察を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

第5節 ライフライン施設等の機能確保

地域福祉課 建設課 水道課 農林水産課

第1 施設等の機能確保

ライフライン事業者は、災害に対する防災対策の促進を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により災害に対する危険分散及び機能確保を進めるものとする。また、保有するコンピュータシステムやデータの防災対策を推進するとともに、バックアップ等の機能確保対策を推進するものとする。

第2 被害想定に応じた事前措置

ライフライン施設等の機能確保にあたっては、必要に応じ具体的な被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の堅牢化、災害後の復旧体制の整備及び資機材の確保体制の整備等を推進するものとする。

第3 防災関係機関とライフライン関連事業者相互の連携

町民の円滑な日常生活確保のため、防災関係機関及びライフライン関係事業者は、連絡会議を設けるなど、密接な連携のもとに総合的な防災対策を進めるものとする。

第6節 防災研究の推進

総務課 建設課 農林水産課

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、防災カルテ、防災マップの作成に努める。

迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

風水害等の災害に際して、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためには、事前に応急対策の実施体制（要領）や、個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。

第7節 防災組織の整備

総務課 自衛隊対策室

第1 応急活動実施体制の整備

1 職員の動員・配備体制の強化

職員を災害発生の初期からできるだけ早急に、かつ、必要な部署に適切な人数を動員配備させることは、応急対策を迅速かつ的確に実施していく上で、極めて重要である。

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。（動員配備体制は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 災害対策本部職員の動員配備を適切に行い、情報の収集・伝達や、各種救援活動に関する初動段階の活動要領等のマニュアルを作成する。
- (2) 勤務時間内・外を問わず常に職員の迅速な警戒体制が確保できるよう、24時間体制により対応する。

2 災害対策本部の運営体制の整備

災害発生時において、災害対策本部の円滑な運営を図るため、次の対策を推進する。（災害対策本部の設置方法は、本編第2章第1節「応急活動体制の確立」を参照）

- (1) 警報発表後、本部設置を必要とする段階で参集してきた職員が手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含むマニュアルを作成する。
- (2) 災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、少なくとも2～3日分の水、食料、毛布等を備蓄する。
- (3) 本部会議の職員が災害発生時に的確な活動を行うため、平常時から特に次の点について習熟できるように、重点的に研修しておく。
 - ア 動員配備・参集方法
 - イ 本部の設営方法
 - ウ 防災行政無線ほか各種機器の操作方法等

第2 平常時の連絡調整体制の整備

1 情報連絡体制の明確化

町及び防災関係機関は、災害が発生した場合、迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のように、防災組織相互の連絡体制の整備に努める。

情報伝達ルート多重化及び情報交換のための情報収集・連絡体制の窓口等を明確化し、勤務時間外でも連絡可能な体制とする。

2 防災関係機関との協力体制の充実

- (1) 町及び防災関係機関は、防災に関する情報交換を日頃から積極的に行って、防災組織相互間の協力体制を充実させる。
- (2) 町及び防災関係機関は、災害時の通信体制を整備するとともに、鹿児島地区非常通信協議会と連携し、通信体制の総点検及び非常通信訓練を実施するよう努める。

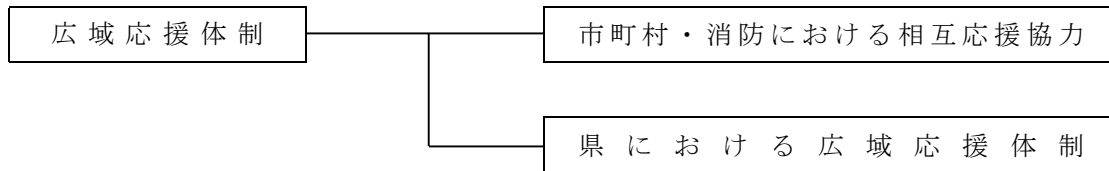
3 自衛隊との連絡体制の整備

町は、地区を管轄する自衛隊と日頃から情報交換や訓練等を通して、連絡体制の整備を図る。（自衛隊の連絡先は、本編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」を参照）

第3 市町村間の広域応援体制の整備

町は、県及び県内市町村間の災害時相互応援協定に基づき、他の市町村に対する応援を求める場合を想定し、日頃から情報交換や連絡調整に努める。

なお、具体的な広域応援体制については、本編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。



第8節 通信・広報体制（機器等）の整備

総務課

第1 町の通信施設の整備

1 通信施設の整備対策

町は、住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するための町防災行政無線（屋外拡声方式及び戸別受信方式）保守整備に努める。（資料6-1, 6-2参照）

2 通信施設の運用体制の充実

災害時に迅速かつ確な通信連絡が行われるように、日頃から通信施設の運用体制の充実に努める。

(1) 通信機器の操作の習熟

日頃から訓練等を通して、通信機器の操作の習熟に努める。

(2) 通信機器の保守体制の整備

通信機器は定期的に保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止に努める。

なお、通信機器に障害が生じた場合は、速やかに復旧処理にあたる体制を整備する。

第2 防災相互通信無線の整備

1 通信施設の整備対策

町及び防災関係機関は、防災相互通信無線を活用し、災害発生時の災害現場等において、防災関係機関が相互に防災対策に関する通信が行えるよう、防災相互通信無線の整備に努める。

2 関係機関の通信手段の活用

町及び関係機関は、相互に連携を密にし、災害時に関係機関の通信手段の活用が図られるよう努める。

第3 非常通信体制の整備

1 非常通信訓練の実施

災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を図るため、平常時より非常通信の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

非常通信を利用できる時期は、各種災害時等の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合で、自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づき、非常通信の活用を図ることとなっている。

2 非常通信の普及啓発

防災関係機関に対し、災害時における情報連絡手段としての非常通信の有効性及び利用促進について、普及啓発を行う。

第9節 消防体制の整備

総務課 消防組合

風水害時等における消防活動については、熊毛地区消防組合消防計画に基づき実施する。
消防計画は、次の事項について定めるものとする。

- 第1章 総則
- 第2章 組織計画
- 第3章 消防力等の整備計画
- 第4章 調査計画
- 第5章 教育訓練計画
- 第6章 災害予防計画
- 第7章 警報発令伝達訓練
- 第8章 情報計画
- 第9章 火災警防計画
- 第10章 風水害等警防計画
- 第11章 大地震発生時における警防計画
- 第12章 避難計画
- 第13章 救急・救助計画
- 第14章 集団救急・救助事故発生時における救急救助業務計画

第1 避難所の指定・確保、安全性の点検

町は、各種災害時における条件を考慮して、地区ごとに、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等の指定に努め、住民への周知徹底を図る。（資料4-1参照）

1 指定緊急避難場所

町は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものについて指定するよう努める。

なお、避難経路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

2 指定避難所

町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているものを指定する。

また、一般の避難所では生活することが困難な障害者等のため、介護保険施設、障害者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努める。

なお、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するとともに、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前に学校・教育委員会等（県立学校については県教育委員会）の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定避難所、避難経路（資料4-1参照）については適時総合的に検討を加え、必要ある場合は変更の上、住民に対し周知徹底させておく。

3 避難所の確保と整備

(1) 指定避難所の確保

指定避難所は、学校、公民館等の既存建物を利用する。

(2) 指定避難所の処理能力等の把握

町は、指定避難所ごとに、その所在、名称、概況、収容可能人員等を把握しておく。

なお、指定避難所の指定にあたっては、大規模災害時にも対応できるよう量的な確保に努めるとともに、可能な限り耐震構造に優れた施設を指定し、併せて、避難所である旨を明確に表示しておく。また、これらの適当な既存施設がない場合、野外に仮設物又は天幕等を設置し、避難所とする。

(3) 指定避難所の整備

指定避難所に指定した建物には、避難生活の環境を良好に保つよう日頃から整備に努めるものとする。

(4) 指定避難所における備蓄等の推進

避難所の被災者へ迅速かつ的確に援護活動を実施するため、必要最小限の物資の備蓄に努める。

(5) 指定避難所における感染症対策

町は、指定避難所において、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。

4 指定避難所・避難路の安全点検

避難所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行い、また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。

避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておく。

第2 避難体制の整備

1 災害危険箇所の警戒体制の確立

町は、気象警報等が出された場合、災害危険箇所の警戒を実施し、地区の住民に対して、速やかに避難誘導等の行動に移れる体制を確立しておく。

2 避難の指示・誘導體制の整備

(1) 避難指示等の基本方針（実施基準及び区分等）の明確化

ア 町長は、災害に際し必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、高齢者等避難（避難に時間を要する高齢者等の避難を促すことをいう。以下同じ。）、避難指示（危険な場所にいる居住者等に対して立退き避難を指示することをいう。以下同じ。）及び緊急安全確保（災害発生・切迫の状況で、危険な場所にいる居住者等に対して緊急安全確保を指示することをいう。以下同じ。）を発令し、居住者等に避難行動を促すものとする。（以下、一般災害対策編において、「高齢者避難」、「避難指示」、「緊急安全確保」を「避難指示等」と総称する。）（避難指示等、警戒区域の設定の実施基準、自主避難の方法等の計画は、本編第2章第13節「避難の指示、誘導」を参照）

イ 町長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ、避難の指示を行う。

(2) 避難指示等の実施要領

ア 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき、関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知する。

イ 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は各種避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

(3) 避難者の誘導體制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導體制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもので、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、身体障害者等の要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、一般住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状態を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようにする。

ウ 状況に応じて誘導員を配置したり、車両による移送などの方法を講じておく。

3 自主避難体制の整備

町は、各種災害時における住民の自主避難について、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する啓発に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるとともに、町や防災関係機関に連絡するものとする。

4 避難指示等の伝達方法の周知

(1) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節の「通信・広報体制（機器等）の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

- イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- エ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- オ テレビ、ラジオ、電話等の利用により伝達する。

(2) 伝達方法等の周知

町長は、危険区域ごとに避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、かねてから危険地域の住民に周知徹底を図る。

5 避難行動要支援者の避難体制の強化

ひとり暮らしの高齢者、寝たきり高齢者、あるいは病人、身体障害者、知的障害者、外国人等いわゆる要配慮者のうち特に避難時に支援が必要な避難行動要支援者の避難については、次の点に留意し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）内閣府（防災担当）」（資料4-3参照）や要配慮者避難支援モデルプランを参考にして、町は「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた要配慮者の避難支援体制の整備を図る。

(1) 避難指示等の伝達体制の確立

町は、日頃から特に、避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者の掌握に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

(2) 地域ぐるみの避難誘導體制の整備

町は、避難行動要支援者が避難するにあたっては、他人の介添えが必要であることから、避難誘導員をはじめ、自主防災組織など地域ぐるみの避難誘導等の方法を事前に具体的に定めておく。

(3) 避難行動要支援者の特性に合わせた避難所等の指定・整備

避難所や避難経路の設定にあたっては、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、利便性や安全性を十分配慮する。なお、避難所においては、高齢者や身体障害者などの介護等に必要な設備や備品等についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、これらの者が一般の避難所とは別に、マンパワーなど介護に必要な機能を備えた避難所で避難生活ができるよう配慮する。

6 避難計画の整備

町は、特に、災害危険箇所等の住民を対象に、次の内容の避難計画を作成する。

(1) 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況を把握しておく。

(2) 住民への情報伝達方法の整備

町防災行政無線のほか、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法についての効果的な運用方法を整備しておく。

(3) 避難所・避難路の指定

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。避難路についても、途中に崖崩れや浸水、高潮等の影響がない安全な経路を複数定める。また、避難所における住民の世話人の配備等の措置を定める。

(4) 避難誘導員等の指定

避難する際の消防団員や自主防災組織のリーダー等誘導員を定め、特に、地域の独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定める。

(5) 避難指示等の基準の設定

過去の降雨状況、土砂災害警戒情報、土砂災害発生予測システムによる危険指標（レベル1，2，3）、土砂崩れなどの災害の発生状況、防災点検の結果などを基に、住民への避難指示等の基準を定めるよう努める。

7 避難訓練

町及び各防災関係機関の長は、地区内の自主防災組織等とも十分連携をとりつつ、各種災害を想定した避難訓練を実施する。なお、避難訓練の方法は、本章第17節「防災訓練の効果的実施」で定める。

第3 各種施設における避難体制の整備

1 学校等における児童生徒等の避難体制等の整備

町長及び教育長は、町内の学校等における児童生徒・園児の避難体制を、次の方法により整備しておくよう各学校長・園長に徹底しておく。

(1) 集団避難計画の作成

ア 教育長は、町内学校等の児童生徒等の集団避難計画を作成するとともに、各校長等に対し、各学校等の実情に応じた具体的な避難計画を作成させる。

イ 児童生徒等の避難計画は、児童生徒等の心身の発達過程を考慮し、何よりも生命の安全、健康の保持に重点をおいて作成する。

ウ 災害種別、状況等を想定し、集団避難の順序、経路等をあらかじめ定めておく。

(2) 避難指示等の実施要領の明確化及びその徹底

教育長や校長等による避難指示の実施要領等をあらかじめ定め、徹底しておく。

(3) 避難誘導體制の強化

ア 避難指示等を実施した場合の各関係者への通報・連絡は、迅速かつ確実に行われるように、あらかじめ連絡網を整備しておく。

イ 学校長等は、おおむね次の事項について計画し、集団避難が安全迅速に行われるようにする。

(ア) 災害、種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難所の指定

(ウ) 避難順位及び避難所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒等の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長等は速やかに関係機関に通報する。

オ 児童生徒等を自宅に帰宅させる場合の基準を定め、周知しておく。

(ア) 地域担当教師の誘導を必要とする場合は、地域ごとに安全な場所まで誘導すること。

(イ) 地域ごとに児童生徒等を集団下校する場合は、校区内の危険箇所（崖崩れ、危険橋、堤防）の通行を避けること。

カ 児童生徒等が自宅等にいる場合における臨時休校の通告方法の基準、連絡網を児童生徒等に周知徹底しておく。

キ 校長等は、災害種別に応じた避難訓練を、日頃から実施しておく。

2 病院、社会福祉施設等における避難体制等の整備

社会福祉施設の入所者や病院等の患者等には、寝たきりの高齢者や心身障害者、重症患者、新生児、乳幼児等いわゆる「要配慮者」が多く、自力で避難することが困難であり、また避難先にも介護品等が必要であるなど、災害時にも特別の配慮を要することから、施設の防災力の強化や入所・入院患者の避難対策等について定めておく。

(1) 避難体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害が発生した場合、迅速かつ的確に避難指示や避難誘導等の対策を実施できるよう、あらかじめ避難体制を整備し、施設職員の任務分担や緊急連絡体制等を確立して

おく。特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や、入所者等の避難誘導體制に十分配慮した避難体制を確立しておく。

また、日頃から、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の避難誘導にあたっての協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における避難指示や誘導にあたっての情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・避難訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な避難行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた避難訓練を定期的実施するよう努める。

3 不特定多数の者が出入りする施設における避難体制等の整備

(1) 防災設備等の整備

施設管理者は、施設の利用者が不特定かつ多数に及ぶことから、施設そのものの安全性を高めるよう努める。また、電気、水道等の供給停止に備え、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、日頃から町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 緊急連絡体制等の整備

施設管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡が行える体制の整備・強化に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、災害時において施設の職員等が適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や構造、利用者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第4 避難所の収容、運営体制の整備

1 避難所の開設・収容体制の整備

避難所の開設及び収容は、災害救助法が適用された場合においては、知事の委任を受けた町長が行う。

町長は、救助に着手したときは、避難所開設の日時及び場所、箇所数及び各避難所の収容人員、開設期間の見込み等について、直ちに知事に報告する。

災害救助法が適用されない場合における避難所の開設及び収容は、町長が実施する。

避難所を開設したときは、住民等に対し、周知・徹底し、避難所に収容すべき者を誘導し、保護しなければならない。

なお、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、安全性に配慮しつつ、管理所有者の同意を得て避難所として開設できるようにしておく。

2 避難所の運営体制の整備

町は、各避難所ごとに、避難所の運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、本来の施

設管理者との連携のもとで、住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して、避難所に避難した被災者の実態やニーズの迅速な把握及び避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」（平成19年12月鹿児島県）及び「避難所管理運営マニュアルモデル」（平成20年8月鹿児島県）、「同モデルの新型コロナウイルス感染症対策指針」（令和2年6月）を参考に避難所管理運営マニュアルを作成し、避難所の管理運営体制の整備に努める。

「避難所管理運営マニュアル策定のためのガイドライン」の項目

- 避難所をめぐる基本的な事項
- 事前対策
- 応急対策
- 地域住民等自主運営組織による避難所の運営
- 災害時要援護者対策

3 避難所の生活環境改善システムの整備

町は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備及びプライバシーの確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。

4 避難所巡回パトロール体制の整備

町は、被災者の避難所生活が長期化する場合に備えて、被災者のニーズの把握や防犯対策のため、警察と連携した避難所巡回パトロール体制の整備に努める。

第11節 救急・救助体制の整備

総務課 地域福祉課 町民課 建設課 水道課
消防組合

第1 救急・救助体制の整備

風水害時では、土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

1 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

- (1) 熊毛地区消防組合を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出班の整備に努める。
- (2) 町は、町内で予想される災害に対応する救出作業に備え、普段から必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。
- (3) 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。
- (4) 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。
- (5) 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。
- (6) 災害発生時における救出・救助に必要な重機を確保するため、建設同志会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。
- (7) 消防団は、日頃から、地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

第2 孤立化集落対策

町は、土砂崩れ等による道路の寸断や浸水等により孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（資料4-2参照）に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

第3 住民の救急・救助への協力

災害時には、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、一般住民は、日頃から町や県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第12節 交通確保体制の整備

総務課 建設課

第1 交通規制の実施

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通規制を実施する。

1 交通規制の実施責任者

区 分	実施責任者	範 囲
道 路 管 理 者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道 及び県道) 町長 (町道)	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公 安 委 員 会	公安委員会 警察署長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るため、特に必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合
港 湾 管 理 者	知事 町長	(港湾法第12条第1項第4号の2) 水域施設(航路、泊地及び船だまり)の使用に関し必要な規制
海 上 保 安 機 関	海上保安本部長 海上保安部署長 港長 海上保安官	(港則法第37条) 1 船舶交通の安全のため、必要があると認めるとき 2 海難の発生、その他の事情により特定港内において船舶交通の混雑が生ずるおそれがあるとき、又は混雑を緩和するため、必要があると認められるとき (海上保安庁法第18条) 3 海上における犯罪が正に行われようとしている場合、又は天災等の危険な事態が存在する場合であって、人命・財産に危害が及ぶおそれがあり、かつ、急を要するとき

(県防災計画より)

2 交通規制の実施体制の整備方針

区 分	整 備 方 針
道 路 管 理 者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想されるとき、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。
警 察 機 関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急交通路を確保するために、以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の交通機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会との交通誘導業務等の協定締結 規制要員は、制服警察官を中心に編成するべきであるが、災害発生時において警察官は、被害者等の救出・救助に重点を指向した活動を行う必要性が高いために、緊急交通路確保に関し、警備業協会と締結した「交通誘導業務等に関する業務協定」により、出動を要請する。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。
港湾管理者及び海上保安機関	港湾管理者及び海上保安機関は、交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等の緊密な連携について検討する。

(県防災計画より)

3 放置車両対策

県公安委員会は、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等が有る場合は移動等について要請するものとし、町は、自ら管理する道路上に放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。

第2 緊急通行車両の事前届出・確認

1 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行うことができる。(資料10-3参照)

2 届出済証の受理と確認

- (1) 県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両については、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

第13節 輸送体制の整備

総務課 建設課 自衛隊対策室

第1 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

1 輸送手段の確保

風水害時には、被災者の避難並びに災害応急対策及び災害救助を実施するのに必要な要員及び物資の輸送を、迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進し、救援物資、資機材等を輸送する輸送手段を、次のとおり確保する。

(1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

(2) 海上輸送

陸上輸送が不可能な場合は、漁業協同組合等の協力による漁船の借上げによって行うほか、海上保安本部及び自衛隊所属の船舶による輸送を要請する。

(3) 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等の出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

2 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、応援要請や緊急時の通信連絡体制等について、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

第2 輸送施設・集積拠点等の指定

1 輸送施設の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送する輸送施設をあらかじめ指定する。

(臨時ヘリポートの指定については、資料10-2参照)

2 集積拠点の指定

災害時の救援物資や資機材等の集積拠点をあらかじめ指定する。

(指定箇所については、資料10-1参照)

第3 緊急輸送道路確保体制の整備

1 作業体制の充実

町及び道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して通行確保の作業が実施できるよう、効率的な作業体制の充実を図る。

2 装備・資材の整備

町及び道路管理者は、平素から、作業用装備・資材の整備を行うとともに、建設同志会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

3 関係団体等との協力関係の強化

町及び道路管理者は、災害時に建設同志会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な作業が実施できるように、協力関係の強化を図る。

第14節 医療体制の整備

地域福祉課 町民課

第1 医療体制の整備

災害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けて混乱が予想される。

このため町は、医師会、県（保健所）、医療機関、日本赤十字社等と協力し、災害時の医療体制の整備を図る。

1 救護班体制の整備

- (1) 救護班の編成計画の作成
- (2) 救護班の相互連携体制の強化

町は県（保健所）、熊毛地区医師会との連携の下、公的医療機関、日本赤十字社鹿児島県支部、熊毛郡歯科医師会、鹿児島県薬剤師会熊毛支部等、各救護班との相互連絡体制を図る。

2 救護所の設置、運営計画

医療の万全を期すため、災害の状況に応じて救護所を設置する。町は指定した避難所を救護所として設置するが、その運営については西之表保健所や熊毛地区医師会等とあらかじめ協議しておくものとする。また、傷病者が多数発生した場合を想定した現場救護所や巡回診療等についても考慮しておく。

3 災害拠点病院との連携

広域災害時に備え、災害医療支援機能を有する災害拠点病院（基幹災害医療センター、地域災害医療センター）との連携を強化する。

4 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等にも対応できる医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成するなど、平素から整備しておくものとする。

5 情報連絡体制の充実

町は、保健所及び公的医療機関、熊毛地区医師会、熊毛郡歯科医師会、鹿児島県薬剤師会熊毛支部、日本赤十字社鹿児島支部等との相互の情報連絡体制の整備を図る。

第2 後方搬送体制の整備

1 後方医療施設の確保体制の整備

災害時入院治療や高度医療の必要な負傷者を収容するための医療施設の確保に努める。

2 町及び関係機関相互の役割

負傷者の後方搬送についてそれぞれの役割や分担を明確に定めておく。

3 トリアージ（傷病程度の選別）の訓練・習熟

多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、トリアージ・タッグを活用した救護活動について日頃から訓練し習熟に努める。

4 透析患者や在宅難病患者等への対応

- (1) 透析患者等への対応

災害時にも平常時と同様の適切な医療体制を確保することから、断水時における透析施設への水の優先的供給、近隣市町等への患者の搬送や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

- (2) 在宅難病患者等への対応

平常時から保健所を通じて患者の把握を行うとともに、町、医療機関及び近隣市町等との連携により、災害時における在宅難病患者の搬送及び救護の体制を確保する。

第15節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

総務課 水道課 建設課

町民課 教育委員会

第1 食料の供給体制の整備

1 食料の備蓄等の推進

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料の確保について平常時から次の措置を行う。

- (1) 町は、被災者等に対し食料を迅速かつ円滑に供給するため、町は、緊急に必要な食料の備蓄場所を確保するとともに、流通備蓄について事務所と連携し、計画的な食料の供給体制を確保する。
- (2) 町は、住民及び自主防災組織等が実施する緊急物資確保対策の啓発・指導を行う。
- (3) 住民は、7日間程度の最低限度の生活を確保できる日用品等の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
- (4) 住民は、自主防災組織等を通じて、緊急食料の共同備蓄を進める。

2 食料の調達に関する協定等の締結

町は、災害時の食料調達について、民間流通業者等と協力協定の締結に努める。

第2 飲料水の供給体制の整備

1 給水施設の応急復旧体制の整備

(1) 給水能力の把握

町は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し把握しておく。

(2) 復旧に要する業者との協力

町は、取水、送水、配給水施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るために、復旧に要する業者（労務、機械、資材等）との間において災害時における協力協定の締結に努め、応急復旧体制の整備に万全を期す。

(3) 緊急度・優先度を考慮した応急復旧

町は、医療機関や社会福祉施設等、早急に応急復旧の必要な施設等をあらかじめ把握し、緊急度・優先度を考慮した応急復旧順序等についても検討する。

(4) 広域応援体制の整備

町は、日頃から取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、相互応援体制の整備に努める。

2 耐災害性の水道施設の整備促進

町は、あらかじめ非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。また、災害に強い水道施設及び災害時に最大限、水の確保が可能な施設についても計画的に整備を行う。

3 給水用資機材の整備

町は、必要に応じ、給水車、給水タンク、ポリ容器等の給水用資機材の整備を検討する。

第3 生活必需品の供給体制の整備

1 生活必需品の備蓄計画の策定

町は、必要とされる生活必需品の種類、数量及び備蓄場所等について、具体的な生活必需品の備蓄計画を策定しておく。

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、生活協同組合、スーパー、コンビニエンスストア等、流通業者の流通在庫から生活必需品を調達し得るよう、関係業者等の把握に努める。

第4 感染症予防，食品衛生，生活衛生対策の事前措置

1 感染症予防対策

(1) 感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備

町は，感染症予防に必要な資機材及び薬剤等の整備に努める。

(消毒による1戸当たりの使用薬剤の基準，ねずみ族，こん虫等の駆除の使用薬剤の基準については，本編第2章第24節「感染症予防，食品衛生，生活衛生対策」を参照)

(2) 感染症予防の実施体制の整備

町は，感染症予防作業のために感染症予防班の編成計画を作成する。

感染症予防班は，町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

2 食品衛生対策

大災害の場合，食品衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるため，状況により食品衛生協会の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

3 生活衛生対策

(1) 営業施設での生活衛生対策

営業施設の被災状況の把握，被災施設の重点的監視を行う体制を整備する。

(2) 業者団体との連携の強化

大災害の場合，生活衛生監視員のみでは十分な監視指導ができない場合もあるので，状況により生活衛生営業指導センター，生活衛生同業組合等の協力を求め，速やかな状況把握と衛生指導を行うため，日頃から連携の強化に努める。

第5 住宅の確保対策の事前措置

1 住宅の供給体制の整備

大規模な風水害等が発生すると，多数の応急住宅の需要が予想されるので，町は，住宅の供給体制の整備に努める。

(1) 町は，国・県で確保している応急仮設住宅用資材を円滑に調達できるように，入手手続等を整えておく。

(2) 災害により住家を失った人に対して，迅速に住宅を提供できるよう，町営の公共住宅の空き状況が速やかに把握できる体制を整える。

(3) 応急仮設住宅等への入居基準等について，あらかじめ定めておく。

2 応急仮設住宅の建設予定候補地の把握

速やかに用地確保ができるように，応急仮設住宅の建設予定候補地のリストを作成し，把握しておく。

第6 文化財や文教施設に関する事前措置

1 文化財に関する事前措置

(1) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は，次のとおり消火施設の整備に努める。

ア すべての指定建造物には，その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水，バケツ，水槽等）を設置する。

イ その他，屋内消火栓，屋外消火栓，放水銃，スプリンクラー等を設置し，これらの設置については，常に整備を入念に行い，担当者を定めて定期的に試験を行う。

ウ その他の設備としては，今後消火進入道路，防火塀，防火帯，防火壁等の整備を図る。

2 文教施設に関する事前措置

郷土館等の所有者又は管理者は，定期的に防災訓練等を実施するものとする。

第7 総合防災力の強化に関する対策

1 防災拠点の整備の推進

大規模災害時における適切な防災対策を実施するためには、平素から防災に関する意識の高揚や対応力の向上に努める一方、災害の発生時において、住民が避難し、防災活動を実施するための拠点の確保に留意する。

2 県消防・防災ヘリコプターの活用

大規模な災害が発生した場合、道路の寸断や渋滞等により、情報収集や物資・災害応急要員・負傷者の搬送等に大きな障害が発生する可能性が高い。

このため、消防防災活動に必要な装備を備えた、広域的かつ機動的な活動能力を有する県消防・防災ヘリコプターを活用する。

住民の防災活動の促進

風水害等の災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素から住民や職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図っておくことが必要である。

第16節 防災知識の普及・啓発

総務課 教育委員会

第1 住民に対する防災知識の普及啓発

1 住民への防災知識の普及啓発

(1) 防災知識の普及・啓発の手段

町が行う防災知識の普及は、次に示す各種媒体を活用する。

- ア 広報紙、印刷物（チラシ、ポスター等）
- イ ラジオ、テレビ、新聞、インターネット
- ウ 広報車の巡回
- エ 講習会、パネル展示会等の開催
- オ 映画、ビデオ、スライド
- カ 防災行政無線等

(2) 防災知識の普及啓発の内容

住民への防災知識の普及啓発の内容は、おおむね次のとおりである。

なお、普及に際しては、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

(ア) 町民及び事業者

自ら防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

(イ) 自主防災組織

地域における防災対策を行うとともに、町及び防災関係機関と連携し及び協働すること。

イ 地域防災計画の概要

ウ 災害予防措置

(ア) 家庭での予防・安全対策

- a 災害に備えた2～3日分の食料、飲料水等の備蓄
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(イ) 出火防止、初期消火等の心得

(ウ) 家屋内、路上、自動車運転中など様々な条件下で災害が発生したときの行動

(エ) 避難所での行動

(オ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(カ) 災害危険箇所の周知

(キ) 避難路、避難所及び避難方法の確認

(ク) 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備

(ケ) 台風襲来時の家屋の保全方法

(コ) 船舶等の避難措置

(サ) 農作物の災害予防事前措置

エ 災害応急措置

- (ア) 災害対策の組織，編成，分掌事務
- (イ) 災害調査及び報告の要領，連絡方法
- (ウ) 防疫の心得及び消毒方法，清潔方法等の要領
- (エ) 災害時の心得
 - a 災害情報の収集並びに収集方法
 - b 停電時の照明
 - c 非常食料，身の回り品等の整備及び貴重品の始末
 - d 屋根・雨戸等の補強
 - e 排水溝の整備
 - f 初期消火，出火防止の徹底
 - g 避難の方法，避難路，避難所の確認
 - h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じて取るべき手段・方法等

(3) 防災知識の普及啓発の時期

普及の内容により，最も効果のある時期を選んで行う。

なお，町その他防災関係機関は，「県民防災週間」，「防災週間」（「防災の日」を含む1週間），「防災とボランティア週間」（「防災とボランティアの日」1月17日を含む1月15日から1月21日）に合わせて，重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発

保育園，小・中学校等における学校教育は，その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか，適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど，教育方法を工夫しつつ実施する。

また，青少年，女性，高齢者，障害者，ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は，各種社会教育施設等を利用しつつ，それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。

いずれの場合も，台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識，災害の原因及び避難，救助方法等をその内容に組み入れ，防災教育の充実を図る。

第2 職員への防災研修等の実施

町及び防災関係機関は，日頃から各々の職員に対して，防災対策の責務・役割を徹底するとともに，地域防災計画等の内容や災害対策関係法令等の講習・研修を行い，職員の防災意識と防災活動能力の向上を促す。

なお，災害時において，町及び防災関係機関の職員は，それぞれの立場に応じて災害対策の責任を負うこととなるため，各自において，家屋及び周辺の補修・安全化，飲料水，食料，医薬品・非常持ち出し品の用意などの防災準備を行うとともに，日頃から様々な防災知識の習得に心掛けるなど，自己啓発に努める。

第17節 防災訓練の効果的実施

総務課

第1 防災訓練の目標・内容の設定

災害時において、本編第2章「災害応急対策」に定められている各種の応急措置を迅速確実に行えるよう、関係機関と協力して、訓練を行う必要がある。このため、災害応急対策の実施責任を有する機関は、各々目標を設定し、効果的な防災訓練の実施を推進する。

1 防災訓練の目標

防災訓練は、時々の状況に応じたテーマを設定し、町、防災関係機関及び住民等の参加者が、より実践的な防災活動のノウハウの獲得を目指すことを目標とする。

2 訓練の内容

防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- (1) 動員訓練、非常参集訓練
- (2) 通信連絡訓練
- (3) 水防訓練(土砂災害を含む)
- (4) 避難訓練
- (5) 医療・救護訓練
- (6) 給水・給食(炊飯)訓練
- (7) 輸送訓練
- (8) 消防訓練
- (9) 広域応援協定に基づく合同訓練
- (10) 流出油災害対策訓練
- (11) その他必要な訓練

第2 訓練の企画・準備

1 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

例えば、水防訓練については、集中豪雨が予想される時期の前、また、消防訓練については気象条件(異常乾燥、強風等)等から火災の多発又は拡大が予想される時期の前などに行う。

2 訓練の場所

最も訓練効果を上げ得る場所を選んで実施する。家屋の密集している火災危険区域、建物倒壊が多く見込まれる地域、崖崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域において十分検討して行う。

3 訓練時の交通規制

訓練実施者は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、種子島警察署長に対し、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限について協議し、協力を得る。

第3 訓練の方法

町は、単独又は他の機関と共同して、次に掲げる訓練を最も効果ある方法で行う。防災訓練の実施にあたっては、風水害等による被害を想定し、町は消防等防災関係機関と協力し、また、自主防災組織、非常無線通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等とも連携し、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に十分配慮するなどして実践的な訓練になるようにする。

1 町等が行う訓練

(1) 町の総合防災訓練

町は、町域の各防災関係機関と十分連携をとりながら、総合的な防災訓練を実施する。

なお、防災訓練には、次に掲げるものが考えられる。

- ア 消防訓練
- イ 通信訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 救出訓練
- カ 救助訓練
- キ 炊き出し訓練

(2) 消防訓練

消防計画に基づき実施する。

(3) 非常通信訓練

町は、無線に関する訓練を実施する。

2 その他防災関係機関が行う訓練

防災関係機関は、各々防災業務計画等の定めるところにより、防災訓練を実施する。

3 事業所等が行う訓練

学校、病院、社会福祉施設、工場、工事事業所、作業場、旅館、娯楽施設等の管理者は、町、消防機関その他関係機関と協力して、入所者等の人命保護のため、避難訓練を実施するように努める。

第4 訓練結果の評価・総括

訓練を実施した場合は、課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

第1 地域の自主防災組織の育成強化

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

1 自主防災組織の育成指導及び強化体制の確立

災害に対処するには、自分たちの地域は自分たちで守ろうという隣保協同の精神と連帯感に基づく、地域ぐるみの住民の自主的な防災組織が必要である。

このため、町は災害時に、通信・交通の途絶等による防災関係機関の防災活動の機能低下時や、災害発生初期等における情報連絡、避難誘導、救出・救護、初期消火等が行える地域住民による自主防災組織の育成強化を図り、必要な助言及び指導を行う。

2 自主防災組織の活動の推進**(1) 自主防災組織の規約及び防災計画の作成**

自主防災組織は、地域の規模、態様によりその内容が異なるが、それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定めるように努める。

(2) 自主防災組織の活動の推進

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画（活動計画）に基づき、平常時の活動においても、災害発生時において効果的な防災活動ができるように努める。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練（避難訓練、消火訓練等）の実施
- (ウ) 情報の収集伝達体制の確立
- (エ) 火気使用設備器具等の点検
- (オ) 2～3日分の食料・防災用資機材の備蓄及び点検等
- (カ) 斜面災害等の災害危険箇所の掌握・点検

イ 災害発生時の活動

- (ア) 地域内の被害状況等の情報収集
- (イ) 住民に対する避難指示等の伝達、確認
- (ウ) 責任者による避難誘導
- (エ) 救出・救護の実施及び協力
- (オ) 出火防止及び初期消火
- (カ) 炊き出しや救援物資の配布に対する協力等

第2 防災リーダー等の育成強化

地域の防災活動をさらに活力あるものにし、若年層や高校生等のボランティア活動を地域の防災活動に参画させ、地域の防災リーダー等を育成できるよう、積極的に創意工夫をしていく。なお、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、女性の地域防災推進員などの地域の防災リーダーへの女性の育成についても取り組む。

第3 事業所の自主防災体制の強化

1 工場、事業所等における自衛消防隊等の設置

(1) 自衛消防隊等の設置の指導

多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保有する工場等においては、火災の発生、危険物類の流出等により大規模な被害発生が予想されるので、これらの被害防止と軽減を図るため、自衛消防隊等を設置するよう指導する。

(2) 自衛消防隊等の設置対象施設

ア 中高層建築物、大型店、旅館、学校、病院、社会福祉施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設

イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で、自衛消防隊等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自衛消防隊等を設置することが必要な施設

2 自衛消防隊等の活動の推進

(1) 自衛消防隊等の規約及び防災計画の作成

それぞれの組織において、規約及び防災計画（活動計画）を定める。

(2) 自衛消防隊等の活動の推進

ア 平常時

(ア) 防災訓練

(イ) 施設及び整備等の点検整備

(ウ) 従業員等の防災に関する教育の実施

イ 災害時

(ア) 情報の収集伝達

(イ) 出火防止及び初期消火

(ウ) 避難誘導・救出救護

第4 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案するなど、当該地区の市町村と連携して防災活動を行うよう努める。

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第1 防災ボランティアとの連携体制の整備

町は、平常時から当該区域内のボランティアに関する窓口を定め、それらの団体等の活動実態を把握しておき、災害時におけるボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう、連携体制の整備に努める。

第2 防災ボランティア活動支援のための環境整備**1 ボランティアへの参加の啓発と知識の普及**

町は、住民に防災ボランティアへの参加について啓発するとともに、防災ボランティア活動が安全かつ迅速に行われるよう必要な知識を普及する。

2 ボランティアの登録、把握

町は、社会福祉協議会との連携を図り、大規模災害が発生した場合に、被災地において救援活動を行うボランティアの登録、把握に努めるとともに、県社会福祉協議会へ随時報告しておく。

3 大規模災害時のボランティアの活動拠点の確保

町は、大規模災害に備えた避難所を指定する際に、災害時のボランティアの活動拠点の確保についても配慮するとともに、ボランティア活動に必要な情報を提供するものとする。

4 消防組合による環境整備

消防組合は、消防の分野に係るボランティアの効率的な活動が行われるよう、日頃から、ボランティアの研修への協力等を行うとともに、地域内のボランティアの把握、ボランティア団体との連携、ボランティアの再研修、ボランティアとの合同訓練等に努める。

第3 ボランティアの種類と活動内容

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。また、ボランティア活動のすべてを町において把握するのは非常に困難であることから、社会福祉協議会等のボランティア関係団体との日常的な連携、ボランティアコーディネーターなどの養成や導入についても検討が必要である。

1 一般労力提供型ボランティア

- (1) 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- (2) 避難所の運営への協力
- (3) 安否情報、生活情報の収集・伝達
- (4) 清掃等の衛生管理

2 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- (1) 災害支援ボランティア講習修了者
- (2) アマチュア無線技士
- (3) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- (4) 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- (5) 船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- (6) 通訳（外国語、手話）

高齢者や乳幼児，病弱者，心身に障害を持つもの，外国人，観光客，旅行者等は災害時に迅速・的確な行動がとりにくく，被害を受けやすいことから，「要配慮者」といわれている。

今後とも，高齢化や国際社会の進展に伴い，「要配慮者」が増加することが予想される。

このため，町及び防災関係機関は，平素より，要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

第1 地域における要配慮者対策

1 避難支援等関係者との協力体制の整備

避難行動要支援者の避難支援には，マンパワー等の支援する力が不可欠であるため，町は，次の機関（避難支援等関係者）に協力を求め，災害時における情報伝達や救助，避難誘導等，地域社会全体で避難行動要支援者を支援するための体制づくりを行うものとする。

- (1) 消防機関
- (2) 種子島警察署
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 町社会福祉協議会
- (5) 自主防災組織
- (6) 社会福祉事業者
- (7) その他地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者

2 要配慮者の実態把握

町は，町の各課等が保有する各種の情報を要配慮者の避難支援の目的に沿って抽出及び重複を整理し，要配慮者の実態把握と関係課等との共有化を図る。

特に，避難にあたって他人の介添えが必要な避難行動要支援者については，「避難行動要支援者名簿」を作成し，把握に努める。

また，避難行動要支援者に関する情報等は，自主防災組織や町内会等の範囲ごとに把握する。

なお，掌握した名簿等を避難等防災対策に利用する場合でも，個人情報の保護やプライバシーには十分留意する。

3 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

町は，避難行動要支援者名簿については平成24年度策定の「災害時要援護者支援実施要綱」に準じて作成する。

また，防災担当部局や福祉担当部局の連携の下，福祉専門職，社会福祉協議会，民生委員，地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して，名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに，同意を得て，個別避難計画を作成するよう努める。また個別避難計画については，避難行動要支援者の状況の変化，ハザードマップの見直しや更新，災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう，必要に応じて更新するとともに，庁舎の被災等の事態が生じた場合においても，計画の活用に支障が生じないよう，個別避難計画情報の適切な管理に努める。

4 緊急連絡体制の整備

町は，要配慮者が災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう，地域の要配慮者の実態にあわせ，家族はもちろん，地域ぐるみの協力のもとに要配慮者ごとの誘導担当者を配置するなど，きめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

5 防災設備・物資・資機材等の整備

- (1) 町は，災害発生直後の食料・飲料水等については，住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう，事前の備えを推進しておくとともに，高齢者，乳幼児，障がい者等に配慮した救援活動が行えるよう，

毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

- (2) 社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が要配慮者であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

6 在宅高齢者、障害者に対する防災知識の普及

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ被らないために、要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。地域における防災訓練においては、必ず要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。また、町は、地域包括ケアの拠点としての地域包括支援センターをはじめとして、ホームヘルパーや民生委員等、高齢者、障害者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

7 外国人対策

外国人に対しては、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うとともに、避難所や災害危険地区等の表示板等の多言語化を推進する。

第2 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

1 防災設備の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、当該施設の入所者等が「要配慮者」であることから、施設そのものの安全性を高めるよう努めるものとする。

また、電気、水道等の供給停止に備え、施設入所者等が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品類等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備・備蓄に努める。

2 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておくものとする。

特に、夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日頃から、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

3 緊急連絡体制等の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置する等、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や病院等の管理者は、施設等の職員や入所者等が、災害時において適切な行動がとれるよう、定期的に防災教育を実施するとともに、施設の立地条件や施設の構造、入所者や患者の実態等に応じた防災訓練を定期的実施するよう努める。

第2章 災害応急対策

活動体制の確立

風水害時の災害応急対策を効果的に実施するため、町は他の関係機関と連携を図りながら応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処し得ない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

全部

風水害等の災害発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、気象警報等の発表後、発災に至るまでの警戒段階の活動体制の確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

第1 応急活動体制の確立

1 災害対策本部設置前の初動体制

(1) 情報連絡体制の確立

町内に各種の気象警報が発令されたときは、降雨状況や被害状況等の情報を収集するため、防災担当職員及び防災関係職員による情報連絡体制を確立する。

(2) 災害警戒本部の設置

ア 小規模な災害が発生したとき、又は各種の気象警報等の発表により災害発生が予想されるときは、防災関係機関等の協力を得て、災害情報の収集及び応急対策など防災対策の一層の確立を図るため、「災害対策本部」設置前の段階として、「災害警戒本部」を設置するものとする。

イ 警戒本部に本部長、副本部長を置き、本部長は町長を、副本部長は副町長をもって充てる。

ウ 警戒本部に災害警戒要員を置き、事前に指定した町の職員をもって充てる。

2 災害対策本部の設置及び廃止

(1) 災害対策本部（以下「本部」という。）は、次のような災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに設置する。

ア 大規模な災害発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断し、本部を設置して対策の実施を必要とするとき。

ウ 災害救助法を適用する災害が発生し、総合的な対策を要すると認められたとき。

(2) 本部は、災害応急対策を一応終了し又は災害発生のおそれがなくなり、災害対策本部による対策実施の必要がなくなったときに廃止する。

(3) 本部を設置又は廃止したときは、県、関係機関、住民等に対し、通知公表する。

災害対策本部設置・廃止の通知区分

通知又は公表先	担 当	通知又は公表の方法
県，熊毛支庁	本部総務班	電話その他迅速な方法
町各対策部長	本部総務班	庁内放送，電話その他迅速な方法
種子島警察署	本部総務班	電話その他迅速な方法
一 般 住 民	本部総務班 情報収集連絡班	防災行政無線，広報車，その他迅速な方法

(4) 設置場所

中種子町役場本庁舎（本庁舎被災の場合は，町施設の中から被災状況を勘案して設置）及び教育部門については，中種子町教育委員会庁舎に設置する。

(5) 現地対策本部の設置及び閉鎖

本部は，大規模な災害が発生し現地にて特別な対策を必要とするときは，現地対策本部を設置することができるものとする。

現地対策本部は，「中種子町現地災害対策本部」の標識によって位置を明らかにし，現地の応急対策を終了したとき閉鎖する。

3 災害対策本部の組織

(1) 本部長（町長）

本部長は，本部の事務を総括し，本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長）

副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故あるときは，その職務を代理する。

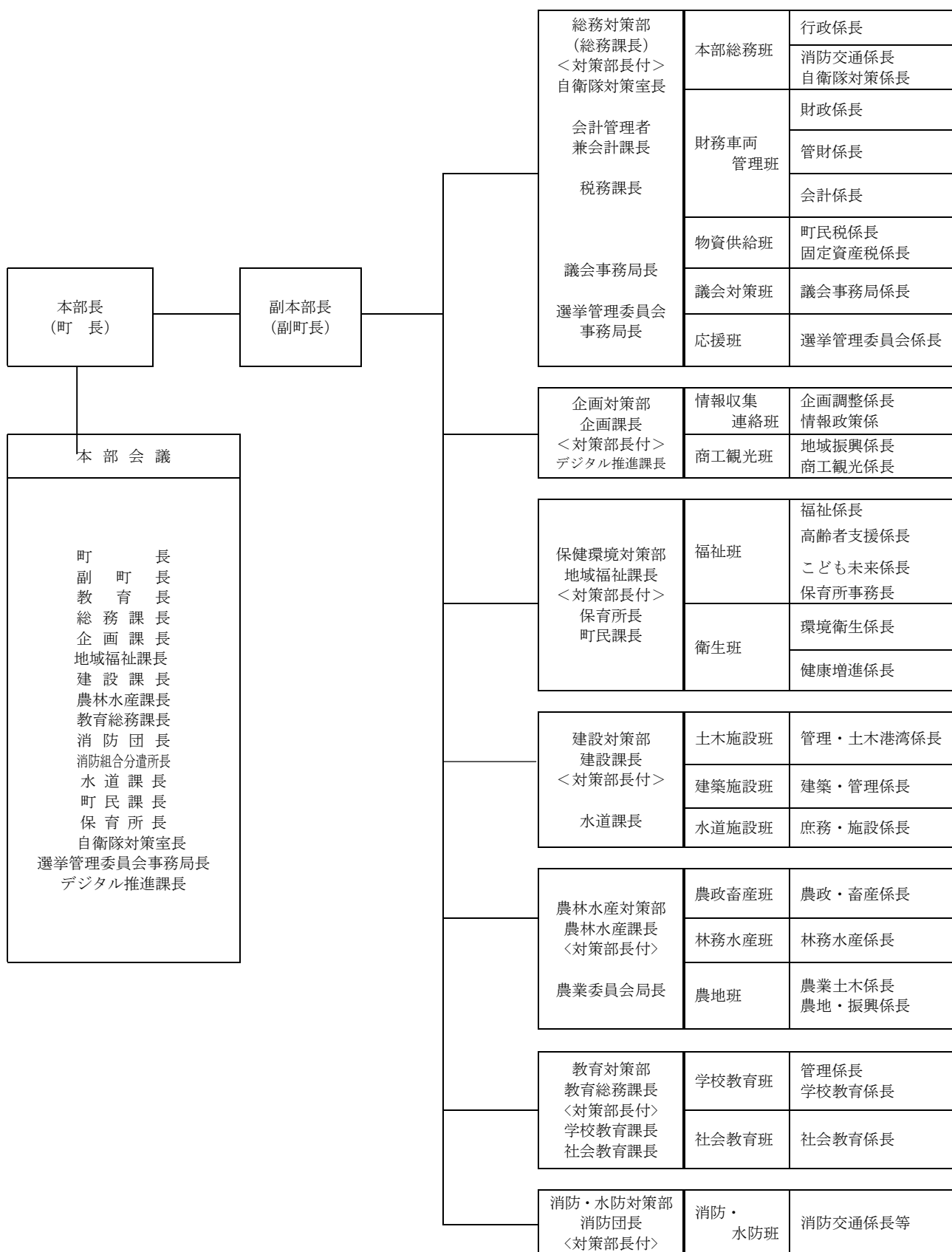
(3) 本部に対策部を置く。ただし，災害の種別等により本部長が別に指示したときは，この限りでない。

(4) 対策部に，その事務を分掌させるため班を置く。

(5) 本部会議は本部長，副本部長及び本部員で構成する。

(6) 各対策部に対策要員を置き，町の職員をもって充てる。

中種子町災害対策本部組織図



4 動員配備体制

職員の動員配備基準は、次表による。

体制	基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	●町内に各種の気象警報等が発表されたとき。	●総務課 … 2名	関係機関との連携により、降雨状況や被害情報の収集を行う。
災害警戒本部体制	●町内に小規模な災害が発生したとき。 ●町内に各種の気象警報等が発表され、災害の発生が予想されるとき。	●総務課 … 3名 ●別記1に掲げる課長及びその他必要と認める人員	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	第1配備 ●比較的軽微な災害若しくは局地的な災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（避難指示等の発令が必要とされる事態）	●総務課 … 全員 ●別記1に掲げる課の半数程度 ●別記1以外の課の本部長が別に定める人数	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じて、町の組織をあげて各種災害応急対策を実施する。
	第2配備 ●大規模な災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合	●総務課 … 全員 ●別記1に掲げる課の全員 ●別記1以外の課の本部長が別に定める人数	
	第3配備 ●町内全域にわたり甚大な災害が発生し、その状況により全職員の配備を必要とする場合	各課職員全員	

(別記1) 総務課, 地域福祉課, 町民課, 建設課, 農林水産課, 教育総務課, 水道課

5 各部・各班の所掌事務

対策 部名	班名	班長	所掌事務
総務 対策部	本部 総務班	○行政係長 消防交通係長 自衛隊対策係長	(1) 本部会議に関する事。 (2) 避難指示等の発令及び解除に関する事。 (3) 災害応急対策に係る各対策部との総合調整に関する事。 (4) 避難等施設の指定、開設及び避難所責任者等の派遣に関する事。 (5) 国、県、防災関係機関との連絡調整に関する事。 (6) 災害救助法の適用及び運用の調整に関する事。 (7) 気象情報等の収集に関する事。 (8) 災害情報、応急対策の情報収集及び記録に関する事。 (9) 県に対する災害報告に関する事。 (10) 報道機関への広報依頼及び連絡調整に関する事。 (11) 自衛隊の派遣要請等に関する事。 (12) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 (13) 災害対策要員の配備、招集、編成及び出動に関する事。 (14) 災害調査班に関する事。 (15) 無線通信の運用及び保守に関する事。 (16) 避難住民の状況把握及び避難所との連絡に関する事。 (17) 住民に対する警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。 (18) 住民情報等のデータ出力に関する事。 (19) その他、他の対策部（班）に属さない事務又は本部長の特命に関する事。
	財務 車両管理班	○財政係長	(1) 災害対策に必要な予算及び決算に関する事。 (2) 財務車両管理班の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関する事。
		管財係長	(1) 庁舎等の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 庁内の非常用電源に関する事。 (3) 災害対策連絡車及び輸送車両の配車計画に関する事。 (4) 町有財産等の被害調査及び災害対策に関する事。
		会計係長	(1) 義援金の受領、保管及び配分に関する事。 (2) 拠出者等に対する礼状等の発送に関する事。 (3) 災害復旧対策に関する資金収支に関する事。 (4) 災害対策用物品の出納に関する事。 (5) 町災害対策本部の歳入、歳出及び現金の出納に関する事。
	物資 供給班	○町民税係長 固定資産税係長	(1) 被災世帯及び固定資産等の被害調査に関する事。 (2) 被災者の町税減免措置に関する事。 (3) 災害対策従事者に対する食料の調達に関する事。 (4) 被災者に対する食料の炊き出し及び配給に関する事。 (5) 義援物資等の受領及び配給に関する事。 (6) 災害時における主要食料その他必要物資の調達及び斡旋に関する事。 (7) 物資供給班の所管に係る活動状況等の総務対策部長への報告に関する事。

対策部名	班名	班長	所掌事務
総務対策部	議会対策班	○議会事務局係長	(1) 議員への災害概況等の速報及び連絡調整に関すること。 (2) その他議会対策に関すること。
	応援班	○選挙管理委員会係長	(1) 各対策部・班の応援に関すること。 (2) 被災者の輸送に関すること。 (3) 自衛隊派遣部隊の受入に関すること。
企画対策部	情報収集連絡班	○企画調整係長 情報政策係	(1) 企画対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関すること。 (3) 災害統計、災害資料及び災害報告書の作成に関すること。 (4) 広報車による広報活動に関すること。 (5) 災害記録写真撮影に関すること。 (6) 災害視察に関すること。
	商工観光班	○商工観光係長 地域振興係長	(1) 商工会等との連絡調整に関すること。 (2) 熊毛公共職業安定所との連絡調整に関すること。 (3) 公共の交通機関の運行状況の把握に関すること。 (4) 商工観光関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 (5) 観光客に対する災害情報の提供に関すること。 (6) 民間企業等のボランティアとの連絡調整に関すること。 (7) 民間企業からの食料、物資の調査・調達計画に関すること。 (8) 被災商工観光業者に対する融資の斡旋に関すること。 (9) 商工観光班の所管に係る災害情報等の調査収集及び企画対策部長への報告に関すること。
保健環境対策部	福祉班	○福祉係長 高齢者支援係長 子ども未来係長 保育所事務長	(1) 保健福祉対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関すること。 (3) 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 (4) 外国人に対する災害情報に関すること。 (5) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関すること。 (6) 応急仮設住宅への入居に関すること。 (7) 被服、寝具、その他生活必需品の確保に関すること。 (8) 災害救助法に基づく諸対策及び救助事務の総括に関すること。 (9) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 (10) 福祉団体及びボランティアとの連絡調整に関すること。 (11) 要配慮者等の実態把握及び情報提供に関すること。 (12) 遺体の収容に関すること。 (13) 社会福祉関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (14) 保育園児童の避難誘導及び保育園の災害対策に関すること。

対策 部名	班名	班長	所 掌 事 務
保 健 環 境 対 策 部	衛 生 班	○環境衛生係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害地域のし尿の汲み取り及び廃棄物の運搬処分計画並びに実施に関する こと。 (2) ごみ収集計画に関すること。 (3) 衛生関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 災害に係る公害の処理調査及び毒物・劇物の災害状況調査に係る保健所との 連絡調整に関すること。 (5) 食品衛生に係る保健所との連絡調整に関すること。 (6) 災害地域の消毒及び防疫計画に関すること。 (7) 遺体の埋火葬に関すること。 (8) 墓地災害に関すること。
		○健康増進係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療機関との連絡調整に関すること。 (2) 救護所の設置及び運営に関すること。 (3) 災害用医薬品及び災害対策資機材に関すること。 (4) 感染症の発生予防対策に関すること。 (5) 救護班の編成及び派遣に関すること。 (6) 災害時における衛生広報に関すること。 (7) 医療関係施設の被害調査及び災害対策に係る保健所との連絡調整に関する こと。 (8) 医療救護，助産に関すること。 (9) 衛生班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び保健福祉対策部長への報告 に関すること。
建 設 対 策 部	土 木 施 設 班	○管理・土木港湾係長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 建設対策部の総括に関すること。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集並びに総務対策部長及び県への報告 に関すること。 (3) 道路，橋梁，河川，漁港，港湾等公共土木関係施設の災害対策及び被害調査並 びに応急復旧対策に関すること。 (4) 避難路，輸送路の確保に関すること。 (5) 障害物の除去に関すること。 (6) 応急対策用資機材の準備及び輸送並びに労務対策に関すること。 (7) 地すべり，土砂崩れによる災害対策に関すること。 (8) 水防倉庫，水門等の維持管理及び河川堤防の巡視に関すること。 (9) 災害における通行止及び迂回路等の計画並びに実施に関すること。 (10) 土木工事関係者との連絡調整に関すること。

対策 部名	班名	班長	所 掌 事 務
	建築施設班	○建築・管理係長	(1) 被災建築物応急危険度判定の実施に関する事。 (2) 被災町営住宅の応急処理に関する事。 (3) 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。 (4) 町営住宅の供給に関する事。 (5) 応急仮設住宅の建設、供与に関する事。 (6) 避難所に対する仮設トイレ等の設置に関する事。 (7) 建築工事関係者との連絡調整に関する事。 (8) 建築施設班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関する事。
	水道施設班	○庶務・施設係長	(1) 水道関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (2) 被災地の給水計画に関する事。 (3) 飲料水の確保、給水に関する事。 (4) 水質管理に関する事。 (5) その他上水道の管理に関する事。 (6) 水道施設班の所管に係る災害情報等の調査収集及び建設対策部長への報告に関する事。
農林水産対策部	農政畜産班	○農政・畜産係長	(1) 農林水産対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 農作物等への被害調査及び災害対策に関する事。 (4) 農作物の病害虫及び家畜伝染病の防除に関する事。 (5) 農業協同組合との連絡調整に関する事。 (6) 家畜及び畜産施設等の被害調査並びに応急復旧に関する事。
	林務水産班	○林務水産係長	(1) 山林、林産物の被害調査及び応急復旧に関する事。 (2) 漁港及び海産物等の被害調査並びに応急復旧に関する事。 (3) 漁業協同組合との連絡調整に関する事。 (4) 森林組合との連絡調整に関する事。 (5) 林務水産班内の所管に係る公共施設の災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関する事。
	農地班	○農業土木係長 農地・振興係長	(1) 農地・農業用施設等の被害調査及び応急復旧に関する事。 (2) 土地改良区等への連絡調整に関する事。 (3) 農地班内の所管に係る災害情報等の調査収集及び農林水産対策部長への報告に関する事。
教育対策部	学校教育班	○管理係長 学校教育係長	(1) 教育対策部の総括に関する事。 (2) 部内の所管に係る災害情報等の調査収集及び総務対策部長、県への報告に関する事。 (3) 教育施設等の災害予防及び復旧対策に関する事。 (4) 学校関係施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (5) 児童、生徒等の避難及び安全確保に関する事。 (6) 学校教育施設等での避難受入の調整及び協力に関する事。

対策 部名	班名	班長	所 掌 事 務
			(7) 教職員の動員に関すること。 (8) 学校給食に関すること。 (9) 教材等の調達及び施設、職員の確保に関すること。 (10) 災害後の教育環境・保健衛生に関すること。 (11) 所管の避難所等施設の開設及び管理に関すること。
	社会 教育 班	○社会教育係長	(1) 災害活動に協力する団体等との連絡調整に関すること。 (2) 史跡、文化財の被害調査及び保護に関すること。 (3) 社会教育・体育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 社会教育班の所管に係る災害情報等の調査収集及び教育対策部長への報告に関すること。
消 防 ・ 水 防 対 策 部	消 防 ・ 水 防 班	○消防交通係長 各副団長（2名） 各分団長（8名）	熊毛地区消防組合の定める「熊毛地区消防組合消防計画」による。

※○印のある係長が責任班長となる。

6 動員方法

(1) 災害発生（おそれがある場合を含む。）の動員

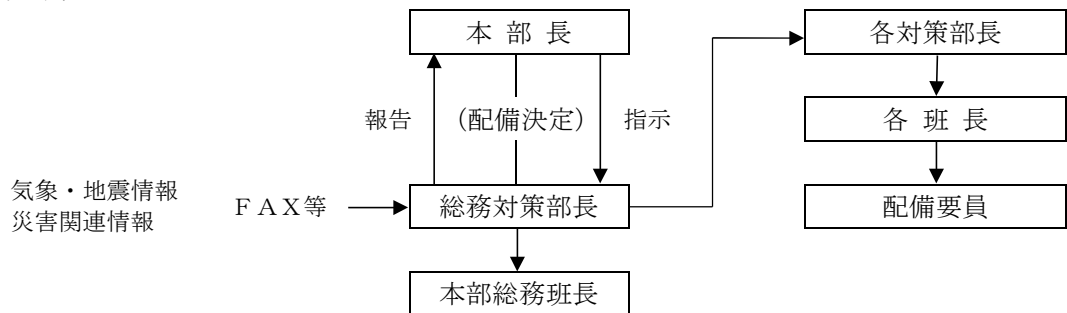
ア 職員（勤務時間外にあっては警備員）は、災害発生のおそれがある気象情報、あるいは異常現象の通報を受けたとき、又は非常事態の発生を知ったときは、直ちに総務課長に連絡する。

イ アの通報を受けた総務課長は必要に応じ関係職員を動員し、応急対策実施の体制をとる。

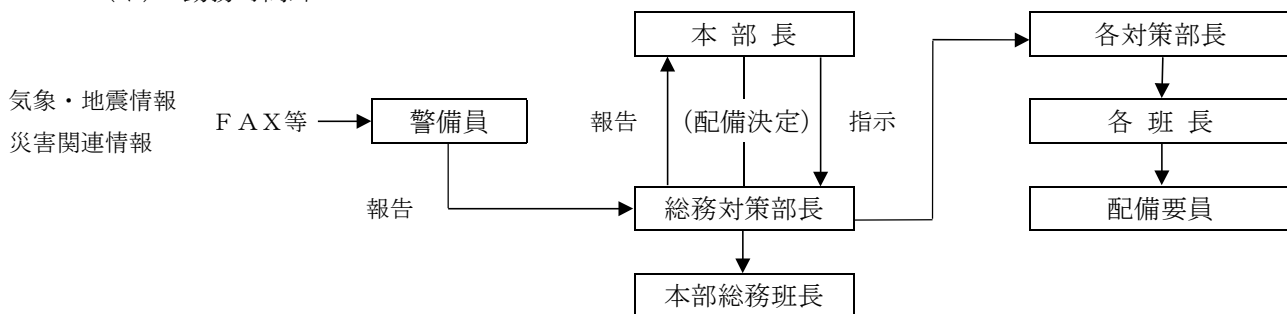
(2) 職員配備要員及び災害対策本部が設置される場合の動員

ア 配備要員の動員は、次の系統により行う。

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



イ 各対策部長は勤務時間外における各班長、配備要員に対する連絡方法をあらかじめ定めておく。

ウ 職員は、勤務時間外において災害の発生又はそのおそれがあることを知ったときは、直ちに、自らの判断により登庁する。

第2 災害対策本部と防災関係機関との協力体制の確立

1 防災関係機関との協力体制

中種子町地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町災害対策本部と防災関係機関は、町内における災害対策の総合的かつ計画的推進を図るため、相互に緊密な連携のもとに、応急対策活動を実施する。

2 各種団体・組織との協力体制

生活協同組合やスーパーなど物資流通のネットワークを有する企業、事業所、自主防災組織、ボランティア、その他各種団体等は防災活動の有力な担い手となるため、これら地域の防災力を総動員して有機的に対策に組み込んだ応急活動体制を確立する。

なお、災害発生直後の人命救助等の活動は、近隣住民、自主防災組織を中心とする地域ごとの防災力に依拠し、事態が安定してくる救援期の活動は、事態の推移を見ながら適宜各種団体等の協力を得てその防災体制を確立する。

3 住民との協力体制

住民は自らの生命・財産・安全を確保するための責務を有するため、自主防災組織等の組織的対応も含めて、初動段階において自らの安全を確保するとともに、近隣住民の救助活動等に協力するなどの責務を果たすべく活動する。

第2節 情報伝達体制の確立

総務対策部

風水害等の災害の発生に際し、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

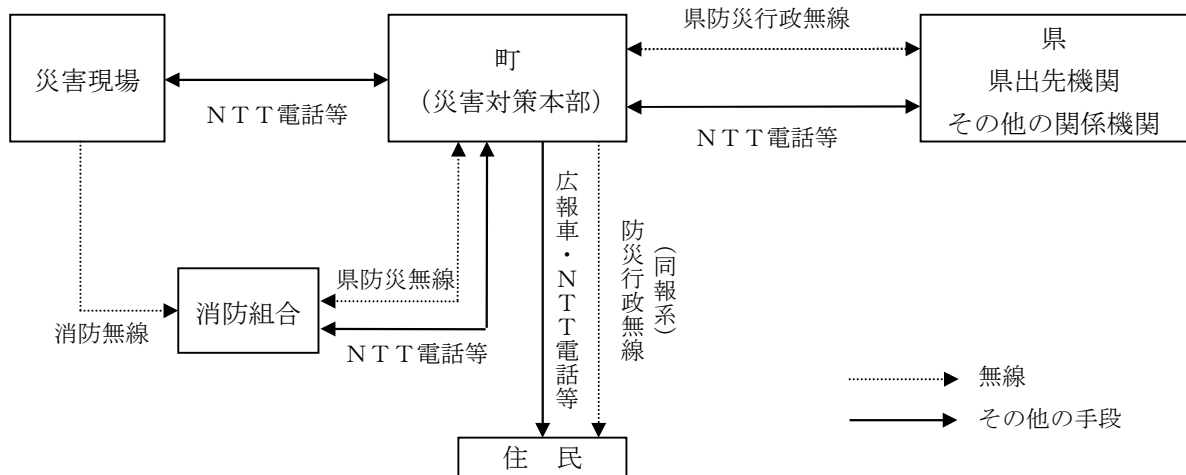
このため、町は各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

第1 町の通信連絡手段の確保・運用

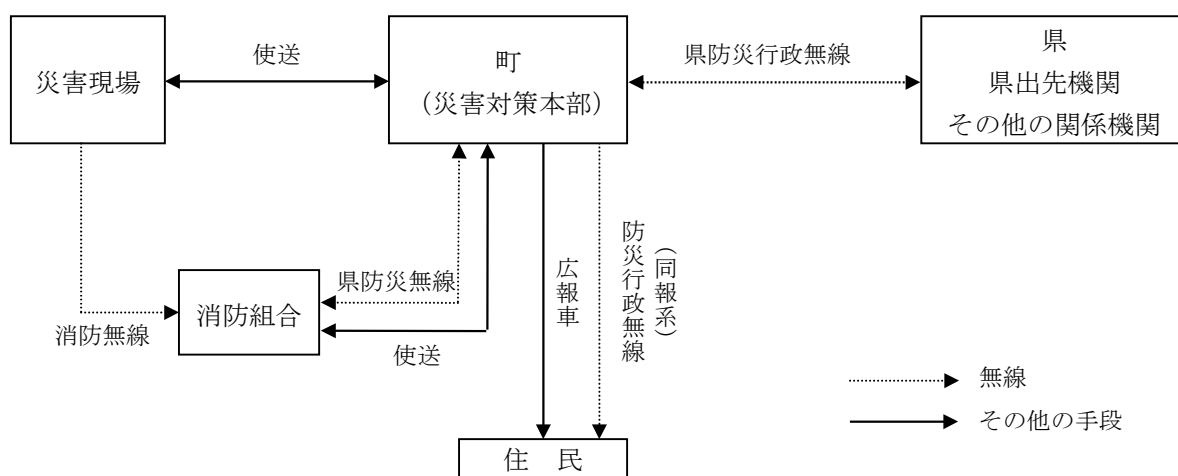
1 通信連絡系統

災害時の町の通信連絡系統としては、町防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、NTT一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの運用上の措置を講ずる。

通常の災害（NTT電話等が使用できる場合）



大規模災害（N T T電話等が使用できない場合）



2 その他の手段による通信体制の確立

N T T一般加入電話をはじめその他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

第2 関係機関等の通信連絡手段の確保・運用

1 各機関が保有する通信施設の運用

町は関係機関等と連携し、各機関が整備・保有している通信連絡手段を把握し、緊急時に活用できる体制を確立する。

2 各機関相互の連絡用通信手段の運用

関係機関相互に通話できる通信連絡手段である防災相互無線等を効果的に運用し、情報連絡体制を確立する。

第3節 災害救助法の適用及び運用

総務対策部 保健環境対策部

大災害が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続きについて示し、これに基づいて町は災害救助法を運用する。

第1 災害救助法の実施機関

災害救助法による救助は、国の法定受託事務として知事が行い、町長がこれを補助する。知事は救助を迅速に行うために、町長に通知することにより救助の実施に関する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（災害救助法第30条）

法第23条及び令第8条に定められている救助の種類は次のとおりである。

- (1) 避難所収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索・処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 災害救助法の適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域内において、被災し現に救助を必要とする者に対して行う。

- (1) 町の区域内の住家のうち、滅失した世帯の数が、適用基準表の基準1号以上であること。
- (2) 県内において1,500世帯以上の住家が滅失し、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号以上であること。
- (3) 県内において7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

中種子町の災害救助法適用基準

人 口 (平成27年10月末日現在)	基 準	
	1号	2号
8,386人	40世帯	20世帯

第3 被災世帯の算定基準

1 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

2 住家の滅失等の認定

(1) 住家が全壊・全焼、流失したもの

住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

(2) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

(3) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(1)及び(2)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものとする。

3 世帯及び住家の単位

(1) 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

(2) 住家

現実に住家のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

第4 災害救助法の適用手続き

災害に対し、町における災害が、本節第2「災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町は、直ちにその旨を県に報告する。

第4節 広域応援体制

総務対策部 消防組合

大災害が発生した場合、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

第1 消防機関の応援協力

熊毛地区消防組合消防計画による。

第2 県及び市町村相互の応援協力

1 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定による応援

町は災害が発生し、町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合に、県及び県内市町村による応援活動を必要と認めるときは、「鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定」に基づき、迅速に応援を要請する。

- (1) 隣接市町は、応急措置の実施について相互に応援協力をを行うものとする。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町では対応できないと考えられる場合は、県災害対策支部等に対して応援要請するものとする。要請を受けた県災害対策支部等は、自ら応援を行うとともに管内市町村に対して応援要請を行うものとする。要請を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力をを行うものとする。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部等に直接応援要請することができるものとし、県災害対策本部等は、自ら応援を行うとともに県内市町村に対して応援要請を行うものとする。応援を受けた市町村は、応急措置の実施について必要な応援協力をを行うものとする。

2 県外への応援要請

災害が大規模となり、県外の防災関係機関等からの応援が必要と判断される場合、町は県に対し、その調整を要請する。

3 町内所在機関相互の応援協力

災害が大規模となった場合、町は実施する応急措置について、町の区域内に所在する県、指定地方行政機関等の出先機関及び町の区域を活動領域とする公共的団体等に、応援協力を要請する。

第5節 自衛隊の災害派遣要請

総務対策部

災害に際し人命、財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣依頼及び受入れに関する事項を定め、もって自衛隊の効率的かつ迅速な活動を期するものである。

第1 実施責任者

1 災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、知事が自己の判断又は町長の要請依頼により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長が直接通知することができる。この場合は、速やかにその旨を知事（関係各部長経由）に通知するものとする。

2 災害派遣実施

自衛隊の災害派遣の実施は、次に掲げる実施権者が原則として知事等の要請により実施するが、緊急を要する場合は要請を待たないで実施する。

- (1) 陸上自衛隊西部方面総監
- (2) 〃 第8師団長
- (3) 〃 国分駐屯地司令（第12普通科連隊長）
- (4) 海上自衛隊佐世保地方総監
- (5) 〃 第1航空群司令
- (6) 航空自衛隊新田原基地司令

3 災害派遣受入れ

町長は、知事から災害派遣の実施について通知を受けたときは、関係機関との連携のもとに受入れに必要な措置を行う。

第2 災害派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣を要請する基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害に際して、人命の救助又は財産の保護のため急を要し、地元警察、消防団、その他では対処し得ないと考えられるとき。
- (2) 災害の発生が目前にせまり、この予防には自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

第3 町長の災害派遣依頼要領

1 派遣要請依頼の担当

町長が行う自衛隊派遣要請依頼及び自衛隊に対する通知についての担当は、総務対策部長とする。

2 災害派遣要請依頼

(1) 要請依頼の要望

各部長は、所管の対策業務について要請基準による自衛隊派遣の必要を認めたときは、要請依頼の要望を行うものとする。

(2) 要請依頼

総務対策部長は、各部長から要請依頼を受けたとき、又は自己の判断により自衛隊派遣の必要を認めるときは、町長に報告しその指示を受け、派遣部隊の活動内容に応じた県の関係各部長を経由して知事へ文書による要請依頼を行うものとする。この場合、第4に掲げる要請依頼要件を明示するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、町長の指示により、災害派遣実施権者に対し派遣を直接通知し、知事にその旨を報告するものとする。この場合は、事後速やかに知事に対し正式な要請依頼を行うものとする。

第4 自衛隊派遣要請依頼要件

自衛隊の派遣を要請依頼又は直接通知するときは、次の諸点を明示して行うものとする。

- (1) 災害時の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第5 自衛隊及び災害派遣要請権者等の連絡場所

1 自衛隊の連絡場所

区分	自衛隊要請関係機関		所在地	電話番号
	部隊名	主管課		
要 請 先	陸	陸上自衛隊西部方面総監部	防衛部防衛課運用班	熊本市東町1-1-1 096-368-5111 内線255, 256
		陸上自衛隊第8師団司令部	第3部防衛班	熊本市清水町八景水谷2-17-1 096-343-3141 内線214, 233
		陸上自衛隊第12普通科連隊本部	第3科	霧島市国分福島2-4-14 0995-46-0350 内線235, 237
	海	海上自衛隊佐世保地方総監部	防衛部	佐世保市平瀬町18 0956-23-7111 内線225
		海上自衛隊第1航空群	司令部幕僚室	鹿屋市西原3-11-2 0994-43-3111 内線2222
	空	航空自衛隊新田原基地	防衛部	宮崎県児湯郡新富町大字新田19581 0983-35-1121 内線232
通報先	自衛隊鹿児島地方協力本部	総務課	鹿児島市東郡元町4-1 099-253-8920	

2 知事への災害派遣要請要求の連絡場所

災害派遣要請要求先		所在地	電話番号	備考
担当部名	主管課			
鹿児島県 危機管理局	危機管理防災課	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-(直通) 286-2256	県内
〃 総務部	人事課	〃 〃	(直通) 286-2045	
〃 環境生活部	県民生活課	〃 〃	(直通) 286-2518	
〃 保健福祉部	保健福祉課	〃 〃	(直通) 286-2656	
〃 農政部	農政課	〃 〃	(直通) 286-3085	
〃 土木部	監理用地課	〃 〃	(直通) 286-3483	
〃 〃	河川課	〃 〃	(直通) 286-3586	
〃 林務水産部	林務水産課	〃 〃	(直通) 286-3327	
〃 商工労働部	商工政策課	〃 〃	(直通) 286-2925	
〃 教育委員会	総務福利課	〃 〃	(直通) 286-5190	
〃 出納局	会計課	〃 〃	(直通) 286-3765	
〃 警察本部	警備課	〃 〃	(直通) 206-0110	

鹿児島県庁（代表） 099-286-2111

第6 派遣部隊の活動内容

派遣部隊が実施する業務は、部隊の人員、装備、派遣要請内容等により異なるが、自衛隊の定める防災業務計画により、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、感染症予防、病虫害防除等の支援
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水
- (11) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通規制の支援
- (13) 危険物の保安及び除去
- (14) その他部隊が対処し得る業務

第7 派遣部隊の受入れ

1 所管

災害派遣部隊の受入れ措置については、総務対策部長及び関係対策部長は、派遣部隊との緊密な連携のもとに、次の措置を実施するものとする。

2 事前措置

- (1) 派遣部隊との連絡を確保し、派遣部隊の人員、装備等の確認に努める。
- (2) 派遣部隊の宿泊所、車両、器材の保管場所を準備しておく。
- (3) 派遣部隊が使用する機械、器具、材料、消耗品等を準備しておく。なお、準備を要する諸器材で、町

において準備できないものについては、県にその協力を依頼し、なお不足する場合は、派遣部隊が携行する器材等を使用するものとする。

(4) 派遣部隊が実施する具体的な作業の内容、場所、作業に要する人員の配置等に関する計画を作成する。

3 派遣部隊到着後の措置

(1) 派遣部隊の集結地への誘導

(2) 派遣部隊の責任者との作業計画等に関する協議、調整及び調整に伴う必要な措置

(3) 町が準備する器材類の品目、数量、集荷場所及びこれらの使用に関する事項並びに派遣部隊の携行する器材等の使用に関する事項についての協議

(4) 派遣部隊の撤収時期等に関する協議

(5) その他必要と認められる措置

第8 経費の負担区分

自衛隊の救助活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

(1) 派遣部隊が救助活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

(2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

(3) 派遣部隊の宿営及び救助活動に伴う光熱、水道、電話料等

(4) 派遣部隊の救助活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊の装備にかかるものを除く。）

(5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

総務対策部 企画対策部 保健環境対策部
福祉環境対策部 建設対策部 消防・水防対策部

災害時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

第1 従事命令等による労働力の確保

1 命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法令	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第17条	水防管理者、水防団長、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第24条第1項	知事
	協力命令	災害救助法第25条	知事
災害応急対策作業 (除：災害救助法救助)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令	災害対策基本法第71条第2項	知事(委任を受けた場合町長)
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項	警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第3項	自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官

2 命令の対象者

命令の種別による従事対象者は、次のとおりである。

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	水防管理団体の区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助，災害応急対策作業（災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令）	(1) 医師，歯科医師又は薬剤師 (2) 保健師，助産師又は看護師 (3) 土木技術者又は建築技術者 (4) 大工，左官又はとび職 (5) 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 (6) 自動車運送業者及びその従業者 (7) 船舶運送業者及びその従業者 (8) 港湾運送業者及びその従業者
災害救助，災害応急対策作業の知事の協力命令	救助を要する者及びその近隣者
災害応急対策全般（災害対策基本法による町長，警察官，海上保安官，自衛官の従事命令）	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害応急対策全般（警察官職務執行法による警察官の従事命令）	その場に居合せた者，その事物の管理者その他関係者

第7節 ボランティアとの連携等

企画対策部 保健環境対策部

大規模災害の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合がある。

このため、町ではボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

第1 ボランティアの受入れ、支援体制

1 ボランティア活動に関する情報提供

町は、被災者の様々なニーズの把握に努め、日本赤十字社鹿児島県支部、県社会福祉協議会、町社会福祉協議会及びボランティア関係協力団体との情報交換を行うとともに、報道機関を通じて、求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2 被災地におけるボランティア支援体制の確立

町社会福祉協議会等は、災害が発生した場合、速やかにボランティア現地本部及び救援本部を設置し、行政機関等関係団体との連携を密にしながら、以下により、ボランティアによる支援体制の確立に努める。

(1) 現地本部における対応

町社会福祉協議会は、町と連携の上、ボランティア活動の第一線の拠点として現地本部を設置し、被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な物資の提供を行う。

(2) 救援本部における対応

被災規模が大きい場合には、通信・交通アクセスが良い等適切な地域の被災地周辺市町村社会福祉協議会等は、救援本部を設置し、ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い、現地本部を支援する。

第2 ボランティアの受付、登録、派遣

ボランティア活動希望者の受入れにあたっては、救援本部等がボランティア窓口を設けて受付、登録を行い、活動内容等について、現地本部、ボランティア関係協力団体と連絡調整を図る。その際、ボランティア活動保険未加入者に対しては、紹介、加入に努める。

警戒避難期の応急対策

風水害時の気象予警報等の発表以降、災害の発生に至る警戒避難期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援含む。）や、水防・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 気象警報等の収集・伝達

総務対策部 消防・水防対策部

町は、風水害時の応急対策を進める上で、鹿児島地方気象台や県から発表される次の情報等を収集し、また、あらかじめ定めた警報等の伝達系統により確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 情報の種類

- (1) 気象警報等（鹿児島地方気象台）
- (2) 土砂災害警戒情報（鹿児島地方気象台・県）
- (3) 雨量，河川水位等（県）
- (4) 水防警報（県）

第2 気象警報等の受領・伝達

1 気象警報等の受領・伝達

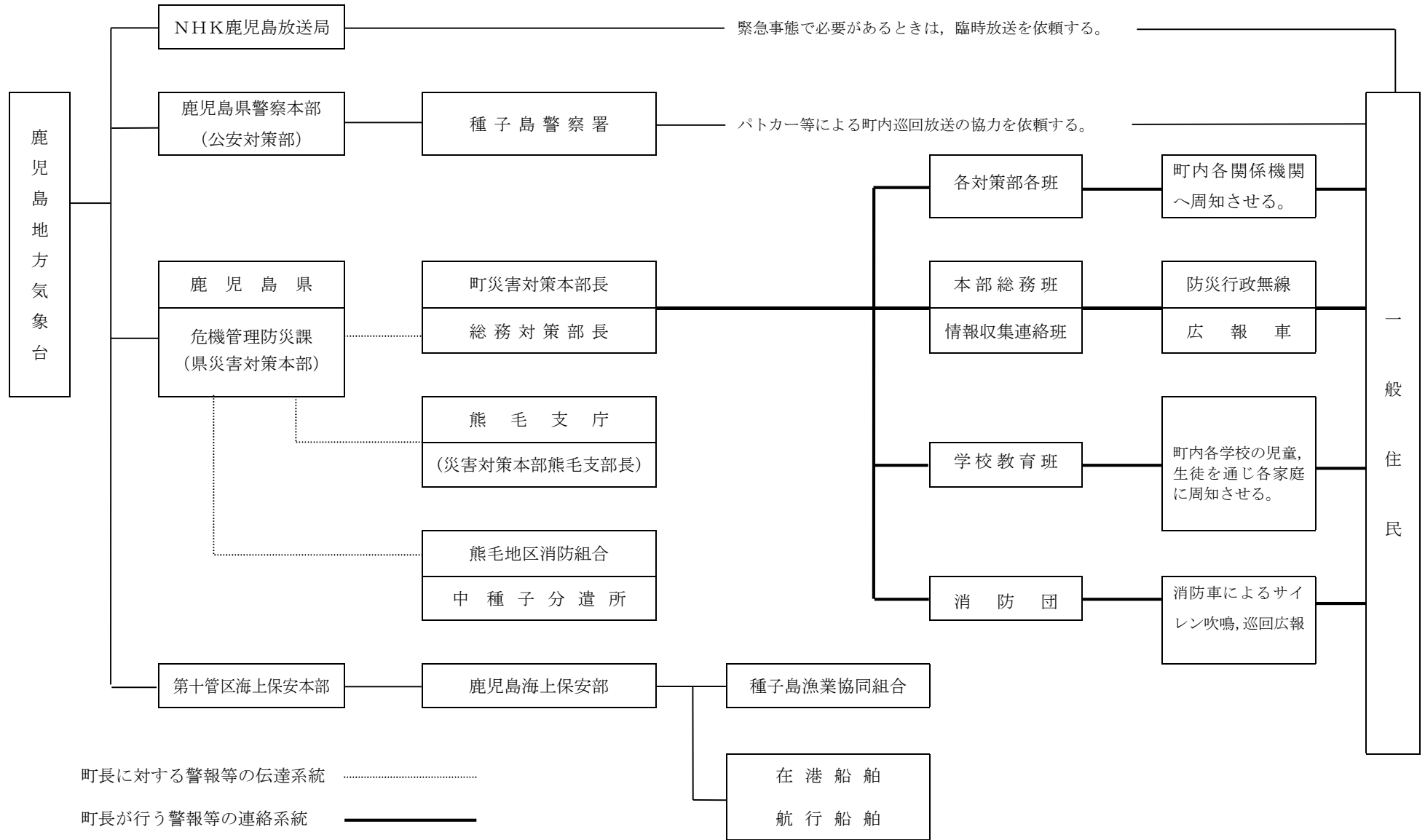
- (1) 関係機関から通報された気象警報等は、総務課長において受領する。
- (2) 執務時間外にあっては、警備員を経て、総務課長に通報するものとする。
- (3) (1)，(2)により受領及び通報を受けた総務課長は、大きな災害が発生するおそれがあると認めたとき又は大きな災害が発生したことを知ったときは、直ちに町長にその旨を報告するものとする。
- (4) 授受担当員（伝達担当員を兼ねる。）は、総務課消防交通係長とする。
- (5) 警報等を受領した伝達担当員は、伝達系統により周知伝達する。この場合、特に要配慮者施設への伝達に配慮するものとする。

2 土砂災害警戒情報の伝達

鹿児島地方気象台は、気象業務法第15条により大雨警報を都道府県に伝達することが義務付けられている。土砂災害警戒情報は大雨警報を解説する気象情報の1つとして関係機関に伝達される。

町は、災害対策基本法第51条（情報の収集及び伝達）及び第55条（県知事の通知等）により県から土砂災害警戒情報の伝達を受けた時は、すみやかに土砂災害警戒情報に係る必要事項を伝達系統により関係機関及び住民その他関係ある公私の団体等へ伝達する。

気象予報・警報等の伝達系統図



第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

全部

本計画は、町災害対策本部が災害情報及び被害報告を迅速、確実に収集し、又は通報、報告するために必要な事項を定め応急対策の迅速を期すものである。

収集にあたっては、特に住民の生命にかかわる情報の収集に重点を置く。

第1 災害情報の収集・伝達

町は、町内の災害情報及び所管に係る被害状況を住民の協力を得て迅速かつ的確に調査、収集し、県その他関係機関に通報報告する。特に、人命危険に関する情報を優先し、速報性を重視する。

1 収集すべき災害情報等の内容

- (1) 人的被害（死傷者数、生き埋め者のいる可能性のある要救出現場の箇所数）
- (2) 住家被害（全壊、倒壊、床上浸水等）
- (3) 津波・高潮被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- (4) 水害・土砂災害（人的・住家・公共施設被害を伴うもの）
- (5) 出火件数又は出火状況
- (6) 二次災害危険箇所（土砂災害危険、高圧ガス漏洩事故など）
- (7) 輸送関連施設被害（道路、港湾・漁港）
- (8) ライフライン施設被害（電気、電話、ガス、水道施設被害）
- (9) 避難状況、救護所開設状況
- (10) 災害の状況及びその及ぼす社会的影響から見て報告する必要があると認められるもの

2 災害情報等の収集

(1) 町による情報収集

職員は、原則として情報収集担当区域に応じて人命危険情報を収集する。収集した情報の本部への報告は電話、無線等による通報によるほか、登庁後、書類による報告を行うものとする。また、参集途上に可能な限り人命危険情報を収集し、その結果を参集後、本部へ報告する。

(2) 調査班の編成

被害状況の調査にあたっては、被害の程度により調査班の数を決定するが、地区ごとに各課と共同し、又は単独で調査班を編成し、被害状況調査を実施する。

被害状況の調査分担表

被害区分	担 当		協力団体等
	部	責任者	
町有財産に関する被害	総務対策部	総務対策部長	地区公民館長、集落公民館長、施設の管理者
消防水防関係の被害	消防・水防対策部	消防団長	消防団
土木施設、建築（住家）関係の被害	建設対策部	建設対策部長	地区公民館長 集落公民館長
農林関係（含畜産）に関する被害 農地農業用施設に関する被害 漁業関係の被害	農林水産対策部	農林水産対策部長	地区公民館長、集落公民館長 農業協同組合、森林組合、 漁業組合

商工鉦業に関する被害	企画対策部	企画対策部長	商工会
社会福祉関係の被害 衛生施設に関する被害、人等の被害、床上、床下浸水の被害 災害時における感染症その他	福祉環境対策部	福祉環境対策部長	町環境保全協会 地区公民館長，集落公民館長
学校施設に関する被害	教育対策部	教育対策部長	地区PTA会長，管理者

3 災害情報等の集約，活用，報告及び共有化

(1) 町における報告情報の集約

町災害対策本部において，前記方法により報告された災害情報等を整理し，広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の指示，災害救助法の適用申請等の必要性の有無を判断できるよう集約し，適宜，全職員に徹底する。

(2) 町から県等への報告

町は県にできるだけ早期に被害概況に関する報告を行う。

特に，災害の規模の把握のための町から県等への報告は，次のとおり実施する。

ア 第1報（参集途上の被害状況，庁舎周辺の被害状況）

（ア）勤務時間外（本部総務班長の登庁直後）

（イ）勤務時間内（災害発生直後）

イ 人命危険情報の中間集約結果の報告

災害発生後，できる限り早く報告する。

なお，この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請，自衛隊派遣要請，避難の指示等，災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば，県等へ報告・要請する。

ウ 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

災害発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。県への報告は，災害情報等報告系統と同一の系統及び方法を用いる。

エ 町は，同時多発火災や救出要請等により，119番通報が殺到した場合に，その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

(3) 町及び防災関係機関は，人的被害，住家被害，避難，火災の発生・延焼の状況等，広域的な災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報について，他の情報に優先し収集・報告する。

第2 災害情報等の報告

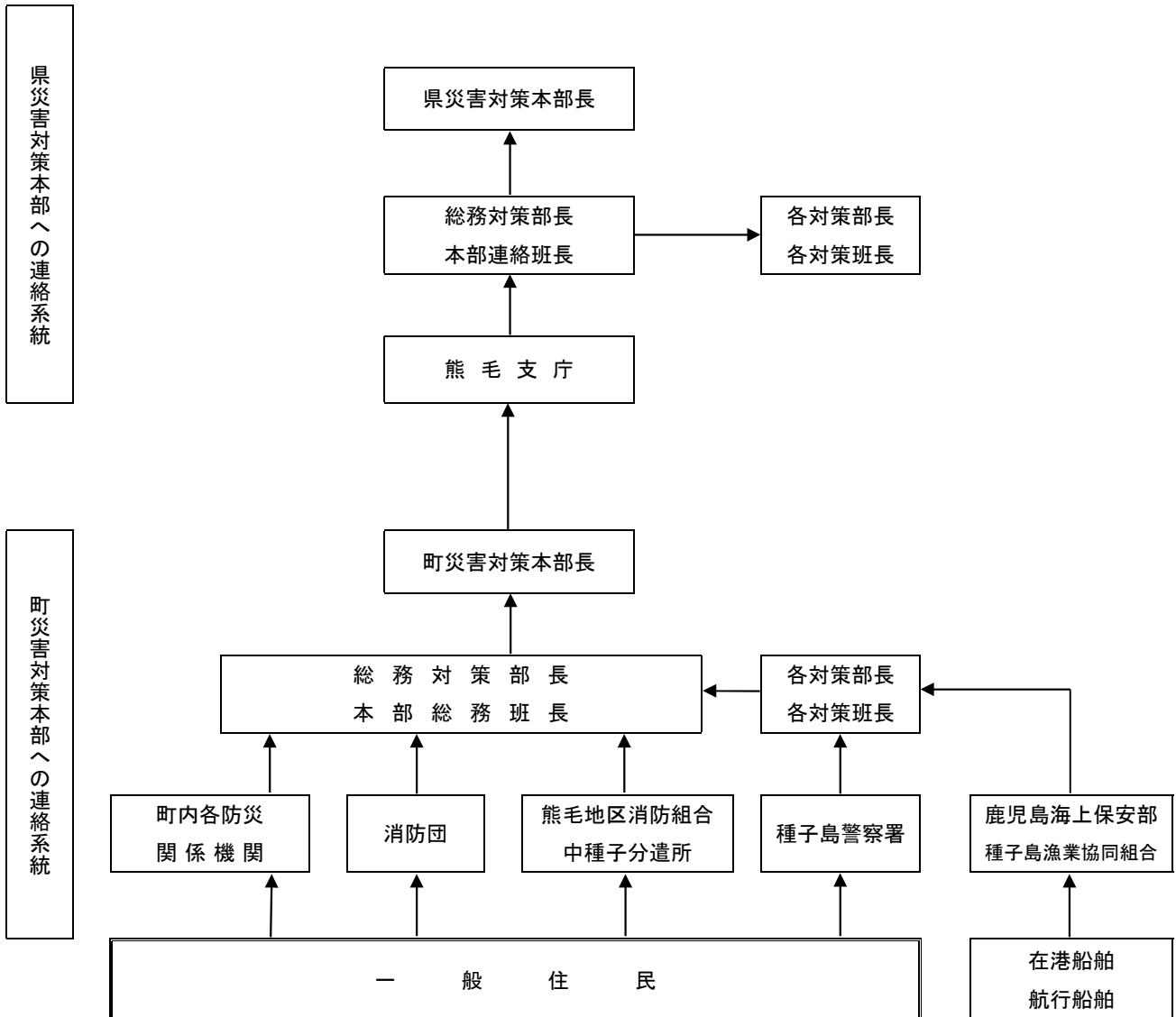
1 災害情報等の報告系統

町は，町内の災害情報及び被害情報を収集・把握し，県その他関係機関に報告する。

なお，通信途絶等により，県との情報連絡がとれない場合は，消防庁に直接被害情報等の連絡を行う。

回線別		区分	平日（9：30～17：45） ※震災等応急室	左記以外 ※宿直室
		N T T回線	電 話	03-5253-7527
F A X	03-5253-7537		03-5253-7553	
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	19-2-048-500-7527	19-2-048-500-7782	
	F A X	19-2-048-500-7537	19-2-048-500-7789	

災害情報等収集報告系統図



- (注) 1 町災害対策本部が設置されていない場合の連絡系統は、町の関係課長に直接通報報告するものとする。
- 2 緊急を要する場合の連絡は、この系統によらず必要な関係機関に直接緊急通報報告することができる。
- 3 町内の各防災関係機関は、町災害対策本部に対し被害状況の報告を協力するとともに町災害対策本部との相互間に災害情報の交換を行うものとする。

2 災害情報等の種類及び内容

(1) 災害情報

災害情報とは、災害が発生しそうな状況のときから、被害が数的に判明する以前の間における被害に関する次のようなものをいう。

- ア 災害発生のおそれのある異常な現象が生じたとき、その異常現象を必要な災害対策機関に通報するもの
- イ 災害の発生する直前に、災害が発生しようとしている状況を通報するもの
- ウ 災害発生前の災害防止対策又は災害拡大防止対策の活動状況を通報するもの
- エ 災害が発生しているが、被害の程度が数的に把握できない状況を通報するもの

(2) 災害報告の種類

災害報告とは、被害の程度が数的に把握できる被害情報をあらかじめ定められた様式により報告（通報）する。

3 災害情報、災害報告の通報及び報告要領

(1) 災害発生のおそれのある異常現象の通報要領

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに次のとおり通報するものとする。

異常現象の種類	通報先
河川の漏水等水防に関するもの	総務課，建設課，消防組合
火災発生に関するもの	総務課，消防組合
気象，水象，海難等に関するもの	総務課，消防組合，警察署，海上保安部

イ 警察署長等の通報

異常現象発見の通報を受けた警察署長（警察官）等は、直ちに町長に通報するものとする。

ウ 町長の通報

ア、イ及びその他により異常現象を承知した町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 気象，水象に関するものは、鹿児島地方気象台

(イ) その異常現象により災害の発生が予想される隣接市町

(ウ) その異常現象により、予想される災害の対策実施機関

エ 町長の気象台に対する通報要領

異常現象を承知した町長は鹿児島地方気象台に次の要領で通報する。

(ア) 通報すべき事項

a 気象関係（竜巻，強い降雹等）

b 水象関係（台風等に伴う異常潮位，異常波浪等）

(イ) 通報の方法

通報の方法は、電話，FAX等最も効果的な手段をもって行う。

(2) (1)以外の災害情報の通報及び災害報告の報告方法

ア 各対策部長は、所管にかかる災害情報，被害状況及び応急対策状況を調査収集し、総務対策部長を経て町長へ報告するとともに、各対策部の業務に照応する県災害対策本部の各対策部へそれぞれ報告するものとする。

イ 各対策部長から災害情報，被害状況及び応急対策（救助対策を含む。）実施状況の報告を受けた総務対策部長は、当該報告を収集整理のうえ、町長及び防災関係機関へ報告通報するものとする。

4 災害報告の様式

災害報告に際しては、特に法令に定めのある場合を除き、「災害状況速報」によるものとする。

5 災害報告の判定基準

人及び家屋等の一般被害の判定基準は、次のとおりとする。

区分	被害の判定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みの者とする。
住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非住家	住家以外の建築物を言うものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が住居している場合には、当該部分は住家とする。
公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもの、具体的には、損壊部分とその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
罹災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者	罹災世帯の構成員とする。

(県防災計画より)

(注)

- (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

別記様式 災害状況速報

都道府県				区 分			被害	
災害名	災害名		田	流失・埋没	ha			
	報告番号	第 報 (月 日 時現在)		冠 水	ha			
				畑	流失・埋没			ha
報告者名			冠 水	ha				
区 分		被害		文 教 施 設	箇所			
人的被害	死 者	人	病 院	箇所				
	行方不明者	人	道 路	箇所				
	負傷者	重 傷	人	橋 り よ う	箇所			
		軽 傷	人	河 川	箇所			
	住家被害	全 壊	棟	港 湾	箇所			
			世帯	砂 防	箇所			
人			清 掃 施 設	箇所				
半 壊		棟	が け 崩 れ	箇所				
		世帯	被 害 船 舶	隻				
		人	水 道	戸				
一 部 破 損		棟	電 話	回線				
		世帯	電 気	戸				
		人	ガ ス	戸				
床 上 浸 水		棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所				
	世帯							
	人							
床 下 浸 水	棟	り 災 世 帯 数	世帯					
	世帯	り 災 者 数	人					
	人	火 災 発 生	建 物	件				
非住家	公 共 建 物	棟	危 険 物	件				
	そ の 他	棟	そ の 他	件				

区 分		被害		都道府県災害本部	名称		
公 共 文 教 施 設	千円				設置	年 月 日 時	
農 林 水 産 業 施 設	千円			災害対策本部	計	団体	
公 共 土 木 施 設	千円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千円			災害対策本部	計	団体	
小 計	千円						
公共施設被害市町村数		団体		災害対策本部	計	団体	
その他	農 産 被 害	千円					
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円		消防職員出動延人数	人		
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の種類概況						
	消防機関の活動状況						
その他（避難の勧告・指示の状況）							
消防団員出動延人数		人					

第10節 広報

総務対策部 企画対策部 消防・水防対策部 保健環境対策部

風水害等の災害に際して、浸水、斜面崩壊等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、災害時の適切な防災活動を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 実施要領

- (1) 各対策部長は、所管事項について広報を必要とする事項は、必ず総務対策部本部総務班長へ通知する。
この場合広報事項は要点を簡潔明瞭にまとめて、書面をもって通知する。
- (2) 総務対策部長は、収集した災害情報等のなかで、広報を要すると認めるものについては、速やかに本部総務班長及び情報収集連絡班長へ通知し、災害広報に万全を期する。
- (3) (1)及び(2)により通知を受けた本部総務班長及び情報収集連絡班長は、速やかに住民及び報道関係者へ広報する。
- (4) 情報収集連絡班は、各対策部が収集する災害情報その他広報資料を積極的に収集し、必要に応じて災害現地等に出向き、写真、ビデオその他の取材活動を実施する。

2 住民に対する広報の方法

- (1) 広報は、内容に応じ次の方法により行う。
 - ア 防災行政無線等
 - イ 広報車の巡回等（消防車を含む。）
 - ウ 新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関
 - エ 広報紙、ポスター及びインターネット
- (2) 広報車により広報を行う場合は、原則として、停車し、拡声広報を行う。この場合、簡潔で分かりやすい内容をもって明確に行うものとする。

3 広報内容

災害時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

- (1) 災害危険地域住民への警戒呼びかけ（自主避難）、避難指示
町は、降雨が長期化し、災害危険が増大していると判断される場合は、事前に定めた広報要領により、大雨への警戒を強め、必要に応じ避難準備に関する広報を実施する。
 - ア 注意報及び警報の発令
 - イ 災害軽減の事前対策
- (2) 災害発生直後の広報
町は、自主防災組織、住民等へ災害時の防災行動を喚起するため、各種広報媒体を活用して、次の内容を広報する。
 - ア 災害対策本部の設置
 - イ 災害応急対策状況
 - ウ 災害状況
 - エ 緊急避難を要する区域住民への避難の喚起
 - オ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起
 - カ 出火防止、初期消火、プロパンガスの元栓閉栓の喚起

(3) 災害発生後、事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報に惑わされない、テレビ・ラジオから情報入手するようなど。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を利用するよう住民に呼びかけ、その利用方法を周知する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

カ 気象警報などの解除

キ 災害対策本部の廃止

4 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、被災者の安否に関する情報（以下、「安否情報」という。）を回答するよう努める。回答する際は、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で行う。

(1) 町の役割

ア 町は、必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

イ 当該災害の発生により、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、県は町に代わって必要な安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。

(2) 情報収集

町は、必要と認める範囲で関係地方公共団体、消防機関、警察その他の者に対して情報提供を求めることができる。町は、被災者の安否情報の照会に対し、回答を適切に行い、又は適切な回答に備えるために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために、内部で利用することができる。

(3) 提供できる情報

町は、照会者の分類により、情報を提供することができる。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。なお、被災者の中に、配偶者やその他親近者等（以下「加害者」と言う。）から暴力を受け、それら加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

総務対策部長は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況等を取りまとめ、適宜報道機関に発表する。

なお、放送機関に対する放送の依頼は、原則として町が県知事に対して要請し、事前に締結されている「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県知事が行う。また、町は報道機関にも補完的に要請文を送付する。

発表は次の要領で実施する。

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する放送の要請

町は県に対して、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機関に放送要請を行うよう求める。

3 報道機関に対する発表

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は、原則として町長室とする。

イ 発表担当者は、原則として町長とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また、情報入手状況や防災活動の進捗状況により、広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより、報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段、内容について配慮するように要請する。

オ 警察、消防その他の組織との情報交換を的確に行い、広報内容の整合性を保つ。

(2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 雨量・河川水位等の状況〔発表〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 被災状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

エ 家屋損壊件数、浸水状況（発生箇所、被害状況等）〔発表〕

オ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

カ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目、ベッド数〔要請〕

キ 避難状況等〔発表〕

ク 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は、被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう、物資の種類、量、サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。（梱包を解かなくて済む。）

ケ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕

コ 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

サ 交通状況（交通機関運行状況、不通箇所、開通見込日時、道路交通状況等）〔発表〕

シ 電気、電話、水道施設等公益事業施設状況（被害状況、復旧見通し等）〔発表〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請

1 ライフライン関係機関への要請

災害時に町（災害対策本部）に寄せられる住民等からの通報の中には、ライフラインに関係する問い合わせ（復旧見通しなど）も多いと予想される。このため、町は、住民等からの通報内容で、必要があると認めるときは、ライフライン関係機関に対し、広報担当セクションの設置や増強を要請する。

2 その他の防災関係機関への要請

(1) 九州電力株式会社熊毛営業所

災害による停電等の被害箇所の状況、復旧の見通しをはじめ、公衆感電事故の防止等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(2) 西日本電信電話株式会社鹿児島支店

災害による電話の不通箇所の状況、復旧の見通し等について、広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(3) (社)鹿児島県危険物安全協会

災害によるガス施設の被害箇所の状況，復旧状況の見通しをはじめ，ガス漏れによる事故防止等について，広報車・報道機関等により住民への周知に努める。

(4) バス会社等

被害箇所の状況，復旧状況の見通し等について，停留所及び待ち合い室等の掲示板や案内板への掲示をはじめ，広報車及び報道機関等により住民への周知に努める。

第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

総務対策部 建設対策部
農林水産対策部 消防・水防対策部

風水害時は、河川出水、高潮、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害応急対策を実施する。

第1 河川災害の応急対策（水防活動）

1 水防体制の確立

町は、河川施設にかかる被害の拡大防止措置を行い、水防施設の応急復旧措置を図るため、本章第1節「応急活動体制の確立」に定める応急活動体制をもってあたるものとする。

2 水防情報及び被害状況等の収集・伝達

町は、本章第8節「気象警報等の収集・伝達」に定めた方法に基づき、気象注意報・警報や水防警報を収集・伝達するほか、雨量・河川水位等の諸観測の情報を把握するとともに、関係機関へ通報する。

また、これらの情報に留意し、河川管理者等と協力し、二次災害につながるおそれのある河川施設等の監視、警戒を行い、被害状況等の把握に努める。

3 河川等施設被害の拡大防止（応急復旧措置）

町は、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

(1) 護岸の損壊等による浸水防止

河川出水、溢水等による浸水被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置

河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

上記のほか、河川災害防止のための以下の水防活動を実施する。

ア 出動・監視・警戒及び水防作業

イ 通信連絡及び輸送

ウ 避難のための立退き

エ 水防報告と水防記録

第2 土砂災害の応急対策

1 土砂災害防止体制の確立

砂防・治山事業の所管各課は、気象警報等の発表とともに土砂災害応急体制を早急に確立し、被害の拡大防止対策に着手する。

2 危険箇所周辺の警戒監視

町は、斜面崩壊や土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

3 土砂災害等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の応急措置

土砂災害の生じた地域において，引き続き崖崩れや土石流，地すべり等が懸念される場合は，各々の施設所管各課，町において，応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は，土砂災害の危険が解消されない場合は，当該区域に警戒区域を設定し，関係住民の出入りを制限し，必要に応じ，関係地域住民の避難措置を実施する。

(3) 専門家の派遣による支援

町は必要に応じ，警戒・監視活動のために，斜面災害危険判定の専門家の派遣等を県に要請する。

第12節 消防活動

消防・水防対策部 消防組合

火災が発生した場合、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町は、「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を実施する。

第1 町・住民による消防活動

1 町による消防活動

熊毛地区消防組合消防計画による。

2 住民・自主防災組織、事業所による消防活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(1) 住民

家庭用消火器、風呂のくみおきの水等で可能な限り初期消火活動を行う。

(2) 自主防災組織

ア 消火器、可搬消防ポンプ等を活用して初期消火に努める。

イ 消防隊（消防組合、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所

ア 火災緊急措置

火気の消火及び危険物、高圧ガス等の供給の遮断確認及び危険物、ガス、毒劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所においては、異常事態が発生し災害が拡大するおそれのあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難など必要な行動をとる上で必要な情報を提供する。

(イ) 警察、最寄りの消防機関等に電話等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入り禁止、避難誘導等必要な防災措置を講ずる。

第2 他の消防機関に対する応援要請

熊毛地区消防組合消防計画による。

第13節 避難の指示等, 誘導

総務対策部 企画対策部 保健環境対策部

教育対策部

風水害時の出水や土砂災害等の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の住居者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難を指示する等の措置をとる。

(1) 町長は、災害対策基本法第56条及び60条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小、中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

(2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|--------|------------------|
| ア 高齢者等避難 | 全災害に | 町長 (災害対策基本法第60条) |
| イ 避難指示 | 全災害に | 町長 (災害対策基本法第60条) |
| ウ 緊急安全確保 | 全災害に | 町長 (災害対策基本法第60条) |
| エ 避難所開設及び収容 | 知事又は町長 | |

第1 要避難状況の早期把握・判断

1 要避難状況の把握活動の早期実施

災害の危険のある場合、必要と認められる地域の住居者、滞在者その他の者に対し、立退を指示する等の避難措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第一次責任者として警察官、海上保安官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

2 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

(1) 河川災害からの避難の実施

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・消防組合等は、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、避難指示等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 斜面災害防止のための避難対策

本町における地形・土壌等の特質から、急傾斜地等崩壊危険性の高い地域等における斜面崩壊からの避難等が想定される。町・消防組合等は、警戒活動により斜面状況を把握し、被災地域の被害実態に応じて、避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講ずる。

3 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所に声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

災害の種類	兆 候
崖 崩 れ	(1) 崖にひび割れができる。 (2) 崖から水が湧いてくる。 (3) 小石がパラパラと落ちてくる。
地 す べ り	(1) 地下水の変化が前兆となることが多いため、池や沼の水が急に増えたり減ったりする。また、井戸水が濁ったりする。 (2) 地面にひび割れができる。 (3) 地面の一部が落ちこんだり、盛り上がったたりする。
土 石 流	(1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木が混ざりはじめた場合 (3) 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に低下しはじめた場合（上流で崩壊が発生し、流れが堰き止められているおそれがあるため）

第2 避難指示等の実施

1 避難指示等の基準と区分

避難指示等の発令については、対象となる災害を①暴風災害、②浸水害、③土砂災害、④高潮災害とし、以下の基準を参考に、各種防災気象情報、鹿児島県土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報、現地情報等を収集し総合的に判断して発令する。

(1) 暴風災害が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	暴風災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	予想暴風域	○相当な暴風で短時間に危険が予想される場合（風速 20m/s 位で更に強まっていくような場合）
避難指示	暴風域	○引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が強まってきた場合
緊急安全確保		○災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化し、災害発生が時間的に切迫し、かつ、確実視されるに至った場合

(2) 浸水害が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	浸水害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	異常箇所地周辺	○町に大雨・洪水警報が発表され、町内河川の水位が上昇し、さらに増水が予想される場合 ○河川の増水状況、降雨状況、降雨予測等により洪水の危険が高い場合 ○降雨により、床下浸水や道路冠水が見込まれる場合 ○河川の施設に軽微な異常が確認される等の状況から、高齢者等避難を発令することが必要と認められる場合
避難指示	決壊箇所地周辺	○町内河川に、洪水の危険が相当強まってきた場合 ○降雨により床下浸水や道路冠水が発生し、被害の拡大が見込まれる場合 ○近隣で浸水が拡大している場合 ○河川の施設に重大な異常が確認される等の状況から、避難指示を発令することが必要と認められる場合 ○堤防の決壊につながるおそれのある漏水等が発見された場合
緊急安全確保		○災害発生となる事象が避難指示の段階より悪化した場合 ○突然に災害が発生した場合 ○堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂が発見された場合 ○降雨により、床上浸水が発生し、被害の拡大が見込まれる場合

(3) 土砂災害発生が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	土砂災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山地災害危険地域 土石流発生危険溪流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所など	○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」となった場合 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ○相当な豪雨で短時間に危険が予想される場合 ○その他土砂災害の前兆現象の発見等により、高齢者等避難を発令することが必要と認められた場合
避難指示	上記に加え前兆現象が発見された周辺の危険区域	○土砂災害警戒情報等から重大な災害が起こるおそれがある場合 ○土砂災害危険箇所の巡視等により、近隣で前兆現象が発見されたとき（斜面の亀裂、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）
	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山地災害危険地域 土石流発生危険溪流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所	○土砂災害警戒情報が発表された場合又は個別の溪流・斜面の状況や気象庁防災情報提供システム等による気象情報等により、総合的に判断して土砂災害の危険性が著しく高くなったと認められる場合 ○豪雨が続き、重大な災害が起こるおそれがある場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布で「非常に危険（うす紫）」となった場合 ○大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ○その他土砂災害のより危険性の高い前兆現象の発見等により、避難指示を発令することが必要と認められた場合
緊急安全確保	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域 山地災害危険地域 土石流発生危険溪流 急傾斜地崩壊危険箇所 地すべり危険箇所 上記に加え被害拡大のおそれがある区域	○大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき ○豪雨が避難指示の段階よりさらに悪化し、災害発生の諸現象が現れたとき ○土砂災害が発生したとき

※土砂災害警戒区域は県公示範囲による

(4) 高潮発生が想定される場合の避難指示等の発令基準

種類	対象地域	高潮災害の避難指示等の発令基準
高齢者等避難	湾岸部全域	○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき（数時間先に高潮警報が発表される状況） ○「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性のある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知されたとき ○台風の接近等と満潮時刻との重なりにより、高齢者等避難を発令することが必要と認められたとき
避難指示		○高潮警報あるいは高潮特別警報が発表されたとき ○高潮注意報が発表されており、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき
緊急安全確保		○海岸堤防の倒壊が発生したとき ○水門・陸閘等の以上が発生したとき ○異常な越波・越流が発生したとき

避難指示等一覧（3 類型）《避難指示等区分》

種類	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は計画された避難所への避難行動を開始 ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	○通常の避難行動ができる者が、避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動を開始
緊急安全確保	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○人的被害が発生した状況	○安全な場所への立退き避難がすでに完了している状態

2 町の実施する避難措置

(1) 避難者に周知すべき事項

町域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域にある居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り、次の事項を避難者に徹底するように努める。

- ア 避難すべき理由（危険の状況）
- イ 避難の経路及び避難先
- ウ 避難先の給食及び救助措置
- エ 避難後における財産保護の措置

(2) 避難対策の通報・報告

- ア 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にいる警察官・海上保安官等のほか、指定避難所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。
- イ 要配慮者施設への通報に配慮する。
- ウ 避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県に報告する。
- エ 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示する。

3 避難指示等の実施要領

- (1) 避難の指示等は、迅速にしかも関係者に徹底するような方法で実施する。
- (2) 避難準備は、やむを得ない場合のほか、できるだけ夜間を避け昼間に避難の準備をするよう努める。
- (3) 避難準備に際しては、避難用の食料、貴重品の確保、火の用心等、避難期間に応じた準備を勧告する。
- (4) 町長以外の避難指示権者が避難の指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、町長に通知しなければならない。
- (5) 町長は、自ら避難の指示を行ったとき、又は他の避難指示権者より避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事（県危機管理防災課及び熊毛支庁総務企画課）へ報告するとともに、放送機関に情報提供するものとする。

4 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち実情に即した方法により、周知徹底を図る。

- (1) 関係者による直接口答又は拡声器による伝達
- (2) サイレン、鐘による伝達
- (3) 広報車又は消防車の呼びかけによる伝達
- (4) 防災行政無線、電話、その他特使等の利用による伝達
- (5) 洪水及び高潮による避難の指示等は、次の信号による。

区 分	サイレン	警 鐘
避難指示	5秒 休止（6秒） 5秒	3点打 休止 3点打
緊急安全確保	1分 休止（5秒） 1分	乱 打

5 避難の誘導方法

- (1) 各地区ごとの避難誘導は、消防団が行い、誘導責任者は当該消防分団長とする。
- (2) 避難経路は、災害時の状況に応じ適宜定めるものとし、その決定にあたっては、次の事項を検討して定めるものとする。
 - ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。
 - イ 豪雨の場合は、崖下や低地帯など災害発生のおそれのある場所はできるだけ避けるようにする。
 - ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、崖下や川の土堤、石堀等崩壊しやすい経路は避けるようにする。
- (3) 避難の誘導にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。
 - ア 避難所が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。
 - イ 避難経路中危険箇所には、標識、縄張等を施し、誘導員を配置するようにする。
 - ウ 誘導に際しては、できるだけ車両、船艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。
 - エ 幼児や携帯品等は、できるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

6 要配慮者の避難対策

要配慮者の避難については、以下の点に留意して優先して行う。

- (1) 町長は、避難を要する要配慮者の掌握に努めるとともに、あらかじめ定めた避難指示の伝達方法及び誘導方法により避難所へ誘導する。
- (2) 特に自力で避難できない者に対しては、地域ぐるみで要配慮者の安全確保を図るため、自主防災組織の協力を得て避難誘導方法を実施する。

7 避難順位及び携帯品等の制限

(1) 避難順位

ア いかなる場合においても要配慮者の避難を優先して行う。

イ 災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して先に災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(2) 携帯品の制限

ア 携帯品は、必要最小限の食料、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立つため、更に携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等により決定しなければならない。

8 避難所の設置

(1) 指定避難所は資料4-1のとおりとする。

なお、災害の状況により避難所を変更したときは、その都度町長が指定し、周知を図る。

(2) 避難所の開設及び管理は総務対策部が行い、避難所を開設したときは、職員を駐在させ、避難所の管理と収容者の保護にあたる。

(3) 避難所駐在職員は、避難状況及び避難所内の状況を記録し、適宜総務対策部長に報告する。

(4) 災害救助法による避難所の開設及び収容等は、県の災害救助法施行細則に定めるところによる。

(5) 町長が避難所を設置したときは、知事に直ちに次の事項を報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び各避難所の収容人員

ウ 開設期間の見込み

(6) 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

(7) 危険防止措置

避難所の開設にあたって、町長は、避難所の管理者や専門技術者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。

(8) 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に援助を要請し、状況に応じて救出、避難施設への収容を図る。

第3 学校等における児童生徒等の避難

児童生徒、園児の避難措置については、秩序が乱れて混乱することのないよう、管理者が常に検討考慮した安全な方法により実施する。

1 避難の指示等の徹底

(1) 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、早期に実施する。

(2) 教育長は、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し危険が迫っている学校から順次避難指示を行う。

(3) 教育長は、災害の種別、程度を速やかに校長に通報し、必要な避難措置を取らせる。

(4) 校長は、教育長の指示の下に、又は緊急を要する場合は臨時に、児童生徒を安全な場所に避難させる。

(5) 児童生徒の避難順位は、低学年、疾病、身体障害者等を優先して行う。

(6) 避難が比較的長期にわたると判断されるときは、高齢者等避難の段階において児童生徒をその保護者

のもとに誘導し、引き渡す。

(7) 学校が町地域防災計画に定める避難所に指定されている場合等で、児童生徒の保護者が学校に避難してきた場合は、児童生徒をその保護者に引き渡す。

(8) 児童生徒が学校の管理外にある場合には、校長は状況を判断して臨時休校の措置を講ずる。

2 避難の指示の伝達

学校等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

3 学校等における避難誘導

(1) 在校中の小中学校の児童生徒の避難誘導

ア 教育長のとった避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。

イ 校長は、おおむね次の事項を考慮し、避難誘導が安全かつ迅速に行われるよう努める。

(ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達方法

(イ) 避難所の指定

(ウ) 避難順位及び避難所までの誘導責任者

(エ) 児童生徒の携行品

(オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画

ウ 校舎等については、かねてから非常口等を確認するとともに、緊急時の使用ができるように整備しておく。

エ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。

オ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。

(ア) 校長は誘導を必要とする場合は、地区・集落公民館ごとに安全な場所まで誘導するなどの処置をとるものとする。

(イ) 地区・集落公民館ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（崖崩れ、危険な橋、堤防）の通行を避ける。

カ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を児童生徒に周知徹底させる。

(2) 在園中の園児の避難誘導

幼稚園や保育園の管理者は、災害に備えあらかじめ整備した連絡網を用い、保護者との連携のもと園児の避難誘導を行う。

第4 不特定多数の者が出入りする施設の避難

1 避難体制の確立

施設管理者は、災害が発生した場合、あらかじめ定められた避難体制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、迅速かつ的確な避難を実施する。特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから、防災機関への連絡体制や利用者等の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確立しておくものとする。

また、施設管理者は、町や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の対応を実施する。

2 緊急連絡体制等の確立

病院や社会福祉施設等の管理者は、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置や緊急時における情報伝達手段を活用するとともに、災害時における施設相互間等の緊急連絡体制をとる。

3 避難の指示の伝達

不特定多数の者が出入りする施設、病院・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、各種広報施設を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講ずる。

4 病院・社会福祉施設等における避難誘導

病院・社会福祉施設等の管理者は、事前に定めた避難計画により、避難誘導體制を早急に確立し、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、入院患者、来診者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

5 不特定多数の者が出入りする施設の避難誘導

不特定多数の者が出入りする施設の管理者は、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等に従い、避難誘導體制を早急に確立し、施設利用者等の避難誘導を実施する。

特に夜間においては、職員の動員や照明の確保が困難であることから消防機関等への通報連絡や入院患者等の状況に十分配慮した避難誘導を実施する。

第5 車両等の乗客の避難措置

災害時の車両等の乗客に対する避難措置は、それぞれの乗務員の指示により迅速かつ的確を期する。

また、災害その他の理由により、輸送の安全を確保できない場合は、当該車両の乗務員は、速やかに町長に対し、避難措置等について必要な協力の要請を行う。

第14節 救急・救助

総務対策部 保健環境対策部 消防・水防対策部 消防組合

風水害等では、土砂崩れ、洪水、冠水等による被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、迅速かつ的確な救急・救助活動を実施する。

実施にあたっては熊毛地区消防組合消防計画によるほか、次のとおりとする。

第1 救急・救助活動

1 救急・救助活動

(1) 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

(2) 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

ア 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

イ 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。

ウ 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

2 救急搬送

(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、消防組合、医療救護班等の車両のほか、必要に応じ県消防・防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターにより行う。

(2) 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

3 傷病者多数発生時の活動

(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。

(2) 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

4 住民及び自主防災組織の活動

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を行う関係機関に協力するよう努める。

第2 救急・救助用装備、資機材の調達

1 救急・救助用装備、資機材の調達

(1) 初期における救急・救助用装備、資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救急・救助用装備、資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

(3) 搬送する重傷者が多数で、消防組合、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

2 救急車の配備状況

消防組合 救急車 2台 (平成27年3月現在)

第15節 交通の確保及び規制

建設対策部

災害時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

第1 交通規制の実施

1 交通規制の実施方法

実施者	実施の方法
道路管理者	道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。
警察機関	(1) 交通情報の収集 警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。
	(2) 交通安全のための交通規制 災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。
	(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制 県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。 ア 交通が混雑し、緊急直行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。 イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。
	(4) 警察官の措置命令等 ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。 イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、前記(4)ア、イの措置をとることができる。
港湾管理者及び海上保安官	海上において、災害応急対策の遂行あるいは航路障害のため船舶交通を規制する必要があるときは港湾管理者は、港長、海上保安本部と緊密な連携を保ち、所轄業務を通じ相互に協力して交通の禁止、制限区域の設定、危険区域の周知及び港内岸壁付近の交通整理等を行う。

(県防災計画より)

2 関係機関との相互連絡

町及び道路管理者は警察機関と相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

3 迂回路等の設定

道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため、交通規制を実施した場合、適当な迂回路を設定し、必要な地点に標示する等によって一般交通にできる限り支障のないように努める。

4 規制の標識等

規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。ただし、緊急な場合等又は標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

なお、防災訓練のための交通規制を行う際にも規制の標識を設置するとともに、必要に応じ警察官等が現地において指導にあたる。

5 規制の広報・周知

規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに、県道路維持課、県道路情報センター及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底させる。

6 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除の判断をし、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに県の管理する道路内においては、県に連絡する。

第2 発見者等の通報と運転者のとるべき措置

1 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょうの交通施設の危険な状況、また交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに町長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を町長に通報、町長はその路線を管理する道路管理者又はその地域を管轄する警察機関に通報する。

2 災害発生時における運転者のとるべき措置

(1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 走行中の場合は、次の要領により行動する。

(ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させる。

(イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

(ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。

イ 避難のために車両を使用しない。

(2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動する。

イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

第16節 緊急輸送

総務対策部 建設対策部

災害時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

第1 緊急輸送の実施

1 緊急輸送の実施責任者

輸送対象	実施責任者	輸送にあたっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施するために必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

2 緊急輸送の対象

被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な輸送対象を優先的に緊急輸送する。

段 階	輸 送 対 象
第1段階 (警戒避難期)	(1) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (2) 消防、水防活動等災害拡大防止のための人員、物資 (3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者等 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 (事態安定期)	(1) 上記第1段階の続行 (2) 食料、水等生命の維持に必要な物資 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 (復旧期)	(1) 上記第2段階の続行 (2) 災害復旧に必要な人員及び物資 (3) 生活必需品

第2 緊急輸送手段等の確保

1 緊急輸送手段

緊急輸送は、次の手段のうち最も適切なものによる。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等による輸送
- (2) 船舶による輸送
- (3) 航空機による輸送
- (4) 人夫等による輸送

2 輸送の基本方針

災害輸送は、人命、身体の保護に直接かかわるものを優先するものとするが、具体的にはおおむね次のとおりである。

- (1) 人員，物資等の優先輸送
 - ア 救出された被災者，避難を要する被災者，応急対策従事者等
 - イ 物資，資器材等
 - 食料，飲料水，医薬品，衛生材料，災害復旧用資材等
- (2) 輸送力確保の順位
 - ア 町有車両等の輸送力
 - イ 町以外の公共機関の輸送力
 - ウ 公共的機関の輸送力
 - エ 民間輸送力

3 町有輸送力による輸送

- (1) 主管
 - ア 資材，人員輸送トラックの掌理，管理は総務対策部において行う。
 - イ 物資人員の輸送に供し得る車両については，財務車両管理班長が配車を行う。
- (2) 輸送要員

各対策部各班で行うものとする。

なお，不足する場合は総務対策部長と協議して各対策部から応援を求めるものとする。
- (3) 輸送の要請

輸送の要請は，各対策部が財務車両管理班長に対し，次の事項を明示して，できるだけ早目に行うものとする。

明示事項

 - ア 輸送日時
 - イ 輸送区間
 - ウ 輸送の目的
 - エ 輸送対象の員数，品名，数量
 - オ その他必要な事項
- (4) 配車及び派遣

輸送の要請を受けた財務車両管理班長は，車両の保有状況，当該輸送の目的緊急度，道路施設の状況等を考慮のうえ，必要な場合は両者協議して使用車両及び輸送要員を決定，派遣するものとする。

なお，派遣に際し財務車両管理班長は，要請者にその旨を通知するものとする。

4 町有以外の輸送力による輸送

- (1) 輸送力確保要請先
 - ア 町有以外の輸送力の確保

輸送需要が大きく，町有輸送力のみによっては災害輸送を確実に遂行できないと認められる場合には，本部長は次表の機関に文書をもって応援を要請し，必要な輸送力を確保するものとする。

なお，要請に際しては，本節第2 3 (3) に定める事項及び必要車両数を明示するものとする。

種別	輸送力内容	要 請 先	電 話
道路輸送	営業用車両	九州地方整備局鹿児島陸運支局 鹿児島県トラック協会	099-261-9191 099-261-1167
海上輸送	民間船舶 海上保安庁船艇	九州地方整備局鹿児島海運支局 鹿児島海上保安部	099-222-5661 099-222-6680
航空輸送	航空機	県危機管理防災課	099-286-2256
人力輸送	労務者	熊毛公共職業安定所（ハローワーク熊毛）	0997-22-1318

自衛隊に対する派遣要請は，本章第5節「自衛隊の災害派遣要請」によるものとする。

イ 町有以外の輸送力の所属

確保された町有以外の輸送力は、必要な時間、町災害対策本部に属するものとする。

(2) 配車等

車両の配車その他輸送作業に関する指示等は、町有車両等の場合に準じて財務車両管理班長が行う。

(3) 費用の基準

ア 輸送業者による輸送、又は車両等（自家用、営業用を含む。）の借上げに伴う費用は、災害救助法に準ずる。

イ 官公署その他公共的性質をもった団体（農業協同組合、森林組合、漁業組合等）が所有する車両等の使用に伴う費用については、燃料費程度の負担とする。

第3 緊急輸送道路確保等

1 確保路線の情報収集

緊急輸送道路に指定された路線の各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。また、町は、緊急輸送道路の状況について、情報提供を行うなど各道路管理者の情報収集に協力する。（資料10-3 参照）

2 優先順位の決定

各道路管理者は、確保が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路確保を実施する。

第17節 緊急医療

保健環境対策部

災害時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

第1 緊急医療の実施

1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、関係機関の協力を得て町長が行う。（災害救助法適用時における委任の場合を含む。）具体的な活動は福祉環境対策部が担当する。

2 医療、助産の対象者

医療の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のために医療の途を失ったものに対して応急的に行い、助産の対象者は、災害発生の日の以前又は以降7日以内の分べん者であって災害のため助産の途を失った者とする。

3 医療、助産の範囲

(1) 医療

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術、その他治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(2) 助産

- ア 分べんの扶助
- イ 分べん前、分べん後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料支給

4 医療、助産の実施

医療、助産は福祉環境対策部の衛生班が担当し、その数及び配備については、災害の程度に応じ本部長がその都度決定する。

(1) 救護班の編成

- ア 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
- イ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ウ 町域の医療機関による救護班
- エ 災害の規模が大きく救護班が不足する場合は、必要に応じて他医師会等の協力を求めるものとする。

(2) 救護班の所在地

西之表保健所管内の救護班の所在地は次のとおり。

施設名	所在地	電話番号	班数
熊毛地区医師会	西之表市栄町2（産業会館内）	0997-23-2548	1
熊毛郡歯科医師会	屋久島町宮之浦197	0997-42-2248	1

5 病院又は診療所への収容

救護のため収容を必要とする場合は、病院等に収容するものとする。（資料9-1参照）

第2 医薬品・医療用資機材等の調達

1 備蓄医薬品・医療用資機材等の要請

町は医療助産活動に必要な医薬品・医療用資機材等を県に要請し、救護所等へ緊急輸送する。

2 医薬品・医療用資機材等の調達

町は、医療助産活動に必要な医薬品、医療用資機材等の災害救助に必要な医薬品等（医療用資機材等）の確保について町内の薬局、薬店等と協力し調達を図る。

第3 後方搬送の実施

1 負傷者の収容施設の確保

救護のため収容を必要とする場合は、医師会等の協力を求めることとし、状況により航空機等による移送を行う。

2 負傷者の後方搬送

応急手当の後、入院治療や高度医療を要する負傷者の施設等への後方搬送について、町及び関係機関は以下の情報を収集し、連携をとり迅速に実施する。

- (1) 収容施設の被災状況の有無、程度
- (2) 収容施設までの交通状況、道路状況（緊急輸送道路の状況）、ヘリポートの状況等、また、搬送能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な搬送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

3 輸送車両等の確保

輸送に必要な救急車として、町が指定している車両を使用し、状況により船艇、航空機等については関係機関とあらかじめ協議して定めたものを使用する。

4 透析患者等への対応

(1) 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、一人1回の透析に約120ℓの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群（クラッシュ・シンドローム）に伴う急性腎不全患者に対しても、血液透析等適切な医療を行う。

このため、町は、断水時に水の優先的供給が必要な透析施設や近隣市町等への患者の搬送等に関する情報提供を医師会等関係機関との連携により行う。

(2) 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者などは、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には医療施設などに救護する。

このため、平常時から保健所を通じて把握している患者を、町、医療機関及び近隣市町等との連携により、搬送及び救護所等へ収容する。

5 トリアージの実施

多数の負傷者が発生している災害現場においては、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命処置の必要な負傷者を優先して搬送する必要がある、そのためには傷病程度の識別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動を実施する。

第18節 要配慮者への緊急支援

企画対策部 保健環境対策部

災害時には、要配慮者が迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「要配慮者避難支援プラン」を作成し、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 要配慮者に対する対策

1 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。このため、町は次の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

- (1) 要配慮者を発見した場合には、当該要配慮者の同意を得て、必要に応じ以下の措置をとる。
 - ア 地域住民等と協力して避難所へ移送すること。
 - イ 社会福祉施設等への緊急入所を行うこと。
 - ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行うこと。
- (2) 要配慮者に対するホームヘルパー、手話通訳者の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を遅くとも発災1週間をめどに組織的・継続的に開始できるようにするため、地域包括支援センターを中心とした関係機関の連携により発災後速やかな対応がとれるように、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 応援要請

町の備蓄資機材や人員では不足する場合は、県に応援を要請する。

第2 社会福祉施設等に係る対策

1 入所者・利用者の安全確保

町は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先的に隣接する地域の社会福祉施設に措置する。

2 支援活動

- (1) ライフラインの復旧について、優先的な対応が行われるように事業者へ要請する。
- (2) ライフラインの復旧までの間、水、食料等の確保のための措置を講ずる。
- (3) ボランティアへの情報提供などを含めマンパワーを確保する。

3 社会福祉施設の管理者の活動

- (1) 入所者・利用者の安全確保
あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。
- (2) 応援要請等
 - ア 日常生活用品及びマンパワーの不足数について、近隣市町、県に対し、他の施設からの応援のあつせんを要請する。
 - イ それぞれの施設で保有している資機材を相互に活用することにより、被災地の支援を行う。

第3 高齢者及び障害者に係る対策

1 町が実施する対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、次の点に留意しながら高齢者及び障害者に係る対策

を実施する。

- (1) 被災した高齢者及び障害者の迅速な把握を行う。
- (2) 掲示板、広報紙、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関の協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送、手話つきテレビ放送等を利用することにより、被災した高齢者及び障害者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、被災した高齢者及び障害者の生活に必要な車いす、障害者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を設けるとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (4) 避難所や在宅の高齢者及び障害者に対しニーズ調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。

第4 児童に係る対策

1 要保護児童の把握等

- (1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所の責任者等を通じ、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、町に対し、通報がなされる措置を講ずる。

イ 住民基本台帳による犠牲者の確認、災害による死亡者に係る義援金の受給者名簿及び住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供すること。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワーク・サービスの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況等についての的確な情報提供を行う。

第5 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。また、町は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

- (1) 外国人への情報提供

町は、ライフライン等の復旧状況、避難所、医療、ごみや浴場等生活や災害に関連する情報を広報紙やパンフレット等に多国語で掲載し、外国人への情報提供を行う。

- (2) 相談窓口の開設

町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、県国際交流協会等を介して外国語通訳ボランティアを配置し対応する。

事態安定期の応急対策

風水害等の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する必要がある。このような事態安定期の応急対策について必要な措置を講ずる。

第19節 避難所の運営

総務対策部 福祉環境対策部 教育対策部

災害時には、ライフラインの途絶や住居の浸水及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。

第1 避難所の開設等

1 避難所の開設

- (1) 指定避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。（資料4-1参照）
- (2) 指定避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (3) 指定避難所の開設期間は、災害救助法が適用されている場合、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受ける。
- (4) 指定避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。
なお、野外に受入れ施設を開設した場合の県及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (5) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、県に調達を依頼する。
- (6) 野外受入れ施設は、一時的な施設であり、その開設期間は原則として指定避難所が増設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2 二次避難所（福祉避難所等）の開設

- (1) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、社会福祉施設等の二次避難所（福祉避難所等）に収容する。
- (2) 二次避難所（福祉避難所等）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、速やかに所定の様式により、県及び警察署等関係機関に連絡する。

第2 避難所の運営管理

- (1) 町の避難者の受入れについては、可能な限り地区公民館又は集落公民館単位に避難者の集団を編成し、自主防災組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。その際、避難所ごとにそこに収容されている避難者の情報の早期把握に努める。
- (2) 避難所における情報の伝達、食料・水等の配付、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、また必要に応じて防災関係機関やボランティアの協力を得て、適切な運営管理に努める。
- (3) 避難所に避難した被災者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット環境、ファクシミリ等の整備に努める。
- (4) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるとともに、特に避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズ等の違いあるいは高齢者、障害者の視点に配慮した避難所の運営管理等の避難生活の環境整備の充実に努める。

- (5) 町は、関係機関の協力のもと、避難所への食料や生活用品の迅速な供給システムの整備、及びプライバシー確保、トイレ、入浴の確保等生活環境改善対策、並びに迅速な情報提供手段・システムの整備に努める。
- (6) 町は、指定避難所での新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者や感染症の疑いのある者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討を行い、必要な整備に努める。

第3 広域的避難収容・移送

- (1) 避難所に被災者を受け入れることが困難なときは、広域避難（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接県への避難）に関する支援を県（危機管理局危機管理防災課）に要請する。
- (2) 広域避難を要請したときは、町長は、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。
- (3) 県から被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備する。
- (4) 移送された被災者の避難所の運営は町が行い、被災者を受け入れた町は運営に協力する。

第20節 食料の供給

総務対策部

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

第1 食料の調達

1 実施責任者

災害時における被災者及び災害応急対策員等に対する食料の調達供給は町長が行う。（災害救助法適用時における知事から委任された場合を含む。）

2 乾パンの調達

災害時における乾パンの調達は、知事（県保健福祉部社会福祉課）に対し要請する。

3 米穀の調達

災害時における米穀の調達の取り扱いについては、政府（農林水産省）の定める手続きに基づき処理する。

(1) 町長は、災害時に次の給食を実施しようとするときは、知事（県農政部農産園芸課）に対し、所要数量を報告し、知事の指定する販売業者から現金で米穀を買取り調達する。

ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 被災により供給機関が、通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで、供給を行う必要がある場合

ウ 災害時における救助作業、緊迫した災害の防止及び早急復旧作業に従事する者に対して給食を行う場合

(2) 災害救助法が適用されて、災害の状況により前記(1)の方法で調達不可能の場合で、政府倉庫の保管米を調達する場合は、知事と農政事務所の協議のうえ、町長は政府保管米を直接購入する。（資料7-1参照）

第2 食料の供給

1 炊き出し及び食料の給与対象者

炊き出し及び食料の給与対象者は、おおむね次のとおりとする。

(1) 炊き出し対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の全半壊、流（焼）失、床上浸水等のため炊事のできない者

ウ 災害救助従事者

エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客、汽船の旅客等でその必要のある者

(2) 食料品給与対象者

被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者

2 食料供給の手段・方法

(1) 被災者及び災害救助従事者に対する炊き出し等給食又は食料の供給は、総務対策部において行い、必要に応じて日赤奉仕団等の協力を得て実施するものとする。

(2) 米穀の供給機能が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、県の指定を受けて、被害を受けない住民に対しても米穀、乾パン及び麦製品等の供給を行う。

(3) 米穀（米飯を含む。）、乾パン及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、みそ、しょうゆ及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

- (4) 炊き出し及び食料の配分について、あらかじめ炊き出し等の実施場所として、避難所のほか適当な場所を定めておき、災害時に必要に応じ、迅速に炊き出しを実施する。
- (5) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に炊き出し等について協力を要請する。
- (6) 炊き出し、食料の配分及びその他食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

3 給食基準

一人当たりの配給量は、次のとおりとする。

品 目	基 準	
米 穀	被 災 者	1食当たり精米200g以内
	応急供給受給者	一人1日当たり精米400g以内
	災害救助従事者	1食当たり精米300g以内
乾 パ ン	1食当たり	一包（100g入り）
食 パ ン	1食当たり	185g以内
調製粉乳	乳児1日当たり	200g以内

4 炊き出し等の費用及び期間

炊き出し及び食料品の給与のための費用及び期間は、資料12-1に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

第3 食料の輸送

1 町及び県による輸送

- (1) 県が調達した食料の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する食料について町長に引取を指示することができる。
- (2) 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町内における食料の移動は町長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。

4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 町は、町集積地を活用し、調達した食料の集配拠点とする。（資料10-1参照）
- (2) 食料の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、食料管理の万全を期する。

第21節 給水

建設対策部

災害時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

第1 給水の実施

(1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

- ア 被災者や避難所の状況
- イ 医療機関、社会福祉施設等の状況
- ウ 通水状況
- エ 飲料水の汚染状況

(2) 給水施設の被災状況を把握し最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、県（西之表保健所）に協力を求める。（町水道施設については、資料7-3参照）

(3) 給水場所、給水方法、給水時間等について防災行政無線等を用いてきめ細かく住民に広報する。

(4) 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

(5) 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(6) 被災地における最低給水量は、一人1日200を目安とするが状況に応じ給水量を増減する。

(7) 激甚災害等のため本町だけで実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請をする。

第2 給水の方法

1 給水の方法

給水方法	内 容
給水車、給水タンク、給水袋、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水	(1) 配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。 (2) 復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

2 補給用水源の把握

町内の他の水源から供給する場合の方法は次のとおりとする。

- (1) 湧水、井戸水を利用する場合は、ろ水器等により浄水し、又は浄水剤を投入して用水の確保に努める。
- (2) 応急仮設貯水槽を設置して用水の確保に努める。

3 給水の費用及び期間

災害の程度によってその都度決定する。

第22節 生活必需品の給与

総務対策部 保健環境対策部

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

第1 生活必需品の調達

1 備蓄物資の調達

災害救助法が適用された場合等は県が、その他の場合は町が原則として、備蓄物資を調達する。

また、日本赤十字社鹿児島県支部も保管物資を放出する。

(1) 町の備蓄

(平成26年4月1日現在)

備蓄場所	備蓄内容							
	アルファ米・乾パン等	飲料水	毛布	タオルケット	ブルーシート	簡易トイレ	懐中電灯	土嚢袋
中種子町役場	333	540本	50枚	150枚	3枚	8基	19台	1,000

(県防災計画より)

(2) 県の備蓄

(平成26年4月1日現在)

備蓄場所	災害救助法による物資 備蓄内容			
	品名	毛布	タオル	大人用紙オムツ
始良郡始良町平松6252 鹿児島県防災研修センター (電話0995-64-5251)	数量	2,084枚	5,000枚	2,080枚

(県防災計画より)

(平成26年4月1日現在)

備蓄場所	災害救助法による物資 備蓄内容	
	防災キット	
熊毛支庁・大島支庁及び県離島事務所	2,000セット	

(県防災計画より)

(3) 日本赤十字社鹿児島県支部の備蓄

(平成26年10月1日現在)

備蓄場所	備蓄内容				
	毛布	救急セット	見舞品セット	タオルケット	ブルーシート
鹿児島県支部倉庫	3,877枚	479個	649個	2,114枚	1,605枚
常備地区 (県下41)	2,126枚	1,087個	1,006個	1,021枚	1,051枚
計	6,003枚	1,566個	1,755個	3,135枚	2,656枚

(県防災計画より)

2 流通在庫の調達

備蓄物資のみでは不足する場合、町は、生活協同組合、スーパー、コンビニエンスストア等流通業者等の流通在庫から生活必需品を調達する。

主な調達品目

大品目	小 品 目
寝 具	就寝に必要なタオルケット，毛布及び布団等
外 衣	洋服，作業着，子供服等〔布地は給与しない（以下同じ。）〕
肌 着	シャツ，パンツ等
身の回り品	タオル，手拭い，靴下，サンダル，傘等
炊事道具	なべ，炊飯器，包丁，ガス器具等
食 器	茶碗，皿，はし等
日 用 品	石けん，ちり紙，歯ブラシ，歯磨粉等
光熱材料	マッチ，ろうそく，プロパンガス等

第2 生活必需品の給与

1 生活必需品の給与

(1) 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給与の必要品目及び必要量の判断をする。

ア 被災者や避難所の状況

イ 医療機関，社会福祉施設の被災状況

(2) 被服，寝具，その他生活必需物資を，備蓄物資又は流通在庫から調達確保し給与を実施する。

(3) 自力で生活必需品を受けることが困難な要配慮者を支援するため，及び被災者が多数発生した場合，ボランティアとの連携を可能な限り図る。

(4) 激甚災害等のため本町だけで実施困難の場合には，県，近隣市町及び関係機関へ応援要請する。

(5) 給与又は貸与の対象者

給与又は貸与の対象者は，住家の全半壊（焼），流失，床上浸水により生活上必要な家財を喪失又はき損し，直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

(6) 給与又は貸与の方法

ア 町において世帯別の被害状況を把握し，物資の購入及び配分計画表を作成し，調達要請する。

イ 物資の給与は，物資支給責任者を定めて地区公民館長等の協力を得て実施する。

2 義援物資，金品の保管及び配分

(1) 町に送付されてきた義援物資類の保管は，町において保管場所（倉庫等）を定めて保管し，金品については，会計課において保管する。

物資類保管予定場所は，資料10-1のとおりである。

(2) 物資，金品等の配分については，災害の程度，義援物資の数量等により，その都度配分計画を立て配分する。

3 災害救助法による物資の給与又は貸与

災害救助法が適用された場合の物資類の給与又は貸与は，県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

(1) 被服，寝具，その他生活必需品の給与又は貸与は，住家の全壊，全焼，流失，半壊，半焼又は床上浸水により，生活上必要な家財を喪失又はき損し，直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物をもって行う。

ア 被服、寝具及び身の回り品

イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

(3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、資料12-1を参照のこと。

(4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与を実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。

4 町長の要請による法外援護

町長の要請による法外援護は、次のとおりである。

区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
全焼・全壊・流失	14,300円	18,400円	27,000円	32,400円	41,000円	6,000円
半焼・半壊・床上浸水	4,700円	6,300円	9,400円	11,400円	14,400円	2,000円

(県防災計画より)

第3 生活必需品の輸送

1 町及び県による輸送

(1) 県が調達した生活必需品の町集積地までの輸送は原則として知事が行う。ただし、輸送区間及び輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときは、町に供給する生活必需品について町長に引取を指示することができる。

(2) 町が調達した生活必需品の町集積地までの輸送及び町内における生活必需品の移動は、町長が行う。

2 自衛隊等への輸送要請

交通途絶等により、緊急の用に間に合わないおそれのある場合は、知事は自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊に災害地までの運送を要請し、要請を受けた自衛隊は輸送を担当することができる。

3 輸送方法等

輸送方法は、貨物自動車等による陸上輸送を主とし、孤立地区等については、船舶やヘリコプター等を利用する。(輸送機関の調達等については、本章第16節「緊急輸送」を参照)

4 集積地の指定及び管理

(1) 町は、あらかじめ定めた町集積地を活用し、調達した生活必需品の集配拠点とする。(資料10-1参照)

(2) 生活必需品の集積を行う場合は、管理責任者及び警備員を配置し、物資管理の万全を期する。

災害時の初期の医療活動については、本章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に対し、町をはじめとする防災関係機関は、被災住民の医療の確保に万全を期する必要がある。

このため、避難生活が長期化した場合は、健康状況の把握やメンタルケア等を行う。

第1 医療救護活動状況の把握

1 被災地における医療ニーズの把握

町は、保健所の協力を得て次の情報をもとに医療救護活動を迅速・的確に推進する。

- (1) 避難所での医療ニーズ
- (2) 医療機関、薬局の状況
- (3) 電気、水道の被害状況、復旧状況
- (4) 交通確保の状況

第2 医療、助産の実施

1 実施責任者

災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療及び助産は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合の医療及び助産は知事が行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を報告し、その後の処理については、知事の指揮を受ける。

【日本赤十字社鹿児島県支部】

災害救助法の定める精神にのっとり、医療、助産の業務を行うものとする。

2 医療、助産の実施

(1) 医療、助産の実施は原則として衛生班により行うが、緊急、やむを得ない場合は、最寄りの医師、助産師等により行う。

(2) 救護班の編成

救護班を次のとおり編成し、救護班の数及び配備については、災害の程度に応じ町長がその都度決定する。

- ア 熊毛地区医師会員及び熊毛郡歯科医師会員による救護班
- イ 日本赤十字社の職員及び日赤協定の現地医療機関による救護班
- ウ 町域の医療機関による救護班

(3) 町救護班で不足する場合は、県の救護班に応援を求めるほか、委託医療機関・委託助産機関の協力を求めて実施する。

(4) 医療助産の実施に必要な医療品及び衛生材料等が不足する場合は、救護班の要請に基づき保健福祉対策部において調達する。

調達不能の場合は、西之表保健所又は県保健福祉部薬務課に調達あっせんの要請を行う。

(5) 医療、助産の期間等

医療、助産の実施期間・費用等は、災害救助法の基準に準じ、災害の規模等を参考に、その都度定める。

3 町内医療機関

町内の医療機関は資料9-1を参照のこと。

4 災害救助法による医療、助産の実施

災害救助法が適用された場合の医療、助産は、県の災害救助法施行細則の定めるところによる。

第3 被災者の健康状態の把握とメンタルヘルスケア

1 被災者の健康状態の把握

町は、被災地、特に避難所における生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いことから、被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 要配慮者に対しては、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等特段の配慮を行う。
- (3) 保健師等による巡回相談を行う。

2 メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。被災者に対するメンタルヘルスケアや精神疾患患者に対する医療を確保する必要がある。

(1) メンタルヘルスケア

保健所と連携して精神保健活動を行うとともに、巡回精神相談班を編成して、被災者に対する相談体制を確立する。

(2) 精神疾患患者対策

ア 被災した精神病院の入院患者については、関係機関と連携を取り、被災を免れた地域の精神病院に転院させるなどの措置をとる。

イ 通院患者については、関係機関と連携をとり、治療の継続等の対応に努める。

ウ 精神保健ボランティアの受入体制の確立を図る。

第24節 感染症予防、食品衛生、生活衛生対策

保健環境対策部 建設対策部

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防に関し、適切な処置を行う。

第1 感染症予防対策

1 実施責任者

町長は、知事の指示、命令に従って応急感染症予防に関する計画の樹立と感染症予防上必要な措置を行う。

2 感染症予防班の編成

町は、感染症予防作業のために感染症予防班を編成する。

感染症予防班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

3 感染症業務

(1) 消毒

知事の指示に基づき、速やかに消毒を実施する。なお、消毒に要する1戸当たりの使用薬剤の基準は、おおむね次表のとおりである。

薬剤の種類等 災害の程度	薬品名		
	クレゾール (屋内)	普通石灰 (床下、便池及び周辺)	クロールカルキ (井戸)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	200 g	6 kg	200 g
床下浸水	50 g	6 kg	200 g

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事が定めた地域内で、知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

なお、指定地域全体を通じて必要とする薬剤量は、おおむね次表の基準により積算した総量とし、被災家屋と無差別に実施することなく、実情に応じ重点的に実施する。

薬剤の種類等 災害の程度	薬剤別、剤型別の基準数量	
	有機燐剤 (室内、床面、床上)	オルソデクロール ベンゾール剤 (便所)
床上浸水 (全壊、半壊、流失を含む。)	油剤 1戸当たり2ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり2ℓ 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g
床下浸水	油剤 1戸当たり1ℓ 乳剤 (20倍液として使用する場合) 1戸当たり1ℓ 粉剤 1戸当たり0.5kg	1戸当たり40g

(薬剤の種類及び剤型は、現地の実情に応じ適宜選択して差し支えない。)

(3) 患者等に対する措置

被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症予防医療法に基づいた対策をとる。

(4) 家用水の供給

知事の指示に基づき、家用水の使用停止期間中継続して家用水の供給を行う。

家用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実情に応じ適宜な方法によって行う。

この際、特に配水器の衛生的処理に留意すること。

(5) 避難所の感染症予防指導等

避難所は、施設の設定が応急仮設的であり、かつ、多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因になることが多いので、県の指導のもとに感染症予防活動を実施する。

この際、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成せしめ、その協力を得て感染症予防の完璧を期する。

なお、感染症予防活動の重点項目は次のとおり。

- ア 検病調査
- イ 消毒の実施
- ウ 集団給食の衛生管理
- エ 飲料水の管理
- オ その他施設の衛生管理

(6) 予防教育及び広報活動

保健所長の指導のもとにリーフレット、チラシ等の作成あるいは衛生組織その他各種団体を通じて被災地域住民に対する予防教育を徹底するとともに、広報活動を強力に実施する。

4 感染症予防薬剤の調達

感染症予防薬剤は、福祉環境対策部において調達するが、調達不能の場合は、西之表保健所に調達あつせんの要請を行うものとする。

第2 食品衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における食品衛生対策の措置をとる。

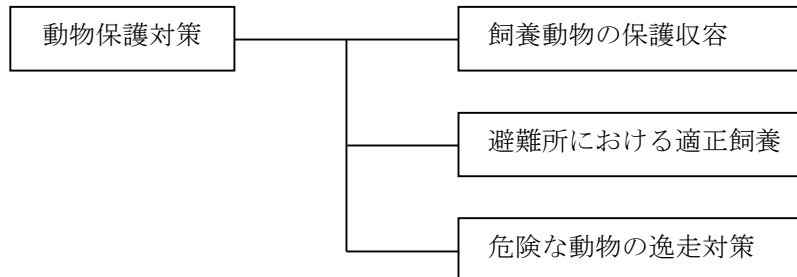
第3 生活衛生対策

町は、県の活動に協力し、被災地における生活衛生対策の措置をとる。

第25節 動物保護対策

保健環境対策部

被災した飼養動物の保護収容，避難所等における飼養動物の適正な飼養及び危険な動物の逸走対策について，関係機関と連携し必要な措置を行う。



第1 飼養動物の保護収容

放浪している犬，ねこ等の飼養動物の保護収容については，迅速かつ広域的に対応が求められていることから，県，獣医師会，動物愛護団体，動物愛護ボランティア等と協力し，収容場所を確保し保護収容を実施する。

第2 避難所における適正飼養

避難所等において，動物の飼養者に対して適正な飼養の指導を行うなど，動物の愛護及び環境衛生に努める。

また，獣医師会と協力して，獣医師の派遣等を行う。

第3 危険な動物の逸走対策

危険な動物が飼養施設から逸走した場合は，飼養者，警察その他関係機関と連携し，状況把握と必要な措置を講ずる。

災害時には、建物の浸水や焼失及び高潮水害等により多量のごみ・がれきの発生が予想される。

また、ライフライン等の被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

第1 し尿処理方法

1 し尿の処理方法

災害によるライフラインの被災に伴い、水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理が困難となることが想定される。

以下に、し尿の処理方法について示す。

- (1) 水を確保することによって、水洗トイレを有効活用する。
- (2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用する。

なお、貯留したし尿の処理は原則として、し尿処理施設で行うが、やむを得ない場合は、農地還元等環境衛生上支障のない方法により処分する。

2 避難所等のし尿処理

(1) 避難所

発災後、断水した場合には、学校のプール、河川等の確保した水を利用し、水洗トイレの活用を図る。

また、水洗トイレが不足する場合を想定して、便槽付きの仮設トイレ及び高齢者や障害者に配慮した設備を準備する。

(2) 地域

ライフラインの供給停止による住宅において、従前の生活ができなくなった地域においても、可能な限り水洗トイレを使用できるようにする。このため、井戸、河川水等によって水を確保する。

なお、家庭、事業所では、平素から水の汲み置き等により、断水時における生活用水の確保に努める。便槽付きの仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の保全に努める。

3 仮設トイレ等によるし尿処理

(1) 仮設トイレ等の設置

関係機関は、仮設トイレ等の設置にあたっては、次の事項について配慮する。

ア 設置体制等

町は、仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を整備する。

イ 高齢者・障害者に対する配慮

仮設トイレ等の機種選定にあたっては、高齢者・障害者等に配慮する。

ウ 設置場所等の周知

町は、仮設トイレ等の設置にあたって収集可能な場所をあらかじめ選定しておくとともに、これを周知する。

(2) し尿収集・処理計画

災害が発生した場合、町は仮設トイレ等の設置状況を把握し、収集体制を整備する。

4 し尿収集の応援体制の確立

(1) 基本方針

し尿の量、し尿処理施設の被害状況等により、町のみでは、し尿処理が困難と認められるときは広域的な応援の要請を行う。

(2) 実施計画

町は、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣の市町からの応援を得るなどして収集体制を整備する。

5 し尿処理施設等の設置状況

し尿処理施設及び運搬車の保有状況は、資料9-2、9-3のとおりである。

第2 ごみ処理対策

1 ごみの収集、運搬及び処分の方法

- (1) 現有の人員、施設を活用するほか、必要により一般廃棄物収集運搬業者の協力を得て、ごみの収集運搬に努める。
- (2) 激甚な災害を受けた場合、町の能力のみでは実施困難と認められるときは、知事にあつせんを要請し、被災の軽微な、又は被災を免れた近隣の市町からの応援を得てごみの収集、運搬を実施する。
- (3) ごみの収集にあたっては、排出される災害ごみを迅速、計画的に処理するため、ダンプやトラック、タイヤショベル等の重機借上を積極的にに行い、車両をできるだけ多く確保するよう努める。

また、ごみは、原則としてごみ焼却場で焼却するが、やむを得ない場合は、仮置場にて保管し、近隣の市町のごみ焼却施設等で適正に処理する。町長は、あらかじめ仮置場の予定場所を定めておくとともに、近隣の市町と緊急時の施設の利用について協議しておく。

2 ごみ処理施設等の設置状況

ごみ処理施設及び運搬車の保有状況については、資料9-2、9-3のとおりである。

第3 死亡獣畜処理方法

1 処理方針

西之表保健所の指示を受けて適当な場所で処理する。

2 処理方法

- (1) 埋却
深さ2.5m以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイアジノン乳剤及び石灰等撒布した後、1m以上の土砂で覆うこと。
- (2) 焼却
0.5m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

第4 障害物の除去対策

1 実施責任者

障害物のうち、住家及びその周辺に流入した障害物の除去については、町長が行う。ただし、災害救助法が適用された場合における障害物の除去は、知事が行うものとする。

なお、知事から権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は、知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については知事の指揮を受ける。

障害物のうち、公共その他の場所に流入した障害物の除去は、それぞれの管理者が行うものとする。

2 障害物の除去対象

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に支障をきたす障害物の除去を行う対象は、次の事項に該当するものとする。

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。
- (2) 居間、炊事場等、日常生活に欠かすことのできない場所に障害物が運ばれているか、又は家敷内に運びこまれているため、家の出入りが困難な状態であること。

- (3) 自らの資力をもって障害物の除去ができないものであること。
- (4) 住家が半壊又は床上浸水を受けたものであること。
- (5) 応急措置の支障となるもので緊急を要するものであること。

3 障害物の集積場所

障害物の流入してくるおそれのある箇所（河川，崖下等）においては，かねてから，付近の適当な場所を選定して必要な措置を講じておくほか，随時災害発生場所の状況により，障害物の種類数量等を考慮して，適当な集積場所をその都度選定する。

4 除去の方法

(1) 作業要員の確保

除去作業は，建設部があたるが，被害が大規模な場合は，消防団及び地元住民の協力を得るほか，必要な場合は自衛隊の派遣を要請する。

(2) 機械器具の確保

作業に使用する機械，トラックその他必要機械器具は，町の機械等を使用する。

なお，不足する場合は，建設業者の保有機材を調達するほか，災害の状況に応じて措置する。

5 障害物の保管等

土石，竹木等の障害物は，できるだけ現地処理するものとするが，現地処理できない物件等については，次の事項を留意して保管する。

- (1) 障害物の大小によるが，原則として再び人命，財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- (2) 道路交通の障害とならない場所を選定する。
- (3) 盗難等の危険のない場所を選定する。
- (4) 工作物等を保管したときは，保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。

なお，除去した障害物の保管場所をあらかじめ資料として掲げておく。

- (5) 保管した工作物等が滅失し，又は破損するおそれがあるとき，又はその保管に不相当な費用又は手数料を要するときは，その物件を売却し，代金を保管する。売却の方法及び手続きは町の物品等の処分の例による。

6 障害物除去の費用期間等

災害救助法適用時に準じて10日以内に完了する。

7 災害救助法による基準

災害救助法による基準は，本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第27節 行方不明者の搜索、遺体の処理等

総務対策部 保健環境対策部
消防・水防対策部 消防組合

災害時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、それらの搜索、収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

第1 行方不明者の搜索

1 実施責任者

災害時における行方不明者の搜索は、町長が警察署及び鹿児島海上保安部と互いに協力して行うものとし、遺体埋葬等は町長が行う。

また、災害救助法が適用された場合の搜索、処理等は、町長が警察、鹿児島海上保安部と協力して行う。

なお、知事に権限を委任された場合又は緊急を要し、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は知事の補助機関として行う。

町長は、緊急実施事項については、直ちにその状況を知事に報告し、その後の処置については、知事の指揮を受ける。

2 関係機関への通報

町長は、災害により行方不明者が発生したことを知ったときは、直ちに警察署に通報する。

この場合、行方不明者の搜索が海上に及ぶときは、鹿児島海上保安部に通報し、搜索を依頼する。

なお、通報に際して次の事項を併せて通報する。

- (1) 行方不明者の人員等
- (2) 性別、特徴
- (3) 行方不明となった年月日及び推定時刻
- (4) 行方不明となっていると思われる地域又は海域
- (5) その他行方不明の状況

3 行方不明者の搜索

(1) 町搜索隊の設置

警察署及び鹿児島海上保安部と協力して、行方不明者の搜索を迅速、的確に行うため、必要により町に搜索隊を置く。

(2) 町搜索隊の編成

町搜索隊は、災害の規模、行方不明者数、搜索範囲、その他の事情を考慮し、総務対策部を中心にその他の対策部員をもって編成する。

なお、必要な場合は、民間の協力を求めるものとする。

4 搜索の実施方法等

(1) 搜索の方法

ア 搜索の範囲が広い場合

- (ア) 搜索範囲をよく検討し、これをいくつかの区域に分ける。
- (イ) 搜索部隊にそれぞれの責任区域を持たせる。
- (ウ) 各地区では、合理的、経験的に行方不明の所在の重点を定め、重点的に行う。

イ 搜索範囲が比較的狭い場合

- (ア) 災害前における当該地域、場所、建物など正確な位置を確認する。
- (イ) 災害後における地形、建物などの移動変更などの状況を検討する。
- (ウ) 被災時刻などから搜索対象の所在を認定し、災害により、それがどのように動いたかを検討し、

搜索の重点を定め、効果的な搜索に努める。

ウ 搜索場所が河川、湖沼の場合

(ア) 平素の水流、湖沼の実情をよく調査する。

(イ) 災害時にはどのような状況を呈していたかをよく確認する。

(ウ) 合理的、経験的に判断して行方不明者がどのような経路で流されるか、移動経路をよく検討し、搜索を行う。

(2) 広報活動

搜索をより効果的に行うため、搜索地域内はもちろん、広く関係者の積極的な協力が得られるよう、各種の広報を活発に行う。

(3) 装備資材

搜索に使用する車両、舟艇その他の装備資材は、有効適切な活用に努めるとともに、警察、町で所有する車両、舟艇等が不足するときは、関係機関に対し協力を依頼する。

(4) 関係帳簿等の整備

搜索及び遺体の収容、処理等を実施した場合は、必要な帳簿等を整理・保管する。

5 行方不明者発見後の処理

(1) 負傷者の収容

町搜索隊が搜索の結果、負傷者、病人等援護を要する者を発見したとき、又は警察署及び鹿児島海上保安部から救護を要する者の引渡しを受けたときは、速やかに医療機関に収容する。

(2) 医療機関等との連携

搜索に際しては、負傷者の救護、遺体の検案等が円滑に行われるように医療機関等と密接な連絡を前もって取るようにする。

第2 遺体の収容、処理、埋葬

1 遺体の収容

町長は、警察官又は海上保安官から遺体の引渡しを受けたとき、又は町搜索隊が自ら犯罪に関係しない遺体を発見したときは、担架等により、直ちに予定された寺院、公民館、学校等の遺体収容所に収容する。

2 遺体の処理

(1) 小災害時等で、遺体の状態が比較的正常であり、かつ、引取人である遺族等の申し出があった場合は、直ちに遺族等に引き渡す。

(2) 遺体の識別が困難なとき、感染症予防上又は災害で遺族等が混乱しているとき等は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を実施する。

(3) 遺体の確認及び死因究明のため検視を行う必要があるが、遺体の検視は、原則として本章第23節「医療」による救護班により行う。ただし、遺体が多数のとき、又は救護班が他の業務で多忙なときなどは、一般開業医により行う。

(4) 遺体の識別、身元の究明等に長日時を要するとき、又は遺体が多数で埋葬に長日時を要する場合等は、遺体を遺体安置所に一時保存する。（資料9-5参照）

3 遺体の埋葬等

(1) 遺体の埋葬

ア 身元の判明しない遺体又は遺体の引取人である遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺体を引き取ることができないもの並びに災害時の混乱の際に死亡したもので、各種事情により遺族等による埋葬ができないものに対して埋葬を行う。

イ 埋葬は、混乱期であるので応急的仮葬とし、その土地の事情及びそのときの状況により火葬又は土葬等の方法により行うが、身元不明あるいは災害時の死亡等でもあり火葬することが望ましい。

(2) 身元不明者の措置

身元不明者の遺体については、埋葬前に身元の判明に必要なすべての資料を保存するようにし、各種広報照会、その他の身元判明の措置を講ずる。また、その遺骨及び遺留品は遺骨遺留品保管所等に保管する。

(3) 必要帳票等の整備

埋葬等を実施し、又は埋葬等に要する現品若しくは経費を支出した町長は、次の書類・帳簿等を整備、保存しておかなくてはならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 埋葬台帳

ウ 埋葬費支出関係証拠書類

4 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

災害時には、住宅の全焼、洪水による浸水又は流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

第1 住宅の確保・修理

1 応急仮設住宅の建設

(1) 実施者

ア 災害により住家が全焼、全壊又は流出し、自己の資力では住家を得ることができない者を収容する応急仮設住宅の建設は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行い、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、知事からの通知により町長が行う。

また、知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ 町のみで処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 建設計画

ア 応急仮設住宅の構造及び規模

災害救助法適用に際し設置する応急仮設住宅1戸当たりの規模は、29.7㎡を基準とし、その構造は木造住宅及び組立式住宅とする。

イ 資材の調達等

(ア) 木造応急仮設住宅

a 災害救助用資機材譲渡申請書を屋久島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

b 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事から災害救助法による救助に関する事務の一部を行うこととするこの通知を受けた町長が、地域ごとに災害に応じて締結する。

(イ) 組立式住宅

組立式仮設住宅の提供、建設に関する(社)プレハブ建築協会等との協定に基づき、迅速な仮設住宅の確保に努める。

ウ 建設場所

応急仮設住宅の建設地は、原則として町有地とするが、被災者の生業その他の関係でやむを得ない場合は、適当な地を貸与する。(資料7-2参照)

(3) 入居者の選定

ア 入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、町長が必要と認める者とする。ただし、使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自ら住家を確保できない者

イ 入居者の募集・選定

(ア) 入居者の募集計画は被災状況に応じて県が策定し、町に住宅を割り当てる。割り当てに際しては、原則として町の行政区域内の住宅を割り当てるが、必要戸数の確保が困難な場合には、隣接の市町相互間で融通し合う。

町が住宅の割り当てを受けた場合は、被災者に対し募集を行う。

(イ) 入居者の選定は、高齢者・障害者・ひとり親世帯等の優先を原則として、生活条件等を考慮して町が行う。

(4) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町が行う。

供与できる期間は、竣工の日から2年以内とする。

2 住宅の応急修理

(1) 実施者

ア 災害のため、住家が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理をすることができない者に対して、日常生活に欠くことのできない部分の住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事が行い、知事から委任されたとき又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

イ 町内で処理不可能な場合は、近隣の市町、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 応急修理計画

資材の調達等

ア 災害救助用資機材譲渡申請書を屋久島森林管理署を通じ九州森林管理局に提出し、資材の譲渡を受ける。

イ 労務資材に関する関係者との協定は、知事又は知事が権限を委任した町長が地域ごとに災害に応じて締結する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照のこと。

第2 被災宅地危険度判定の実施

宅地災害が発生した場合、速やかに被災状況を把握し、二次災害防止の措置を講ずるため、被災宅地危険度判定士の登録者により、擁壁や斜面の亀裂等の被害状況を迅速かつ的確に調査し、宅地の危険度判定を実施する。

なお、被災状況に応じ、町は、県との協議・連携を図りつつ、相互協力・支援を行うものとする。

災害時には、多数の児童生徒の被災が予想され、学校施設等も多大な被害を受ける。また、学校施設等は、被災者の避難所として利用されるところが多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

第1 応急教育の実施

1 教室等の確保

(1) 施設の応急復旧

被害の程度により、応急処理のできる範囲の場合はできるだけ速やかに修理を行い、施設の確保に努める。

(2) 普通教室の一部が使用不能になった場合、特別教室、屋内体育施設等を利用する。

(3) 校舎の全部又は大部分が使用不能になった場合、公民館等公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用する。

(4) 応急仮校舎の建設

(1)から(3)までにより施設の確保ができない場合は、応急仮校舎の建設を検討する。

2 教職員の確保

(1) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(2) 町内操作

学校内操作が困難なときは、町教育委員会の意見を聞き、町立学校間において操作する。

(3) 町外操作

町内操作が困難なときは、県教育委員会に他市町村からの操作を要請する。

(4) 臨時職員

教育職員の確保には、前記(1)から(3)までの方法によるほか、教員免許状所有者で現職にないものを臨時に確保することを検討する。

3 応急教育の留意点

(1) 災害の状況に応じ、施設の確保、教材、学用品等の調達及び教職員の確保により、できるだけ応急授業を行うように努める。例えば二部授業、分散授業の方法によるものとする。

(2) 応急教育の実施にあたっては、次の点に留意して行う。

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、児童生徒の負担にならないように留意する。

イ 教育場所が公民館等学校以外の施設によるときは、授業の方法、児童生徒の保健等に留意する。

ウ 通学道路その他の被害状況に応じ、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ 授業が不可能な事態が予想されるときは、児童生徒に対し、自習、勉学の内容・方法等を周知徹底する。

4 学校給食等の措置

被害を受けた給食施設の復旧等による学校給食の確保については、町（教育委員会）が学校長との緊密な連携のもとに必要な対策を講ずる。

(1) 施設の復旧

町は、給食施設が被害を受け給食を実施できないときは、必要な応急修理を行う。

応急修理ができないときは、校舎の一部を利用する等代替施設の確保に努める。

(2) 給食用原材料の確保

災害により給食用原材料（小麦粉、精米等）が滅失し、給食の実施に支障をきたすときは、町は需要品名、数量等を一括して県教育委員会にあつせんを要請する。

(3) 給食器具等の確保

器具等が早急に確保できない場合は、必要に応じて代替設備の使用などの応急措置を行う。

(4) 給食の一時中止

次の場合には給食を一時中止する。

ア 感染症の発生その他食品衛生上の危険が予想されるとき。

イ 給食物資の確保が困難なとき。

ウ その他給食の実施が適当でないと考えられるとき。

5 学校が避難所となった場合の措置

学校等の教育施設において避難所が開設される場合、学校長等は避難所の開設等に協力し、次のような措置をとる。

(1) 児童生徒等の安全確保

在校中に発災した場合においては、児童生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設の使用方法について町と協議する。

(2) 避難所の運営への協力

避難所の運営については積極的に協力するとともに、できるだけ早い時期に授業が再開できるよう町、県教育委員会等との間で必要な協議を行う。

(3) 避難が長期化する場合の措置

ア 避難が長期化する場合、収容者と児童生徒がそれぞれ支障とならないよう指導する。

イ 避難が長期化する場合、給食施設は被災者用炊き出しの施設として利用されることが考えられるが、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

第2 学用品の調達及び給与

1 教材、学用品等の調達、給与

(1) 教科書については、町教育委員会からの報告に基づき、県教育委員会が一括して特約教科書供給所から調達することになっている。

(2) 文房具、通学用品等については町教育委員会において調達し、給与する。

ア 給与の対象学用品の給与対象者は、住家が全、半壊（焼）又は床上浸水により喪失し、就学上支障のある小中学校児童生徒とする。

イ 調達及び給与の方法

町教育委員会は学校長と緊密な連携を保ち給与の対象となる児童生徒を調査、把握し、給与を必要とする学用品の確保を図り、各学校長を通じて対象者に給付する。

なお、学用品の調達が困難な場合は、県教育委員会に調達あつせんを要請する。

ウ 給与品目及び費用等

教科書及び学用品の給与品目、費用及び期間は災害救助法の基準に準じ災害の規模等を参考にその都度定める。

(3) 災害救助法が適用された場合における被災小中学校の児童生徒に対する学用品の給与は、知事の委任を受けて町長が行う。

2 授業料等の減免、育英資金

高等学校生徒の保護者又は当該生徒が被害を受け、授業料の減免又は育英資金の貸与が必要であると認められる場合は、各学校長は県教育委員会及び町教育委員会の承認を受けて授業料減免の措置を講じ、育英資金の貸与については、鹿児島県育英財団及び日本学生支援機構に特別の措置を講ずるよう要請する。

3 災害救助法による基準

災害救助法による基準は、本章第3節「災害救助法の適用及び運用」を参照

第3 文化財の保護

町は、文化財の所有者、管理者と連携し、災害の拡大防止に努める。

【文化財の所有者等】

(1) 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防組合へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

(2) 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を町教育委員会へ報告しなければならない。

(3) 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

第30節 義援物資等の取扱い

総務対策部

災害時には、町内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

第1 義援金の配分

1 義援金の募集, 受入れ

町は、県及び日本赤十字社鹿児島県支部、社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、義援金について、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて国民に周知する。

2 義援金の保管

町に送付された被災者に対する義援金は、財務車両管理班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配分

財務車両管理班において受け付けられた義援金は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度・対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

第2 義援物資の取扱い

1 義援物資の募集, 受入れ

義援物資については、町は県及び関係機関等の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握し、募集する義援物資のリスト、送り先、募集期間等を報道機関等を通じて国民に周知するとともに、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

2 義援物資の保管

町に送付された義援物資は、物資供給班で受け付け、記録したのち保管する。

3 配分

物資供給班において受け付けられた義援物資は、関係する本部員で構成する配分委員会を設け、被害の程度、対象者などを考慮のうえ、公平かつ円滑に配分を行う。

第31節 農林水産業災害の応急対策

農林水産対策部

災害時には、農林水産物及び家畜に多大な被害が発生することが予想される。

このため、農林水産物等の被害の拡大防止、被災地における家畜伝染病の予防、飼料の調達及び配分等の対策を実施する。

第1 農産物対策

1 事前・事後措置の指導

町は、災害による農産物の被害の拡大を防止するために、各作物ごとに事前・事後措置について、被災農家に対して実施の指導にあたる。

2 気象災害対策

気象災害対策については、関係機関と緊密な連携の下に、的確な状況の把握と対策指導の徹底を期する。

対象作物	対象災害
(1) 水稲	風害, 水害, 干害, 寒害
(2) 陸稲	風害, 水害, 干害
(3) 麦	水害, 寒害
(4) 大豆	風害, 水害, 干害
(5) そば	風害, 水害
(6) 甘しょ	風害, 水害, 干害, 寒害, 霜害, 潮風害
(7) たばこ	風害, 水害, 干害, 寒害, 霜害
(8) さとうきび	風害, 干害, 潮風害
(9) 野菜	風害, 水害, 干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(10) 果樹	風害, 水害, 干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(11) 花き・花木	風害, 水害, 干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(12) 茶	干害, 寒害, 潮風害, 霜害
(13) 飼料作物	水害, 干害, 風害

3 病虫害防除対策

災害時における病虫害の対策は、次のとおりとする。

(1) 指導の徹底

病虫害防除対策については、県農政部各課及び農業関係機関と緊密な連携のもとに的確な状況の防除指導の徹底を期する。

(2) 農薬の確保

病虫害の異常発生に備えて、種子屋久農業協同組合及び町内の販売業者の農薬の確保状況を把握しておくものとし、もし不足する場合は、県経済連等関係機関と連絡を取り早急に確保する。

(3) 集団防除の実施

災害地域が広範囲にわたり、かつ、突発的に発生する病虫害については、大型防除機
具等を中心に共同集団防除をする。

第2 林水産物等対策

1 応急措置、事後措置の指導

町は、災害による林水産物等の被害の拡大を防止するために、被災林業家、漁家等に対して実施の指導にあたる。

2 対象作物及び対象災害

応急措置，事後措置の指導を行う対象作物及び対象災害については，次のとおりである。

(1) 林産物

対象作物	対 象 災 害
(1) 苗畑	干害
(2) 造林木	干害，風害，潮害
(3) たけのこ専用林	風害，水害，干害
(4) しいたけ	干害

(2) 水産物

ア いけすの被害防止対策

特に，台風等の際，風浪による被害防止のため係留いけすの強度補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。

なお，緊急避難所については，事前に関係者と十分調整するよう指導する。

イ 養殖魚類対策

台風等の際の養殖魚については，餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養殖管理を指導する。

第3 家畜管理対策

町は，県の活動に協力し，被災地における家畜伝染病予防の措置をとる。

社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶等の交通施設等は、都市化等の進展とともにますます複雑、高度化し、災害による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、社会基盤の応急復旧が速やかに行われるよう、対策を講ずる。

第32節 電力施設の応急対策

総務対策部

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、町は、九州電力株式会社の応急計画に協力し、早急な電力供給の確保を図る。

第1 広報活動

町は、電力事業者と協力し電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

- (1) 垂れ下がった電線に絶対触らないこと。
- (2) 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定などで安全を確認のうえ使用すること。
- (3) 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

第2 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、九州電力株式会社が行う次の対策に協力する。

1 電力施設被害状況等の広報活動

災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行うとともに、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により周知する。

2 対策要員の確保

夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。また、防災体制が発令された場合は対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

3 復旧資材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は現地調達、対策組織相互の流用、他電力会社等からの融通のいずれかの方法により速やかに確保する。

また、資機材の輸送は、原則としてあらかじめ要請した請負会社の車両・船艇・ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

4 危険予防措置

電力の需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察・消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

5 施設の復旧順位

供給に支障を生じた場合は極力早期復旧に努めるが、被害が広範囲に及んだ場合は、災害の復旧、民生の安定に影響の大きい、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要な施設への供給回線を優先的に復旧を進める。

第33節 ガス施設の応急対策

総務対策部

災害時には、橋梁に添架しているガス管等の流失や浸水等の被害、また、プロパンガスについても埋没や流出等の被害が予想され、供給停止による住民生活への支障が予想される。さらに、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

第1 協力体制の確立

災害によりガス施設に被害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、ガス事業者に対する協力体制を確立する。

第2 広報活動

ガス施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、供給再開時の事故を防止するため、住民に対し次の事項を十分周知する。

- (1) あらかじめ通知する管内検査及び点火試験の当日は、なるべく在宅すること。不在の場合は、前もって営業所に連絡すること。
- (2) 点火試験に合格するまでは、ガス器具を使用しないこと。
- (3) 使用後に異常を発見した場合は、直ちに使用を中止し、バルブを閉めた後、営業所及び消防組合に連絡すること。

第3 液化石油ガス施設災害応急対策計画

町は、鹿児島県エルピーガス協会、都市ガス事業者が行う次の対策に協力する。

1 連絡体制

- (1) 液化石油ガス販売事業所（以下「販売店」という。）は、自ら供給している消費者等から事故発生のお知らせがあったときは、速やかに現地に赴くと同時に支部長に連絡する。
- (2) 支部長は連絡を受けたときは、直ちに会長に連絡する。
- (3) 会長は連絡を受けたときは、危機管理局消防保安課、消防機関、警察に連絡するとともに、支部長と協議し事故処理に必要な指示を与えなければならない。
- (4) 休日又は夜間における連絡は、各消防機関とその管内の販売店が協議して定める。

2 出動体制

- (1) 販売店は、消費者等からガス漏れ等の通報を受けたときは、直ちに現場に急行し、応急対策にあたるものとする。
- (2) 前項の通報があっても特別の事情により応じられない場合、又は応じられるが現場到着までに時間を要するときは、事故現場に近い販売店に応援出動を依頼する。
- (3) 供給販売店等は、事故の状況により消防機関の出動が必要であると判断したときは、速やかに所轄の消防機関に出動を要請し、さらに応援を必要とするときは、支部長及び地区代表者に応援出動を要請し適切な対応をとり、ガス漏れを止める。
- (4) 支部長、地区代表者は、前項の要請があったときは、直ちに出動班を編成し、出動人員、日時、場所等を確認し、事故処理に必要な事項を指示する。
- (5) 販売店は、供給販売店等からの応援出動の依頼を受け、又は支部長及び地区代表者から出動の支持があったときは、何時でも出動できるようあらかじめ人員及び資機材等を整備しておくものとする。

3 出動条件

- (1) 出動にあたっては、通報受理後可及的速やかに到着することとし、原則として30分以内に到着できるようにする。
- (2) 出動者は、緊急措置を的確に行う能力を有するものとする。この場合、有資格者が望ましい。
- (3) 出動者は、必ず所定のヘルメット及び腕章を着用する。
- (4) 出動の際には必要な資機材を必ず携行し、事故処理に遺漏のないようにする。

4 事故の処理

- (1) 事故現場における処理は、警察、消防機関の承諾を得て行い、事故の拡大防止に努める。
- (2) 設備の点検調査を行い、事故原因を究明する。

5 関係機関との連携

- (1) 会長は、事故発生時の連絡及び事故の状況報告に基づき、危機管理局消防保安課、消防機関、警察と連携をとり、事故対策について調整を図るものとする。
- (2) 支部長及び地区代表者は、消防機関、警察との連携を密に行うため、連絡方法、協力体制等についてあらかじめ地区組織をつくり協議しておくものとする。

6 報告

- (1) 供給販売店は、事故の処理が終わったら、速やかに「事故届書」を危機管理局消防保安課に提出する。
- (2) 支部長は、他の販売店に応援出動を指示し、又は自ら出動したときは、出動日時、場所、事故の状況及び処理、その他必要な事項を速やかに協会に報告する。

7 周知の方法

協会及び販売店は、消費者等に対し事故が発生したときの通報の方法を文書等により周知させておく。

8 安全管理

- (1) 供給販売店は、自己の安全管理に万全を講じなければならない。
- (2) 支部長は、応援のため出動する販売店に対し、安全管理に万全の注意を払うように指導しなければならない。

災害時には、水源、浄水場の冠水や道路決壊、崖崩れ、橋梁の流失等による配水管の損壊等が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、重要度及び優先度を考慮した水道施設の迅速な防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第21節「給水」による。

1 応急対策要員の確保

町は、災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等に協力を求めて確保する。

2 応急対策用資機材の確保

町は、応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を常備する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定給水装置工事事業者等から緊急に調達する。

3 応急措置

- (1) 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。
- (2) 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。
- (3) 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの送水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。
- (4) 施設に汚水が浸入した場合は、汚水を排除し、洗管消毒の上、機械器具類を整備し、洗浄消毒ののち給水する。
- (5) 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに施設の応急的な復旧に努める。
- (6) 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料用の最低量の確保に努めるほか給水場所等について、住民への周知を徹底する。
- (7) 水道施設の復旧にあたっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。その際、緊急度の高い医療施設等を優先する。

4 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、次の事項につき、積極的な広報活動を実施する。

- (1) 水道施設の被害状況及び復旧見込み
- (2) 給水拠点の場所及び応急給水見込み
- (3) 水質についての注意事項

第35節 電気通信施設の応急対策

総務対策部

災害時には、風雨等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。また、災害時における通信の途絶は、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

このため、町は西日本電信電話株式会社による応急対策に協力するとともに、早急な通信の確保に努める。

第1 応急復旧体制の確立及び早期復旧対策

町は、西日本電信電話株式会社が行う、次の対策に協力する。

1 緊急通話、重要通話の確保

- (1) 被災地の通信確保を図るために、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
- (2) 災害発生時は、電話の利用がかなり多くなることから、臨時回線等を作成し、通信の確保に努める。

2 特設公衆電話の設置

災害発生時に、避難所等を中心に、無料特設公衆電話を設置する。

3 情報提供等

- (1) 通信の被災と復旧状況をタイムリーに情報提供できるよう努める。
- (2) 発災時、電話が輻輳^{ふくそう}しても、「被災者の安否情報の伝達」、「お見舞い情報の伝達」等を可能とするポ
イスメール等のシステム提供に努める。

4 公衆電話の停電対策

停電しても、街頭公衆電話の使用が不可とならないよう対策を講ずる。

第36節 道路・河川等公共施設の応急対策

建設対策部 農林水産対策部

災害時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

第1 道路・橋梁等の応急対策

1 災害時の応急措置

道路・橋梁の被災状況を速やかに把握するため、ライフライン関係の道路占有者、建設業者等からの道路情報の収集に努めるとともに、町はパトロールを実施する。これらの情報により応急措置を講じるとともに、必要に応じて迂回路の選定を行う。

2 応急復旧対策

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に、「緊急輸送道路」を最優先に復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

第2 河川・砂防・港湾・漁港施設等の応急対策

1 海岸保全施設

海岸保全施設が、洪水・高潮等により被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 河川管理施設

洪水・高潮等により堤防、護岸等の河川管理施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3 港湾・漁港施設

洪水・高潮等により水域施設、外郭施設、けい留施設等の港湾・漁港施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

4 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

土石流、地すべり、崖崩れ等により砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設が被害を受けたとき、又はそのおそれがあるときは関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第3章 特殊災害対策

第1節 海上災害等対策

全課

船舶の衝突、座礁、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関と協力し、町がとるべき対策を定める。また、この計画の運用にあたっては、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」、「油汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」、海上保安庁が定める排出防除計画ならびに防災業務計画と矛盾し、又は抵触することのないよう留意する。

第1 予防対策

1 海上災害対策

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

ア 応急活動実施体制の整備

イ 防災組織相互の連携体制の整備

ウ 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

(4) 医療活動体制の整備

第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。

(5) 緊急輸送活動の整備

第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

2 海上流出油災害対策

(1) 災害情報の収集・連絡体制の整備

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

ア 応急活動実施体制の整備

イ 防災組織相互の連携体制の整備

ウ 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

(3) 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

- (4) 医療活動体制の整備
第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
- (5) 緊急輸送活動の整備
第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

3 海上漂着油災害対策

- (1) 災害情報の収集・連絡体制の整備
 - ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
 - イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。
- (2) 防災組織の整備
 - ア 応急活動実施体制の整備
 - イ 防災組織相互の連携体制の整備
 - ウ 広域応援体制の整備
第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 防災資機材の整備
大量の流出に備え、資機材の整備に努める。
また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。
- (4) 医療活動体制の整備
第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 海上災害対策

- (1) 実施事項
町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして調整を図りながら次の対策を実施する。
 - ア 海上災害応急対策の実施（被災者の救助、医療、輸送、感染症予防及び保護等）
 - イ その他の災害応急対策
- (2) 被害情報等の連絡
町は、町の区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。
- (3) 広域的な応援体制
第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。
- (4) 捜索・救急救助活動
船舶の事故が発生したときは、町は、海上保安部、警察等に協力し、船舶など多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- (5) 消火活動
 - ア 町は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
 - イ 本町以外で災害が発生した場合は、発生現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑な消火活動の実施に努める。

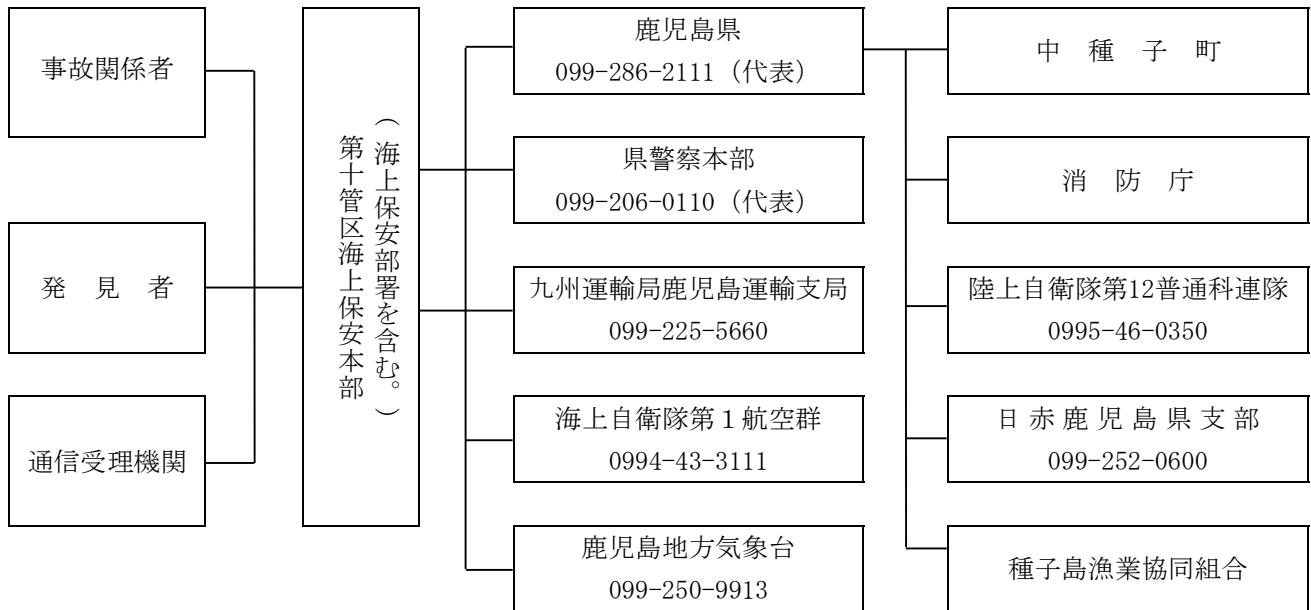
2 海上流出油災害対策

- (1) 活動体制の確立
 - ア 町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。
 - イ 町は、町及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

(2) 実施事項

- ア 沿岸住民に対する災害情報の周知，広報
- イ 沿岸住民に対する災害火気使用の制限，危険防止のための措置
- ウ 沿岸及び地先海面の警戒
- エ 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告
- オ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止
- カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止
- キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

(3) 情報連絡体制



管区本部及び海上保安部署	鹿児島海上保安部 099-222-6681 (警備救難課)
--------------	-------------------------------

(4) 被害情報等の連絡

町は，町域内に被害が発生したときは，人的被害の状況等の情報を収集し，被害規模の把握に努め，これらの被害情報を県に報告する。

(5) 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

(6) 一般船舶・沿岸住民等への周知

ア 一般船舶への周知

防災関係機関は，災害が発生し，又はその波及が予想される場合は，海上における船舶の安全を図るため，災害の状況並びに安全措置について，一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送，無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努める。

イ 沿岸住民等への周知

防災関係機関は，災害が発生し，沿岸住民及び施設等に波及し，又は波及することが予想される場合，人心の安定と施設の安全措置を図るため，防災行政無線，広報車等の手段により周知に努める。

3 海上漂着油災害対策

(1) 活動体制の確立

ア 町は、他の関係機関と相互に連絡を密にして対策の調整を図る。

イ 町は、町及び関係市町村、関係漁業協同組合、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

(2) 実施事項

ア 沿岸住民に対する災害情報の周知，広報

イ 沿岸住民に対する災害火気使用の制限，危険防止のための措置

ウ 沿岸及び地先海面の警戒

エ 沿岸住民に対する避難の指示

オ ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止

カ 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止

キ その他海上保安部の行う応急対策への協力

第2節 空港災害等対策

全課

第1 種子島空港の応急対策

1 空港災害対策

(1) 事故応急対策本部の設置

種子島空港及びその周辺における航空機事故についての捜索，救難等並びに空港・施設の災害復旧の応急対策に当たっては，県，熊毛支庁及び中種子町が事故応急対策本部体制により実施する。

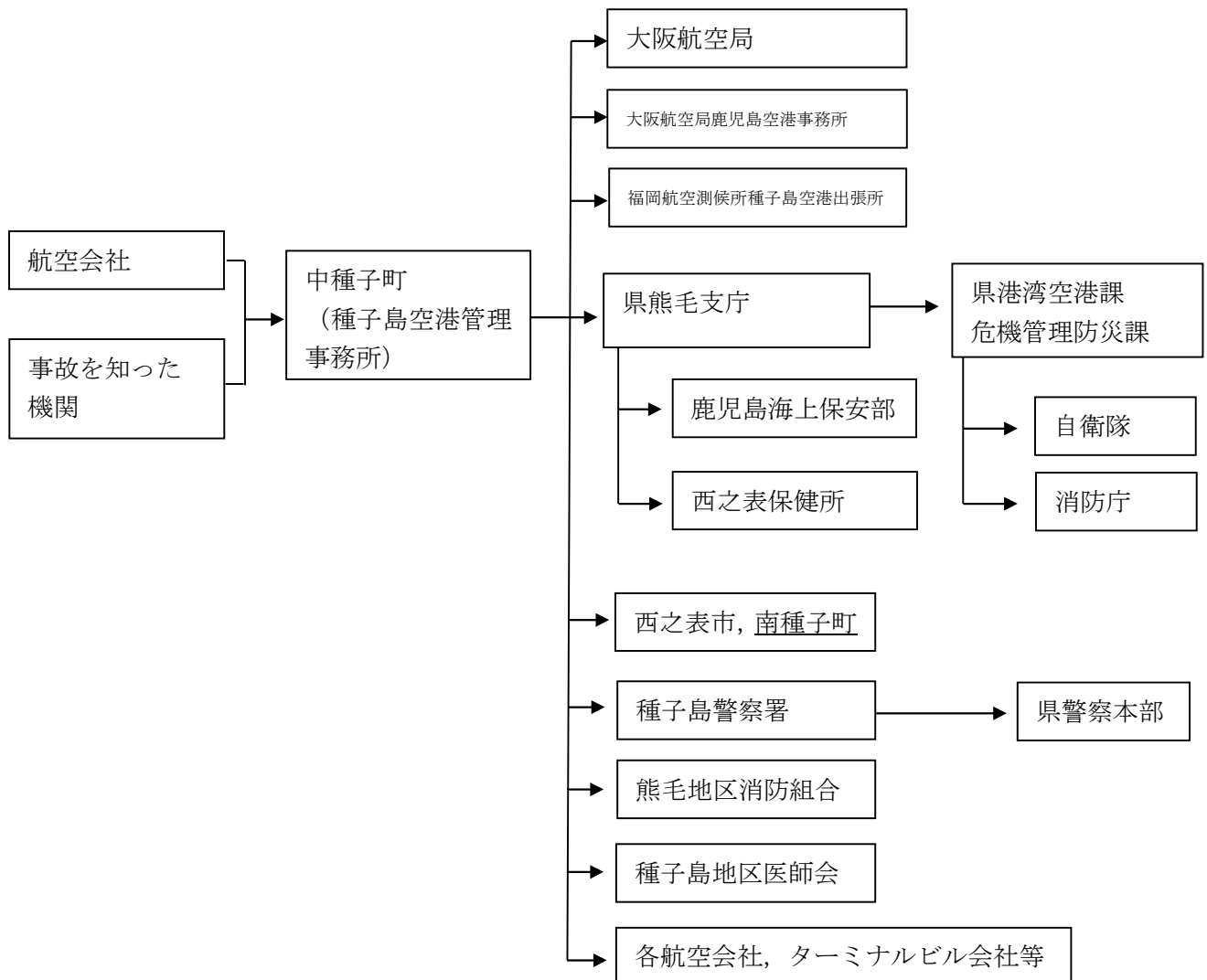
また，大規模な航空機事故等により，重大な災害が発生し，又は発生するおそれがあると認められるときは，県は災害対策本部を設置し，総合的な災害応急対策を実施する。

(2) 通信連絡体制

ア 空港内で重大事故が発生するおそれがある場合，又は事故が発生した場合，種子島空港管理事務所は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに，県，市町，関係機関等に通報する。

イ 空港周辺で事故が発生した場合，消防機関，警察機関は，当該地域において事故発生を知った時は，事故発生時刻，事故発生場所，事故の態様など速やかに種子島空港管理事務所に通報する。

事故通報連絡図



(3) 事務処理の実施

事故処理の実施に当たっては、「種子島空港及びその周辺における消化救護活動に関する協定」及び「空港医療救護活動に関する協定」等に基づいて処理する。

(4) 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、上記の事故処理要領によるが、おおむね次のとおりである。

鹿児島県 県熊毛支庁	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 関係市町に対する被害調査の取りまとめ (3) 応急要請 (4) 事故関係情報の周知 (5) 事故関係情報の周知
中種子町	(1) 事故処理の総括的な業務 (2) 関係機関への情報伝達 (3) 関係機関への協力要請 (4) 空港内企業等への応急対策上必要な指示 (5) 空港設備の使用期限 (6) 避難所の設置及び運営 (7) 遺体の一時収容所の設置
大阪航空局鹿児島空港事務所	(1) 中種子町への応急対策上必要な指示 (2) 中種子町の行う応急対策への協力
鹿児島海上保安部	(1) 被害規模等に関する情報の収集、連絡 (2) 海上における捜索活動 (3) 海上における災害に係る救助・救急活動 (4) 救護班の緊急輸送 (5) 船舶交通の制限又は禁止
福岡航空測候所種子島出張所	事故処置に必要な業務
種子島警察署	(1) 警備活動 (2) 災害状況等情報の収集 (3) 救出救助活動 (4) 立入禁止区域の設定等
種子島地区医師会	負傷者の収容並びに手当
県西之表保健所	〃
西之表市、南種子町	(1) 避難所の設置及び運営 (2) 遺体の一時収容所の設置 (3) その他応急対策に係る協力
熊毛地区消防組合	救難及び消化・延焼防止作業
航空会社	(1) 事故処理に必要な業務 (2) 被災者及びその家族への情報の提供 (3) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援
ターミナルビル会社等	事故処理に必要な業務

第3節 道路事故対策

全課

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生といった大規模な道路災害に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、町及び国、県等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災対策等に努める。

(1) 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋梁における耐震対策工事

所管道路における橋梁の機能を確保するため、町及び各管理者においては、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な橋梁について、架替、補強、落橋防止装置等の対策工事を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、町及び他の道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

4 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

5 防災組織の整備

(1) 応急活動実施体制の整備

(2) 防災組織相互の連携体制の整備

(3) 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 活動体制

(1) 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模な道路事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

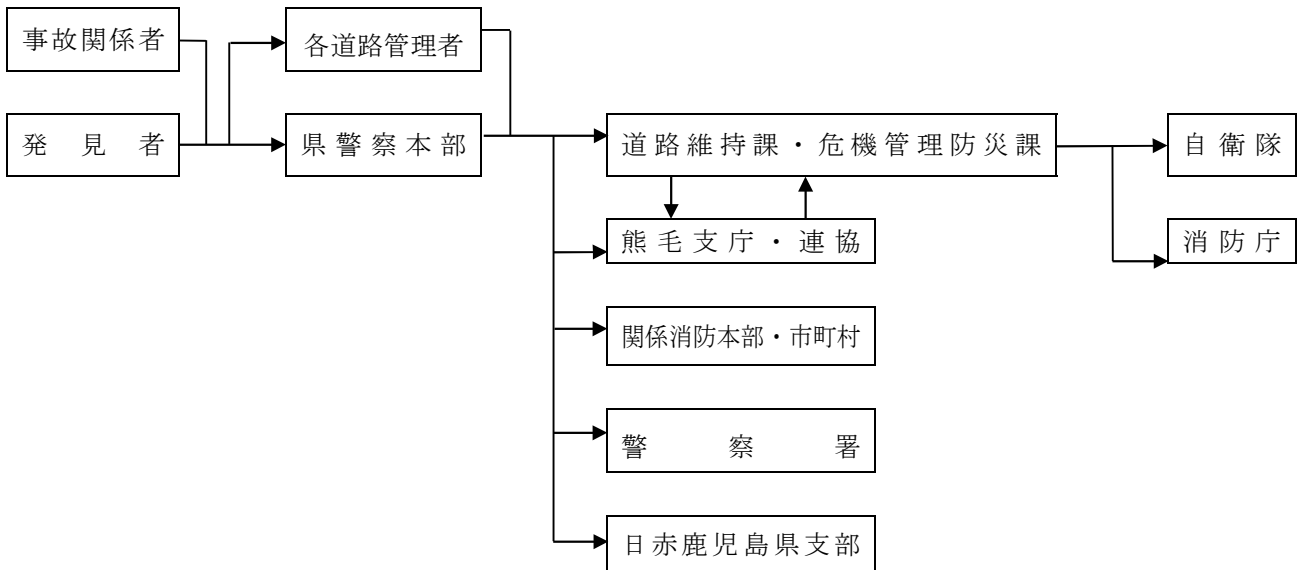
(2) 通信連絡体制

町及び他の道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、警察関係機関等との連絡を密にする。

(3) 被害情報等の報告

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



2 発生時の初動体制

(1) 救急・救助

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救急・救助を最優先とし、警察等関係機関との連携を密にし、人命の救急・救助活動を行う。

(2) 交通規制

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、町及び他の道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに、迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める。（交通規制については、第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。）

3 広域的な応援体制

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 避難誘導

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

町及び他の道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

6 復旧活動

町及び他の道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第4節 危険物等災害対策

全課

石油類等の危険物，高圧ガス，火薬類，電気，毒物，劇物の漏えい，流出，火災，爆発，飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し，町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 危険物等災害の防止

(1) 危険物施設等の保安監督・指導

町は，消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者，管理者等に対し，自主防災体制の確立，保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し，当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに，消防法の規定による立入検査を実施し，災害防止上必要な助言又は指導を行う。（資料8－3参照）

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため，町長は，消防法に基づき，次の予防措置を講ずる。

ア 立入検査等の実施

(ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。

(イ) 危険物施設の定期的立入検査を実施する。

(ウ) 危険物の運搬，移送中の事故防止を図るため，路上検査を実施する。

イ 定期的自主点検の指導

危険物施設の所有者，管理者又は占有者に対し，法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 事業所における保安教育等の実施

事業所が自ら予防規程を策定し，従業員に対する保安教育や，災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

エ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等，消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として，その取扱方法，注意事項等の周知徹底を図る。

2 電気工作物及び電気用品の災害防止

電気による出火及び災害防止のため，電気工作物に関する規制については，電気事業法，その他の電気関係諸法令で規制されているが，これらの法規に基づき，次のような電気保安対策を強化する。

(1) 電気事業者は，施設全般にわたる電気工作物の点検・測定状況等を把握し，適切な措置をする。

(2) 自家用電気工作物施設者は，保安体制の確立を図り事故を未然に防止する。

(3) 住宅等における一般用電気工作物は，電気事業者が行う定期調査結果による不良電気工作物の適正化を図る。

3 災害応急対策への備え

(1) 災害情報の収集・連絡手段の整備等

ア 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

イ 災害時における緊急連絡体制を確保するため，平常時から通信設備の整備，充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

(2) 防災組織の整備

ア 応急活動実施体制の整備

イ 防災組織相互の連携体制の整備

- ウ 広域応援体制の整備
 - 第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。
- (3) 救急・救助，医療及び消火活動の整備
 - ア 救急・救助活動の整備
 - 第1章第11節「救急・救助体制の整備」に準ずる。
 - イ 医療活動の整備
 - 第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。
 - ウ 消火活動の整備
 - 第1章第9節「消防体制の整備」に準ずる。
- (4) 緊急輸送活動の整備
 - 第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。
- (5) 避難活動の整備
 - 第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 危険物等の対策

危険物取扱機関の管理者等は，関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか，次により災害時における保安対策を実施する。

【施設の管理者】

- (1) 石油の保安対策
 - 危険物施設等の管理者の措置は，危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが，おおむね次の区分に応じて措置する。
 - ア 災害が発生するおそれのある場合の措置
 - (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
 - (イ) 消防施設（消防施設とは，各種災害に対処できる全ての設備をいう。）の点検整備をする。
 - (ウ) 施設内の警戒を厳重にする。
 - (エ) 危険物の集荷の中止，移動搬出の準備，浮上，流出，転倒の防止及び防油堤の措置をとる。
 - イ 災害発生の場合の措置
 - (ア) 消防機関及びその他の関係機関への通報
 - (イ) 消防設備（アの（イ））を使用し災害の防除に努める。
 - (ウ) 危険物施設等における詰替，運搬等の取扱いを禁止し，災害の拡大誘発の防止に努める。
 - (エ) 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し，災害の防除に努める。
 - (オ) 災害の拡大により，避難等の処理をなし，被害を最小限度に抑えるように努める。
- (2) 高圧ガスの保安対策（液化石油ガスについては，第2章第33節「ガス施設の応急対策」も参照のこと。）
 - 施設の管理者は現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。
 - ア 災害事故の急報及び現場措置
 - (ア) 通報
 - 事故の当事者又は発見者等は，事故の大小にかかわらず，事故発生を最寄りの消防，警察に連絡する。連絡を受けた消防，警察は，事故現場に出動するとともに，以下に示す「通報系統図」により関係先に連絡する。
 - (イ) 現場緊急措置
 - それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに，必要に応じて次の対策を行う。
 - a 初期消火，漏洩閉止等の作業
 - b 付近住民への通報

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

ア 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

イ 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。

ウ 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

(5) 毒物・劇物の災害応急対策

毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、速やかに次の措置を講ずる。

ア 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防組合に届け出る。

イ 県は、警察、消防等の関係機関と連携し、広報活動等の必要な措置を講ずる。

2 活動体制の確立

第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

3 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

4 被害情報の報告

(1) 事業者

大規模な危険物等災害が発生した場合、事業者は、被害の状況、応急対策の活動体制等を速やかに県、消防、警察及び防災関係機関に連絡する。

(2) 町

町は、町域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

5 救急・救助、医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

7 避難収容活動

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示、誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

8 被災者等への的確な情報伝達活動

第2章第10節「広報」に準ずる。

第5節 林野火災対策

全課

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し、町をはじめとする防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1 予防対策

1 広報活動の充実

町及び国・県は、森林所有者、林業労働者、付近住民等の森林使用者等を対象に広報活動を実施し、防火標識等の設置やテレビ等による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

2 予防体制の強化

(1) 町は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講ずる。

(2) 森林所有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

3 防災組織の育成

町等防災関係機関は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

4 予防施設、防災資機材の整備

町は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

5 情報の収集・連絡手段の整備等

(1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。

(2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

6 防災組織の整備

(1) 応急活動実施体制の整備

(2) 防災組織相互の連携体制の整備

(3) 広域応援体制の整備

第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

7 緊急輸送活動の整備

第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

8 避難活動の整備

第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

第2 応急対策

1 活動体制

(1) 現場指揮本部の設置による応急活動

町は、火災を覚知した場合は、現場指揮本部を設置し、関係機関と連携して防御にあたりるとともに、状況把握を的確に行い、近隣の市町等への応援出動要請の準備を行う。

(2) 災害対策本部の設置による応急活動

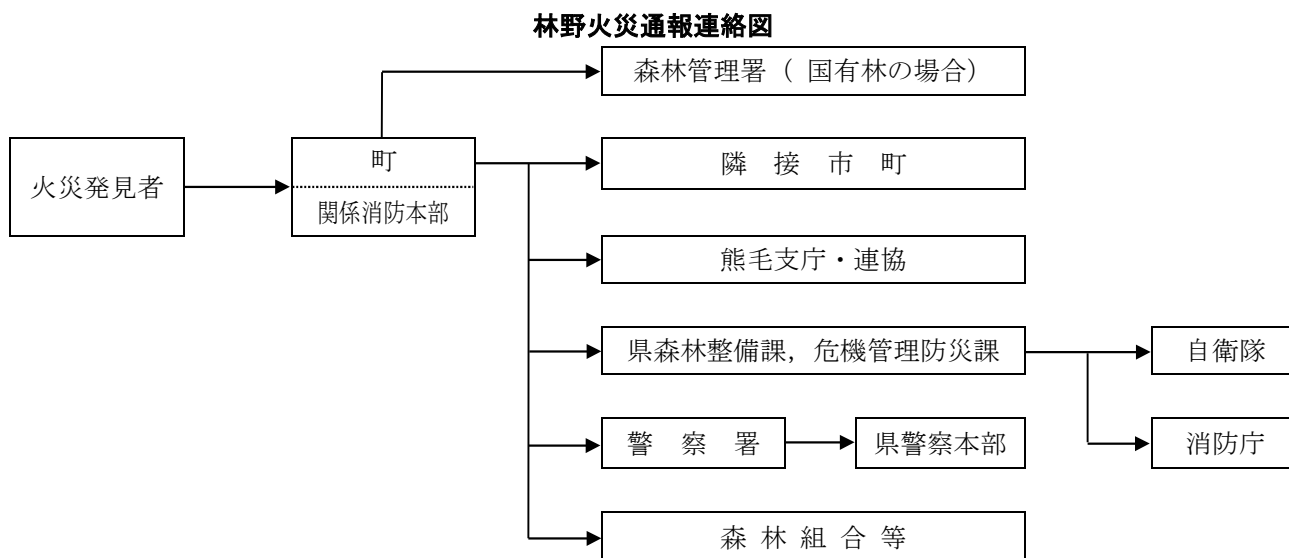
大規模な林野火災により、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、県及び関係機関と協力して総合的な災害応急対策を実施する。

(3) 空中消火体制

町は、消防機関等の地上隊による消火が困難と判断するときは、県に対して消防・防災ヘリコプターの派遣要請をするなど、空中消火体制をとる。

(4) 通信連絡体制

町は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報する。
また、町は、森林管理署、県等と相互に情報交換等を行う。



(5) 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に準ずる。

2 広域的な応援体制の整備

第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

3 救急・救助, 医療及び消火活動の整備

(1) 救急・救助活動の整備

第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

(2) 医療活動の整備

第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

(3) 消火活動の整備

第2章第12節「消防活動」に準ずる。

4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

5 避難収容活動の整備

(1) 避難誘導の実施

第2章第13節「避難の指示, 誘導」に準ずる。

(2) 避難所

第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

(3) 要配慮者への配慮

第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

6 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

第2章第10節「広報」に準ずる。

7 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

(1) 町、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

(2) 町、県及び国は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について調査を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第4章 災害復旧・復興

公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

全課

第1 災害復旧事業等の推進

1 災害復旧事業等の計画策定

公共施設の災害復旧実施責任者が行う災害復旧事業の計画策定の基本方針は、各施設の原形復旧と併せ、町がおかれている災害に対する各種の特性と災害の原因を詳細に検討して、再度災害の発生防止のための必要な施設の新設改良を行う等の事業計画を樹立し、極力、早期復旧に努める。

2 災害復旧事業等の実施要領

- (1) 災害の程度及び緊急の度合等に応じて、県及び国への緊急査定あるいは本査定を速やかに要望する。
- (2) 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- (3) 緊急調査の場合は、派遣された現地指導官と十分な協議をし、その指示に基づき周到な計画をたてる。
また、本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- (4) 災害復旧にあたっては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所のみならず、周囲の関連を十分考慮にいれて、極力、改良復旧ができるよう提案する。
- (5) 査定終了後は緊急度の高いものから直ちに復旧にあたり、現年度内に完了するよう施行の促進を図る。
- (6) 査定で補助事業の対象外となったもので、今後危惧されるものについては、その重要度により県補助対象事業として実施できるよう県に要望していく。
- (7) 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して必要な対策を講じておく。
- (8) 災害の増破防止、交通の安全確保等のため、災害復旧実施責任者に仮工事や応急工事を適切に指導する。
- (9) 大災害発生を想定して、査定及び復旧のための支援体制を十分検討しておく。

3 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害発生の都度、該当する災害復旧事業計画を作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 海岸公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - オ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - カ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

- キ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- ク 港湾公共土木施設災害復旧事業計画
- ケ 漁港公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設, 病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) その他の災害復旧事業計画

第 2 節 激甚災害の指定

全課

第 1 激甚災害指定の手順

- (1) 町長は、災害が発生した場合は、速やかにその被害状況及びこれに対してとられた措置の概要を知事に報告する。
- (2) 知事は、町長からの報告により、必要と認められた場合は、内閣総理大臣に報告する。

第 2 特別財政援助額の交付手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県の各部局に提出しなければならない。

被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置など、被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

総務対策部 保健環境対策部 建設対策部 消防・水防対策部

第1 生活相談

町は、次の町民生活相談を行う。

- (1) 町は、被災者のための相談所を設け、苦情、要望等を受け付け、その解決を図るほか、その内容に関係機関に連絡して対応を要請する。
- (2) 町は、発災後の出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、災害の規模に応じて消防相談所を設け、相談にあたる。
 - ア 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
 - イ 電気、ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
 - ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
 - エ 火災による罹災証明等各種手続の迅速な実施
- (3) 町は必要に応じて国の特別行政評価局・行政評価事務所に設置された特別行政相談窓口及び「特別行政相談所」と協力して被災者からの相談・問い合わせに対応する。

第2 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、平常時から住家被害の調査に従事する担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等の計画的な促進、被害認定に関する国・県等が開催する研修会等に参加するなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

なお、県は、市町村に対し、住家被害の調査に従事する担当者のための研修会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図る。

第3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

第4 災害廃棄物等の処理（がれき処理）

1 仮置場、最終処分地の確保

町内でがれきの仮置場、最終処分地の確保を行うことを原則とするが、それが困難な場合は、県等の支援を得て、県内の他市町村及び県外に仮置場、最終処分地を確保するものとする。

2 リサイクルの徹底

がれき処理にあたっては、適切な分別を行うことにより可能な限りリサイクルに努める。

3 環境汚染の未然防止・住民、作業者の健康管理

がれき処理にあたっては、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

4 がれき処理の実施

復旧・復興を効果的に行うため、がれきの処理を復旧・復興計画に考慮して行う。

(1) 危険なもの、通行上の支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

また、選別・保管・焼却のできる仮集積場所の十分な確保を図るとともに、最終処分までの処理ルート確保を図る。

(2) 損壊した建築物の残骸等持ち運びの困難なものを、仮集積場所及び処理場に運搬する。

(3) がれきの破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の規定に従い、適正な処理を進める。

第5 借地借家制度の特例の適用に関する事項

1 罹災都市借地借家臨時処理法の適用手続

(1) 町長は、罹災都市借地借家臨時処理法（以下「法」という。）第25条の2の災害として指定を受け、借地借家制度の特例の適用を希望する場合は、国土交通大臣に対し、申請を行う。

(2) 町長は、適用の申請に際し、次の事項を記載した申請書に知事の副申を添えて、国土交通大臣あてに2部提出する。

ア 町の面積

イ 被災土地の面積

ウ 町の建物戸数

エ 滅失戸数

オ 災害の状況

カ その他（被災土地中借地の比率及び滅失建物中借家の比率等もできれば記載する。）

2 法適用基準

法の適用基準は、災害により市街地における建物の滅失が著しく借地借家関係の紛争が相当に予想される場合である。

第6 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金の支給

町長は、災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「条例」という。）に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項においては同じ。）した者の遺族に対して災害弔慰金を支給する。

ただし、災害救助法及び条例の適用を受けない場合は、中種子町災害見舞金支給条例に基づいて支給する。

2 災害障害見舞金の支給

町長は、条例に基づいて自然災害によって負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に重度の障害がある者に対して、災害障害見舞金を支給する。

3 県単災害弔慰金の支給

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって死亡（行方不明を含む。以下この項において同じ。）した者の遺族に対して県単制度の災害弔慰金を支給する。

4 県単住家災害見舞金

鹿児島県災害弔慰金等支給要綱に基づいて、自然災害によって現に居住している住家が全壊、流失又は埋没した世帯の世帯主に対して住家災害見舞金を支給する。

5 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法に基づいて、自然災害によって生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対して、支援金を支給し、自立した生活の開始を支援する。

第7 税の徴収猶予及び減免措置等

1 税の徴収猶予

(1) 町長は、地方税法第15条の規定に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。

(2) 町長は、地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、災害による被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

2 税の減免

町長は、町税の減免に関する関係条例等の規定により、災害による被災者のうち町税の減免を必要と認める者に対し、町税の減免を行う。

第4節 被災者への融資措置

保健環境対策部

第1 民生関係の融資

1 生活福祉資金（災害援護資金）

生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、県社会福祉協議会が被災した低所得世帯に対し、自立更生のために必要な資金の融資を行うものである。

2 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものである。

第2 住宅資金の融資

1 災害復興住宅建設及び補修資金

災害により居住の用に供する家屋が滅失し、又は損傷した場合において、当該家屋を復興して自ら居住し、又は他人に貸すために当該災害発生の日から2年以内に災害復興住宅を建設し、若しくは補修し、又は当該災害復興住宅の補修に付随して当該災害復興住宅を移転し、当該災害復興住宅の建設若しくは補修に付随して整地し、若しくは当該災害復興住宅の建設に付随して土地若しくは借地権を取得しようとする者に対して、住宅金融公庫が融資するものである。

2 一般個人住宅の災害特別貸付

一般災害により住宅を失ったときで、自費で建設することができず住宅金融公庫から資金を借入れて住宅を建設しようとする者に対して、住宅金融公庫が資金を融資するものである。

3 地すべり関連住宅資金

地すべり等防止法の事業計画、土砂災害防止法に基づく勧告により、自ら居住し、又は他人に貸付けるために地すべり関連住宅を移転し、又は建設しようとする者で、自費で建設等ができず住宅金融公庫から資金を借入れて実施しようとする世帯に対して、本資金を融資するものである。

第3 農林漁業関係の融資

1 天災融資法による経営資金及び事業資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づき、特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、農林漁業者等に対して、本資金を融資するものである。

2 農林漁業金融公庫資金による災害資金

農林漁業金融公庫法に基づき、被害農林漁業者等に対して、農林漁業金融公庫が資金の貸付けを行うものである。

第4 商工業関係の融資

1 鹿児島県融資制度

(1) 緊急災害対策資金

2 政府関係金融機関の融資

(1) 災害復旧貸付（中小企業金融公庫）

(2) 災害貸付（国民生活金融公庫）

(3) 災害復旧資金（商工組合中央金庫）

3 鹿児島県信用保証協会の保証

第3編 震災・津波対策編

第1章 災害予防

地震・津波災害に強い施設等の整備

地震・津波災害に際して、被害の軽減を図るためには、各種防災事業を推進し、被害を未然に防止したり、被害の及ぶ範囲を最小限に止められるよう整備しておくことが基本となる。このため、地震・津波災害に強い施設等の整備に係る対策を講ずる。

第1節 土砂災害・液状化等の防止対策

総務課 建設課 農林水産課 農地整備課

地震時においては、斜面災害、液状化、農地災害等の被害が予想される。このため、これらの災害を防止するため、従来から推進されている事業を継続し、地震に係る災害危険を解消するための事前対策を計画的に推進する。また、土砂災害から住民の生命を守るため、危険性のある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を推進する。

第1 土砂災害の防止対策

土砂災害防止事業の推進、砂防施設等の災害防止、災害危険箇所等の調査結果の周知、災害危険箇所の警戒体制の整備等については、第2編第1章第1節「土砂災害の防止対策」に準ずる。

第2 液状化災害の防止対策

1 法令遵守の指導

町は、これまでの地震時の液状化対策として、建築基準法に基づく建築物の液状化対策の指導を行っているが、阪神・淡路大震災の事例をみても、現行の法令に適合した構造物の液状化被害は少ないことから、耐震基準等に関する法令自体の遵守の指導を対策の第一の重点とする。

2 地盤改良及び構造的対策の推進

地震による液状化等の被害は、地盤特性及び地形・地質に大きく左右される。県地震被害予測調査（平成24～25年度）によると、市街化が進んだ低地の沖積地盤における液状化の危険性が高いと予測される。

したがって、今後、町は、新規開発等の事業においてこれらの調査結果を踏まえつつ、次の液状化対策を推進する。

(1) 地盤改良の推進

新規都市開発、市街地再開発、産業用地の整備並びに地域開発等にあたっては、地盤改良等の推進を図る。

(2) 構造的対策の推進

町の防災上重要な基幹施設や地域の拠点施設で液状化の危険性の高い区域を中心に、構造物については、地盤改良や基礎工法による対策、地下埋設物については、既存施設の技術的改良、新設管の耐震化、管網のネットワーク化などの補強対策を実施する。

3 液状化対策手法の周知

町は、将来発生のおそれがある液状化の被害実態やそれらへの技術的対応方法等については、住民や関係方面への周知に努める。

4 農地災害の防止対策

地震時の農地等の災害は、斜面崩壊、周辺河川の決壊等による二次災害として現れる。町は、今後、地震に伴う土砂崩壊・湛水から農地、農業用施設等を防護するため、地震対策上不可欠な農道、農業集落道及び農村公園緑地、農業用排水施設等について、緊急的な利用も考慮した下記の農業用施設の整備を計画的に推進し、「地震災害に強い農業農村」の形成を図る。

- (1) 避難地を考慮した農村公園の整備
- (2) 避難路、消防活動及び緊急輸送のための農道の整備
- (3) 消防及び給水を考慮した農業用排水施設その他の水利施設の整備
- (4) 地震発生時に必要な情報を伝達する機能を有する施設、設備の整備

第2節 津波災害防止対策の推進

総務課 建設課

津波発生に備え、危険予想地域の把握・指定、広報体制及び避難体制の整備、並びに津波に関する意識啓発の推進等による総合的な津波対策を計画的に実施し、津波災害危険を解消するための事前対策を推進する。

第1 津波災害危険予想地域の把握

1 津波被害予測調査結果等の周知

津波災害に係る危険性については、県地震被害予測調査（平成24～25年度）において、南海トラフ巨大地震では最大津波高が8mを超える場所があると予測されているため、津波対策を講じるとともに、沿岸住民に対してもその事を周知するよう努める。

2 津波危険の把握

町は、被害が予想される町の津波災害危険予想地域を把握するため、必要に応じ、以下の内容を調査するよう努めるものとする。

- (1) 沿岸・河口部の形状、地盤高の把握
- (2) 避難にあたっての避難経路の長さ、避難路上の障害物の有無の把握
- (3) 指定避難所等の配置状況や堅牢度等の調査（資料4-1参照）
- (4) その他の避難活動上の阻害要因等の把握（防潮堤の強度、傾斜、避難階段の有無）
- (5) 危険区域内に居住する住民構成や地域・近隣単位の自主避難体制の検討
- (6) 過去の津波の遡上高等の痕跡等の発掘調査、保存

第2 津波災害に対する広報・避難体制の整備

1 避難の指示の伝達・広報体制の整備

地震時、津波に関する予警報が発表された場合は、防災行政無線や消防車、広報車による伝達を行うものとする。

2 津波災害危険に対応した避難体制の整備

地震発生後、数分程度で津波が来襲する区域や港湾敷地の浸水等の被害が予想されることから、これらの地域については重点的に避難体制をとるものとする。

第3 津波災害に関する訓練及び意識啓発の推進

1 各種広報媒体を活用した津波広報

町は、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、新聞、ビデオ、映画等の多種多様な広報媒体を活用し、住民等に対して、津波に関する基礎知識、津波災害危険の実態、津波からの避難の考え方や対策内容の普及・啓発に努める。具体的な防災意識啓発の推進方策は、第2編第1章第16節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。

2 津波災害に関する防災訓練・講習会等の実施

津波災害の危険性の高い地域では、津波の発生を想定し、住民参加の訓練をするほか、釣り客や海水浴客等も加えた実践的な防災訓練の実施に努める。

第3節 防災構造化の推進

建設課

町は、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を推進し、地震災害に備えた安全な都市環境の整備を推進する。

また、擁壁・ブロック塀等の工作物については、設計時に地震時の安全性を考慮しているか、落下や倒壊の危険はないか、十分に点検し、必要な補強・補修、防止措置を講ずる。

具体的な防災構造化の推進事業については、第2編第1章第3節「防災構造化の推進」に準ずる。

第4節 建築物災害の防止対策の推進 (耐震診断・耐震改修の促進等)

総務課 建設課 教育委員会

地震時は、建物倒壊や火災による焼失等の被害が予想される。このため、建築物の耐震性・安全性を確保し、建築物の倒壊、焼失等の被害の防止対策を推進する。特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に定める「県建築物耐震改修促進計画」（平成19年7月）に基づき、計画的かつ効率的に耐震診断・耐震改修の促進に努める。

第1 公共施設及び防災基幹施設の耐震診断・耐震改修の促進等

1 公共施設等の重点的な耐震診断・耐震改修の実施

町の庁舎、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設は、災害時に応急対策活動の拠点としての重要な防災基幹施設となるほか、学校、公民館等は、避難施設や物資の集積拠点としても利用される。

このため、町は、これらの防災基幹施設や公共施設等のうち、新耐震基準によらない既存建築物については、災害応急対策実施上の重要性、有効性、地域特性等を考慮し、防災上重要と判断される建築物を選定して耐震診断を行い、耐震性の劣るものについては、当該建築物の重要度を考慮して耐震改修の推進に努める。

2 液状化のおそれがある公共施設等の安全化

公共施設等の被害は、地盤の特質や液状化の程度にも関係するため、町は、液状化危険の高い地域の公共建築物等については、防災上の重要性を考慮し、地震時にその機能が損なわれることのないよう、地盤対策や基礎工法を強化するなどの液状化対策を推進する。

第2 一般建築物の耐震診断・耐震改修の促進等

1 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

(1) 耐震診断の必要性の啓発

既存建物については、耐震診断・耐震改修相談窓口を開設したり、講習会等を実施することにより、耐震診断の必要性を啓発する。

(2) 専門家の協力による指導・啓発

建築士会、建築士事務所協会等の建築関係団体の協力を得て、専門家による耐震診断を推進することにより、耐震性の向上に向けた知識の普及啓発施策を実施するとともに、耐震診断を促進するための体制を整備し、また、崖地近接等危険住宅の移転についても、助成による誘導措置を含めた体制の整備を図る。

(3) 住民に対する指導啓発内容

ア 建築主に対する建築物の耐震改修の促進に関する法律についての普及啓発

イ 崖地近接危険住宅の移転に対する指導

ウ コンクリートブロック造りの塀等の安全対策の推進

2 特殊建築物等の安全性の確保

(1) 特殊建築物の定期検査の実施

不特定多数の者が利用する病院、旅館・ホテル、店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が、建築士等に維持保全の状況等について、定期的に調査・検査をさせて、その結果を報告する建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度により、安全確保を図る。

(2) 特殊建築物の定期的な防災査察の実施

前記に掲げた特殊建築物など不特定多数の者が利用する施設については、年間を通じてパトロールを行うなど、建築物の防災対策及び安全確保に対して積極的な指導を推進する。

第5節 施設等の災害防止対策の推進

農林水産課 建設課, 水道課

水道, 電力, ガス, 通信等ライフライン施設, 道路・橋梁, 港湾・漁港施設等の公共施設は, 地域生活の根幹をなすものであり, これらが地震により被害を受け, 機能麻痺に陥ることによる影響は極めて大きい。

このため, 地震災害に強い施設を整備するとともに, 災害が発生したときも被害を最小限に止め, 早期復旧が図られるよう, 施設の災害防止対策を推進する。

第1 上水道施設の災害防止

1 地震に強い上水道施設・管路施設の整備の推進

上水道施設は日常生活に不可欠なため, 町は, 災害に備え, 機能が保持できるよう施設整備を行っているが, 引き続き, 以下の対策により, 地震災害に強い上水道施設の整備を推進する。

- (1) 水源, 管路施設等の上水道供給システムの整備・強化
- (2) 老朽水道施設, 配水管, 管路施設の点検・補修の推進
- (3) 浄水場等の耐震化・停電対策の推進
- (4) 広域的なバックアップ体制の推進
- (5) 飲料水兼用耐震性貯水槽の整備の推進

2 復旧用資機材, 応急給水施設等の整備の推進

被災時の復旧用資機材, 被災者のための応急給水施設等の整備を推進する。

第2 その他のライフライン施設の災害防止

町は, 電気・ガス・通信等事業者が実施するライフライン施設の耐震性の確保及び代替性の確保に協力して, 災害防止対策の推進に努める。

第3 道路・橋りょうの災害防止

1 道路施設の整備

道路は, 災害時の消防, 救出・救助, 避難, 医療, 救援活動の際, 重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため, 各道路管理者は, 既存道路施設等の耐震性の確保を基本に, 以下の防災, 耐震対策等に努める。

(1) 所管道路の防災補修工事

道路機能を確保するため, 所管道路については, 道路防災総点検等に基づき, 対策が必要な箇所について, 法面の補強等の防災対策工事を実施する。

(2) 所管道路の橋りょうにおける耐震対策工事

所管道路における橋りょうの機能を確保するため, 各管理者においては, 道路防災総点検等に基づき, 対策が必要な橋りょうについて, 架替, 補強, 落橋防止装置等の耐震対策工事を実施する。

2 緊急輸送道路ネットワークの形成

地震直後からの救助, 救急, 医療, 消防活動に要する人員や救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため, 道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため, 道路管理者においては, 防災拠点間(又は, 防災拠点へのアクセス道路)について, 多重化, 代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し, これらの道路の拡幅, バイパス等の整備, 前記による防災, 耐震対策を推進する。

3 道路確保用資機材の整備

道路管理者は, 事故車両, 倒壊物, 落下物等を排除して, 震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう, レッカー車, クレーン車, 工作車等の道路確保用資機材の確保の体制を整える。

第6節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

全課

町は、地震防災対策特別措置法に基づく、次に掲げる施設等のうち地震防災対策上特に緊急を要する施設等の整備を、重点的・計画的に推進していく。

- 1 避難地
- 2 避難路
- 3 消防用施設
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路，交通管制施設，ヘリポート，港湾施設又は漁港施設
- 6 共同溝，電線共同溝等の電線，水管等の公益物件を収容するための施設
- 7 公的医療機関，その他法令で定める医療機関のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- 8 社会福祉施設のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- 9 公立の小学校又は中学校のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- 10 第7号から第9号までに掲げるもののほか，不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち，地震防災上改築又は補強を要するもの
- 11 海岸保全施設又は河川管理施設
- 12 砂防施設，森林保安施設，地すべり防止施設，急傾斜地崩壊防止施設又はため池で，家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- 13 地域防災拠点施設
- 14 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- 15 井戸，貯水槽，水泳プール，自家発電設備その他の施設又は設備
- 16 非常用食料，救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- 17 救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第7節 地震防災研究の推進

総務課 建設課 農林水産課

1 重要防災基幹施設等の防災性能の調査研究

地震動や液状化等による被害を軽減し、各種救援活動の拠点としての機能を確保するため、公共建築物・構造物、港湾等の耐震性や液状化、機能障害の予測等に関する調査研究に努める。

2 地域危険度の調査研究

町は、防災アセスメントを実施することにより、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、地区別防災カルテ、防災マップ等の作成に努める。

迅速かつ円滑な震災応急対策への備え

地震・津波災害に際して、迅速かつ円滑な震災応急対策を実施するためには、事前に、応急対策の実施体制（要領）や個々の対策に必要な物資・資機材等を整備しておく必要がある。ここでは、このような震災応急活動体制への事前の備えについて定める。

第8節 防災組織の整備

総務課

地震が発生した場合、人命の損傷をはじめ、家屋の倒壊、火災、崖崩れ、津波や水害の発生、道路やライフライン等生活関連施設の損壊等、広範囲にわたって被害が発生することが予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応できるよう、町及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、迅速かつ的確な災害応急対策を万全に遂行するための防災組織の整備を推進する。

具体的な防災組織の整備状況については、第2編第1章第7節「防災組織の整備」に準ずる。

第9節 通信・広報体制（機器等）の整備

総務課

大地震が発生した場合、通信機器等の損壊等による通信の途絶や輻輳等が予想される。

このため、被害の拡大を防ぎ、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び各防災関係機関は、平常時から通信・広報体制（機器等）の整備を推進する。

具体的な通信・広報体制（機器等）の整備状況については、第2編第1章第8節「通信・広報体制（機器等）の整備」に準ずる。

第10節 消防体制の整備

総務課 消防組合

地震・津波の発生に際して、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防組合等のほか、消防団、地域住民及び事業所による消防活動体制、並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を推進する。

具体的な消防体制の整備状況に関しては、熊毛地区消防組合消防計画による。

第11節 避難体制の整備

総務課 地域福祉課 教育委員会

地震時には、津波や延焼火災の拡大等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。

このため、地震・津波災害時における町長等の避難指示権者が行う避難の指示等の基準や避難対策の実施要領を定め、関係住民の適切・安全な避難体制を推進する。

なお、避難に際しては、特に、要配慮者の安全避難について留意する。

具体的な避難体制の整備については、第2編第1章第10節「避難体制の整備」に準ずる。

第12節 救急・救助体制の整備

総務課 地域福祉課 町民課 建設課 水道課
消防組合 自衛隊対策室

地震時には、建物倒壊、火災、水害、地すべり等の被害の可能性が危惧され、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。

このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

1 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震時には、斜面崩壊や多数の建物被害が発生し、多数の要救出現場や重軽傷者が予想されるので、関係機関等は、救急・救助体制の整備に努める。

(1) 町（消防組合を含む。）の救急・救助体制の整備

ア 消防組合及び消防団を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 町は、町内で予想される災害、特に建物倒壊等に対応する救出作業に備え、普段から、必要な資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分に検討しておく。

また、町内で孤立化が予想される地域については、事前に関係機関と孤立者の救出方法や町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

ウ 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ 傷病者の速やかな搬送を行うため、救急医療情報システム等の整備を図り、医療情報収集体制を強化する。

オ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の運送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ 震災時に同時多発する救出・救助事象に対応するとともに、救出・救助に必要な重機を確保するため、建設同志会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

(2) 消防団の救出・救助体制の整備

日頃から地域の要配慮者等の把握を行うとともに、救出・救助の訓練や救出・救助用資機材の整備・点検に努める。

2 孤立化集落対策

土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、「孤立化集落対策マニュアル」（資料4-2参照）に基づき、事前に関係機関と、孤立者の救出方法や当該地域と町との情報伝達手段の確保、救出にあたる関係機関等との相互情報連絡体制等について、十分に検討しておく。

3 住民の救急・救助への協力

震災時には、広域的又は局所的に救急・救助事象の多発が予想されることから、住民による地域ぐるみの救急・救助への参加協力も必要になる。

このため、住民は、日頃から町等が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

第13節 交通確保体制の整備

総務課 建設課 自衛隊対策室

地震時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生することが予想されるので、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急輸送路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。具体的な計画については、第2編第1章第12節「交通確保体制の整備」に準ずる。

第14節 輸送体制の整備

総務課 建設課 自衛隊対策室

地震時には、被害者の避難、並びに災害応急対策、及び災害救助を実施するのに必要な要員、及び物資の輸送を迅速かつ的確に行うことが必要である。

このため、各計画が効率的に実施されるように、必要な車両、船艇、労務の確保を図るなど、輸送体制の整備を計画的に推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「輸送体制の整備」に準ずる。

第15節 医療体制の整備

地域福祉課 町民課

地震時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱が予想される。

このため、地震発生時に備え、必要な医療用資機材・医薬品等の整備及び救護班の編成基準など、医療救護体制の整備を計画的に推進する。

以下、整備方針については、第2編第1章第14節「医療体制の整備」に準ずる。

第16節 その他の震災応急対策事前措置体制の整備

総務課 地域福祉課
建設課 教育委員会

その他の震災応急対策事前措置体制について、整備を計画的に推進する。

具体的な整備計画については、第2編第1章第15節「その他の災害応急対策事前措置体制の整備」に準ずる。

住民の防災活動の促進

地震・津波災害に際して、効果的な防災対策を行うためには、平素より住民や防災関係職員の防災知識の普及・啓発、防災訓練を実施しておくほか、自主防災組織や防災ボランティアの育成強化、要配慮者対策等を推進し、住民の防災意識と対応能力の強化を図ることが必要である。

第17節 防災知識の普及・啓発

総務課 教育委員会

地震・津波災害に際して的確な行動がとれるよう、住民及び防災関係職員に対し、災害予防又は災害応急対策等に関し、防災知識の普及・啓発を図っておく必要がある。このため、町は災害予防又は災害応急対策について、それぞれ防災知識の普及・啓発を推進する。

具体的な知識の普及、啓発活動については、第2編第1章第16節「防災知識の普及・啓発」に準ずる。ただし、地震の場合、家庭における防災対策に関する知識の普及にあたっては、特に住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ブロック塀の倒壊防止、ガラスの飛散防止等に留意する。

第18節 防災訓練の効果的実施

総務課

地震災害に対して各防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策を迅速かつ的確に実施できるよう、技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は現地で総合的かつ計画的な訓練を実施する。訓練の実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

具体的な訓練計画及び訓練内容・時期等については、第2編第1章第17節「防災訓練の効果的実施」に準ずる。

第19節 自主防災組織の育成強化

総務課 消防組合

災害を未然に防止又は軽減するためには、町及び防災関係機関の防災対策の推進はもとより、住民一人ひとりが、災害から「自らの身の安全は自らが守る」という認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力し、助け合うという意識を持って行動することが重要である。

このため、住民の隣保協同の精神に基づく防災組織の整備・強化を推進するとともに、多数の者が出入りし又は利用する施設、危険物を製造若しくは保有する事業所においても、自衛消防隊等を編成し、大規模な災害・事故等に備える。

平常時及び地震発生時における住民や自主防災組織の果たすべき役割については、第2編第1章第18節「自主防災組織の育成強化」に準ずる。ただし、地震発生時に住民が実施する事項については次のとおりとする。

- (1) まず我が身の安全を図る。
- (2) すばやく火の始末をする。
- (3) 火が出たら、まず消火する。
- (4) あわてて戸外に飛び出さず、出口を確保する。
- (5) 狭い路地、塀のわき、崖、川べりには近寄らない。
- (6) 山崩れ、崖崩れ、津波、浸水に注意する。
- (7) 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- (8) みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- (9) 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- (10) 秩序を守り、衛生に注意する。
- (11) 自動車、電話の利用を自粛する。

第20節 防災ボランティアの育成強化

地域福祉課 消防組合

地震・津波災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助・救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、地震・津波災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう、平常時から、個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第19節「防災ボランティアの育成強化」に準ずる。

第21節 要配慮者の安全確保

地域福祉課

高齢者や乳幼児、病弱者、心身に障害を持つ者、外国人、観光客・旅行者等は、災害時に迅速・的確な行動が取りにくく、被害を受けやすいことから、「要配慮者」といわれている。今後とも、高齢化や国際化の進展に伴い、「要配慮者」が増加することが予想される。

このため、町及び防災関係機関は、平素より、要配慮者の安全を確保するための対策を推進する。

具体的な計画については、第2編第1章第20節「要配慮者の安全確保」に準ずる。

第2章 災害応急対策

活動体制の確立

地震・津波災害発生時の災害応急対策を効果的に実施するため、町及び関係機関は、各々の機関ごとに応急活動体制を確立する。また、当該地域だけでは対処しえない事態においては、他の公共団体への広域応援や自衛隊への派遣要請を行い、必要に応じ、各種ボランティア等の協力を得るなど、効果的な体制を確立する。

第1節 応急活動体制の確立

全部

地震・津波の発生に際して、被災者の救援に全力を挙げて対応するため、町及び関係機関等は、それぞれの計画に定められた防災活動体制を確立させ、迅速かつ的確に災害応急対策を遂行する。

このため、特に地震直後の初動段階の活動体制の早期確立を重視するとともに、各々の組織が活動しやすい環境を確立することに配慮する。

なお、災害状況により、配備指示が不十分となることも予想されるため、職員は自主参集に努める。

1 災害対策本部

町災害対策本部の設置、組織及び所掌事務等については、第2編第2章第1節「応急活動体制の確立」に準ずる。

配備体制	配備基準	活動内容
情報連絡体制	●震度4の地震が発生した場合 ●その他町長が特に必要と認めたとき。	小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	●震度5弱以上の地震が発生した場合 ●震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合 ●その他町長が必要と認めたとき。	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	●震度6弱以上の地震が発生した場合 ●震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのある場合	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

第2節 情報伝達体制の確立

総務対策部

地震災害の発生に際して、的確な災害応急対策を遂行するためには、各機関ごとに情報収集・伝達体制を確立し、被災地域の災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要を把握する必要がある。

このため、町は、各防災関係機関と連携し、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

具体的な体制については、第2編第2章第2節「情報伝達体制の確立」に準ずる。

第3節 災害救助法の適用及び運用

総務対策部 保健環境対策部

大地震が発生し、一定規模以上の被害が生じると災害救助法が適用され、同法に基づき被災者の保護と社会の秩序の保全を図るため、応急的救助が実施される。

このため、災害救助法の実施機関、適用基準、被災世帯の算定基準、適用手続について示し、これに基づいて町、県は災害救助法を運用する。

具体的な内容については、第2編第2章第3節「災害救助法の適用及び運用」に準ずる。

第4節 広域応援体制

総務対策部 消防組合

大地震が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

町及び消防における相互応援協力については、第2編第2章第4節「広域応援体制」に準ずる。

第5節 自衛隊の災害派遣要請

総務対策部

大地震が発生した場合、被害が拡大し、町や各防災関係機関単独では対処することが困難な事態が予想される。

このため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣が、効率的かつ迅速に行われるよう、災害派遣と受入体制を整える。

具体的な要請方法、受入体制については、第2編第2章第5節「自衛隊の災害派遣要請」に準ずる。

第6節 技術者、技能者及び労働者の確保

総務対策部 企画対策部 保健環境対策部
福祉環境対策部 建設対策部 消防・水防対策部

震災時には、多数の応急対策の需要が発生し、応急活動を実施する人員の不足が予想される。

このため、災害応急対策の実施等のために必要な技術者、技能者及び労働者等の確保（公共職業安定所を通じての確保及び法に基づく従事命令等による確保）を円滑に行い、迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

以下、具体的な内容については、第2編第2章第6節「技術者、技能者及び労働者の確保」に準ずる。

第7節 ボランティアとの連携等

企画対策部 保健環境対策部

大規模な地震の発生時には、各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方で、その活動環境が十分に整備されないと効果的な活動ができない場合もある。

このため、町では、ボランティアの参加を促すとともに、参加したボランティア等の活動が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備を行う。

具体的な内容については、第2編第2章第7節「ボランティアとの連携等」に準ずる。

初動期の応急対策

地震・津波災害の発生直後の混乱している状況にある災害初動期においては、各種情報を収集・伝達するとともに、避難、救助・救急、緊急医療等の人命の確保（要配慮者への支援を含む。）や、火災・土砂災害の防止対策等の緊急を要する対策を効果的に実施する必要がある。

第8節 地震情報・津波警報・注意報等の収集・伝達

総務対策部 消防・水防対策部

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、地震情報・津波警報・注意報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、あらかじめ定めた警報等の伝達システムにより、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1 気象庁による津波警報・注意報，地震・津波に関する情報の発表

1 地震及び津波に関する情報の発表

(1) 地震に関する情報

- ア 緊急地震速報
- イ 震度速報
- ウ 地震情報（震源に関する情報）
- エ 地震情報（震源・震度に関する情報）
- オ 各地の震度に関する情報
- カ その他の情報
- キ 推計震度分布図

地震情報

情報の種類	内 容
緊急地震速報	震源に近い観測点で捉えた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4以上が推定される地域に、強い揺れが到達する前にその旨を知らせる。
震度速報	地震発生約1分後、震度3以上の全国約190に区分した地域名と地震の揺れの発生時刻を発表
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード），震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に津波の心配なし
その他の情報	顕著地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数，気象庁（本庁）が報道発表した際の概要等発表

(2) 津波に関する情報

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類別の表に記載)を公表する。 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を公表する。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを公表する。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

津波警報・注意報の種類と解説

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値発表	定性的表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだなどが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は特別警報に位置づけられる

第2 地震・津波情報等の受信・伝達

1 地震・津波情報等の受信・伝達

(1) 県の気象情報自動伝達システムの活用

本システムから送信される以下の情報の内容については、留意する。

- ア 地震情報・津波警報・注意報等の発表状況
- イ 市町村別の震度分布・震源情報
- ウ 津波の有無、潮位・波高等の情報

(2) 県の震度情報ネットワークシステムの活用

本システムを通じて、各市町村の震度情報が表示されるため、これらの震度情報の表示内容に留意する。これらの情報を町の伝達システムを活用して住民及び関係機関へ伝達する。

2 津波への警戒

近海で地震が発生した場合は、津波警報・注意報等発表以前であっても津波が来襲するおそれがある。

このため、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、次のように対応する。

(1) 住民等の対応

沿岸部の住民、海浜の旅行者・海水浴客・就労者は、自らの判断で直ちに海浜から安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ・テレビ放送を聴取する。

(2) 町の対応

地震を感じた場合には、町は、津波警報・注意報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒する。

特に、震度4以上と思われる地震を感じた場合及び弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の対応をとる。

ア 海面監視・警戒

方気象からの津波警報・注意報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講ずる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施する。

第9節 災害情報・被害情報の収集・伝達

全部

地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命に係わる情報に重点を置いて収集し、速やかに県・関係機関等に報告する必要がある。

収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

具体的な内容については、第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を準用するが、被害概況の報告に関しては、以下の内容に従う。

第1 町から国・県への報告

町は、震度4以上を把握した場合は県へ被害概況に関する報告をすることになっているが、報告は以下を目標に行う。

1 第1報（参集途上の被害状況、庁舎周辺の被害状況）

- (1) 勤務時間外（本部総務班員の登庁直後）
- (2) 勤務時間内（地震発生直後）

2 人命危険情報の中間集約結果の報告

地震発生後30分以内。遅くとも1時間以内とする。

なお、震度5強以上を観測した場合は、町は県・消防庁に対して報告を行う。

この段階で町災害対策本部での意思決定（広域応援要請、自衛隊派遣要請、避難の指示、災害救助法の適用申請等の必要性の有無）が得られていれば、県等へ報告する。

3 人命危険情報の集約結果（全体概要）の報告

地震発生後1時間以内。遅くとも2時間以内とする。

県への報告は、災害情報等報告系統と同一の系統（第2編第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」を参照）及び方法を用いる。

第10節 広報

総務対策部 企画対策部 消防・水防対策部 保健環境対策部

地震災害に際して、津波・火災・二次災害等様々な災害に対する住民の防災活動を促進し、災害に有効に対処できるよう、必要情報を住民及び関係機関等に広報する必要がある。

このため、町及び防災関係機関は、保有する情報伝達手段を駆使して最も効果的な方法で広報するとともに、地震時の適切な対策を遂行する上で、それを阻害するような混乱を回避できるよう配慮する。

第1 町による広報

1 広報内容

地震時には、次に示す人命の安全確保、人心の安定及び行政と住民の防災活動を支援する広報を優先して実施する。

(1) 沿岸部の住民への警戒呼びかけ（避難誘導）、避難の指示

町は、津波が来襲するおそれがある場合、事前に定めた広報要領により、津波からの避難に関する広報を即座に実施する。広報の承認手続のために、時間を浪費しないよう特に留意する。

(2) 地震発生直後の広報

町は、各種広報媒体を活用して広報を実施する。地震発生直後の広報は、自主防災組織、住民等へ地震時の防災行動を喚起するため、次の内容の広報を実施する。

ア 出火防止、初期消火の喚起・指示

イ 倒壊家屋等に生き埋めになっている人命の救出活動の喚起・指示

ウ 隣近所等の要配慮者の安否確認の喚起・指示

エ 転倒プロパンガスの元栓閉栓の喚起・指示

(3) 地震発生後、事態が落ちついた段階での広報

町は、各種広報媒体を活用し、次の内容の広報を実施する。

ア 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ

イ 地区別の避難所の状況

ウ 混乱防止の呼びかけ

不確実な情報にまどわされない、テレビ・ラジオから情報入手するようになるなど。

エ 安否情報

安否情報については、NTTの〈災害用伝言ダイヤル「171」〉を活用するよう広報する。

オ 被災者救援活動方針・救援活動の内容

2 広報手段

広報は、町が保有する防災行政無線、広報車、町職員・消防団・自主防災組織等による口頭などの各伝達手段による。

また、避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、本節第2「1 放送機関に対する災害情報の提供」に示す、放送機関への情報の提供を行い、住民への周知に努める。

第2 報道機関等に対する放送の発表・要請

1 放送機関に対する災害情報の提供

避難指示等の避難に関する情報等、緊急性が高く住民への周知が必要な情報については、町は、県に報告し、県は、速やかに放送機関に情報提供を行う。（放送の即時性の活用）

また、町は、県の放送機関への情報提供を補完するため、放送機関に直接情報提供をする。

2 放送機関に対する放送の要請

町は県に対して、町が利用できる通信機能が麻痺した場合に災害対策基本法第57条の規定により放送機

関に放送要請を行うよう求める。

3 報道機関に対する発表

(1) 報道発表の要領

ア 発表の場所は，原則として町長室とする。

イ 発表担当者は，原則として町長とする。

ウ 事前に報道発表時間などの広報ルールを定めておく。また，情報入手状況や防災活動の進捗状況により，広報ルールどおりの広報ができないこともあらかじめ断っておく。これにより，報道機関との混乱を最小限のものとする。

エ 要配慮者への報道手段，内容について配慮するように要請する。

オ 警察，消防その他の組織との情報交換を的確に行い，広報内容の整合性を保つ。

(2) 報道機関への要請並びに発表する広報内容

ア 災害による被害を最小限にとどめるための行動指示等〔要請〕

イ 災害対策本部の設置の有無〔発表〕

ウ 津波襲来情報〔発表〕

エ 火災状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

オ 家屋損壊件数，浸水状況（発生箇所，被害状況等）〔発表〕

カ 二次災害危険の予想される地域住民等への警戒呼びかけ〔要請〕

キ 周辺受入れ可能病院及びその診療科目，ベッド数〔要請〕

ク 避難状況等〔発表〕

ケ 被災地外の住民へのお願い〔要請〕

(例)・被災地へは単なる見舞い電話等の不要不急の電話をしないでほしい。

・安否情報については，NTTの災害用伝言ダイヤル「171」を活用してほしい。

・個人からの義援はできるだけ義援金でお願いしたい。

・まとまった義援物資を送ってくださる場合は，被災地での仕分け作業が円滑に実施できるよう，物資の種類，量，サイズ等を梱包の表に明記して送付してほしい。（梱包を解かなくて済む。）

コ ボランティア活動の呼びかけ〔要請〕

サ 住民の心得，人心の安定及び社会秩序保持のため必要な事項〔要請〕

シ 交通状況（交通機関運行状況，不通箇所，開通見込日時，道路交通状況等）〔発表〕

ス 電気，電話，水道施設等公益事業施設状況（被害状況，復旧見通し等）〔発表〕

セ 河川，道路，橋梁等土木施設状況（被害，復旧状況）〔発表，要請〕

第3 その他の関係機関等への広報の要請

ライフライン関係機関，その他の防災関係機関等への広報の要請については，第2編第2章第10節「広報」に準ずる。

第11節 河川災害・土砂災害等の応急対策

総務対策部 建設対策部
農林水産対策部 消防・水防対策部

地震災害時は、災害状況によっては、護岸破損や斜面崩壊等により、水防活動や土砂災害等の応急対策を行う事態が予想される。

このため、町は、消防団等を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、河川災害・土砂災害応急対策を実施する。

第1 地震時の河川災害の防止対策

1 地震による河川施設の被害状況等の把握

町は、河川管理者等と協力し、河川施設や溜池堤防等の施設の被害状況等の把握に努める。

また、地震災害時に発表される各種水防情報に留意し、二次災害につながるおそれのある施設の状況を的確に把握しておき、被害の拡大防止に役立てる。

2 地震時の河川等施設被害の拡大防止対策（応急復旧措置）

(1) 地震時の護岸の損壊等による浸水防止

地震動に伴い損壊・亀裂が入るなど、河川護岸の被害が生じた場合は、その被害の実態に応じて、土のう積み等の浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。

(2) 溜池堤防の決壊等による出水防止措置

地震動に伴い、溜池堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。

(3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

第2 地震時の土砂災害の防止対策

1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

町は、地震時に急傾斜地崩壊危険箇所、山地崩壊危険箇所等における斜面崩壊や土石流危険渓流等における土石流、地すべり等により土砂災害が発生した地域がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、地域で土砂災害の発生のおそれがあるなどの実態が把握された場合、それらの地域の警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

2 地震時の斜面崩壊等による被害の拡大防止（応急復旧措置）

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地域において、引き続き崖崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合は、町は県と協力し、応急的な崩壊防止措置を講ずる。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、土砂災害の危険が解消されない場合、当該区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ、住民に適切な避難措置を実施できるようにする。

第12節 消防活動

消防・水防対策部 消防組合

地震災害時は、市街地を中心に火災が予想されるため、町・消防組合を中心に、住民、自主防災組織、各事業所の自衛消防組織等の協力も得ながら、消防活動を行う必要がある。

このため、町は、「熊毛地区消防組合消防計画」に従い現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力を挙げ、災害状況によっては他の地域からの応援を得て、効果的に連携し、消防活動を推進する。また、住民は、地震発生直後の出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

以下、具体的な消防活動については、熊毛地区消防組合消防計画による。

第13節 避難の指示等，誘導

総務対策部 企画対策部 保健環境対策部
教育対策部

地震、津波の発生に際して、危険があると認められる場合、関係法令に基づくそれぞれの避難指示権者は、関係する地域の居住者、滞在者その他の者に対し、時期を失しないよう避難指示等の措置をとる必要が生じる。

(1) 町長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民の避難指示等避難措置を実施するものとし、町長に事故あるときは副町長がその職務を代理する。また、災害救助法が適用され知事が権限を委任したとき又は緊急を要し、知事の実施を待つことができないときの避難所の開設及び避難者の収容を行う。

なお、町内小、中学校における児童生徒の集団避難は、町長等の避難処置によるほか、教育長の指示により学校長が実施する。

(2) 町長の避難指示権等は次のとおりである。

- ア 避難指示 全災害に 町長（災害対策基本法第60条）
- イ 緊急安全確保 全災害に 町長（災害対策基本法第60条）
- ウ 避難所開設及び収容 知事又は町長

具体的な避難活動については、第2編第2章第13節「避難の指示等，誘導」に準ずる。

津波災害時の避難指示の発令基準

種類	予報・警報	対象地域	津波災害の避難指示の発令基準
避難指示	津波注意報	沿岸部	津波予報区「種子島屋久島地方」に大津波警報，津波警報，津波注意報が発表されたとき
	津波警報	津波浸水想定区域	
	大津波警報 (特別警報)	津波浸水想定区域	

※津波については、情報収集や総合的な判断に時間を費やすことが避難指示等の発令の遅れにつながる危険があるため、強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合、速やかに的確な避難指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行う。

※対象地域は津波浸水想定区域範囲による。

※どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

第14節 救急・救助

総務対策部 保健環境対策部 消防・水防対策部 消防組合

震災時には、多数の要救出現場や要救出者、重傷者等が発生するものと予想される。
このため、各関係機関は、迅速かつ確な救急・救助活動を実施する。
具体的な救急・救助活動については、第2編第2章第14節「救急・救助」に準ずる。

第15節 交通の確保及び規制

建設対策部

震災時には、道路、橋りょう等の交通施設に被害が発生するとともに、緊急車両や一般車両の流入による交通渋滞が発生し緊急輸送等の支障が予想される。また、海上においても海上輸送や航路障害等の発生が予想される。

このため、迅速かつ適切に交通規制を実施し、緊急輸送等のための交通を確保する。

交通規制の実施、緊急通行車両の確認等については、第2編第2章第15節「交通の確保及び規制」に準ずる。

第16節 緊急輸送

総務対策部 建設対策部

震災時には、避難並びに救出、救助を実施するために必要な人員及び物資の輸送を迅速かつ確実に行うことが必要である。

このため、迅速に輸送経路や輸送手段等を確保し、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送を実施する。

具体的な緊急輸送活動内容については、第2編第2章第16節「緊急輸送」に準ずる。

第17節 緊急医療

保健環境対策部

震災時には、多数の負傷者が発生し、また、医療機関自体も被害を受け混乱が予想される中で、救命処置、後方搬送等の医療活動が必要となる。

このため、救護班により緊急医療を実施するとともに、後方医療機関等への後方搬送を迅速に行う。

具体的な緊急医療活動の内容については、第2編第2章第17節「緊急医療」に準ずる。

第18節 要配慮者への緊急支援

企画対策部 保健環境対策部

震災時には、要配慮者は、迅速・的確な避難等の行動が取りにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、「要配慮者避難支援プラン」を作成し、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

具体的な活動内容については、第2編第2章第18節「要配慮者への緊急支援」に準ずる。

事態安定期の応急対策

地震・津波災害の発生後、状況がある程度落ちついてくる事態安定期においては、避難所の運営、食料、水、生活必需品の供給、あるいはごみ処理等の対策を効果的に実施する。

第19節 避難所の運営

総務対策部 保健環境対策部 教育対策部

震災時には、ライフラインの途絶や住居の倒壊及び焼失等により多数の避難者の発生が予想される。このため、避難所を開設し、これらの避難者を収容するとともに、適切な管理運営を実施する。具体的な運営内容等については、第2編第2章第19節「避難所の運営」に準ずる。

第20節 食料の供給

総務対策部

震災時には、住居の倒壊や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、迅速に食料を調達し、被災者に供給する。

具体的な活動内容等は、第2編第2章第20節「食料の供給」に準ずる。

第21節 給水

建設対策部

震災時には、ライフラインが被災し、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。また、多数の避難者が予想され、避難所での応急給水の需要が高まる。

このため、緊急度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第21節「給水」に準ずる。

第22節 生活必需品の給与

総務対策部 保健環境対策部

震災時には、住居の倒壊や焼失及び津波等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生し、一部では避難生活の長期化が予想され、特に冬期においては、防寒具や布団等の早急な給与が必要である。

このため、迅速に生活必需品を調達し、被災者に給与する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第22節「生活必需品の給与」に準ずる。

第23節 医療

保健環境対策部

震災時の初期の医療活動については、第2編第2章第17節「緊急医療」に基づく救命活動を必要な期間実施する。事態が安定してきた段階で、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能まひが長期化した場合に、町をはじめとする防災関係機関は、被災地住民の医療の確保に万全を期す必要がある。

このため、避難生活が長期化した被災者については、健康状況の把握やメンタルヘルスケア等を行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第23節「医療」に準ずる。

第24節 感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策

保健環境対策部 建設対策部

震災時には、多量のごみ・がれきの発生とともに、不衛生な状態から感染症や食中毒等の発生が予想される。特に、多数の被災者が収容される避難所等において、その早急な防止対策の実施が必要である。

このため、感染症予防, 食品衛生, 生活衛生に関し、適切な処置を行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第24節「感染症予防, 食品衛生, 生活衛生対策」に準ずる。

第25節 し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策

保健環境対策部 建設対策部

震災時には、大量のごみの発生が予想される。また、ライフラインの被災により水洗トイレ等の使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に多くの被災者のいる避難所等での仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、し尿・ごみ・死亡獣畜の処理及び障害物の除去に関し、必要な措置を行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第25節「し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策」に準ずる。

第26節 行方不明者の搜索, 遺体の処理等

総務対策部 保健環境対策部

消防・水防対策部 消防組合

震災時の混乱期には、行方不明者が多数発生することが予想され、搜索, 収容等を早急に実施する必要がある。

このため、迅速かつ的確な搜索を行うとともに、多数の死者が発生した場合は、遺体の処理等を適切に行う。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第26節「行方不明者の搜索, 遺体の処理等」に準ずる。

第27節 住宅の供給確保

保健環境対策部 建設対策部

震災時には、住居の全壊、全焼又は津波による流失等が多数発生することが予想され、住居を喪失した住民を収容するための応急仮設住宅等の早急な設置が必要である。また、一部損壊の住居も多数発生するので、応急修理をするために必要な資材等の確保が急務である。

このため、応急仮設住宅の建設等、被災者が居住可能な住宅を迅速に確保する。

なお、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害から、住民の安全を確保するため、応急危険度判定を実施する。

住宅の確保・修理については、第2編第2章第28節「住宅の供給確保」に準ずる。

第28節 文教対策

教育対策部

震災時には、多数の児童生徒が被災し、学校施設等も多大な被害を受けることが予想される。

また、学校施設等は、被災者の避難所として利用される所が多く、一部では長期化することも予想され、その調整も必要である。

このため、応急教育を実施するための教室や教材等を早急に確保する。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第29節「文教対策」に準ずる。

第29節 義援物資等の取扱い

総務対策部

震災時には、県内外から多くの義援金及び義援物資の送付が予想される。

このため、寄せられた義援金及び義援物資を公正・適正に被災者に配分するとともに、義援物資については、被災者の需要を十分把握し、必要とする物資の広報等に努める。

具体的な活動内容等については、第2編第2章第30節「義援物資等の取扱い」に準ずる。

社会基盤の応急対策

電力、ガス、水道、通信などのライフライン関係施設や道路、河川等公共施設及び船舶等の交通施設等は、震災による一部の施設の機能停止が各方面に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、速やかな社会基盤の応急対策を講ずる。

第30節 電力施設の応急対策

総務対策部

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電線の断線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の災害応急活動に多大な支障が生じるので、迅速かつ的確な優先度を考慮した対応が必要である。

このため、電力施設の防護、復旧を図り、早急に被災者等に電力を供給する。

具体的な対応内容については、第2編第2章第32節「電力施設の応急対策」に準ずる。

第31節 ガス施設の応急対策

総務対策部

震災時に、ガス施設にあつては、地震動や液状化等によりガス管等の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障が予想される。また、ガス漏れ等のガス災害からの避難等も予想される。

このため、早急に施設の復旧を行い被災地に対しガスを供給するとともに、ガス災害から住民を保護する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第33節「ガス施設の応急対策」に準ずる。

第32節 上水道施設の応急対策

建設対策部

震災時には、地震動や液状化等により水道施設の被害が多数発生し、供給停止による住民生活への支障はもちろん、特に初動期の緊急医療活動等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮した水道施設の防護、復旧を図るとともに、安全な水道水を供給する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第34節「上水道施設の応急対策」に準ずる。

第33節 電気通信施設の応急対策

総務対策部

震災時には、建物の倒壊、地震火災、津波等により電柱の倒壊、電話線の破線等が多数発生し、住民生活はもちろん、特に初動期の防災関係機関の情報収集・伝達等に多大な支障が生じる。

このため、迅速に、かつ、重要度、優先度を考慮して電気通信施設の防護、復旧を図り、早急に通信を確保する。

具体的な対応内容等については、第2編第2章第35節「電気通信施設の応急対策」に準ずる。

第34節 道路・河川等公共施設の応急対策

建設対策部 農林水産対策部

震災時には、道路・河川・港湾・漁港等の公共施設に多大な被害が予想される。これらの施設は、緊急輸送の実施等初動期の応急対策活動を実施する上で大変重要な施設である。

このため、速やかに被災状況の情報収集を行い、迅速かつ的確に、緊急度、優先度を考慮して施設の復旧に努める。

具体的な対策については、第2編第2章第36節「道路・河川等公共施設の応急対策」に準ずる。

第3章 災害復旧・復興

公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を講ずる。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進

全課

災害復旧・復興対策は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行うなど将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標とするが、多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となるため、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めなければならない。

具体的な対策については、第2編第4章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」に準ずる。

第2節 激甚災害の指定

全課

町長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

具体的な対策については、第2編第4章第2節「激甚災害の指定」に準ずる。

被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの被災者の支援に係る対策を講ずる。

第3節 被災者の生活確保

総務対策部 保健環境対策部 建設対策部 消防・水防対策部

具体的な対策については、第2編第4章第3節「被災者の生活確保」に準ずる。

第4節 被災者への融資措置

福祉環境対策部

具体的な対策については、第2編第4章第4節「被災者への融資措置」に準ずる。

第1章 総則

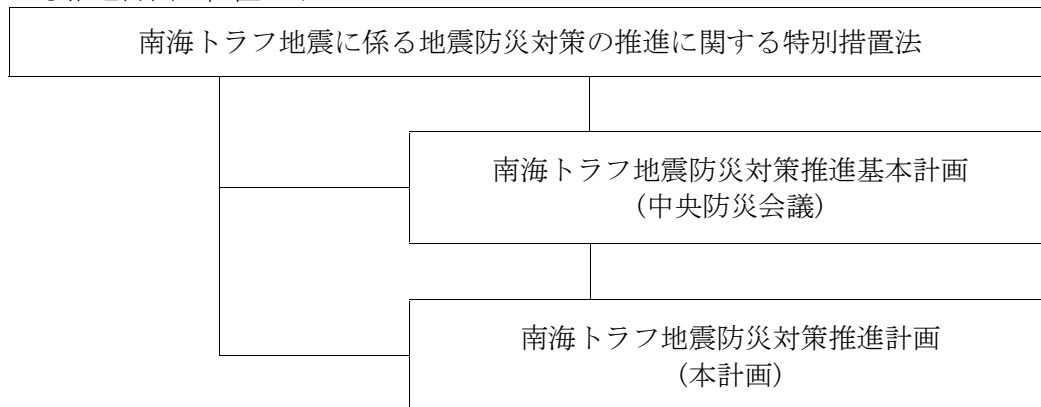
第1節 推進計画の目的

この計画は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）」第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 推進計画の位置づけ

この計画は、法第4条に基づき中央防災会議が作成した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画の基本となるべき事項」を踏まえ、推進計画に明示すべき事項の網羅を図ったものである。

●推進計画の位置づけ



第3節 推進地域の指定

本町は、「南海トラフ地震に関する地震防災対策の推進に関する特別措置法」第3条第1項の規定に基づき、平成26年3月31日に「南海トラフ地震防災対策推進地域」の指定を受けている。推進地域の指定基準は、次のとおりとなっている。

- ① 震度6弱以上の地震
- ② 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- ③ 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第4節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は「第1編 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

第1 物資等の調達手配

- 1 町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資及び資機材（以下「物資等」という。）を確保できるよう、努める。
- 2 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護のため必要な物資等の供給を要請することができる。

第2 人員の配置

町は、人員の配置状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

第3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- 1 防災関係機関は、地震が発生した場合に、中種子町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備を行うとともに、人員配置等の準備を行う。
- 2 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 他機関に対する応援要請

第1 町が、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るため、関係機関等と締結している応援協定等は、「第2編 第2章 第4節 広域応援体制」及び「資料編 2 広域応援・自衛隊の災害派遣等に関する資料」に定めるところによる。

第2 町は必要があるときは、第1に掲げる応援協定等に従い、応援を要請するものとする。

第3 自衛隊への災害派遣の要請については、「第3編 第2章 第5節 自衛隊の災害派遣要請」に定めるところによる。

第4 町は、災害が発生し、他市町村、県及びその他関係機関等に応援の要請を行う場合は、活動拠点の確保等それらの受入れ体制の整備に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

第1 町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

第2 町の中心部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

第1 堤防、水門等の施設管理者は、地震が発生し津波の恐れのある場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

第2 町又は堤防、水門等の施設管理者は、次のとおり各種整備等を行うものとする。

1 堤防、水門等の点検

堤防、水門等の施設管理者は、津波による被害を防止・軽減するための定期的な施設の点検を実施するものとする。

2 水門等の自動化・遠隔操作の推進

堤防、水門等の管理者は、1の点検結果に基づき、必要に応じ補強、補修及び自動化等の各種整備に努めるものとする。

3 水門等の閉鎖を迅速・確実にを行うための体制

町は、水門等の開閉体制、開閉手順及び平常時の管理方法等の確立並びに定期的な開閉点検及び開閉訓練等の実施に努めるものとする。なお、この場合において、水門等の閉鎖に係る操作員の安全管理に配慮するものとする。

また、町は内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備及び点検等の措置を講じておくものとする。

4 津波により孤立が懸念される地域におけるヘリポート又はヘリコプター臨時発着場の確保

町は、津波等により孤立が懸念される地域について、ヘリコプターが着陸可能なスペースの確保に努めるものとする。

また、必要に応じ、その設置基準等について県から助言を受けるものとする。

5 防災行政無線の整備等の方針及び計画

町は、住民に対して気象及び防災に関する情報を迅速に伝達するために、防災行政無線等の維持・更新に努めるものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

第1 避難の指示等の伝達、広報体制の整備

町は、津波に関する避難指示等が出された際、沿岸住民や旅行者、海水浴客等に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、HP、SNS等の広報手段を事前に整備しておくとともに、防災行政無線や広報車等の広報手段の運用要領や、広報文案等を整備しておくなどの事前準備を講じておくものとする。

第2 津波災害に対応した避難体制の整備

町は、津波の襲来が想定される区域について、地震、津波時の避難指示の伝達と沿岸住民の自主的な避難が可能な即応体制を整備しておく。

また、避難に際して津波到達時間内に避難できるよう、指定避難場所等の位置や標高、安全性等を調査し適宜見直しを行うものとする。

第3節 避難指示等の発令基準

住民に対する避難指示等の発令基準は、原則として「第2編 第2章 第13節 避難の指示等，誘導」に定めるところによる。

- 1 町は、町以外が管理する施設を避難所として開設する際は、その施設管理者と協力して行うものとする。
- 2 町は、介護を必要とする者が避難する施設において、その救護のために当該施設の管理者と連携し必要な措置を行うものとする。
- 3 町は、地域住民等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発を各関係機関と連携しながら取り組むものとする。

第4節 避難対策等

第1 地震発生時において、津波による避難の指示の対象となる地域は、下表のとおりとする。

【事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋 向井町 中之町
星原地区	牧川 浜津脇
油久地区	女洲
南界地区	熊野 新町 塩屋
岩岡地区	屋久津 梶潟
その他沿岸部全域	

【高齢者等事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	中之町
星原地区	牧川 浜津脇
油久地区	女洲
岩岡地区	屋久津 梶潟

【住民事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋 向井町
南界地区	熊野 新町 塩屋
その他沿岸部全域	

※ 海拔10m以下の区域が含まれる地域及び町の最大津波浸水想定区域（南海トラフ地震の津波浸水想定CASE11）が含まれる地域が避難指示の対象地域となる。

※ 大津波警報時に想定を超える巨大津波の可能性が発表された場合には、住民は海拔20m以上の高台に率先避難を行う。

第2 町は、第1に掲げる地域の住民に対し、あらかじめ次の事項について十分周知を図るものとする。

- 1 地域の範囲
- 2 想定される危険の範囲
- 3 避難場所（屋内，屋外の種別）
- 4 避難場所に至る経路
- 5 避難指示の伝達方法
- 6 避難場所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- 7 その他（率先避難，防火，防犯，持出品，服装，車使用の禁止等）

第3 避難施設は中種子町地域防災計画（資料編）4-1「避難所一覧」に定める。

第4 町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害，それに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は，必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また，町は災害救助法の適用となる避難対策について，適切な対応を行う。

第5 町は，避難所を開設した場合における応急危険度判定を優先的に行う体制，各避難所との連絡体制，避難者リストの作成等に関し，あらかじめ準備する事項を定める。

第6 町は，避難所を開設した場合，当該避難所に必要な設備及び資機材の配備，食料等生活必需品の調達，確保並びに職員の派遣が行えるよう，あらかじめ計画を作成しておく。

第7 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは，あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部等の指示に従い，住民等の避難誘導等のため必要な措置をとる。

第8 他人の介護等を要する者に対しては，支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ，次の点に留意する。

- 1 町は，あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し，必要に応じて関係者と情報共有する。
- 2 津波発生のおそれにより，町長より避難指示が行われたときは，1に掲げるものの避難場所までの介護及び担送は，避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め，計画を策定するものとし，町は自主防災組織を通じて，介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- 3 地震が発生した場合，町は1に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて，収容者等に対し必要な救護を行う。

第9 外国人や旅行者等に対する避難誘導等については，支援を行う者の避難に要する時間や安全性を確保しつつ，適正に対応する。

第5節 消防機関の講ずる措置

第1 消防機関は，津波からの円滑な避難の確保等のために，次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

- 1 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- 2 津波からの避難誘導
- 3 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- 4 津波到達予想時間等を考慮した避難ルートの確立

第2 町は，地震が発生した場合に実施する消防及び水防活動が，迅速かつ円滑に行われるよう，県に対して次のような措置をとることを要請するものとする。

- 1 報道機関の協力による津波からの迅速かつ円滑な避難等についての広報
- 2 緊急消防援助隊等の活動拠点の確保に係る調整並びに消防及び水防活動に必要な消火薬剤や水防資機材等について，県が保有する物資等の提供及び流通在庫の把握

第3 関係機関等は，水防資機材の点検，整備及び配備を行うとともに，地震が発生した場合は，次のような措置を講じるものとする。

- 1 所管区域内の監視，警戒及び水防施設の関係機関への連絡通知

第6節 水道、電気、ガス、通信及び放送関係

第1 電気

電力事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を講じるものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第3 2節 電力施設の応急対策」によるものとする。

第2 ガス

ガス事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第3 3節 ガス施設の応急対策」によるものとする。

第3 上水道

水道事業者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第3 4節 上水道施設の応急対策」によるものとする。

第4 電気通信施設

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するための必要な通信を確保するために、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

その他、地震発生時における対策は「第2編 第2章 第3 5節 電気通信施設の応急対策」によるものとする。

第5 放送

指定公共機関の日本放送協会鹿児島放送局及び株式会社南日本放送、鹿児島テレビ株式会社、株式会社鹿児島放送、株式会社鹿児島読売テレビが行う措置は、各放送局が定める防災に関する計画による。

第7節 交通対策

第1 道路

町は県警察及び県と連携し、津波襲来のおそれのあるところでの交通規制・避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

第2 海上

町は種子島海上保安署及び県と連携し、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に関する具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

第8節 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、福祉施設及び学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

1 各施設に共通する事項

- (1) 入場者等への津波警報等の伝達
- (2) 入場者等の避難誘導等の措置
- (3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒及び落下防止措置

- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食糧等の備蓄
- (6) 消防用設備の点検及び整備
- (7) 非常用発電装置の整備
- (8) 防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等情報を入手するための機器の整備

2 個別事項

(1) 学校等

ア 町の定める津波避難対象地域にある学校等については、避難の安全に関する措置

イ 避難に援護を要する児童・生徒の援護の措置

- (2) 社会福祉施設にあつては、重度障害者、高齢者、移動することが不可能又は困難な者の安全を確保するための必要な措置

第2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1 災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、第1の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 災害対策本部等の開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 町は、指定避難所又は応急救護所（以下「避難所等」という。）の開設に当たって必要な資機材の搬入又は配備が困難な場合は、県へ協力を要請するものとする。

- 3 町は、避難所等に県有施設を活用する場合は県へ協力を要請するものとする。

第3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物については、災害発生時点で原則として工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

第1 消防機関による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

なお、具体的な整備計画は、消防機関等が別に定めるものとする。

第2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援態勢の整備を行うものとし、具体的な方策は消防機関等が別に定めるものとする。

第3 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・海上保安庁・警察及び消防機関等の迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動について、県をはじめ関係機関の連携を図るものとする。

第4 消防団の充実

町は、消防団について、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

第4章 時間差発生時における円滑な避難の確保等

第1節 基本的方針

第1 防災対応の基本的な考え方

平成31年3月に内閣府が策定した「南界トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」（令和元年5月一部改訂）において、南海トラフ地震の時間差発生等に備えた防災対応の基本的な考え方が示されている。

- 1 地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活・企業活動への影響のバランスを考慮しつつ、「より安全な防災行動を選択」するという考え方が重要である。
- 2 日常生活等への影響を減らし、より安全性を高めるためには、平時から突発地震に備えた事前対策を進めることが重要である。

そのため、本章に定める防災対応の実行にあたっては、明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応を行うとともに、社会全体としては後発地震（異常な現象が発生した後に発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震をいう。以下同じ。）に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することを基本とする。

なお、町は被災するリスクが高い地域や施設については、津波から安全に避難できるような施設の整備や地域づくり、施設の耐震化などの事前対策を実施することが重要であり、これらの事前対策を推進することが、後発地震への備えのみならず、突発地震に対する安全性の確保に繋がるということに留意し、本計画に基づき、引き続き平時から防災対策の推進に努めるものとする。

第2 異常現象の発生に応じた情報の発表と対応

南海トラフ沿いで異常な現象が発生した場合や、それらの異常な現象が発生した後に、大規模地震の発生する可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価された場合等には、気象庁から表【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】のとおり南海トラフ地震臨時情報が発表される。

町は、これらの気象庁が発表する情報の内容に応じて、後発地震の発生等に備え、あらかじめ定めた対応を実施するものとする。

表【気象庁が発表する南海トラフ地震臨時情報の種類と発表条件】

地区名	地域名
南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	南海トラフ沿いで観測された異常現象が、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※ 気象庁は、地震の規模の誤差等を考慮し、南海トラフ沿いの想定震源域内又はその周辺において速報的に解釈されたマグニチュード6.8以上の地震が発生又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合に、南海トラフ臨時情報（調査中）を発表し、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始することとしている。

第3 時間差発生等に備えた防災対応の基本的方針

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震への対応。

(1) 国の後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される場合、国（緊急災害対策本部長）から、後発地震に対して警戒する措置をとるべき旨の指示がなされる。

町は、国からの指示が発せられる場合、あらかじめ定めた対応を適切に実施するものとする。

(2) 後発地震に対して警戒する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して警戒する措置（以下「巨大地震警戒対応」という。）をとるものとする。

(3) 巨大地震警戒対応の内容

巨大地震警戒対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における住民等の避難

イ 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

ウ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

エ その他必要な措置

(4) 避難の対象地域の設定

特別強化地域に指定されており、(3)のアに定める住民等の避難について検討し、その対象地域を次のとおり設定するものとする。

ア 事前避難対象地域

国からの指示が発せられた場合において、後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域

【事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋 向井町 中之町
星原地区	牧川 浜津脇
油久地区	女洲
南界地区	熊野 新町 塩屋
岩岡地区	屋久津 梶潟
その他沿岸部全域	

イ 住民事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、すべての住民等が後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

【住民事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	大塩屋 向井町
南界地区	熊野 新町 塩屋
その他沿岸部全域	

ウ 高齢者等事前避難対象地域

事前避難対象地域のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え避難を継続すべき地域

【高齢者等事前避難対象地域】

地区名	地域名
増田地区	中之町
星原地区	牧川 浜津脇
油久地区	女洲
岩岡地区	屋久津 梶潟

(5) 避難指示等の発令

町は、国からの指示が発せられた場合、大津波警報又は津波警報が発表されている場合にあつては、当該警報等が津波注意報に切り替わった後、発表されていない場合にあつては、直ちに概ね次のとおり避難指示等を発令し、住民等に対し避難の誘導を行うものとする。

なお、その場合、住民等に対しては知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民等に対しては、町が避難所の確保を行うものとする。

ア 住民事前避難対象地域については避難指示

イ 高齢者等事前避難対象地域については高齢者等避難

(6) 期間経過後の措置

巨大地震警戒対応をとる期間が経過した後は、巨大地震警戒対応は原則解除するものとし、町は、その後さらに、あらかじめ定めた期間、後発地震に対して注意する措置（以下「巨大地震注意対応」という。）をとるものとする。巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震への対応

(1) 後発地震に対して注意する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町は、あらかじめ定めた期間、巨大地震注意対応をとるものとする。

(2) 巨大地震注意対応の内容

巨大地震注意対応の内容は、概ね次のとおりとする。

ア 住民等への日頃からの地震の備え（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）の再確認の呼びかけ

イ 情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

ウ その他必要な措置

(3) 期間経過後の措置

巨大地震注意対応をとる期間が経過した後は、巨大地震注意対応は原則解除するものとする。

3 住民等への周知等

町は、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合、次の内容を正確かつ迅速に、関係機関及び住民等に伝達するものとする。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容

(2) 国から指示、住民等に対する周知及び呼びかけの内容

第2節 平時における対策

第1 南海トラフ地震臨時情報の収集・伝達系統

町は、気象庁から発表される南海トラフ地震臨時情報を確実に受信し、その内容を把握し、住民や関係機関等に伝達する体制を整備する。

第2 南海トラフ地震臨時情報等の周知

町は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合に、住民等が同情報の内容に合わせ、適切かつ冷静な対応をとることができるよう、平時から住民等に対し、同情報の内容や同情報が発表された場合にとるべき防災対策等を周知する。

第3 事前避難対象地域等の周知

町は、平時から率先避難対象地域、事前避難対象地域等をホームページや広報誌等により周知する。

また、当該地域内の住民等に対し、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を確認しておき、国からの指示が発せられた場合に備え、万全を期するよう努める旨を周知する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応

第1 情報連絡体制の設置

気象庁から発表される情報の収集や、関係機関等への情報の伝達、連絡調整のための総務課職員による情報連絡体制を設置する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表することとなった地震等により、すでに災害警戒本部又は災害対策本部が設置されている場合は当該体制による。

第2 広報等

1 内容及び手段

町は、防災情報システム、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容を周知する。

2 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、津波警報等が発表され、住民等の避難等が実施されている場合があることに留意する。

第4節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応（巨大地震警戒対応）

第1 災害対策本部等の設置

1 災害対策本部若しくは災害警戒本部の設置

町は、後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害対策本部若しくは災害警戒本部を設置する。

2 災害警戒本部の設置

本町に津波注意報が発表された場合、若しくは津波注意報が発表されていない場合にあっては、町は状況により判断し、災害警戒本部を設置する。

3 職員の配備基準

職員の配備は町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第1節第1の4「動員配置体制」準じて実施する。

第2 災害応急対策の実施状況等の情報収集・伝達

1 国からの指示の伝達

町は、国からの指示が発せられた場合、防災情報システム等の手段により、速やかに関係機関等に対し、国からの指示を伝達する。

2 災害応急対策の実施状況等の情報収集

町は、次のとおり災害応急対策の実施状況等の情報収集を行う。

(1) 各対策部の災害応急対策の実施状況等の報告

各対策部は、自らが実施した災害応急対策の実施状況については、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

(2) 関係機関等の災害応急対策の実施状況等の情報収集

各対策部は、自らの所管事項に係る関係機関が実施した災害応急対策の実施状況等について情報収集し、本部長に報告するとともに、その情報を総務対策部に共有する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表時における住民等の避難については、災害救助法の適用判断になることから、各対策部は、住民等の避難に関する情報を覚知した場合、確実に、本部総務班に共有する。

3 被害情報等収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の広報

町は、防災情報システム、ホームページなどの多様な手段により、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。併せて、住民等に対して、今後の町や関係機関等が発表する情報に注意するよう呼びかけを行う。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等については、逐次広報の内容を更新する。

2 災害応急対策の実施状況等に係る広報

町は、防災情報システム、町ホームページなどの多様な手段により、交通、ライフライン、生活関連など、町や関係機関が実施した災害応急対策等で住民等に密接に関係のある事項について周知する。

3 町が関係する施設の利用者等に対する広報等

住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会福祉施設、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。

なお、巨大地震警戒対応の期間中は、定期的に当該情報を周知・伝達するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後の状況の変化等に応じて周知等を行う。

4 留意事項

広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震警戒対応の期間等

1 巨大地震警戒対応の期間

町の実施する巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

2 巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

1の巨大地震警戒対応の経過期間後、町は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとし、その内容は第5節に定めるものと同様とする。

第5 避難対策等

町の避難の実施における措置

- (1) 事前避難対象地域について、当該地域に対する避難等に係る措置を適切に実施する。
- (2) 避難所を開設する際に必要な状況把握に努め連絡調整を実施し、避難所の運営を行う。なお、この場合避難行動要支援者や外国人、出張者及び旅行者等の避難支援について適切に対応する。
- (3) 避難者に対する食糧、飲料水、生活必需品の供給、避難者の健康状態の把握やメンタルケア、感染症対策、食品衛生、生活衛生対策、動物保護対策等の必要な措置をとる。

第6 関係機関等のとるべき措置

1 消防機関等及び自主防災組織

出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の実施等に関して、次の事項を重点として、必要な措置をとる。

(1) 熊毛地区消防組合消防本部（中種子分遣所）

- ア 消防本部機能の一部移転と維持
- イ 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- ウ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 中種子町消防団

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- イ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導、避難路の確保

(3) 自主防災組織

- ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域等における住民等の避難誘導，避難路の確保

ウ 災害避難所等の管理・運営

2 種子島警察署（中種子交番）

犯罪及び混乱の防止，津波からの円滑な避難の実施等に関して，次の事項を重点として，必要な措置をとる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体，警備事業者等の行う，民間防犯活動に対する指導
- (4) 事前避難対象地域等の防犯パトロール（津波警報等未発表時）
- (5) 避難所等の訪問・見回り

3 水道，電気，ガス，通信，放送関係

(1) 水道

飲料水の供給は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから，飲料水の供給を確実に継続することが不可欠である。このため，水道事業者は，同情報を把握し，状況の把握に努めた上で，飲料水の供給を継続するものとし，そのために必要な体制を確保するものである。

(2) 電気

電気の供給は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから，電気の供給を確実に継続することが不可欠である。このため，電力事業者は，同情報を把握し，状況の把握に努めた上で，電気の供給を継続するものとし，そのために必要な体制を確保するものとする。

(3) ガス

ア ガス事業者は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び状況の把握に努めた上で，ガスの供給を継続するものとし，ガスを供給するために必要な体制を確保することとする。

イ ガス事業者は，ガス発生設備，ガスホルダーその他の設備について，安全確保のための所要の事項を定めるとともに，後発地震の発生に備えて，必要に応じて緊急に供給を停止する等の措置をとるものとし，そのための実施体制を定めるものとする。

(4) 通信

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても，災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信を確保することが不可欠である。このため，電気通信事業者は，同情報及び状況の把握に努めた上で，通信を維持するものとし，そのために必要な体制を確保するものとする。

イ 電気通信事業者は，災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用，周知等に努める。

(5) 放送

ア 放送は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠である。このため，放送事業者は，同情報等の発表及び後発地震の発生に備えて，事前に関係機関等と密接に連携をとり，実態に即応した体制の整備を図ることとする。

イ 放送事業者は，各計画主体と協力して，推進地域内の住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに，交通，ライフライン，生活関連，火災防止等に関する情報及び後発地震に備えた被害軽減のための取組等，住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。なお，情報の提供に当たっては，聴覚障害者等に配慮し，テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融

金融機関は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合及び後発地震の発生に備えた金融業務の円滑な遂行を確保するため，要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

5 交通対策

(1) 道路

ア 県警察は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について，住民等に周知するものとする。

なお，住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について，平時から住民等に対する広報等に努める。

イ 町は、住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報について、平時から情報を提供するものとする。

なお、住民事前避難対象地域内における車両の走行の自粛について、平時から住民等に対する広報等に努める。

(2) 海上

ア 種子島海上保安署及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意するとともに、海上輸送略の確保についても考慮し、在湾船舶の避難対策等を実施する。

イ 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾対策を実施する。

第7 町が自ら管理等を行う施設等に関する施策

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理等する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者は、あらかじめ定めた計画に基づき応急対策を実施する。

なお、計画を定めるにあたっては、次の事項を考慮するものとする。

(1) 各施設に共通する事項

ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の利用者等への伝達（留意事項）

(ア) 利用者等が極めて多数の場合は、利用者等が必要な防災行動を取り得るような適切な伝達方法を検討すること。

(イ) 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう検討すること。

イ 後発地震が発生した場合における利用者等の安全確保のための措置

ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

エ 出火防止のための措置

オ 水、食料等の備蓄

カ 消防用設備の点検、整備

キ 非常用発電装置の整備、防災ラジオ、テレビ、パソコン等の情報取得手段の整備

ク 各施設における緊急点検、巡視

(2) 個別事項

ア 災害対策本部等が設置され、災害応急対策の実施拠点となる庁舎等にあつては、その機能を果たすために必要な措置

イ 学校等

(ア) 児童生徒等に対する保護の方法

(イ) 事前避難対象地域については、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の措置

ウ 病院等にあつては、利用者の保護等について、施設の耐震性を十分に考慮した措置

2 道路、河川その他の公共施設

(1) 道路

町は、あらかじめ定めた計画に基づき道路管理上必要な措置をとるものとする。

なお、計画を定めるにあたっては、橋梁及び法面等のうち、危険度が特に高いと予想されるものに特に留意する。

(2) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設

町は、あらかじめ定めた計画に基づき津波の発生に備えた措置をとるものとする。

なお、内水排除施設等については、施設の管理上必要な操作及び必要な資機材や設備の準備、点検その他所要の措置について計画を定めるものとする。

3 工事中の建築物等に対する措置

町は、工事中の建築物その他の工作物又は施設について、当該地域における想定震度及び津波による浸水等を考慮し、工事の中止等を措置をとる。

なお、津波による浸水のおそれがある地域において、やむを得ない事由により工事を継続する場合には、津波からの避難に要する時間を勘案するなど、作業員の安全を確保するものとする。

第8 滞在旅客等に対する措置

1 町が実施する対策

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講じるものとする。

2 町以外の機関が実施する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、「第6 関係機関等のとるべき措置」等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護及び食料等の斡旋並びに町が実施する活動との連携等の措置をとる。

第5節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応（巨大地震注意対応）

第1 災害警戒本部等の設置

- 1 町は後発地震に備えた災害応急対策を実施するため、状況により判断し災害警戒本部若しくは情報連絡体制を設置するものとする。
- 2 津波注意報等が発表されていない場合は、状況により判断し情報連絡体制を設置するものとする。
- 3 大津波警報・津波警報等が発表された場合の町の体制については、町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第1節第1の4「動員配備体制」に準じて設置するものとする。
- 4 職員の配備は町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第1節第1の4「動員配備体制」に準じて実施するものとする。

第2 被害情報等の収集・伝達

先に発生した南海トラフ地震により、すでに発生している被害情報の収集・伝達については、町地域防災計画《一般災害対策編》第2章第9節「災害情報・被害情報の収集・伝達」の定めるところによる。

第3 広報等

- 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の広報
町は、防災情報システム、ホームページ、MBC データ放送などの多様な手段により、住民等に対して南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容を周知し、冷静な対応を呼びかけるとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行うよう呼びかけを行う。
なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況の変化等に応じて、逐次広報の内容を更新する。
- 2 町が関係する施設の利用者等に対する広報等
住民等が利用する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、観光施設、図書館、病院、学校等の施設管理者等は、あらかじめ定めた計画に基づき、当該施設の放送設備等により、当該施設の利用者等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された旨を周知するとともに、日頃からの地震への備えの再確認を行う等とるべき行動を伝達する。
なお、巨大地震注意対応の期間中は、定期的に当該情報を周知・伝達するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表後の状況等の変化に応じて周知を行う。
- 3 留意事項
広報にあたっては、先に発生した南海トラフ地震により、町内に被害が発生し、住民等の避難や救助活動等が実施されている場合があることに留意する。

第4 巨大地震注意対応の期間等

- 1 地震が発生したケースの期間
太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける町の巨大地震注意対応の期間は1週間とする。
- 2 ゆっくりすべりが観測されたケースの期間
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケ

ースにおける町の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5 町は、町が管理する施設・設備等の点検等、日頃からの備えを再確認するものとする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を計画的に推進するものとする。

なお、整備に期間を要する施設等については、一部の完成であっても相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

第1 指定緊急避難場所の整備

町は、避難困難区域の解消、収容能力の増強等、避難に関する危険性の解消を図るため、避難場所を確保し指定緊急避難場所として指定するとともに、住民等に周知するものとする。

第2 避難路の整備

町は、避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大及び避難路の安全性の向上を図るため、事業を促進するものとする。

第3 消防用施設の整備

町は、消防用施設及び消防用資機材の整備、消防庁舎等の耐震化等を行うものとする。

第4 通信施設の整備

町及び防災関係機関は、地震防災応急対策を実施するため必要な通信施設を整備するものとする。

第5 建築物の耐震化

地震による建築物等の被害を最小限にとどめるため、建築物等の耐震診断及び耐震改修を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものとする。

第6章 防災訓練計画

第1 防災訓練の実施

町は、地域住民等への地震防災対策推進計画の周知及び関係機関及び地域の自主防災組織との連携強化を目的として、南海トラフ地震等を想定した防災訓練を実施するものとする。

なお、その訓練は、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、地震発生から津波襲来までに円滑な避難を行うための災害応急対策を中心に実施し、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練も実施するものとする。

第2 総合防災訓練への参加

町は、関係機関及び地域住民等とともに、県が行う南海トラフ地震等を想定した総合防災訓練に参加するものとする。

また、県をはじめ関係機関と連携して、次の訓練等を地域の実情に応じて、より高度かつ実践的に行うものとする。

- 1 動員訓練及び本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報収集、伝達訓練
- 3 警備及び交通規制訓練

第3 県の助言等

町は、次の点に留意して自主防災組織等の参加を得て行う防災訓練に対し、県から必要な技術的助言等の支援を受けるものとする。

- 1 津波からの避難訓練を繰り返し実施することにより、地域住民等が適切な避難行動をとれるようになるよう工夫すること。
- 2 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むことなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

第1節 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 第1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 第2 地震・津波に関する一般的な知識
- 第3 南海トラフ地震等が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関すること
- 第4 南海トラフ地震等が発生した場合に、職員等が果たすべき役割
- 第5 南海トラフ地震等防災対策として、現在講じられている対策に関すること
- 第6 南海トラフ地震等防災対策として、今後取り組む必要のある課題

第2節 地域住民等に対する教育

町は、地域住民等に対する防災教育について、県と協力して実施するとともに、県から必要な助言を得るものとする。

なお、その教育は、地域の実態に応じて各種集会等を活用したり、地域単位や職場単位等で実施し、印刷物やビデオ等の映像を使い、次の事項について行うものとする。

- 第1 南海トラフ地震等に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関すること
- 第2 地震・津波に関する一般的な知識
- 第3 南海トラフ地震等が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動並びに初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関すること
- 第4 正確な情報の入手方法
- 第5 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 第6 避難対象地域及び急傾斜地崩壊危険箇所等に関すること
- 第7 各地域における指定緊急避難場所及び避難経路に関すること
- 第8 避難生活に関すること
- 第9 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- 第10 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

第3節 相談窓口の設置

町は、県と連携して、地域住民の地震対策に関する相談を受ける窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

目 次

1 防災組織に関する資料

1-1	中種子町防災会議条例	1
1-2	中種子町防災会議委員名簿	2
1-3	中種子町災害対策本部条例	3
1-4	防災関係機関	4
1-5	自主防災組織	5

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1	鹿児島県消防相互応援協定	6
2-2	鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定	9
2-3	中種子町と鹿児島市との救急業務応援協定	11
2-4	中種子町と霧島市との救急業務応援協定	12
2-5	中種子町と西之表市における非常備消防相互応援協定	13
2-6	中種子町と南種子町における非常備消防相互応援協定	14
2-7	鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定	15
2-8	自衛隊災害派遣（撤収）要請	17

3 危険箇所等に関する資料

3-1	土石流危険渓流Ⅰ	19
3-2	土石流危険渓流Ⅱ	20
3-3	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ	21
3-4	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ	23
3-5	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ	25
3-6	地すべり危険箇所	26
3-7	山腹崩壊危険地区	27
3-8	地すべり危険地区（山地災害）	28
3-9	崩壊土砂危険地区	29
3-10	建築基準法に基づく災害危険区域	30
3-11	交通途絶予想箇所	30
3-12	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等	31
3-13	自然災害危険箇所	38

4 避難に関する資料

4-1	避難所一覧	39
4-2	孤立化集落対策マニュアル	40
4-3	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	42

5 気象等観測に関する資料

5-1	注意報・警報及び気象情報の発表	49
5-2	雨量観測所	52

6 通信に関する資料

6-1	防災行政無線の整備状況	53
6-2	同報無線設置箇所	53

7 食料・応急住宅・水道等に関する資料	
7-1 食料（主食米）の調達先	55
7-2 応急仮設住宅建設候補地	55
7-3 水道施設の概要	56
7-4 給水資機材等の整備状況	56
8 消防・危険物施設等に関する資料	
8-1 消防団の組織	57
8-2 消防団の定員及び装備状況	57
8-3 危険物施設状況	58
9 医療・衛生に関する資料	
9-1 医療機関	60
9-2 ごみ・し尿収集運搬車	60
9-3 廃棄物・し尿処理施設	61
9-4 火葬場	61
9-5 遺体安置所	61
10 輸送に関する資料	
10-1 救援物資等集積場所	62
10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場予定地	62
10-3 緊急輸送道路	62
10-4 緊急通行車両事前届出書及び届出済証	63
11 その他対策等に関連する資料	
11-1 風水災害時等の初動対応フロー（勤務時間外）	64
11-2 地震災害等の初動対応フロー（勤務時間外）	65
11-3 津波避難計画策定検討資料	66
11-4 原子力災害対策	83
12 その他の資料	
12-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表	85
12-2 指定（登録）文化財一覧	88

1 防災組織に関する資料

1-1 中種子町防災会議条例（昭和38年3月条例第6号）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、中種子町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 中種子町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は副町長をもって充て、会長を補佐する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 鹿児島県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (3) 鹿児島県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 町議会議長
- (8) 熊毛地区消防組合中種子分遣所所長
- (9) 自治公民館連絡協議会会長及び女性部長
- (10) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第10号の委員の定数は、それぞれ1人、1人、1人、9人及び1人とする。

7 第5項第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鹿児島県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日からから施行する。

1 - 2 中種子町防災会議委員名簿

No.	役 職	根 拠	根拠詳細
1	中種子町長	第3条第2項	会長（町長）
2	中種子町副町長	第4項	副会長（副町長）
3	鹿児島地方気象台 気象防災情報調整官	5項1号	指定地方行政機関
4	熊毛支庁 総務企画部長	5項2号	県職員
5	種子島警察署長	5項3号	県警察職員
6	総務課長	5項4号	町職員
7	地域福祉課長	5項4号	町職員
8	建設課長	5項4号	町職員
9	企画課長	5項4号	町職員
10	自衛隊対策室長	5項4号	町職員
11	農林水産課長	5項4号	町職員
12	町民課	5項4号	町職員
13	水道課長	5項4号	町職員
14	教育委員会総務課長	5項4号	町職員
15	中種子町教育長	5項5号	教育長
16	中種子町消防団長	5項6号	消防団長
17	町議会議長	5項7号	議会議長
18	熊毛地区消防組合 中種子分遣所長	5項8号	消防組合職員
19	中種子町自治公民館連絡協議会長	5項9号	公民館連絡協議会長
20	中種子町自治公民館連絡協議会女性部長	5項9号	公民館連絡協議会女性部長
21	中種子町社会福祉協議会長	5項10号	指定地方公共機関
22	種子島海上保安署長	5項10号	指定地方公共機関

1 - 3 中種子町災害対策本部条例（昭和38年3月）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、中種子町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員、その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員、その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 防災関係機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
■ 県		
鹿児島県 危機管理局 危機管理防災課	099-286-2256	鹿児島市鴨池新町10-1
熊毛支庁 総務企画課	0997-22-0001	西之表市西之表7590
西之表保健所	0997-22-0777	西之表市西之表7590
■ 警察・消防		
種子島警察署	0997-22-0110	西之表市西之表16381-9
熊毛地区消防組合	0997-23-0119	西之表市鴨女町248
■ 指定地方行政機関		
九州農政局 鹿児島農政事務所	099-222-0121	鹿児島市小川町3-64
九州森林管理局 屋久島森林管理署	0997-46-2111	屋久町安房166-5
九州運輸局 鹿児島運輸支局	099-222-5660	鹿児島市泉町18-2
九州地方整備局 鹿児島港湾・空港整備事務所	099-223-3296	鹿児島市城南町23-1
大阪航空局 鹿児島空港事務所	0995-58-4440	霧島市溝辺町麓字838
鹿児島地方气象台	099-250-9911	鹿児島市東郡元町4-1鹿児島第2地方合同庁舎
鹿児島海上保安部	099-222-6680	鹿児島市泉町18-2-50
種子島海上保安署	0997-22-0118	西之表市西之表16314-6
■ 自衛隊		
陸上自衛隊 第12普通科連隊(国分自衛隊)	0995-46-0350	霧島市国分福島2-4-14
海上自衛隊 第1航空群(鹿屋自衛隊)	0994-43-3111	鹿屋市西原3-11-2
■ 指定公共機関及び指定地方公共機関		
日本郵政公社 鹿児島中央郵便局	099-252-4188	鹿児島市中央町1-2
西日本電信電話(株) 鹿児島支店	099-227-7689	鹿児島市松原町4-26
日本銀行 鹿児島支店	099-259-3220	鹿児島市上之園町5-15
日本赤十字社 鹿児島県支部	099-252-0600	鹿児島市鴨池新町1-5
日本放送協会 鹿児島放送局	099-253-6615	鹿児島市天保山町19-20
九州電力送配電(株) 鹿児島支社	099-253-1051	鹿児島市与次郎2-6-16
九州電力送配電(株) 熊毛配電事業所	0800-7779452	西之表市鴨女町211-1
日本通運(株) 鹿児島支店	099-226-6111	鹿児島市浜町1-8
(社)鹿児島県トラック協会	099-261-1167	鹿児島市谷山港2-4-15
熊毛地区医師会	0997-23-2548	西之表市栄町2
熊毛郡歯科医師会	0997-42-2248	屋久町宮之浦197
■ その他		
種子屋久農業協同組合	0997-27-1211	中種子町野間5281
種子島漁業協同組合 中種子支所	0997-27-9216	中種子町坂井5647
中種子町商工会	0997-27-0222	中種子町野間5170-24
中種子町社会福祉協議会	0997-27-1845	中種子町野間6584-2
種子島森林組合 中種子事業所	0997-27-7800	中種子町納官4378-60

1 - 5 自主防災組織

(平成27年3月末現在)

地区名	組織数	自主防災組織 の隊員数(人)	自主防災組織 の管内世帯数	組織されている 地域の世帯数	組織率 (%)
星原	1	9	302	302	100.0
納官	1	5	221	221	100.0
増田	1	9	415	415	100.0
野間	1	20	2,190	2,190	100.0
油久	1	8	293	293	100.0
南界	1	9	381	381	100.0
熊野	1	4	159	153	100.0
岩岡	1	5	187	187	100.0
合計	8	69	4,148	4,148	100.0

2 広域応援・自衛隊の災害派遣に関する資料

2-1 鹿児島県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、鹿児島県（以下「県」という。）内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が消防の相互応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、県内において大規模災害等が発生した場合に相互に応援を行い、もって被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域の区分及び代表消防機関等)

第2条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、協定を締結する市町村等の中から代表消防機関を選任するものとする。

2 県内を5地域に区分し、区分した地域ごとにそれぞれ地域代表消防機関を選任するものとする。

3 代表消防機関及び地域代表消防機関は、それぞれ代行消防機関を選任するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定において相互応援の対象とする「大規模災害等」とは、次に掲げる災害のうち大部隊又は特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

- (1) 高層建築物火災、林野火災又は危険物施設火災等で大規模なもの
- (2) 大規模な地震、火山爆発又は風水害等の自然災害
- (3) 石油コンビナート指定地域災害
- (4) 航空機事故、列車事故等で大規模なもの又は特殊な救急・救助を必要とするもの
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる大規模災害

(応援隊の登録)

第4条 各市町村等は、応援が可能な消防隊、救急隊及び資機材等（以下「応援隊」という。）をあらかじめ登録しておくものとする。この場合においては2以上の市町村等が合同して1の応援隊を登録することができる。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、第3条に規定する大規模災害等が発生した市町村等の長が、他の市町村等の長に対し、次に掲げるいずれかの事態が生じたときに行うものとする。

- (1) 災害の発生地を管轄する市町村等の消防力では、災害の防ぎよが著しく困難であるとき。
- (2) 災害を防ぎよするため、他の市町村等が保有する消防車両、資機材等を必要とするとき。

(応援要請の種別)

第6条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分する。

- (1) 第1要請 隣接市町村等間で現に締結されている相互応援協定では対応が困難な場合に、第2条第2項の規定により区分された地域内の市町村等に対して行う応援要請
- (2) 第2要請 第1要請における消防力では災害防御が困難な場合に、第1要請に加えて他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第7条 応援要請は、原則として第1要請、第2要請の順に行うものとし、応援を要請する市町村等の長（以下「要請側市町村等の長」という。）が、第1要請については地域代表消防機関を通じて地域内の市町村等に対し、第2要請については地域代表消防機関を通じて代表消防機関に対し行うものとする。ただし、要請側市町村等の長が特に必要と認める場合においては、直ちに、第2要請を行うことができる。

- 2 第2要請を受けた代表消防機関は、地域代表消防機関を通じて応援要請を行うものとする。
- 3 応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明確にしなければならない。
 - (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
 - (2) 応援隊の人員、車両、資機材の数量等
 - (3) 応援隊の集結場所及び活動内容
 - (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名
 - (5) 使用無線系統
 - (6) その他必要な事項
- 4 要請側市町村等の長が応援要請を行ったときに、直ちに県及び代表消防機関に対して当該要請に係る事項について通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 応援要請を受けた市町村等の長（以下「応援側市町村等の長」という。）は応援隊を派遣するものとする。

- 2 応援側市町村等の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに第1要請の場合にあっては地域代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に、第2要請の場合にあっては地域代表消防機関及び代表消防機関を通じて要請側市町村等の長に通知するものとする。
- 3 応援側市町村等の長は前項の規定による通知の内容について県に通報するものとする。

(応援の中断)

第9条 応援側市町村等の長は、応援隊を復帰させるべき特別の事情が生じた場合においては、要請側市町村等の長と協議の上応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第10条 応援隊は、法第47条の規定に基づき要請側市町村等の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した費用は、次の各号に定めるところにより応援側市町村等又は要請側市町村等がそれぞれ負担するものとする。

- (1) 応援側市町村等の負担する費用
 - ア 受援地において機械器具を破損した場合の修理費
 - イ 応援における隊員の諸手当及び被服等の損料
 - ウ 応援隊が災害出動中に自己管内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - エ 消防作業に要した消耗品及び器材の消耗費用
- (2) 要請側市町村等の負担する費用
 - ア 応援隊が災害活動中に要請側市町村等管轄内の建築物等の物件を破壊した場合の補償費
 - イ 応援が長期間にわたるため必要となる場合の食糧の費用
 - ウ 応援隊が受援地において補給した消耗品の費用
- (3) 応援側市町村等及び要請側市町村等の協議により負担する費用
 - ア 応援隊が災害出動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
 - イ 応援隊が災害活動中に人畜を死亡させ、又は負傷させた場合にこれらの補償に要する経費
 - ウ 協定に定めのない経費

- 2 応援した隊員が作業中に死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の災害補償に関する事務手続は、応援側市町村等において行うものとする。

(協定の効力)

第12条 この協定は、平成18年11月1日からその効力を生じる。

(改廃)

第13条 この協定の改廃は、この協定を締結する市町村等（以下「協定市町村等」という。）の長の協議により行うものとする。

(委任)

第14条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村等の消防長及び消防本部を置かない村にあってはその長から委任を受けた者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書60通を作成し、協定市町村等の長が記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成18年10月25日

記名押印〔略〕

2-2 鹿児島県消防・防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、鹿児島県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、鹿児島県が所有する消防・防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空機の応援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機の活動が必要と判断した場合に、鹿児島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- (3) その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、航空機以外に適切な手段がなく、航空機による活動が最も有効な場合

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、鹿児島県防災航空センター所長に電話又はファクシミリにより、次の事項を明らかにして行うものとし、後日、鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要領第5第2項の鹿児島県消防・防災ヘリコプター緊急運航要請書を提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (5) 災害現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、第4条の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の長の定める災害現場の最高責任者が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対して、鹿児島県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この協定に基づく応援に要する運航経費は、相互応援協定第11条の規定にかかわらず、鹿児島県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、鹿児島県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成10年6月26日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保持する。

平成10年6月26日

記名押印〔略〕

2-3 中種子町と鹿児島市との救急業務応援協定

鹿児島市（以下「甲」という。）と中種子町（以下「乙」という。）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内および鹿児島市到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は、区域内の救急災害について、乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は、乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費その他の費用の負担については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めない事項その他の協定に関し必要な事項は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書式通を作成し、甲乙それぞれ壺通を所持するものとする。

平成18年3月20日

記名押印〔略〕

2-4 中種子町と霧島市との救急業務応援協定

霧島市（甲）と中種子町（乙）との救急業務応援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の管轄区域内（以下「区域内」という。）に発生した救急災害について甲が乙に応援することを目的とする。

（救急業務の責任）

第2条 区域内及び鹿児島空港到着までの救急業務の責任は乙が負うものとし、甲はこの協定に基づき救急活動を直接担当するものとする。

（救急出場）

第3条 甲は鹿児島空港よりの傷病者搬送について乙から救急出場要請を受けたときは、自己管轄区域内の業務に支障がない限り直ちに救急隊を出場させるものとする。

（費用負担）

第4条 応援に要した費用は次に掲げる方法によるものとする。

(1) 応援における隊員の諸手当及び需要費等は乙の負担とする。

(2) 応援に際し発生した人身及び物損事故等による補償費、その他の費用の負担については甲乙協議のうえ定める。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、その他の協定の実施に関し必要な事項は甲乙協議のうえ定めるものとする。

上記協定の証として、本書2通を作成し甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成17年12月27日

記名押印〔略〕

2-5 中種子町と西之表市における非常備消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、中種子町と西之表市（以下「協定市町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定市町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援対象の災害)

第2条 相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの
- (2) 協定市町相互間の隣接地域に発生した火災

(応援の要請)

第3条 前条の災害が発生した市町の長は、協定市町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

2 協定市町が、前条第2号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第4条 応援要請を受けた協定市町の長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた協定市町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応ずることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定市町の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定市町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第2条第2号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定市町の負担とする。

(協定の改廃)

第7条 この協定について改廃の必要が生じたときは、協定市町の長が協議してこれを定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定市町の消防団長が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定市町の長が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成19年3月23日

記名押印〔略〕

2-6 中種子町と南種子町における非常備消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、南種子町と中種子町（以下「協定町」という。）が非常備消防の相互の応援に関し、協定することについて必要な事項を定め、協定町による非常備消防の相互の応援体制を効果的に活用し、住民の生命、身体及び財産を火災等の災害から保護し、その被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援対象の災害)

第2条 相互応援の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 大規模な火災、風水害、地震、土砂災害等の発生により応援を必要とするもの
- (2) 協定町相互間の隣接地域に発生した火災

(応援の要請)

第3条 前条の災害が発生した町の長は、協定町の長に対しその災害の概要を通報するとともに、必要とする消防隊、資機材等を明示して応援を要請するものとする。

2 協定町が、前条第2号に規定する火災を覚知し、必要があると認めた場合は、要請を待たず応援することができる。この場合にあってもその応援は、前項の規定により要請があったものとみなす。

(応援隊の派遣)

第4条 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援要請を受けた協定町の長は、応援隊の派遣を決定したとき、又はやむを得ない理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに応援要請をした協定町の長に通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊は、法第47条の規定に基づき応援要請をした協定町の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、鹿児島県消防相互応援協定第11条の規定を準用する。ただし、第2条第2号の規定に基づく災害の応援に要した消防団員の諸手当及び消火活動中に破損した機械器具の修理費は、応援を要請した協定町の負担とする。

(協定の改廃)

第7条 この協定について改廃の必要が生じたときは、協定町の長が協議してこれを定めるものとする。

(委任)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、熊毛地区消防組合の消防長及び協定町の消防団長が協議して定めるものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定は、平成19年4月1日からその効力を生じる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、協定町の長が記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

平成19年3月30日

記名押印〔略〕

2-7 鹿児島県及び県内市町村間の災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1項に規定する災害が県内で発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策を実施することができない場合に、災対法第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 以下に掲げる物資等の提供及びあっせん
 - ア 食料、飲料水、生活必需品、その他必要な資機材
 - イ 被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
 - ウ 救助活動に必要な車両、船艇等
- (2) 救護及び応急措置に必要な医療職、技術職等職員の派遣
- (3) 以下に掲げる施設等の提供
 - ア 被災者の一時収容のための施設
 - イ ごみ・し尿等の処理のための施設・車両等
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、防災行政無線、電話等により要請し、後に文書を速やかに送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援項目の種類及び内容
 - ア 第2条第1号に掲げる物資等の提供及びあっせん
物資等の品目・数量、搬入場所、搬入期間
 - イ 第2条第2号に掲げる職員の派遣
職種、人員、派遣場所、活動内容、派遣期間
 - ウ 第2条第3号アに掲げる施設等の提供
被災者数、移送方法、移送日時、収容期間
 - エ 第2条第3号イに掲げる施設・車両等の提供
依頼する処理の内容、数量、車両の必要性の有無
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請の順序)

第4条 応援を受けようとする市町村は、次の順序により応援を要請するものとする。

- (1) 隣接市町村に対し応援要請する。
- (2) 発生した被害の程度が隣接市町村では対応できないと考えられ、市町村を所管する県災害対策支部又は地域連絡協議会（以下「県支部等」という。）での対応が可能と考えられる場合、被災市町村を所管する県支部等に対し応援要請する。
- (3) 被災の状況によっては、県災害対策本部又は危機管理防災課（以下「県本部等」という。）に直接応援要請をすることができるものとする。

(県支部等の応援要請)

第5条 県支部等は、前条第2号の応援要請に基づき、自ら応援を行うとともに応援可能な管内市町村に対し応援要請を行う。

2 県支部等は、県支部等による応援では対応できないと考えられる場合、県本部等に対し応援要請を行い、県本部等は、自ら応援を行うとともに応援可能な県内市町村に対し応援要請を行う。

(自主応援)

第6条 被災市町村又は県支部等若しくは県本部等から応援要請がない場合においても、被害の状況に応じ、緊急の応援を行う必要を認めた市町村は、第3条による被災市町村からの応援要請を待たずに、自主的に応援を行うことができるものとする。

2 前項の場合において、応援を行う市町村は、応援内容をあらかじめ電話等により被災市町村に連絡するとともに、被災市町村を管轄する県支部等に対し、応援の内容を報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 県又は市町村が第2条に基づく応援に要した経費は、原則として、応援を受けた市町村の負担とする。

2 応援を受けた市町村が、前項に定める経費を支弁できないやむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 第6条の自主応援に関する経費については、応援を行った市町村と被災市町村が、その都度協議する。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、応援項目ごとの応援可能量など必要な情報等を相互に交換するよう努める。

(職員の公務災害補償)

第9条 応援職員が、応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めによるものとする。

(補則)

第10条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町村が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成19年6月27日から施行する

2 この協定の締結を証するため、知事、各市町村長から委任を受けた鹿児島県市長会会長及び鹿児島県町村会会長が記名押印の上、各1通を保管し、各市町村長はその写を保管するものとする。

平成19年6月27日

記名押印〔略〕

2-8 自衛隊災害派遣（撤収）要請

1 自衛隊災害派遣要請様式

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

中種子町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

災害対策基本法第68条の2第1項の規定により、下記のとおり自衛隊に対し、自衛隊法第83条第1項の要請をするよう依頼します。

記

1 災害の状況及び自衛隊の災害派遣が必要な事由

(1) 災害の状況

(2) 自衛隊の災害派遣が必要な事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 自衛隊の災害派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

2 自衛隊災害派遣（撤収）要請様式

第 号
年 月 日

鹿児島県知事 殿

中種子町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年 月 日付け第 号で要請したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

1 撤収日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3 危険箇所等に関する資料

3-1 土石流危険渓流 I

(平成 27 年 3 月現在)

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象				
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	災害時要援護者 関連施設 (棟)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
501 I -001	大甲川	大甲川	大甲川	牧川	0.96	5	12	5		国道 58 号線, 町道	1.06
501 I -002	小蟹川	小蟹川	小蟹川	上之城	0.69	5	10	4		国道 58 号線, 町道	0.00
501 I -003	浜津脇谷川	浜津脇谷川	浜津脇谷川	浜津脇	0.23	7	29	12		国道 58 号線, 町道	0.00
501 I -004	楠川	楠川	楠川	浜津脇	0.31	4	14	6		国道 58 号線	0.12
501 I -005	屋久津川	屋久津川	屋久津川	屋久津	0.74	5	24	10		県道野間島間港線 町道	0.30
501 I -006	梶潟川	梶潟川	梶潟川	梶潟	1.43	3	24	10		梶潟公民館 県道野間島間港線	0.32
501 I -007	沸川	沸川	中之町北の小川	中之町	0.13	9	0	0		増田中学校, 町道	0.44
501 I -008	沸川	沸川	中之町の小川	中之町	0.05	8	14	6		町道	0.32
501 I -009	向井川	向井川	堂の弓場川	向井町	0.08	10	5	2		向井町集落センター 町道	0.21

3-2 土石流危険溪流Ⅱ

(平成 27 年 3 月現在)

溪流番号	水系名	河川名	溪流名	字	流域面積 (km ²)	平均 溪床 (度)	保全対象			
							人口 (人)	人家 戸数 (戸)	左記以外の公共施設 (棟)	耕地 (ha)
501Ⅱ-001	—	—	牧川第 1	牧川	0.29	6	5	2	国道 58 号線	0.55
501Ⅱ-002	無内川	無内川	無内川	牧川	2.49	4	2	1	国道 58 号線, 町道	0.80
501Ⅱ-003	大蟹川	大蟹川	大蟹川	上之城	2.39	8	2	1	国道 58 号線, 町道	0.11
501Ⅱ-004	—	—	大塩屋第 1	大塩屋	0.43	8	2	1		0.00

3-3 急傾斜地崩壊危険箇所 I

(平成 27 年 10 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共的建物			公共施設					
										種類	数	種類	数	種類	数
I 1 2343	浜津脇 2	納官	430	69	16	21	星原中学校			国道	440				
I 1 2344	浜津脇	納官	370	45	18	24				国道	380				
I 1 2345	脇之川	納官	100	60	30	6				国道	50	町道	100		
I 1 2346	屋久津	坂井	240	40	18	12	岩岡小学校			県道	300				
I 1 2348	大塩屋	増田	100	50	30	7				町道	30				
I 1 2349	上中町	増田	350	40	20	5	増田中学校								
I 1 2350	下中町	増田	200	50	15	8	増田小学校			町道	50				
I 1 2351	下中町 2	増田	400	50	15	16				町道	320				
I 1 2352	上向井町	増田	100	45	9	5				町道	100				
I 1 2353	熊野	坂井	100	45	40	6				町道	100				
I 1 4234	伏之前	野間	120	47	12	6									
I 1 4235	畠田 1	野間	200	35	40	2	中種子町清掃センター	中南広域斎苑	火葬場						
I 1 4236	熊野 3	坂井	140	45	12	6									
I 1 4237	熊野 6	坂井	150	50	17	7				県道	20				

(平成 27 年 10 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共的建物		公共施設					
									種類	数	種類	数	種類	数
I 1 4623	浜津脇 3	納官	140	45	11	5			国道	230				
I 1 4624	下中町 3	増田	100	55	15	6								
I 1 4625	塩屋 3	坂井	120	50	20	2	種子島温泉ホテル		河川	130				
I 1 4626	梶潟 8	坂井	60	50	12	3	梶潟公民館		県道	70				
I 2 259	浜津脇 4	納官	220	55	24	5			国道	230	町道	180		

3-4 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

(平成 27 年 10 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
Ⅱ 1 4189	畠田 2	野間	80	35	40	1	河川	80				
Ⅱ 1 4190	深久保 1	納官	40	50	20	1						
Ⅱ 1 4191	二十番	増田	100	45	10	2	町道	40				
Ⅱ 1 4192	向井町	増田	70	50	16	2						
Ⅱ 1 4193	中之町 1	増田	40	50	20	1	町道	70				
Ⅱ 1 4194	中之町 2	増田	80	50	6	2	町道	50				
Ⅱ 1 4195	熊野 2	坂井	60	57	40	1	町道	70				
Ⅱ 1 4196	熊野 4	坂井	40	70	12	2	県道	30				
Ⅱ 1 4197	熊野 5	坂井	100	50	14	4	町道	110				
Ⅱ 1 4198	梶潟 2	坂井	60	60	15	2						
Ⅱ 1 4199	梶潟 3	坂井	40	60	20	1						
Ⅱ 1 4200	梶潟 4	坂井	120	40	15	3	県道	130				
Ⅱ 1 4201	梶潟 5	坂井	80	50	10	3	県道	90				
Ⅱ 1 4202	梶潟 6	坂井	70	55	22	4	町道	80				
Ⅱ 1 4203	梶潟 7	坂井	60	35	25	1						
Ⅱ 1 5454	中之町 3	増田	40	60	10	3	町道	30				
Ⅱ 1 5455	二十番 2	増田	50	45	10	1	県道	20				
Ⅱ 1 5456	二十番 3	増田	60	62	9	1						

(平成 27 年 10 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	延長 (m)	傾斜度 (度)	高さ (m)	人家戸数 (戸)	公共施設					
							種類	数	種類	数	種類	数
II 1 5457	二十番 4	増田	80	45	8	2						
II 1 5458	秋佐野	増田	80	45	13	1						
II 1 5459	伏之前 2	野間	50	50	20	1						
II 1 5460	中山	野間	50	45	5	1						
II 1 5461	戸畑 1	増田	70	60	8	2						
II 1 5462	戸畑 2	増田	150	63	10	3	町道	150				
II 1 5463	向井町 2	増田	60	45	7	1						
II 1 5464	塩屋 1	坂井	50	40	15	1						
II 1 5465	塩屋 2	坂井	100	60	35	1	河川	110				
II 1 5466	梶潟 9	坂井	90	50	13	3						
II 2 431	大牟礼	野間	50	55	7	1						

3-5 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

(平成27年10月現在)

箇所番号	箇所名	大字	準じる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	地形要因				環境要因					保全対象				
					傾斜度(度)	高さ(m)	遷急線	遷急線の位置	地盤の状況	断層・破碎帯の有無	植生の種類	地況・屋根または斜面上部の土地利用		市町村人口	公共施設			
												屋根	台地		種類	数	種類	数
Ⅲ 1 2064	浜津脇 4	納官	880	無	38	50	1	1	6	2	5		1	6	町道	800		
Ⅲ 1 2065	浜津脇 5	納官	400	無	45	30	1	1	6	2	2		7	6	国道	450		
Ⅲ 1 2066	広野 1	納官	520	無	33	30	1	1	4	2	5		5	6	河川	50		
Ⅲ 1 2067	広野 2	納官	280	無	33	20	1	1	4	2	5		1	6	国道	110	河川	200
Ⅲ 1 2068	深久保 2	納官	290	無	38	60	1	2	6	2	5		1	6	県道	280		
Ⅲ 1 2069	宝来 1	納官	240	無	36	40	1	1	2	2	5		7	6	河川	200		
Ⅲ 1 2070	宝来 2	納官	180	無	45	20	1	2	2	2	5		1	6				
Ⅲ 1 2071	宝来 3	納官	120	無	38	20	1	2	2	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2072	宝来 4	納官	190	無	45	40	1	1	6	2	5		1	6	町道	80		
Ⅲ 1 2073	平鍋 1	納官	240	無	30	30	1	1	4	2	5		7	6				
Ⅲ 1 2074	平鍋 2	納官	140	無	33	20	1	1	4	2	5		1	6	町道	100		
Ⅲ 1 2075	宝来 5	納官	280	無	33	30	1	1	2	2	5		7	6	河川	40		
Ⅲ 1 2076	下田 1	野間	360	無	33	30	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2077	下田 2	野間	170	無	33	20	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2078	下田 3	野間	190	無	33	30	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2079	下田 5	野間	150	無	36	40	1	1	5	2	5		5	6	河川	100		
Ⅲ 1 2080	下田 4	野間	140	無	45	20	1	1	4	2	4		1	6	町道	100		

(平成 27 年 10 月現在)

箇所番号	箇所名	大字	準じる斜面の延長	がけ崩れ災害の有無	地形要因				環境要因				保全対象					
					傾斜度(度)	高さ(m)	遷急線	遷急線の位置	地盤の状況	断層・破碎帯の有無	植生の種類	地況・屋根または台地		市町村人口	公共施設			
												屋根	台地		種類	数	種類	数
Ⅲ 1 2081	中山 1	野間	270	無	33	30	1	1	2	1	5		1	6	町道	100		
Ⅲ 1 2082	中山 2	野間	320	無	36	40	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2083	中山 3	野間	230	無	33	20	1	1	5	2	5		1	6	町道	50		
Ⅲ 1 2084	中山 4	野間	230	無	30	30	1	1	5	2	5		5	6				
Ⅲ 1 2085	阿高磯 1	田島	180	無	33	10	2	1	4	2	5		6	6				
Ⅲ 1 2086	阿高磯 2	田島	470	無	30	30	1	1	4	2	4		6	6				

3-6 地すべり危険箇所

該当箇所なし (平成 27 年 3 月現在)

3-7 山腹崩壊危険地区

(平成27年3月現在)

番号	大字	字	危険地区の危険度	人家(戸)	公共施設 道路除く	道路	山腹崩壊 危険度
501-0001	増田	南大塩屋	B	11		町道	c1
501-0002	増田	大迫	A		1		b1
501-0003	増田	東内園	A	11		町道	a1
501-0004	増田	仮屋園	B	16	1	町道	c1
501-0005	増田	鳥ノ峰	B	35	1	町道	c1
501-0006	増田	南上ノ平	A	32		県道	b1
501-0007	田島	小振川	C	2			c1
501-0008	坂井	中園	B	14		県道	c1
501-0009	坂井	シモキリカエシ	B	18		県道	c1
501-0010	坂井	コハンダ	C	7		町道	c1
501-0011	坂井		B	10		町道	c1
501-0012	坂井	鳥越	B	15	1	県道	c1
501-0013	田島	浜ノ田	C	7		町道	c1
501-0014	野間	流合	C			町道	b1
501-0015	野間	今城	C			農道	c1
501-0016	増田	岩屋口	C	8		町道	c1
501-0017	増田	保木野平	C			農道	c1
501-0018	油久	潮汲尻	C			町道	c1
501-0019	増田	深迫	C			町道	c1
501-0020	坂井	松角	C			農道	b1

番号	大字	字	危険地区の 危険度	人家（戸）	公共施設 道路除く	道路	山腹崩壊 危険度
501-0021	坂井	道田	B	5		県道	b1
501-0022	田島	東川口	C			町道	b1
501-0023	油久	穴底	C			農道	b1
501-0024	田島	阿ヶ伊州峯	C			町道	c1
501-0025	増田	美崎ノ山	C			農道	b1
501-0026	油久	坂ノ小田	C			県道	c1
501-0027	坂井	熊野山	B			町道	a1
501-0028	納官	竹ノ川	C			国道	c1
501-0029	納官	上松原	C			農道	c1
501-0030	野間	唐竹山	C			農道	c1
501-0031	野間	物糟	C			農道	c1
501-0032	坂井	大田尾	C			農道	b1
501-0033	油久	立窪	C			農道	b1
501-0034	坂井	吉田	C			農道	b1
501-0035	坂井	白木野	C			農道	b1

3-8 地すべり危険地区（山地災害）

該当箇所なし（平成27年3月現在）

3-9 崩壊土砂危険地区

(平成 27 年 3 月現在)

番号	大字	字	危険地区の危険度	人家(戸)	公共施設 道路除く	道路	溪流延長(m)	崩壊土砂流出 危険度
501-0001	牧川	廻り峰尾	C			町道	1,700	c1
501-0002	牧川	頭木場	C	4		国道	1,300	c1
501-0003	牧川	広峰	C	4		国道	1,300	c1
501-0004	牧川	中之通	B	7	1	町道	2,200	c1
501-0005	納官	砂中峰	C	2		町道	2,800	c1
501-0006	納官	賽ノ平	C	4		国道	800	c1
501-0007	増田	深迫	C	6		町道	350	c1
501-0008	増田	下インジョウデ	C			県道	700	c1
501-0009	増田	城ノ平	B	11		農道	2,100	c1
501-0010	野間	椎ノ木	C			町道	200	c1
501-0011	田島	池ノ本	C			町道	200	c1
501-0012	油久	鳥羽田	C			県道	350	c1
501-0013	坂井	猪ノ宇治	C			県道	500	c1
501-0014	坂井	猿宇治	C			町道	1,000	b1
501-0015	浜津脇	西上小平	B	18	2	町道	500	c1
501-0016	平山	大坪	B	30		県道	700	c1
501-0017	増田	三角山	C			農道	200	c1
501-0018	油久	松ノ隈	C	2		町道	300	c1
501-0019	田島	宇都ノ尻	B	14	1	町道	250	c1
501-0020	坂井	吉田	C			農道	200	c1

3-10 建築基準法に基づく災害危険区域

該当箇所なし（平成 27 年 3 月現在）

3-11 交通途絶予想箇所

（平成 27 年 4 月現在）

河川名	路線名	同延長 (m)	同左区域	予想される事態	代替路線名	区分
なし	西之表南種子線	50	中種子町熊野	冠水	なし	B
なし	西之表南種子線	100	中種子町浜田	冠水	なし	B
なし	野間十三番西之表線	160	中種子町増田	落石	なし	A
なし	野間島間港線	108	中種子町屋久津	崩土	なし	B
なし	野間島間港線	200	中種子町屋久津	飛砂 堆積	なし	C
計		618				

区分 A：交通量 1 日 1,000 台以上の国道並びに幹線的かつ唯一の路線及び河川の重要水防区域に関する箇所, 主要地に通じる時に緊急交通を確保する路線

B：主要地に通じる緊急交通を確保する路線, 交通量 1 日 500 台以上

C：A, B 以外の路線

3-12 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等

(平成27年3月現在)

急傾斜地の崩壊		土石流		計	
警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
63	63	15	8	78	71

■急傾斜地の崩壊

	自然現象の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害警戒区域面積	うち土砂災害特別警戒面積	土砂災害警戒区域内保全人家戸数	うち特別警戒区域内保全人家戸数	がけ高(m)		
							(㎡)	(㎡)	(戸)	(戸)			
1	急傾斜	牧川	小倉ノ平	急・小倉ノ平1	kyu501-0003	1	24,880	9,179	1		23		
	急傾斜		小倉ノ平	急・小倉ノ平1	kyu501-0003		2	11,185		3,741		16	
2	急傾斜	納官	大蟹川	急・大蟹川1	kyu501-0005	1	4,291	574	2		12		
	急傾斜			急・大蟹川1	kyu501-0005		2	1,014			6		
	急傾斜			急・大蟹川1	kyu501-0005		3	4,650		1,462	2	14	
	急傾斜			急・大蟹川1	kyu501-0005		4	1,757		457		11	
	急傾斜			急・大蟹川1	kyu501-0005		5	1,573		440	2	1	10
	急傾斜			急・大蟹川1	kyu501-0005		6	1,981		228	4		9
3	急傾斜	納官	鍛屋峯	急・鍛屋峯1	kyu501-0006		1,728	1,728	6	5	10		
4	急傾斜	納官	上町	急・上町1	kyu501-0007	1	14,885	417	21	3	12		
	急傾斜			急・上町1	kyu501-0007		2	665			88	2	6
	急傾斜			急・上町1	kyu501-0007		3	1,396			332	2	2
5	急傾斜	納官	田中	急・田中1	kyu501-0008		23,059	7,332	38	15	30		

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	がけ高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)			
6	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	1	33,407	17,611	8	1	40
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	2	13,433	8,714			34
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	3	619	114	1	1	6
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	4	30,344	11,457	5	1	30
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	5	9,414	2,432	3		10
	急傾斜	納官	荒崎	急・荒崎 1	kyu501-0009	6	2,242	367			8
7	急傾斜	納官	下浜川	急・下浜川 1	kyu501-0013	1	2,230	913	1		10
	急傾斜	納官	下浜川	急・下浜川 1	kyu501-0013	2	7,976	3,293			23
8	急傾斜	納官	小長野	急・小長野 1	kyu501-0014	1	8,606	1,962	1		20
	急傾斜	納官	小長野	急・小長野 1	kyu501-0014	2	1,731	206	2	1	9
9	急傾斜	納官	深久保	急・深久保 1	kyu501-0018		3,371	2,005	1		36
10	急傾斜	納官	本源寺畠	急・本源寺畠 1	kyu501-0021		1,014	213	1		7
11	急傾斜	納官	大渡瀬	急・大渡瀬 1	kyu501-0031		1,497	285			7
12	急傾斜	納官	大田之山	急・大田之山 1	kyu501-0035		4,356	1,442	2	1	15
13	急傾斜	納官	大田之上	急・大田之上 1	kyu501-0036	1	2,890	1,139	3	3	15
	急傾斜	納官	大田之上	急・大田之上 1	kyu501-0036	2	1,479	449	1	1	9
14	急傾斜	油久	上僧都	急・上僧都 1	kyu501-0099		1,170	269	1	1	9
15	急傾斜	油久	上僧都	急・上僧都 2	kyu501-0100		608	158	1	1	8
16	急傾斜	油久	石寺	急・石寺 1	kyu501-0101		6,670	1,835	1		16
17	急傾斜	牧川	平山	急・平山 1	kyu501-0002		5,125	1,802	2	2	14
18	急傾斜	増田	三角山	急・三角山 1	kyu501-0010		3,208	1,426	2		13
19	急傾斜	増田	中平寺	急・中平寺 1	kyu501-0022		1,503	518	1	1	7

	自然現象の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害警戒区域面積		土砂災害警戒区域内 保全人家戸数		がけ高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	
20	急傾斜	増田	中平寺	急・中平寺 2	kyu501-0023		2,950	608	3	2	7
21	急傾斜	増田	瀬戸口	急・瀬戸口 1	kyu501-0024	1	1,880	848	1	1	14
	急傾斜	増田	瀬戸口	急・瀬戸口 1	kyu501-0024	2	3,426	1,593	1		14
22	急傾斜	増田	南秋佐野	急・南秋佐野 1	kyu501-0033		4,119	1,232	1	1	10
23	急傾斜	増田	大迫	急・大迫 1	kyu501-0037		8,716	2,270	2	2	10
24	急傾斜	増田	大迫	急・大迫 2	kyu501-0038		13,860	3,335	1		10
25	急傾斜	増田	田代の上	急・田代の上 1	kyu501-0039		5,757	1,987	3		15
26	急傾斜	増田	田代の上	急・田代の上 2	kyu501-0040	1	7,289	2,369	1		21
	急傾斜	増田	田代の上	急・田代の上 2	kyu501-0040	2	2,383	519	1	1	8
27	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 1	kyu501-0041		3,536	989	2		16
28	急傾斜	増田	高峰	急・高峰 1	kyu501-0042		5,419	1,646	2	2	16
29	急傾斜	増田	高峰	急・高峰 2	kyu501-0043	1	6,046	1,845	1		16
	急傾斜	増田	高峰	急・高峰 2	kyu501-0043	2	2,501	50	2		8
	急傾斜	増田	假屋園	急・高峰 2	kyu501-0043	3	613	118	2	1	6
30	急傾斜	増田	假屋園	急・假屋園 1	kyu501-0044		7,391	2,475	5	2	24
31	急傾斜	増田	田ノ上	急・田ノ上 1	kyu501-0045	1	1,019	185	1		7
	急傾斜	増田	田ノ上	急・田ノ上 1	kyu501-0045	2	4,884	1,098	5	1	11
	急傾斜	増田	田ノ上	急・田ノ上 1	kyu501-0045	3	1,025	320	1		9
32	急傾斜	増田	鳥ノ峰	急・鳥ノ峰 1	kyu501-0046	1	3,613	734	1	1	8
	急傾斜	増田	鳥ノ峰	急・鳥ノ峰 1	kyu501-0046	2	4,695	1,502	2		15
	急傾斜	増田	鳥ノ峰	急・鳥ノ峰 1	kyu501-0046	3	9,183	2,815	3	2	16

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	がけ高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)			
33	急傾斜	増田	小田ノ上	急・小田ノ上 1	kyu501-0047	1	6,385	1,951	1	1	18
	急傾斜	増田	小田ノ上	急・小田ノ上 1	kyu501-0047	2	1,200	207	1	1	7
34	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 2	kyu501-0048	1	6,007	2,054			27
	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 2	kyu501-0048	2	8,218	2,507			23
	急傾斜	増田	茶屋ノ峰	急・茶屋ノ峰 2	kyu501-0048	3	5,756	1,974	2	1	18
35	急傾斜	増田	今井田	急・今井田 1	kyu501-0050		5,620	1,295	1		11
36	急傾斜	増田	下ノ町	急・下ノ町 1	kyu501-0051		15,601	5,894	4	2	30
37	急傾斜	増田	上戸畑	急・上戸畑 1	kyu501-0052		9,350	2,747	4	2	11
38	急傾斜	増田	北阿呆	急・北阿呆 1	kyu501-0053		15,243	4,371	4	2	16
39	急傾斜	増田	南大塩屋	急・南大塩屋 1	kyu501-0054	1	8,305	3,419	2	2	24
	急傾斜	増田	南大塩屋	急・南大塩屋 1	kyu501-0054	2	3,866	1,159	3		21
	急傾斜	増田	南大塩屋	急・南大塩屋 1	kyu501-0054	3	6,603	2,755	6	3	25
40	急傾斜	野間	大牟礼尻	急・大牟礼尻 1	kyu501-0055		1,406	316	1	1	9
41	急傾斜	野間	上方	急・上方 1	kyu501-0056		2,454	294	1		6
42	急傾斜	野間	鳶巣ノ平	急・鳶巣ノ平 1	kyu501-0057		2,192	665	1		12
43	急傾斜	野間	東田元	急・東田元 1	kyu501-0059		2,742	660	1		11
44	急傾斜	野間	宮園	急・宮園 1	kyu501-0060		882	149	1	1	8
45	急傾斜	野間	園田	急・園田 1	kyu501-0067		981	156			7
46	急傾斜	野間	水久保	急・水久保 1	kyu501-0074		3,362	795	2	1	17
47	急傾斜	坂井	下伐返	急・下伐返 1	kyu501-0084	1	18,019	5,874	5	1	16
	急傾斜	坂井	下伐返	急・下伐返 1	kyu501-0084	2	2,660	419	3	1	9

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	がけ高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)			
48	急傾斜	坂井	前田	急・前田 1	kyu501-0085		12,906	4,107	3		22
49	急傾斜	坂井	立中峰	急・立中峰 1	kyu501-0086		6,021	1,771	3		21
50	急傾斜	坂井	野田	急・野田 1	kyu501-0200		5,824	1,917	2	2	17
51	急傾斜	坂井	新開	急・新開 1	kyu501-0088		16,878	6,746	2	1	34
52	急傾斜	坂井	長園	急・長園 1	kyu501-0089	1	3,702	962			13
	急傾斜	坂井	長園	急・長園 1	kyu501-0089	2	17,818	6,078	10	6	28
	急傾斜	坂井	出口	急・長園 1	kyu501-0089	3	3,769	941	4	2	9
	急傾斜	坂井	久保田	急・長園 1	kyu501-0089	4	434	35	1		6
53	急傾斜	坂井	妙徳田	急・妙徳田 1	kyu501-0090	1	20,798	8,828	1	1	33
	急傾斜	坂井	長園	急・妙徳田 1	kyu501-0090	2	278	38	1	1	5
	急傾斜	坂井	長園	急・妙徳田 1	kyu501-0090	3	1,904	438	1	1	12
54	急傾斜	坂井	上古坂	急・上古坂 1	kyu501-0096	1	3,593	1,166	1		14
	急傾斜	坂井	上古坂	急・上古坂 1	kyu501-0096	2	2,490	595	1		11
55	急傾斜	坂井	柏木	急・柏木 1	kyu501-0103		12,945	4,018	6	4	25
56	急傾斜	坂井	乗浜	急・乗浜 1	kyu501-0104		4,713	1,366			16
57	急傾斜	坂井	鳥越	急・鳥越 1	kyu501-0105		25,105	8,272	19	5	21
58	急傾斜	坂井	鳥越	急・鳥越 2	kyu501-0106		778	123	1	1	7
59	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	1	5,537	1,752			25
	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	2	15,177	9,767	4	3	63
	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	3	8,373	3,687	2	1	34
	急傾斜	坂井	熊野山	急・熊野山 1	kyu501-0107	4	5,148	1,406	1		13

	自然現象 の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害 警戒区域面積		土砂災害 警戒区域内 保全人家戸数		がけ高 (m)
							(㎡)	うち 土砂災害 特別警戒面積 (㎡)	(戸)	うち 特別警戒区域内 保全人家戸数 (戸)	
60	急傾斜	坂井	道田	急・道田 1	kyu501-0109		24,147	8,965	2	1	32
61	急傾斜	坂井	道田	急・道田 2	kyu501-0110	1	22,550	8,466	2		46
	急傾斜	坂井	道田	急・道田 2	kyu501-0110	2	15,107	5,215	1		32
62	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	1	3,690	710	3		11
	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	2	1,004	248	2		9
	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	3	1,144	328	2		12
	急傾斜	坂井	明石	急・明石 1	kyu501-0201	4	4,341	807	3	1	9
63	急傾斜	坂井	道田	急・道田 3	kyu501-0202	1	2,877	1,076			19
	急傾斜	坂井	道田	急・道田 3	kyu501-0202	2	506	112			7

■土石流

	自然現象の種類	大字	字	区域名	箇所番号	枝番	土砂災害警戒区域面積	うち土砂災害特別警戒面積	土砂災害警戒区域内保全人家戸数	うち特別警戒区域内保全人家戸数
							(㎡)	(㎡)	(戸)	(戸)
1	土石流	牧川	小川	土・小川 1	dok501-0002		46,005	21,048	9	1
2	土石流	納官	持多田	土・持多田 1	dok501-0004		27,952	17,413	3	2
3	土石流	納官	松細	土・松細 1	dok501-0005		26,140	16,934	9	6
4	土石流	納官	寺川	土・寺川 1	dok501-0006		10,919		13	
5	土石流	納官	楠川	土・楠川 1	dok501-0007		9,245	2,862	12	3
6	土石流	納官	下松細	土・下松細 1	dok501-0100		32,772		3	
7	土石流	増田	大迫	土・大迫 1	dok501-0009		10,631		1	
8	土石流	増田	高峰	土・高峰 1	dok501-0010		22,578	286	5	
9	土石流	増田	茶屋ノ峰	土・茶屋ノ峰 1	dok501-0011		11,407		1	
10	土石流	増田	小田	土・小田 1	dok501-0012		11,214		3	
11	土石流	油久	美座田	土・美座田 1	dok501-0013		57,497	65	8	
12	土石流	油久	美座田	土・美座田 2	dok501-0014		32,976	73	9	
13	土石流	油久	美座原	土・美座原 1	dok501-0015		80,643	77	12	
14	土石流	坂井	久保田	土・久保田 1	dok501-0016		20,189		4	
15	土石流	坂井	立中峰	土・立中峰 1	dok501-0017		2,211			

3-13 自然災害危険箇所

番号	箇所名	大字	小字	災害名	備考
1	大 平	野 間	大 平	湛水防除施設	自然災害防止事業
2	池之向	〃	池之向	〃	〃
3	伏之前	〃	伏之前	〃	〃
4	上 方	〃	上 方	〃	〃
5	横 町	〃	横 町	〃	〃
6	栄町1	〃	栄町1	〃	〃
7	栄町2	〃	栄町2	〃	〃
8	栄町3	〃	栄町3	〃	〃
9	町山崎	〃	町山崎	〃	〃
10	竹屋野	〃	竹屋野	〃	〃
11	旭 町	〃	旭 町	〃	〃
12	畠田1	〃	畠田1	〃	〃
13	畠田2	〃	畠田2	〃	〃
14	畠田3	〃	畠田3	〃	〃
15	美 座	油 久	美座原	治山施設	治山事業
16	中 山	野 間	水久保	〃	〃
17	梶 潟	坂 井	下伐返	高潮危険地域	
18	屋久津	坂 井	長 園	高潮危険地域	
19	郡 原 (小田池)	増 田	小田ノ上	防災重点ため池	農村地域防災減災事業
20	古 房 (差合池)	〃	馬場口	〃	〃

4 避難に関する資料

4-1 指定緊急避難場所・指定避難所及び福祉避難所

地区名	避難所区分	施設名	所在地	災害の種類					面積(延床) (㎡)	建築 年度	標高 (m)	避難経路	
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波				国・県道	町道
星原	指定避難所	星原小学校	納官6425	○	×	○	○	×	455 (578)	H2	17	国道58号	星原小学校線
納官	指定避難所	納官小学校	納官500	○	○	○	○	○	569 (630)	S58	25		野間・納官線
増田	指定緊急避難場所	ベニーハウス	増田4162	○	○	○	○	×	185 (529)	H12	15	県道西之表・南種子線	広ヶ野・中之町線, 増田2号線
	指定緊急避難場所	旧増田中学校	増田3842-2	○	×	○	○	○	629	S55	74		増田1号線, 増田2号線, 古房2号線
	指定避難所	増田小学校	増田3969	○	×	○	○	×	443 (578)	S62	25	県道西之表・南種子線	広ヶ野・中之町線, 増田1号線
野間	指定避難所	福祉センター	野間6584-2	○	○	○	○	○	918	S56	114	国道58号, 県道西之表・南種子線	高峯・竹屋野線
	指定避難所	中央公民館	野間5186	○	○	○	○	○	775	S46	102	国道58号, 県道西之表・南種子線	公園通り線, 旭本通り線
	指定避難所	中央運動公園	野間5936	○	○	○	○	○	2,390	H10	85		公園通り線, 広ヶ野・中之町線
	指定避難所	中種子中学校	野間5208-1	○	○	○	○	○	580 (980)	S59	100	国道58号, 県道野間・島間港線	旭町1号線, 公園通り線, 上方・高峰線, 横町通り線
油久	指定避難所	油久小学校	油久2340	○	○	○	○	○	467 (536)	S51	85	県道西之表・南種子線	美座・女州線
南界	指定避難所	南界小学校	坂井3530	○	○	○	○	○	464 (532)	S52	95	国道58号, 県道西之表・南種子線	坂井・熊野線, 東目・熊野線
岩岡	指定避難所	岩岡小学校	坂井969	○	×	○	○	○	443 (629)	S57	30	県道野間・島間線	屋久津・衣之平線
野間	福祉避難所	つまべに苑	野間6584-11	○	○	○	○	○	2,698	H20	114	国道58号, 県道西之表・南 種子線	高峯竹屋野線
南界	福祉避難所	南界園	田島327-1	○	○	○	○	○	1,023	S57	88	国道58号	東目熊野線
納官	福祉避難所	おたつめたつ	納官5173	○	○	○	○	○	301	H15	52	国道58号	坂元線

4-2 孤立化集落対策マニュアル

[県危機管理防災課]

1 目的

- 大規模な地震等による道路や通信の途絶などにより孤立化するおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置など孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。
- このため、県において、孤立化の未然防止と応急対策の迅速な実施のための「マニュアル」を策定し、当該「マニュアル」に基づき、市町村及び県、防災関係機関等が一体となった取組みを促進することにより、地域住民の安全確保を図る。

2 孤立化集落対策

1 孤立化のおそれのある集落の把握

(1) 市町村

道路状況や通信手段の確保の状況から孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

なお、把握に当たっては、下記の例を参考にするとともに、警察、消防、土木事務所、NTT等防災関係機関から意見を聴取する。

[孤立化のおそれのある集落(例)]

- 道路状況
 - 集落につながる道路等において迂回路がない。
 - 集落につながる道路等において落石や崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数存在し、交通途絶の可能性が高い。
 - 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
 - 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。
- 通信手段
 - 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
 - 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

2 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、県、市町村及び防災関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組む。

また、孤立化対策に必要な施策を推進するため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

(1) 市町村

- ・ 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者(区長、班長、消防団員等)を「災害情報連絡員(仮称)」として任命するなど、災害発生時における防災情報の提供体制を整備する。
また、自主防災組織を育成・強化し、集落内の防災力の向上に努める。
- ・ 集落内に学校や駐在所等の公共的機関、九電、NTTなどの防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ・ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。

- ・ 市町村が整備している防災行政無線移動局(携帯型)については、孤立化のおそれのある集落の災害情報連絡員に配備しておくなど連絡手段の多様化を図る。
 - ・ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地(校庭, 空き地, 休耕田等)を選定・確保する。
- (2) N T T
- ・ 孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話(現状: 県下40箇所)に配置)及び衛星携帯電話の配置などについて配慮する。
- (3) 道路管理者(県・市町村等)
- ・ 孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県、市町村等は定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

3 孤立化した場合の対応

- (1) 市町村
- ・ 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。
 - ・ 避難所の開設や飲料水, 食事等日常生活に必要な物資を確保する。
 - ・ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。
- (2) 県
- ・ 市町村からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握, 救急患者の搬送等を行うほか、消防や警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。
 - ・ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請, 災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。
 - ・ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請のほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。
- (3) N T T
- ・ 孤立化した集落との連絡手段を確保するため、備蓄している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。
 - ・ 被災した通信中継局, 通信回線等の応急復旧に努める。
- (4) 道路管理者(県・市町村)
- ・ 建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。
- (5) 自衛隊
- ・ 大型ヘリ等による被災状況の把握, 救出・救助, 安否確認等を実施するとともに、避難所における炊飯支援や仮設トイレ, テント等の資機材を提供する。
- (6) 警 察
- ・ 安否確認, 行方不明者の捜索, 救出救助, 緊急交通路の確保を図る。

4-3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

平成 25 年 8 月 内閣府（防災担当）
（抜粋）

災害時要援護者対策については、これまで国としては「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）を示し、市町村にその取組を周知してきたところである。

しかしながら、平成 23 年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者の死者数は約 6 割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍に上った。他方で、例えば、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は 281 名、民生委員の死者・行方不明者は 56 名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。

こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、

- ① 避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるとともに、その作成に際し必要な個人情報を利用できること
- ② 避難行動要支援者本人からの同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供すること
- ③ 現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できること
- ④ 名簿情報の提供を受けた者に守秘義務を課すとともに、市町村においては、名簿情報の漏えいの防止のため必要な措置を講ずることなどが定められた。

本取組指針は上記の法改正を受けて、上述のガイドラインを全面的に改定したものであり、留意すべき事項及び関連する参考となる事項をその内容として、市町村が事務を行う際の一助とすべく作成したものである。

要介護高齢者や障害者等の避難行動要支援者や避難支援等関係者の犠牲を抑えるためには、事前の準備を進め、迅速に避難支援等を行うことが必要となる。

- 従来の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）においては、災害時要援護者の避難支援についての全体的な考え方等を、全体計画において定めることとしていた。
- 改正法において、避難行動要支援者名簿の作成等が規定されたところであるが、これを制度として運用していくにあたり、市町村においては、まず、当該地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定めることとした。

その上で、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として、従来の全体計画を位置付け、策定することが適当である。

第1 全体計画・地域防災計画の策定

<全体計画・地域防災計画において定める事項>

- 名簿作成に関する関係部署の役割分担
- 避難支援等関係者への依頼事項（情報伝達、避難行動支援等の役割分担）
- 支援体制の確保（避難行動要支援者1人に対して何人の支援者を配するか、避難行動要支援者と避難支援等関係者の組合せ）
- 具体的な支援方法についての避難行動要支援者との打合せを行うに当たって、調整等を行う者（以下、「コーディネーター」という。）
- あらかじめ避難支援等関係者に名簿情報を提供することに不同意であった者に対する支援体制
- 発災時又は発災のおそれがある時に避難支援に協力を依頼する企業団体等との協定締結
- 避難行動要支援者の避難場所
- 避難場所までの避難路の整備
- 避難場所での避難行動要支援者の引継ぎ方法と見守り体制
- 避難場所からの避難先及び当該避難先への運送方法他

<全体計画・地域防災計画の策定に当たっての留意事項>

- 地域の防災意識、防災力を高めるとともに、地域の実情に応じた計画の策定及びその見直しに当たっては、消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、福祉事業者、地域住民等の日常から避難行動要支援者と関わる者や高齢者や障害者等の多様な主体の参画を促すこと。
- 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定すること。その際、必ずしも改正災対法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めること。
また、避難支援等関係者となりうる者をより多く確保するのに当たっては、年齢要件等にとらわれず、地域住民の協力を幅広く得ること。

第2 避難行動要支援者名簿の作成等

1 要配慮者の把握

(1) 市町村内部での情報の集約

市町村においては、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市町村の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約するよう努めること（法49条の10第1項）。

(2) 都道府県等からの情報の取得

例えば難病患者に係る情報等、市町村で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができることとされているが、積極的に必要な情報の取得に努められたいこと（法49条の10第4項）。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすること。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

- 高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要件を設定すること。
- 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、主として、
 - ①警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報の取得能力
 - ②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
 - ③避難行動を取る上で必要な身体能力に着目して判断することが想定されること。また、要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設けること

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載すること

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市町村の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や都道府県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておくこと。また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこと。

(4) 市町村における情報の適正管理

市町村において、名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、避難行動要支援者名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要であること。

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

そのため、市町村においては避難行動要支援者名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められること。

(5) 避難行動要支援者名簿と災害時要援護者名簿の関係

改正災対法の施行前から「災害時要援護者名簿」等の名称で避難行動要支援者名簿を作成していた市町村については、当該名簿の内容が改正災対法に基づき作成される避難行動要支援者名簿の内容に実質的に相当している場合には、当該名簿を法 49 条の 10 に基づくものとして地域防災計画に位置付ければ、改めて

避難行動要支援者名簿を作成する必要はないこと

3 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(1) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化するから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つこと。

(2) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有することが適切である。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知することが適切である。

4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

○ 避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められること。

○ 避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市町村担当部局が避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけることが求められること。その際には避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明するとともに、障害者団体等とも連携するなど対応を工夫しておくことが適切である。

避難行動要支援者名簿制度の趣旨等について詳細な説明を求められた場合には、その避難行動要支援者に対して、個別訪問を実施して、本人に対してその趣旨や内容を説明し、平常時からの名簿情報の提供について意思確認を行うことが適切である。

○ 同意は、口頭によるものと書面によるものとを問わないが、状況に照らし本人が実質的に同意していると判断できることが必要となる。

また、重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等から同意を得ることにより、名簿情報の外部提供を行うこととして差し支えない。

○ 避難支援等関係者に対する避難行動要支援者名簿の平常時からの提供は、避難行動要支援者名簿に掲載された本人の同意が必要であるが、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、本人の同意がなくても平常時から名簿情報を外部に提供できる旨を市町村が災害対策基本条例等で別に定めている場合は、平常時からの提供に際し、本人の同意を要しないこととしているので、当該市町村の実情に応じ、必要な対応を検討されたい。なお、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めるとき」など、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合も、「当該市町村の条例に特別の定めがある場合」に該当する。

○ 避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努めることが求められる。

<市町村が講ずる措置例>

- ・ 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること

- ・市町村内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること
- ・施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導すること
- ・受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導すること
- ・名簿情報の取扱状況を報告させること
- ・避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること

第3 発災時における避難行動要支援者名簿の活用

発災時における避難行動要支援者名簿の活用に当たって留意すべき事項は、以下のとおりである。

1 避難のための情報伝達

(1) 避難準備情報等の発令・伝達

- 市町村は、自然災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を参考に、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令等の判断基準（具体的な考え方）を地域防災計画に定めた上で、災害時において適時適切に発令すること。
- 避難準備情報として発令される、「自主避難の呼び掛け」「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たって重要な情報である。避難行動要支援者の中には避難等に必要情報を入手できれば、自ら避難行動をとることが可能な者もいる。

そのため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにすること

- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること
- ・高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと

など、その情報伝達について、特に配慮すること。

(2) 多様な手段の活用による情報伝達

自然災害発生時、特に地震に伴い発生する津波の発生時においては、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達の特徴を踏まえ、防災行政無線（戸別受信機）や広報車による情報伝達に加え、携帯端末等を活用し、緊急速報メールを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

また、避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。多様な情報伝達の手段を用いることは、避難支援等関係者の負担を軽減することにもつながることから、市町村においては、多様な情報伝達の手段を確保すること。

さらに、避難行動要支援者自身が情報を取得できるよう、日常的に生活を支援する機器等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。

2 避難行動要支援者の避難支援

(1) 避難支援等関係者等の対応原則

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意した避難行動要支援者の避難支援については、名簿情報に基づいて避難支援を行うこと。

また、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、市町村等は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行え

るよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

(2) 避難支援等関係者等の安全確保の措置

地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておくこと。

避難支援は避難しようとする人を支援するものであり、避難することについての避難行動要支援者の理解は、平常時に避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る段階で得ておくこと。

避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めるに当たっては、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合っ、ルールを決め、計画を作り、周知することが適切である。その上で、一人一人の避難行動要支援者に避難行動要支援者名簿制度の活用や意義等について理解してもらうことと合わせて、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

(3) 名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務の考え方

名簿情報の提供を受けた者が、災害発生時に、避難行動要支援者の避難支援等に必要な応援を得るため緊急に名簿情報を近隣住民等に知らせるような場合は、「正当な理由」に該当すると考えられるため、改正災対法における守秘義務違反には当たらない。

なお、避難支援等の応援を得ることを目的とした場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に名簿情報を提供することは、「正当な理由」に該当しない

(4) 避難行動要支援者名簿の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

① 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供できる。

そのため、市町村は、避難支援等関係者その他の者に対し、特に避難の時間的余裕がある風水害等のリードタイムのある災害においては、避難支援等関係者その他の者への情報提供に同意していない者についても、可能な範囲で支援を行うよう協力を求めることができることとなっている。

ただし、発災時等であれば無条件に認められるものではなく、例えば、大雨で河川が氾濫するおそれがある場合に、浸水する可能性がない地区に居住する同意のない避難行動要支援者の名簿情報まで一律に提供することは適切ではない。そのため、市町村は予想される災害種別や規模、予想被災地域の地理的条件や過去の災害経験等を総合的に勘案し、同意のない避難行動要支援者名簿の情報を提供することが適切かを判断するよう留意すること

② 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の提供先

自衛隊の部隊や他の都道府県警察からの応援部隊など、他地域から避難支援等の支援が受けられる場合は、それらの者にも名簿情報を提供することができる。また、平常時から民間企業等とも協定を結ぶなど、あらかじめ関係者と連携して避難支援に取り組むこと。

③ 不同意者を含む避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

発災時に、本人の同意の有無に関わらず、緊急に名簿情報を提供する場合、あらかじめ地域防災計画において定められた避難支援等関係者のみならず、平常時から名簿情報を保有していない者に対しても名簿情報を提供することが考えられる。名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めることが求められる。

3 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 安否確認を行う際に、避難行動要支援者名簿を有効に活用すること。
- 自宅に被害がなく、避難行動要支援者が無事であっても、介護者や保護者が外出先で被災し、行方不明となり、支援者がいなくなることで、また、介護者自身も負傷や高齢、障害により発災時は支援が必要となることも想定される。そういった状況やライフラインの供給が止まるなどした場合、せっかく助かった避難行動要支援者であっても、その後の自力生存が困難となり、その命までも失われかねない。
そのため、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、市町村は、避難行動要支援者名簿を活用し、在宅避難者等の安否確認を進めること。
また、安否確認を行ったが、応答がない場合には、現地に最寄りの避難所から人を派遣するなどにより状況を把握するなどして、避難所への移動等の必要な支援を行い、救える命が失われないように必要な対応をすること。
- 安否確認を外部に委託する場合には、避難行動要支援者名簿が悪用されないよう適切な情報管理を図るために必要な措置を講じるよう努めることが求められる。そのため、適切に安否確認がなされると考える福祉事業者、障害者団体、民間の企業や団体等と災害発生前に協定を結んでおくことが適切である。
また、近年の災害においては、ケアマネジャー等の福祉サービス提供者が中心となって献身的に担当利用者の安否、居住環境等を確認し、ケアプランの変更、緊急入所等の対応を行うなど重要な役割を担っているところもみられる。市町村の防災関係部局、福祉関係部局及び保健関係部局は、福祉サービス提供者との連絡を密に取り、積極的に連携していくことも有効な方策の一つである。
- 避難行動要支援者に該当しない者であっても、発災または発災のおそれがあるときに、地域の高齢者や障害者等を対象とした見守りのための名簿等を別途作成・活用し、安否確認を行うことが考えられる。
また、福祉事業者や障害者団体等と、避難行動要支援者に該当しない者の安否確認を行うための協力体制等について、あらかじめ協定を結んでおき、それら団体等と連携し、発災後の安否確認を行うことも有効な方策の一つである。

4 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

発災時に助かった避難行動要支援者の命が、その後の避難生活において配慮が足りなかったために失われるといったことがないように留意する必要がある。そのため、地域の実情や特性を踏まえつつ、以下の事項を参考としながら、避難後の避難行動要支援者の支援を行う必要がある。

(1) 避難行動要支援者の引継ぎ

避難行動要支援者及び名簿情報が避難場所等において、避難支援等関係者から避難場所等の責任者に引き継がれるよう、その方法等について、あらかじめ地域防災計画又は全体計画に規定し、避難行動要支援者の引継ぎを行うことが適切である。その際、名簿情報を避難所生活後の生活支援に活用できるよう引継ぐことが適切である。

(2) 避難行動要支援者の避難場所から避難所への運送

避難行動要支援者を速やかに避難場所から避難所へ運送できるよう、あらかじめ運送事業者と避難行動要支援者の運送について協定を結び全体計画に規定することが適切である。

発災後は、避難行動要支援者の運送の責任者となった者が中心となってあらかじめ定めた全体計画に基づき、避難場所から避難行動要支援者を運送することが適切である。

5 気象等観測に関する資料

5-1 注意報・警報及び気象情報の発表

警報・注意報発表基準一覧表

平成 27 年 4 月 23 日現在
発表官署 鹿児島地方気象台

中種子町	府県予報区	鹿児島県			
	一時細分区域	種子島・屋久島地方			
	市町村等をまとめた地域	種子島地方			
警 報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1 時間雨量 70 mm		
		土壌雨量指数基準	214		
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 70 mm		
		流域雨量指数基準	—		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報 による基準	—		
	暴風	平均風速	陸上	25m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	25m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 10 cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
	高潮	潮位	2.3m		
注 意 報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 40 mm		
		土壌雨量指数基準	147		
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 40 mm		
		流域雨量指数基準	—		
		複合基準	—		
		指定河川洪水予報 による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	15m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	15m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	24 時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	2.5m		
	高潮	潮位	2.0m		

注 意 報	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 50%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪深さ 100 cm以上で次のいずれか 1 気温 3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ 30 cm以上		
	低温	冬期：最低気温が－4℃以下		
	霜	最低気温 4℃以下		
	着水・着雪			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	120 mm		

警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村に対して発表する。
- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を「－」で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_h.html) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準は 1 km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/ki_jun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域＝30」は、「○○流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たす」という意味を示している。

している場合に洪水警報を公表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を公表する」ことを意味する。

- (11) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (12) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

5-2 雨量観測所

関係土木 事務所名	流域河川名	観測所名	位置	雨量計種別	管理者（所属）	備考
熊毛	—	中種子地域気象観測所	中種子町砂中・空港	アメダス	鹿児島地方気象台長	
	—	浜津脇	〃 納宮	テレメータ	熊毛支庁建設部長	I S
	—	増田	〃 増田	〃	〃	L S
	—	熊野浦	〃 坂井	〃	〃	L S

(H27 県水防計画より)

- ※ アメダス：アメダステータ等統合処理システムにより、鹿児島地方気象台に配信される。
 テレメータ：雨量や水位などの観測データを無線回線等により監視局へ収集する。
 (テレメータには、別途自記雨量計及びデジタル雨量計を併設するものを含む。)
 I S：H8～H10『鹿児島県河川情報システム』による整備（テレメータ化を含む。）
 L S：H10～H12『鹿児島県土砂発生予測システム』による整備

6 通信に関する資料

6-1 防災行政無線の整備状況

(平成 27 年 4 月現在)

地区名	無線等設置状況	戸別受信機設置状況
星原	同報系	全戸
納官	同報系	全戸
増田	同報系	全戸
野間	同報系	全戸
油久	同報系	全戸
南界	同報系	全戸
岩岡	同報系	全戸

6-2 同報無線設置箇所

1. 屋外拡声器

(平成 27 年 4 月現在)

番号	地区名(集落)	設置場所	空中線
1	野間(役場)	中種子町野間 5186	ダイポール
2	星原(牧川)	中種子町牧川 976-1	3素子
3	星原(浜津脇) 2	中種子町納官 5410-1	3素子
4	星原(浜津脇) 1	中種子町納官 6375-10	3素子
5	星原(坂元)再送信	中種子町納官 5188	5素子
6	納官(平鍋)	中種子町納官 2580-1	5素子
7	納官(春田)	中種子町納官 2129	3素子
8	納官(原之里)	中種子町納官 443-1	3素子
9	増田(古房)	中種子町増田 6684-1	5素子
10	増田(中之町)	中種子町増田 6140-1	3素子
11	増田(郡原)	中種子町増田 5843-4	3素子
12	増田(二十番)	中種子町増田 7452-36	5素子
13	野間(中山)再送信	中種子町野間 1047	5素子
14	野間(大平)	中種子町野間 2174-6	3素子
15	野間(伏之前) 1	中種子町野間 16965-1	3素子
16	野間(伏之前) 2	中種子町野間 4287-1	3素子
17	野間(伏之前) 3	中種子町野間 1542-1	3素子
18	野間(上方)	中種子町野間 5349	5素子
19	野間(横町)	中種子町野間 5157-1	3素子
20	野間(畠田)	中種子町野間 6358-1	3素子
21	野間(高峯)	中種子町野間 6573-1	3素子
22	野間(町山崎)	中種子町野間 6946-3	3素子

番号	地区名	設置場所	空中線
23	野間（竹屋野）	中種子町野間 8818-3	3 素子
24	野間（満足山）	中種子町野間 12582	3 素子
25	野間（大牟礼）	中種子町野間 15937-12	3 素子
26	野間（伊原）	中種子町野間 15100-3	5 素子
27	野間（運動公園）	中種子町野間 5898-2	3 素子
28	油久（美座）	中種子町油久 3628-1	3 素子
29	油久（東之町）再送信	中種子町油久 2236-1	5 素子
30	油久（女洲）	中種子町油久 800-2	3 素子
31	南界（田島）	中種子町田島 306-4	3 素子
32	南界（本村）	中種子町坂井 3394-2	3 素子
33	南界（新町）	中種子町坂井 5986-35	5 素子
34	南界（塩屋）	中種子町坂井 5637-3	3 素子
35	南界（中田）	中種子町坂井 1836	5 素子
36	岩岡（阿高磯）再送信	中種子町田島 4099-1	5 素子
37	岩岡（屋久津）	中種子町坂井 1038-2	3 素子
38	岩岡（梶潟）	中種子町坂井 1121	3 素子

7 食料・応急住宅・水道等に関する資料

7-1 食料（主食米）の調達先

機関名	所在地	電話番号
九州農政局 鹿児島農政事務所	鹿児島市小川町 3-64	099-222-0121
鹿児島県 農政部農産園芸課	鹿児島市鴨池新町 10-1	099-286-3195

7-2 応急仮設住宅建設候補地

応急仮設住宅必要戸数	46 戸
------------	------

敷地コード	
①グラウンド・公園	④公民館
②小学校	⑤公有地（跡地等）
③中・高校	⑥民有地

整理番号	地名地番	敷地の現状	コード	敷地面積（㎡）		建設可能 戸数	優先判定
				全体 敷地面積	建設可能 敷地面積		
502-1	納官 6130	旧中学校跡地	5	6,188	3,250	32	B
502-2	増田 3952	旧中学校跡地	5	9,360	4,565	48	B
502-3	納官 500	小学校校庭	2	2,533	1,728	16	C
502-4	油久 2340	小学校校庭	2	2,600	1,323	18	C
502-5	坂井 969	小学校校庭	2	4,164	2,146	24	C
502-6	田島 306-1	旧中学校跡地	5	6,558	3,331	34	B
502-7	野間 4287	公園	1	2,510	2,200	40	A
合計				33,913	18,543	212	

優先判定	箇所数	建設可能 敷地面積計（㎡）	建設可能戸数
A	2	2,200	40
B	2	14,373	114
C	3	5,197	58

7-3 水道施設の概要

(平成27年3月現在)

地区名	上水道	簡易水道				
		浜津脇地区	北部地区	向井町地区	長谷地区	中之町地区
原水の種別	表流水, 深井戸	表流水	深井戸	湧水	深井戸	湧水
許可年月日	昭和33年	昭和30年	昭和58年	昭和37年	昭和63年	昭和33年
計画給水人口	8,140	1,210				
年度末給水人口	7,292	455	276	36	140	138
一日最大配水量	4,263	179	143	20	62	60
普及率(対事業区域内人口)	99.8%					

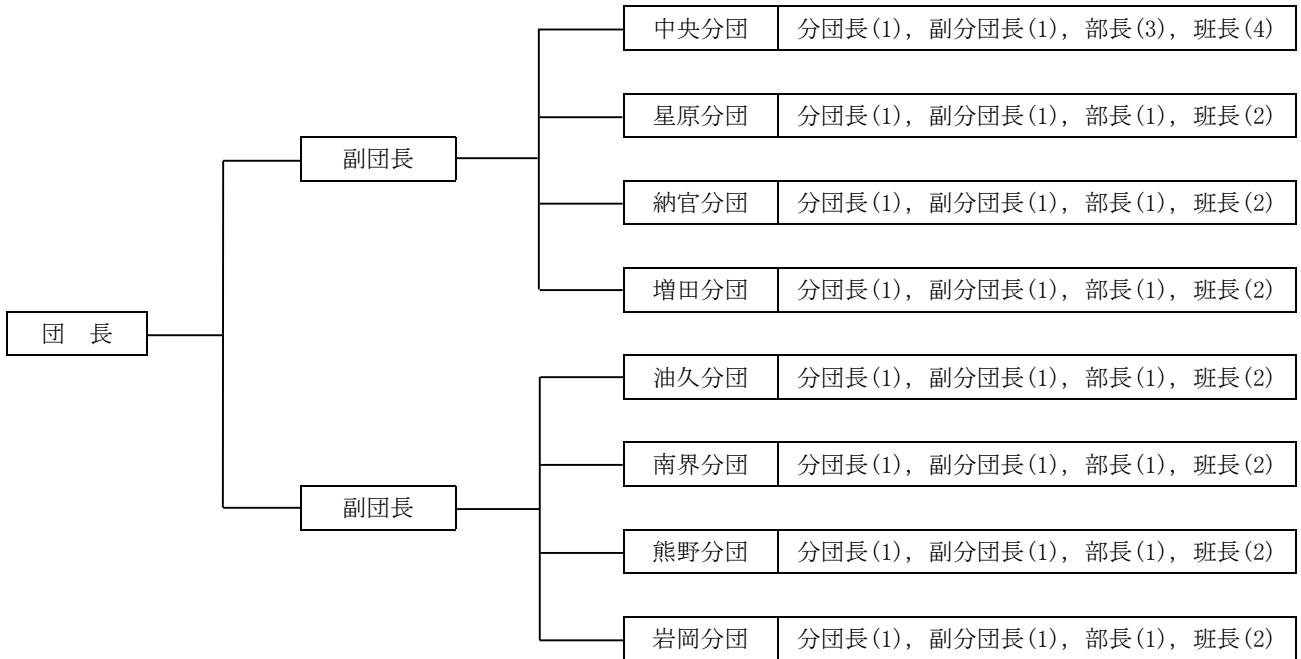
7-4 給水資機材等の整備状況

(平成27年4月現在)

資機材等名		数量
車 両	給水車 (1.5t)	1台
給 水 容 器	給水タンク 300ℓ	4個
	給水タンク 500ℓ	4個
	ポリ容器 (12ℓ)	17個
	ポリ容器 (18ℓ)	7個
	ビニール袋 (6ℓ)	100枚
機 材	発電機	1台

8 消防・危険物施設等に関する資料

8-1 消防団の組織



8-2 消防団の定員及び装備状況

(平成 27 年 4 月現在)

本部・分団名	定員 (人)	装 備			
		タンク車	ポンプ車	積載車	小型ポンプ
団本部	3				
中央分団	40	2	1		1
星原分団	20			1	1
納官分団	20		1		1
増田分団	20			1	1
油久分団	20			1	1
南界分団	20			2	1
熊野分団	20			1	1
岩岡分団	20			2	1
合計 (8 分団)	183	2	2	8	8

8-3 危険物施設状況

(平成27年9月現在)

番号	名称	住所	電話番号	製造所等
1	J A種子屋久 中種子ライスセンター	野間 11752	27-0847	屋外タンク (休止)
2	新光糖業株式会社	野間 11033	27-1260	屋外タンク (重油)
3	宇宙航空研究開発機構 増田通信所	増田 1897	27-1990	屋外タンク (重油), 一般取扱所
4	コスモライン株式会社 市丸澱粉	納官 180	27-0104	屋外タンク (重油)
5	中種子第2葉タバコ生産組合	野間 15083-4	27-2735	屋外タンク (灯油)
6	(株)石橋建設プラント工場	油久 5314	27-0145	屋外タンク (重油)
7	(有)池山建設プラント工場	増田 7430-11	27-0390	屋外タンク (重油), 一般取扱所
8	森山養鰻	田島 1003-3	27-0507	屋外タンク (休止)
9	(有)河口ガス	野間 5002-1	27-0127	屋外タンク (灯油), 屋外貯 (灯油), 一般取扱所
10	種子島石油 (株) 中央SS	野間 6477	27-0205	屋外タンク (重油), 一般取扱所, 給油取扱所, 移動タンク 2台
11	(株)サンロード	増田 2692-64	27-5070	屋外タンク (灯油), 航空給油所, 移動タンク (ジェット燃料) 3台, 一般取扱所
12	N T T西日本 中種子交換局	野間 5297-9	27-1985	地下タンク (軽油)
13	岩崎産業(株) コスモリゾート種子島ゴルフクラブ	増田 2810	27-7888	地下タンク (灯油), 自家用給油所
14	種子島漁業協同組合 中種子支所	坂井 5647	27-9216	地下タンク (重油), 船舶給油所
15	中南衛生管理組合	野間 17007-1	27-1457	地下タンク (重油, メタノール)
16	種子島空港	増田 2392-131	27-5111	地下タンク (軽油)

番号	名 称	住 所	電話番号	製造所等
17	国土交通省 大阪航空局長	増田 空港敷地内	27-0225	地下タンク（軽油）
18	J A種子屋久 中種子給油所	野間 4230	27-0254	移動タンク 2 台，給油取扱所
19	J A種子屋久 坂井給油所	坂井 3394-2	27-8200	移動タンク 1 台，給油取扱所
20	種子島石油（株）R 5 8 給油所	野間 1125-1	27-0006	給油取扱所
21	（有）池山総合サービス 中種子給油所	野間 5224-1	27-3450	移動タンク 2 台，給油取扱所
22	（有）和人組 中央給油センター	野間 5137-2	24-2255	移動タンク 2 台，給油取扱所
23	（有）和人組 十文字給油センター	坂井 2181-343	24-6730	移動タンク 4 台，給油取扱所
24	（有）和人組 中央第 2 給油センター	野間 6579-1	24-2840	移動タンク 1 台，給油取扱所
25	（有）中種子石油店	野間 5269	27-1171	給油取扱所

9 医療・衛生に関する資料

9-1 医療機関

名称	所在地	電話番号	FAX	診療科目
田上診療所	野間 5306 番地 11	27-0325	27-2720	内科, 整形外科, 小児科
高岡医院	野間 6337 番地 7	27-3100	27-3148	内科, 胃腸科, 呼吸器科
中種子クリニック	野間 6481 番地 1	27-3222	27-3202	内科, 外科, リハビリテーション科
鎌田歯科医院	野間 5298 番地 33	27-2515	27-2516	歯科
羽生歯科医院	野間 5105 番地 7	27-0023	27-1711	歯科
田中歯科医院	野間 5102 番地 22	27-3337	27-3337	歯科

9-2 ごみ・し尿収集運搬車

(平成 27 年 4 月現在)

区分	ごみ						し尿		合計	
	塵芥車		トラック等		小計		糞尿車			
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
直営分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
委託業者分	2	5.2	3	6.38	5	11.58	0	0	5	11.58
許可業者分	0	0	4	14.9	4	14.9	6	19.2	10	34.1

9-3 廃棄物・し尿処理施設

1 種子島地区広域事務組合 種子島清掃センター

所在地（電話番号）	西之表市西之表白崩 17385-2（28-3310）
敷地面積	22,000 m ²
可燃物（燃えるゴミ）処理施設	竣 工：平成 24 年 3 月 処理方式：連続燃焼式焼却炉（ストーカ炉） 処理能力：22 t / 24 h × 1 炉
リサイクル施設	竣 工：平成 24 年 3 月 処理能力：7 t / 5 h
管理型最終処分場	竣 工：平成 24 年 3 月 埋立容量：24,000 m ³ （8,000 m ³ × 3 区画）
処理区域の概況（平成 27 年 4 月 1 日現在）	処理区域：西之表市 ・ 中種子町 計 人 口：16,027 人 ・ 8,372 人 24,399 人 世 帯 数：8,062 世帯 ・ 4,335 世帯 12,397 世帯
浸出水処理施設	竣 工：平成 24 年 3 月 処理能力：8 m ³ / 日

2 中南衛生管理組合 中南広域し尿処理場

所在地（電話番号）	中種子町野間 17007-25（27-1457）
敷地面積	10,000 m ²
し尿処理施設	竣 工：昭和 48 年 3 月（改築 平成 15 年 3 月） 処理方式：標準脱窒素処理＋高度処理 処理能力：30kl / 日（し尿 10 kl / 日，浄化槽汚泥 20 kl / 日） 処理計画人口：17,122 人

9-4 火葬場

中南広域斎苑

所在地（電話番号）	中種子町野間 15195-2（27-3444）
敷地面積	6,616 m ²
斎場施設	竣 工：昭和 62 年 4 月 施 設 数：火葬炉 2 基，冷却室 2 基

9-5 遺体安置所

中種子町立体育館

所在地（電話番号）	中種子町野間 5170-13（24-2226）
建床面積	2,159 m ²
体育施設	竣 工：昭和 52 年 4 月 構 造：鉄筋コンクリート

10 輸送に関する資料

10-1 救援物資等集積場所

名 称	所在地	電話番号	面 積
中種子陸上競技場	野間 5897	24-2226	34,922 m ²
種子島中央体育館	野間 5930-1	24-2226	1,680 m ²

10-2 ヘリコプター緊急時離着陸場

名 称	所在地	設置（管理）者	連絡先	面積, その他
中種子陸上競技場	野間 5897	中種子町	24-2226	34,922 m ²
種子島新空港	増田 2692-64	中種子町	27-5111	11.1K m ² 照明あり

10-3 緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路	県道 76号 野間十三番西之表線	県道 75号 西之表南種子線
	町道 下馬通線	国道 58号
第2次緊急輸送道路	国道 58号	県道 75号 西之表南種子線
第3次（町が指定する） 緊急輸送道路	県道 583号 新種子島空港線	町道 浜津脇1号線
	町道 野間納官線	町道 広ヶ野中之町線
	町道 増田1号線	町道 公園通り線
	県道 75号 西之表南種子線	県道 588号 野間島間港線
	町道 横町通り線	町道 高峯竹屋野線
	町道 広ヶ野原尾線	町道 野間阿高磯線
	町道 美座女洲線	町道 坂井熊野線
	町道 屋久津衣之平線	町道 中田屋久津線
第3次（町が指定する） 緊急輸送道路【他市町管理】	町道 本村中田線	
	西之表市 市道 立山十六番線	
	南種子市 町道 長谷島間線 町道 長谷平山線	

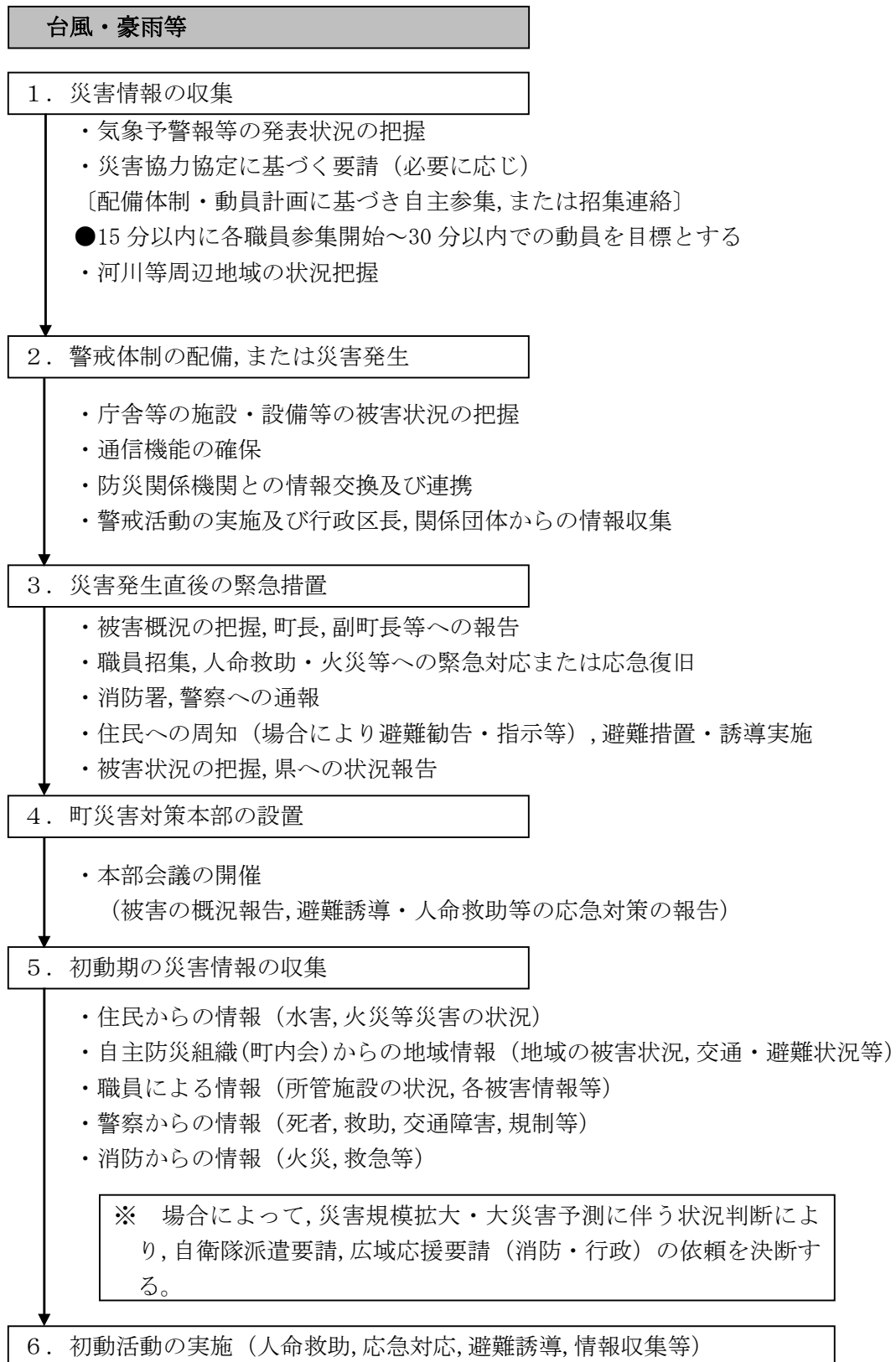
10-4 緊急通行車両事前届出書及び届出済証

地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出書</h2>	
年 月 日	
鹿児島県公安委員会 殿	
申請者住所 (電 話) 氏 名	
番号標に標示 されている番号 (登録番号)	
車両の用途(緊急 輸送を行う車両 にあつては、輸送 人員又は品名)	
使用者	住 所 (電話) 氏 名
出 発 地	
(注) この事前届出書は1部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	
地震防災 災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
第A- 号	
<h2 style="margin: 0;">緊急通行車両事前届出済証</h2>	
上記のとおり事前届出を受けたことを証する。	
年 月 日 鹿児島県公安委員会 印	
(注) 1 大規模地震対策特別措置法, 災害対策基本法, 原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部, 警察署, 交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、汚損し若しくは破損した場合には、公安委員会(警察署経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 1 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 2 緊急通行車両等が廃車となったとき。 3 その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	

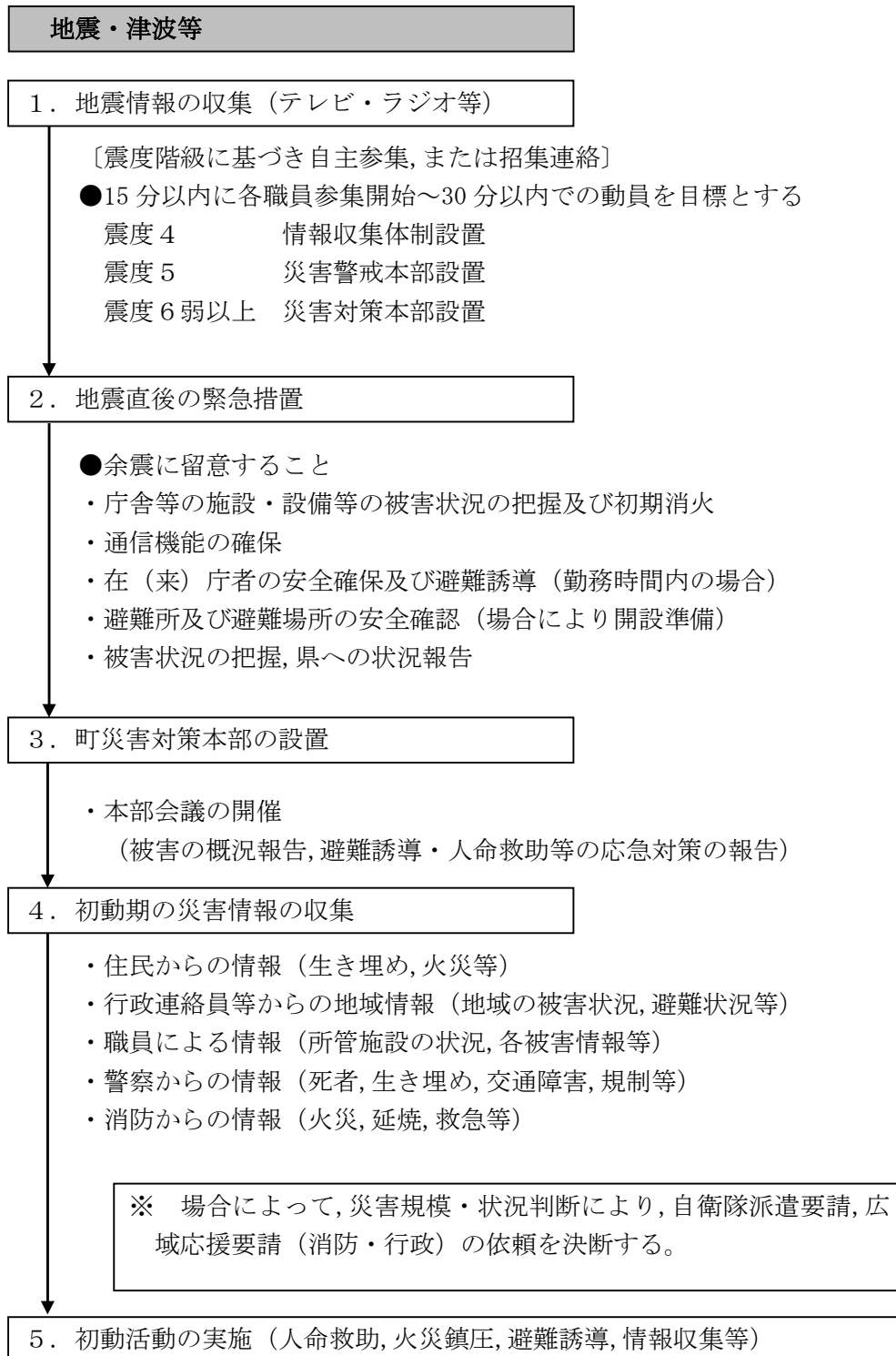
備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4番とする。

11 その他対策等に関連する資料

11-1 風水災害時等の初動対応フロー（勤務時間外）



11-2 地震災害等の初動対応フロー（勤務時間外）

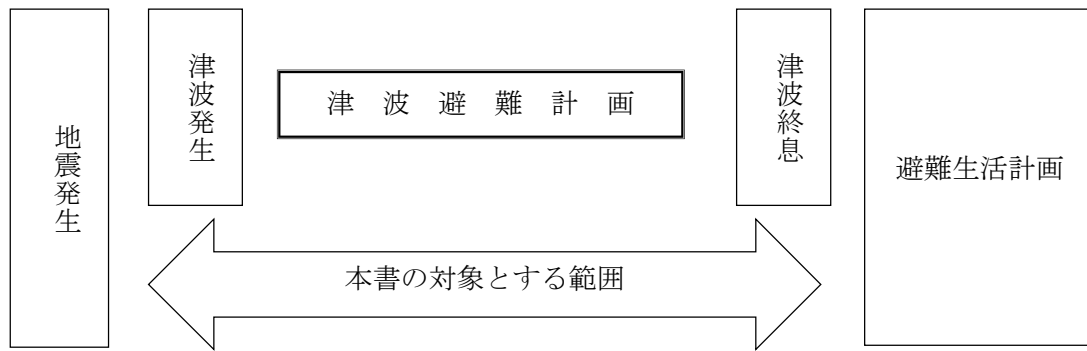


第1章 津波避難に関する基本事項

第1節 目的

本資料は、将来発生が想定される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2,3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難に関する計画査定の為の検討資料である。

従って、山・崖崩れ、延焼火災、余震による家屋倒壊の危険のある場合等の避難計画、あるいは被災による避難生活を円滑に行うための避難生活計画については、それぞれの計画において必要となる事項を盛り込み定める。本計画は、津波から命を守るため早く避難するにはどうしたら良いかといった観点から作成するものとし、避難所における被災者支援の内容にまでは言及しない。



第2節 用語の意味

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

	用語	定義
1	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び浸水深をいう。本計画では鹿児島県の津波シミュレーション結果に基づき定めた。
2	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波の浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、浸水区域よりも広い範囲で指定する。
3	避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
4	避難路	避難する場合の道路で、市町村が指定に努める。
5	避難経路	避難する場合の道路で、自主防災組織、住民等が設定する。
6	緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。町が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。
7	避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所をいう。自主防災組織、住民等が設定するもので、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも緊急避難場所とは一致しない

第2章 避難計画

第1節 津波の浸水想定区域及び到達予想時間の設定

本町においては、内閣府が平成24年8月に公表した「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）津波断層モデル編」における「室戸岬沖と日向灘に大すべり+超大すべり域を2箇所設定したケース（南海トラフCASE11）」と、「種子島東方沖」の2つの震源での地震が被害を及ぼす可能性が高いと考えられる。

本計画では、県が作成したこれら二つの震源による津波の浸水想定の結果から、1mの津波が到達する津波到達予想時間を11分とし、最大津波高を8.9mとして避難計画を策定する。

津波到達時間・津波高

	津波の高さ+1m (分)	最大津波 (分)	最大津波高 (T.P.m)
南海トラフ CASE11	27	33	8.90
種子島東方沖	11	95	5.24

資料：平成24～25年度 鹿児島県地震等災害被害予測調査

第2節 津波避難場所等の設定

避難対象地域、避難目標地点、緊急避難場所、避難路、避難困難地域等は次のとおり設定する。

第1 避難対象地域

避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域である。

避難対象地域は、津波浸水想定区域図に示した最大の津波浸水想定区域に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

第2 避難目標地点

住民等は、安全性の高い避難目標地点を設定する。

避難目標地点は、避難者が避難対象地域外へ避難する際に、とりあえず津波の危険から命を守るために避難の目標とする地点であり、夜間照明、情報機器（伝達・収集）、食料等は備わっていない。従って、避難者は、避難の際にはラジオ等の携帯を心がけるとともに、必要な情報等を得るために、町が指定する緊急避難場所又は浸水想定区域外の安全な避難所へ避難する必要がある（この際に、津波警報等が解除されるまでは、津波浸水想定区域内を經由して避難してはいけない）。

また、町においては、避難目標地点の周辺への同報無線の整備等を進め、避難者に対して必要な情報を伝達できる措置を講じておく。

第3 緊急避難場所等の指定・設定

町は、緊急避難場所が備える必要のある安全性や機能性が確保されている場所を、緊急避難場所として指定するよう努める。

緊急避難場所の指定にあたっては、何よりも安全性が確保されていることが重要であり、機能性は段階的に確保することを念頭に、積極的に緊急避難場所を指定・設定する。

安全性については、最大クラスの津波への対応を原則とするが、それが困難な場合には、最低でも「比較的発生頻度の高い津波」に対して対応できるものとし、「最大クラスの津波」に備えて、住民等が時間と余力のある限り、より「安全な避難場所」を目指す避難行動を推進する。そのため、緊急避難場所の危険度・安全度を明確にし、津波ハザードマップや建物への想定浸水高の表示、地域の地盤高や避難先の海拔表示、海岸からの距離表示等により周知するよう努める。

また、緊急避難場所の指定に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、緊急避難場所の収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討する。

なお、機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器（戸別受信機、ラジオ等）を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達する。

第4 避難路の指定・避難経路設定

町は、避難路が備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定するよう努める。住民等は、安全性の高い避難経路を設定する。

避難路・避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路を指定・設定するが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

避難路の安全性と機能性の確保

- ・山、崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。
- ・橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。
- ・防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。
- ・海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。
- ・避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない）。
- ・避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。
- ・家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
- ・円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。
- ・夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。
- ・階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

避難経路の安全性の確保

- ・山・崖崩れ, 建物の倒壊, 転倒・落下物等による危険が少ないこと。
- ・最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
- ・複数の迂回路が確保されていること。
- ・海岸, 河川沿いの道路は, 原則として避難経路としない。
- ・避難途中での津波の来襲に対応するために, 避難経路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。
- ・階段, 急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

第5 避難困難地域

津波到達予想時間と歩行速度から避難目標地点までの避難可能距離（範囲）を設定する。津波到達予想時間は, 本章1節で求めた時間を用いる。

1 歩行速度

歩行速度は1.0m/秒（老人自由歩行速度, 群集歩行速度, 地理不案内者歩行速度等）を目安とするが, 歩行困難者, 身体障がい者, 乳幼児, 重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと, 東日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が0.62m/秒であったこと等を考慮する必要がある。

2 避難距離

避難できる限界の距離は最長でも500m程度を目安とする（より長い距離を目安とすることも考えられるが, 災害時要援護者等の避難できる距離, 緊急避難場所等までの距離, 避難手段などを考慮しながら, 各地域において設定する必要がある）。

3 避難に要する時間

地震発生後5分後※に避難開始できるものと想定する。

4 夜間や積雪寒冷期の留意点

夜間の場合には, 避難開始は昼間に比べてさらに準備に時間がかかるとともに, 避難速度も低下することも考慮する必要がある。

5 訓練による検証

歩行速度や避難可能距離, 避難開始時間等は, 避難訓練を行って確認・検証し, 見直すことが重要である。

※平成24年8月に公表された南海トラフ巨大地震の被害想定（南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ第一次報告）では, 避難の迅速化が図られた場合について, 昼間の場合には発災後5分後, 深夜でも発災後10分で避難開始するとして試算している。避難速度についても夜間は昼間の80%に低下するものとしている。

【避難可能距離】

町で想定した津波到達時間より避難可能距離は次により求められる。

避難可能距離 = (歩行速度) × (津波到達時間 - 避難開始時間)

津波到達予想時間をそれぞれの震源よる地震に対して, 歩行速度を0.5m/秒, 避難開始時間を発生後5分とした場合, それぞれ避難可能距離は, 次のとおりとなる

	津波到達時間 (分)	避難時間 (到達時間 - 5分)	避難距離 (m)
南海トラフCASE11 (最大津波高)	33	28	840m
種子島東方沖 (津波高さ1m)	11	6	180m

検討に基づき、津波到達時間内に、指定・設定した避難路、避難経路を通過して避難目標地点まで到達可能な範囲（避難可能距離（範囲））を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

避難困難地域の抽出にあたっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

第3節 避難方法等

第1 避難方法の前提

避難方法の前提は、次のとおりとし、町民への周知を行う。

1 徒歩によること

次の理由により、原則として移動する方法は徒歩による。

- (1) 家屋・電柱等構造物の倒壊や落下等、または道路の液状化現象の発生により車両が走行できないおそれがあること
- (2) 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生を誘発し、津波に飲み込まれるおそれが高いこと
- (3) 自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが高いこと災害時避難行動要支援者等、徒歩による避難が困難な場合、または避難の初動が遅れた場合等は自家用車の使用を妨げないが、次の事項に留意する。

【やむを得ず自家用車により避難する場合の留意事項】

- (1) 家族等可能な限り乗合で移動し、走行車両数を抑制し渋滞等発生の原因とならないよう考慮する。
- (2) 渋滞が発生した場合は、ただちに路肩や道路外に駐車し、徒歩により避難する。その際、緊急車両等の通行の妨げとならないよう配慮し、ドアロック等はせず、エンジンキーは付けたままにする。

2 海と反対方向に移動する

海と反対方向（＝高台等）に避難することにより、想定以上の津波があった場合でもさらなる避難が可能となる。

3 河川を渡らない・近づかない

最大クラスの津波は、防潮堤や水門を越え、一般的には陸上の倍程度の速度により河川を遡上するので河川付近は非常に危険である。また、地震の揺れや津波の勢いにより橋梁が損壊する可能性があることから、河川を渡ることを避難の前提としない。

4 率先して避難する

家族や隣近所に声をかけ、率先して避難する。その際、高齢者や子ども等に対して可能な範囲で避難を補助する。

5 非常持出品を携帯する

最大クラスの津波が発生してからの数日間は、流通が機能しなくなり、食料品等生命を維持するため必要な物資が調達できないおそれがある。

そのため、携帯可能な範囲で食料品、飲料水、服用している薬など生命の維持に必要なもののほか、携帯ラジオや懐中電灯などを非常持出品として避難の際に携帯する。

第2 避難方法

区 分	避 難 方 法 等
強い地震・長い地震ゆっくりとした揺れを感じたとき, 大津波警報が発表されたとき	「避難目標地点」(浸水想定地域外) を目指して避難行動を開始する。
避難目標地点に到着したとき	家族や近隣の者の安否を確認した上で「大津波避難場所」を目指して移動する。
大津波避難場所に到着したとき	大津波避難場所が避難施設でない場合, または避難施設の場合であっても収容不可能なときは, 町(災害対策本部)がバス等の車両により, 収容可能な避難所へ移送する。 車両による移送が困難な場合であって, 徒歩による移動が可能な距離の場合は, 徒歩により移動する。

第3章 初動体制

第1節 職員配備基準及び配備体制

大津波警報, 津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防団含む）の連絡・参集体制は「中種子町地域防災計画」に定める。

配備体制	配備基準	参集・配備基準	活動内容
情報連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ●震度4の地震が発生した場合 ●その他町長が特に必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●総務課 … 2名 	小規模地震や津波への警戒を行うため、関係機関との情報連絡に努める。
災害警戒本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ●震度5弱以上の地震が発生した場合 ●震度5弱未満でも災害が発生し又は発生するおそれのある場合 ●その他町長が必要と認めたとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ●総務課 … 3名 ●課長及びその他必要と認める人員 	災害警戒本部を設置し、事前に指定した各課を中心に関係機関の協力を得て、災害情報の収集、応急対策など防災対策の一層の確立を図る。
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ●震度6弱以上の地震が発生した場合 ●震度6弱未満でも重大な災害が発生し、若しくはそのおそれのある場合 	各課職員全員	災害対策本部を設置し、災害の規模、程度に応じ町の組織をあげて、各種災害応急対策を実施する。

第4章 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難指示等の呼びかけを行う者や、防災事務に従事する者は、自らの安全確保に十分に留意し、状況に応じて高台に避難する。

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、避難誘導等に従事する者自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、水避難誘導等に従事する者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも避難誘導等に従事する者自身の避難時間を確保した上で、避難誘導等を実施しなければならない。

<避難誘導等に従事する者自身の安全確保のために配慮すべき事項>

- ・活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ・活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・指揮者は、活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため随時交代させる。
- ・活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、避難誘導等に従事する者の安全を確保するため、必要に応じて、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水避難誘導等に従事する者等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・津波浸水区域、津波被害のメカニズム、その他津波被害の事例等の資料を職員防災関係機関に配付し、安全確保のための研修等の実施を心がける。

第5章 津波情報等の収集・伝達

地震発生直後の初動期における応急対策を進める上で、津波予報及び地震情報・津波予報等は基本的な情報である。このため、町及び関係機関は、警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、関係機関等に伝達する。

第1節 気象庁による津波に関する情報の発表

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

気象庁等から収集する津波予報や情報

種類	内容
津波注意報 津波警報・大津波警報	日本近海で地震に伴う津波の発生がある場合には、地震発生から、約3分後に津波注意報、津波警報及び大津波警報が発表される。
津波予報	津波注意報の基準に満たない0.2m未満の海面変動や海面変動の継続について予報が発表される。
予想される津波高さ	津波の波源や地震の規模が判明した約15分後に予想される津波の高さが発表される。
各地の津波到達予想時刻と満潮時刻の情報	主な地点の満潮時刻及び津波の到達予想時刻が発表される。
沖合と沿岸部における津波の観測情報	沖合の海底津波計等による観測情報のほか、沿岸の観測点における津波の到達時刻や高さが発表される。

波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値発表	定性的表現	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。

※大津波警報は特別警報に位置づけられる

第2節 津波警報等の留意事項等

- 1 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 2 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 3 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

第3節 警報及び地震予知情報等の受理、伝達

県から伝達される警戒宣言、地震予知情報等の受理は、勤務時間内外及び休日等にかかわらず県防災行政無線等において、確実にを行うものとする。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用するとともに直ちにサイレン及び町防災行政無線にて、住民等へ確実に伝達するものとする。

第4節 津波の監視警戒

地震を感じた場合又は津波注意報や津波警報が発令された場合は、町は、消防機関等の協力を得て海岸地域及び沿岸のパトロールを行い、潮位、波高を監視警戒するものとする。

第5節 地震・津波に対する自衛措置

県の「気象情報自動伝達システム」やN T Tの「警報伝達システム」等により震度4以上の地震又は津波警報等を覚知した場合、あるいは、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、次の自衛措置をとる。

- 1 地震や津波に関する情報を入手した場合、直ちに防災行政無線、広報車、及びF A X（N T T）、緊急速報メール（エリアメール等）等により住民や関係防災機関へ伝達する。
- 2 地震を感じた場合には、津波予報等を的確に把握するとともに、海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位、波高を監視警戒するものとする。

特に震度4以上と思われる地震を感じたときは、気象官署からの津波予報等が届くまでの間、海面状態を監視警戒する等自衛措置を講じる。この場合の海面監視は、監視者の安全を配慮しつつ実施するものとする。

- 3 ラジオ、テレビ等による情報収集にも努める。なお、停電の場合及び避難先での情報入手のため、携帯ラジオを用意するなど対策を講じておくものとする。

第6章 避難指示の発令

第1節 発令基準

避難指示の発令基準 (津波編)

種類	予報・警報	対象地域	津波災害の避難指示の発令基準
避難指示	津波注意報	津波浸水想定区域 沿岸部	津波予報区「種子島屋久島地方」に 大津波警報, 津波警報, 津波注意報が 発表されたとき
	津波警報	津波浸水想定区域	
	大津波警報 (特別警報)	津波浸水想定区域	

※対象地域は津波浸水想定区域範囲による。

※どのような津波であれ, 危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから, 「避難準備情報」「避難勧告」は発令せず, 基本的には「避難指示」のみを発令する。

第2節 伝達方法

第1 発令時期, 避難指示の伝達

本部総務班(総務課)は, 関係班に避難の勧告・指示を伝達する。伝達手段については, 避難指示の対象地域ごとに, 以下の手段や地域特性に応じたその他の手段を含めた複数の手段を組み合わせて, 伝達先と合わせて具体的に定めておく。

- (1) 防災行政無線及びサイレンの吹鳴により対象地域の住民全般に伝達
- (2) 広報車や消防団車両により, 対象地域の住民全般に伝達
- (3) 消防団に対して対象地域の住民への伝達を依頼, 防災行政無線, 電話, 携帯電話, 及び電子メール等による伝達
- (4) 災害時避難行動要支援者等の事前登録者やその緊急連絡先, 避難支援者, 町社会福祉協議会, 民生委員・児童委員, 介護保険制度関係者, 及び障がい者団体等の福祉関係者への伝達 (FAX, 携帯電話及び電子メールの活用も含む)
- (5) 自主防災組織や近隣組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や, 地域コミュニティ間での直接的な声かけ
- (6) 緊急速報メールによる配信, ホームページへの掲載等インターネットによる対象地域の住民も含めた不特定多数への伝達
- (7) テレビ, ラジオ等の放送機関への依頼

第7章 津波対策の教育・啓発

町は、円滑な津波避難が行われるよう、津波避難に関する知識や心得等の普及に努める。

第1節 普及・啓発すべき内容

項目	内容
津波に関する知識	津波避難の必要性について啓発するため、津波の威力や速度など、津波のメカニズムを周知する。
避難計画に定める内容	円滑な避難を推進するため、避難場所や避難路、避難方法などを周知する。
津波避難・防災上の心得	<ul style="list-style-type: none">・流通が機能停止している状況下であっても、避難者が生活できるよう、非常持出品の必要性について周知する。・津波からの避難は、避難の初動が重要であるため、町からの避難勧告等を待たずに、「強い揺れ」、「ゆっくりとした長い揺れ」、または防災行政無線やテレビ等情報媒体からの「津波警報等」を感知したら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。・当計画での想定を超える津波も有りうること、またそのような状況にあっても避難できるよう、避難の際にはより高い方へ逃げることを周知する。

第2節 普及・啓発等の手法等

第1 防災マップの配布

想定浸水域、避難場所、避難路を記載したハザードマップに加え、津波避難方法の原則や防災上留意すべき点を記載した津波防災マップを作成して、全戸に配布及び町ホームページで公開する。

第2 津波避難計画定着化事業の実施

自主防災組織や行政区単位で、ワークショップや避難計画の実践訓練を行うことにより、避難場所、避難路など本計画で定める事項の定着を図るほか、地域住民が定めることとしている避難経路の設定を促進する。

第3 自主防災組織活動の促進

自主防災組織は、地域の災害時避難行動要支援者の避難支援及び災害が長期化した場合の避難所運営等に特に重要な役割を期待する存在である。

そのため、町内全域での自主防災組織の設立を目標とし、自主防災組織育成支援助成金の交付をはじめとして、その他自主防災組織結成のために必要な支援を行う。

第4 防災組織リーダーの育成

消防団員、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、津波災害における防災活動の啓発を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。

第5 防災教育の実施

小・中学校または保育園など、子どもに対する防災教育を積極的に実施し、多くの世代に対し津波避難への関心を喚起して円滑な避難を推進するとともに、子どもが家族や教師等と離れている状況であっても、津波避難が実行されるようにする。

第8章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めるものとする。特に、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期の実施に配慮する。

また、避難訓練は、地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に対する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法、問題点等の検証を行う。

主な内容は次のとおりとする。

- 1 災害対策要員の参集、災害対策本部運営訓練
- 2 津波警報等の情報伝達訓練
- 3 避難勧告、避難指示の伝達訓練
- 4 津波避難実働訓練、避難誘導訓練
- 5 災害時避難行動要支援者に対する避難支援訓練
- 6 避難所運営訓練

第9章 その他の留意点

第1節 観光客, 海水浴客, 釣り客等の避難対策

次の点に留意の上, 観光協会や旅館組合等関係団体と共同して, 観光客, 釣り客等への避難対策を定める。

- 1 情報伝達
- 2 施設管理者の避難対策
- 3 自らの命を守るための準備
- 4 避難場所の確保, 看板・誘導標識の設置
- 5 津波災害情報, 避難方法の啓発, 避難訓練の実施

第2節 災害時避難行動要支援者の避難対策

津波避難において, 災害時避難行動要支援者となりうる者（情報伝達面, 行動面, 地理不案内の面で円滑な避難が困難になることが予想される者）の避難対策を定めるにあたっては, 災害時避難行動要支援者となりうる要因に応じて, 次の点に留意する。

- 1 情報伝達
- 2 避難行動の援助

第3節 自主防災組織の結成促進

災害時要援護者を津波から守るためには, 周辺住民の応援, あるいは地域ぐるみの自主的かつ組織的な防災活動に期待するところが大きいことから, 町は, 行政区・自治会等を中心とした自主防災組織の結成促進や, これら組織と消防団等との連携促進を図る必要がある。

第4節 地域特性や社会的な状況に対応した津波対策の促進

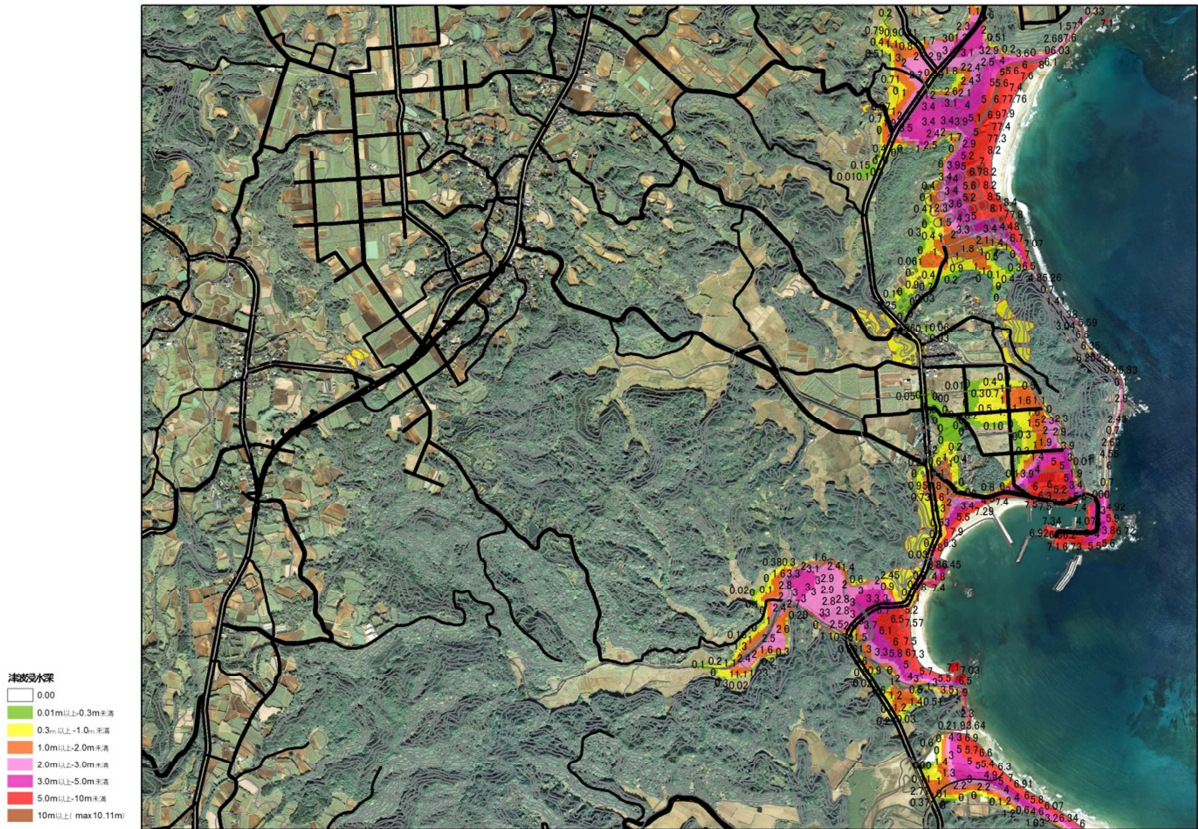
- 1 食料・物資等の供給体制の整備
- 2 孤立化集落対策
- 3 遠地津波や桜島の海底噴火に伴う津波等の火山性津波などへの対応

第5節 津波防災対策

円滑かつ確実な避難を推進するため, 町は以下の対策を実施する。

- 1 災害対策拠点の拡充
- 2 避難路の整備（橋梁・避難階段等）
- 3 収容避難所の機能強化（非常用発電機等）
- 4 防災設備の充実（防災無線・消防設備の充実）

避難路整備地区(油久・南界地区)



11-4 原子力災害対策

【総 則】

中種子町は、川内原子力発電所から約 161.8 km に位置しており、国の原子力災害対策指針による原子力施設から概ね 30 km を目安とした「緊急時の防護措置を準備する区域（UPZ）及び「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護を実施する区域（PPA）」の圏外である。

町においては原子力災害発生時の放射線物質の拡散が気象条件によって影響を受けることを想定し、原子力災害に特化した事象に対し、国及び県と連携して行うべき基本事項についてとりまとめる。

【災害予防計画】

1. 情報の収集・連絡体制の整備

原子力施設等で大規模な事故が発生した場合、非常時の情報連絡を直ちに受けるとともに、国、県やその他防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、その状況等を住民に広報する必要がある。このため、町は、県、薩摩川内市とその周辺市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と原子力災害に関する情報の収集・伝達を円滑に行うため、地域防災計画一般災害編に示す体制での対応を行う。

2. 通信手段の確保

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、県及び原子力施設からの状況報告や防災関係機関からの連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時通信連絡網にかかる設備の整備を行うとともに、その円滑な活用が図られるよう努める。

3. 広域防災体制の整備

大規模な原子力災害が発生した場合、広域的な応援要請を迅速かつ円滑に行うため、町及び防災関係機関は、原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。

4. 緊急時モニタリング協力体制の整備

県が定めた緊急モニタリング本部の組織及び緊急時モニタリング実施時の役割に従い、町は、県が実施する緊急時モニタリングへ要員の派遣等の協力を行うための体制を整備する。

5. 住民等への情報提供体制の整備

町は、原子力災害が発生した場合、住民等に対し危険回避のための情報や災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用体制の整備など情報提供体制の整備を図る。

6. 飲料水、飲食物の摂取制限等に関する体制の整備

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、飲料水、農林水産物等が放射性物質に汚染されるおそれがあることから、内部被ばくを防ぎ、住民の安全や健康を適切に守るための対策が講じられるよう、飲料水、飲食物の摂取制限に関する体制の整備に努める。

【災害応急対策】

町は、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県と連携を図るものとする。

また、他市町村において避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された場合、町においては、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

1. 活動体制の確立

町は、原子力災害に対処するため、町災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

配備体制	配置・配備基準
災害警戒本部	・ 鹿児島県から警戒事象又は特定事象発生 of 通報を受けたとき ・ 鹿児島県が災害警戒本部を設置したとき ・ その他総務課長が必要と認めたとき
町災害対策本部	・ 国が原子力緊急事態宣言を発出したとき ・ 鹿児島県が災害対策本部を設置したとき ・ その他町長が必要と認めたとき

※その他、災害警戒・対策本部時の運営体制については、地域防災計画に準じる。

2. 特定事象発生 of 情報連絡等

町は、県から所要 of 情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。また、関係機関との間においては、県から通報・連絡があつた事項及び自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど連絡を密にするるとともに、各種被害情報等の収集に努め、必要な措置を講ずるものとする。

3. 緊急時モニタリング活動

町は、県が行う緊急時モニタリングに関し、県 of 要請に基づき、必要となる要員 of 派遣や資機材 of 貸与等に関する協力を行う。町は、県を通じて、屋内退避、避難、飲食物 of 摂取制限等、町が行う各種防護対策に必要なモニタリング情報 of 迅速かつ的確な把握に努めるものとする。

4. 住民等への的確な情報提供活動

町は、大規模な原子力災害が発生した場合に住民等 of 危険回避等に資するため、テレビ・ラジオ等 of 有効活用、防災行政無線や広報車等あらゆる手段を活用し、専門家 of 助言を得ながら、災害に関する情報の迅速かつ的確な提供に努めるとともに、住民等 of 問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

5. 飲料水、飲食物 of 摂取制限等

町は、県から、O I L 及び食品衛生法上 of 基準値を踏まえた国 of 指導・助言及び指示に基づき、飲料水、飲食物 of 出荷制限及び摂取制限、農林水産物等 of 採取及び出荷制限 of 指示があつた場合、必要な措置を講ずるものとする。

【復旧計画】

1. 放射性物質による汚染 of 対策

町は、大規模な原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、住民等 of 被ばく線量を低減するため、国、県、薩摩川内市とその周辺市町村、その他市町村、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携して、放射性物質による汚染 of 対策に努める。

12 その他の資料

12-1 救助の実施程度、方法及び期間一覧表

(平成27年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考																																									
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための資金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上																																									
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間 最高2年以内 4 被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする。																																									
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,080円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)																																									
飲料水の供給	現に飲料水を得ることが出来ない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上																																									
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は段損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																									
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人 世帯</th> <th>2人 世帯</th> <th>3人 世帯</th> <th>4人 世帯</th> <th>5人 世帯</th> <th>6人以上 1人増すご とに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊 全焼 消失</td> <td>夏</td> <td>18,300</td> <td>23,500</td> <td>34,600</td> <td>41,500</td> <td>52,600</td> <td>7,700</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>30,200</td> <td>39,200</td> <td>54,600</td> <td>63,800</td> <td>80,300</td> <td>11,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊 半焼 床上 浸水</td> <td>夏</td> <td>6,000</td> <td>8,000</td> <td>12,000</td> <td>14,600</td> <td>18,500</td> <td>2,600</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,700</td> <td>12,600</td> <td>17,900</td> <td>21,200</td> <td>26,800</td> <td>3,500</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算	全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000	半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500
区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すご とに加算																																						
全壊 全焼 消失	夏	18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700																																						
	冬	30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000																																						
半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600																																						
	冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500																																						

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 社会保健診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は段損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校児童 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実状に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に至急	1体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	1 洗浄、消毒等 1体当たり 3,400円以内 2 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 3 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
障害物の除去	居室, 炊事場, 玄関等に所外物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	災害の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

12-2 指定（登録）文化財一覧

区分	種別	名称	所在地		指定年月日
国	有形文化財（建造物）	古市家住宅	本村		平成6年7月12日
県	無形民族文化財	町山崎の源太郎踊	町山崎		昭和39年6月5日
町	記念物（史跡）	千草原遺跡	郡原		昭和55年3月26日
	有形文化財（歴史資料）	矢止石	本村		昭和55年3月26日
	有形文化財（建造物）	塩釜跡	竹之川		昭和55年3月26日
	有形文化財（建造物）	野間焼窯跡	畠田		昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	坂井神社の大ソテツ	本村	坂井神社	昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	ヤッコソウ自生地	熊野	熊野神社	昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	ヤクタネゴヨウ	郡原		昭和55年3月26日
	記念物（天然記念物）	ハマジンチョウ・メヒルギ自生地	塩屋		昭和55年8月1日
	有形文化財（工芸品）	塩釜神社の石臼	資料館		昭和56年2月8日
	有形文化財（工芸品）	牧のコテ	資料館		昭和56年2月8日
	有形文化財（工芸品）	牛之原牧の証文	向井町		昭和56年2月8日
	有形文化財（工芸品）	中之町牧の証文	中之町		昭和56年2月8日
	記念物（史跡）	阿獄の洞穴	塩屋		昭和56年2月8日
	有形文化財（歴史資料）	宮吉良の石塔	原之里		昭和56年2月8日
	有形文化財（歴史資料）	上妻氏の石塔	中之町		昭和56年2月8日
	記念物（史跡）	日良法印御墓所	田島	浄光寺	昭和58年10月1日
	記念物（史跡）	日良法印御墓所	本村		昭和58年10月1日
	有形文化財（工芸品）	日蓮筆曼陀羅	栄町	日輪寺	昭和59年3月5日
	有形文化財（工芸品）	日隆筆曼陀羅	栄町	日輪寺	昭和59年3月5日
	記念物（天然記念物）	平鍋の化石	平鍋		昭和59年3月26日
	記念物（史跡）	苦浜貝塚	阿高磯		昭和59年3月26日
	有形文化財（建造物）	戸畑の煙突	戸畑		平成18年1月26日
	有形文化財（建造物）	松溝庵跡	熊野	熊野神社	平成22年5月18日
有形文化財（建造物）	南界小鐘突堂跡及び旧正門	本村		平成22年5月18日	
無形民俗文化財	下田集落「アッチャメ踊り」	下田		平成22年5月18日	